

令和5年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見

産業振興部の財務事務の執行  
及び事業の管理について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 齋藤 紀朗

## 目次

第1章 総論.....	3
第1 包括外部監査の概要.....	3
1 包括外部監査の種類.....	3
2 選定した特定の事件.....	3
3 外部監査の対象期間.....	3
4 外部監査の実施期間.....	3
5 特定の事件を選定した理由について.....	3
6 包括外部監査の方法.....	4
7 監査対象機関.....	4
8 外部監査の補助者.....	4
9 利害関係.....	5
第2 包括外部監査の結果.....	6
1 監査の結果について.....	6
2 監査の結果及び意見の集約リスト.....	6
第2章 各論.....	17
第1 産業振興部の概要.....	17
1 組織.....	17
2 事務分掌.....	18
3 産業振興部の所管する外郭団体.....	21
4 産業振興部の所管する施設.....	21
第2 産業振興部の施策.....	22
1 いわき市の現状.....	22
2 福島県の産業振興施策.....	25
3 いわき市まちづくりの基本方針.....	28
4 いわき創生総合戦略.....	31
5 産業振興部の施策.....	34
6 商工費推移.....	38
7 産業振興部(公営競技事務所を除く)の課別・事業別歳出決算額推移.....	39
第3 産業チャレンジ課.....	41
1 監査対象事業一覧.....	41
2 個別事業に係る監査結果.....	42
第4 産業みらい課.....	83
1 監査対象事業一覧.....	83
2 個別事業に係る監査結果.....	83
第5 産業ひとづくり課.....	118
1 監査対象事業一覧.....	118

2 個別事業に係る監査結果.....	118
第6 公営競技事務所(競輪事業特別会計).....	140
1 競輪事業の概要.....	140
2 決算の状況.....	152
3 事業計画.....	159
4 契約管理.....	171
5 資産管理.....	199

## 第1章 総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 包括外部監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。)第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

産業振興部の財務事務の執行及び事業の管理について

#### 3 外部監査の対象期間

原則として令和4年度執行分(必要に応じて他の年度も対象とする。)

#### 4 外部監査の実施期間

令和5年8月28日から令和6年3月22日

#### 5 特定の事件を選定した理由について

全国的な高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少の中、いわき市(以下「本市」)の人口は平成10年の36万1千人をピークに、令和12年には29万2千人、令和42年には17万3千人に減少するものと推計されている。また、大学等卒業後の進路状況は、令和元年度で市内就職者が約3割にとどまり、市外への就職者が5割を超えている現状にある。

市民サービスの維持のためには人口の維持が必要であるとの認識の下、平成27年に策定した「新・いわき市総合計画 改定後期基本計画」(前期計画)における政策の柱の1つに「活気を生み、力を伸ばしあう」として産業振興を掲げていたものの、次期計画の策定に際して行われた前期計画の総括として、指標改善に相当の努力が必要で優先度も高いと評価されている。

このような現状を踏まえて、新たな総合計画の位置付けで令和3年に策定した「いわき市まちづくりの基本方針」において、重点的に取り組むテーマの1つに「ひと・まち・しごとの充実強化」を掲げ、「しごとづくり」として地域産業の振興を図ることとされ、令和4年度予算において主要施策として位置付けられている。

以上から、産業振興は本市の重要なテーマであり、産業振興や雇用対策を所管する産業振興部の財務事務の執行及び事業の管理について、法令等に対する法規性のみならず3E(経済性・効率性・有効性)の観点から検討することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

合わせて、産業振興部が所管する競輪事業は足下で黒字であり、競輪事業特別会計から一般会計に繰出しを行っており、本市の財源確保に貢献している。今後の人口減少に伴い税収の

減少が予想される中で、競輪事業の現状及び将来の見通しについて検討することは有用であると判断し、また、過去に本市の包括外部監査において競輪事業を事件としていないことから、競輪事業特別会計も含めて検討することとした。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 産業振興部の事業に関する歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 産業振興部が所管する施設や財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 産業振興部の事業は、特に現状の財務状況等の観点から経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 産業振興部の事業は、事後評価、改善活動が適切に行われていることにより有効的に実施されているか。

### (2) 監査手続

- ① 入手資料等による事業の概況把握及び財務情報等の分析
- ② 関連法令、条例、要綱、契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書、モニタリング資料等の閲覧
- ③ 担当課、担当者、関連団体等への質問、意見聴取等
- ④ 必要と認めた関連施設への往査
- ⑤ その他必要と認めた監査手続

## 7 監査対象機関

産業振興部(産業チャレンジ課、産業みらい課、産業ひとつくり課、公営競技事務所)

## 8 外部監査の補助者

公認会計士 富樫 健一  
公認会計士 高久 健一  
公認会計士 宮西 宏幸  
公認会計士 柳澤 晋  
公認会計士 中鉢 政彦

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本報告書における記載内容の注意事項

- ① 本文中の金額の表示については、原則として表示単位で四捨五入表示としている。
- ② 後述する通り、産業振興部の組織を令和 5 年度において変更しており、報告書における記載は、変更後の組織によっている。

## 第2 包括外部監査の結果

### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区 分	内 容
指 摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 本文中、【指摘】と表記する。
意 見	「指摘」事項には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した 事項又は検討を要すると判断した事項 本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和6年2月末現在の判断に基づき記載している。

### 2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査の結果及び意見の要約	区 分		参照 ページ
		指摘	意見	
<b>第2章 各論</b>				
<b>第3 産業チャレンジ課</b>				
(産業創造館指定管理事業／全般)				
1	指定管理事業の範囲について 指定管理事業に含めるソフト事業については産業創造館というハードが不可欠である事業に限定すべきであり、新たなソフト事業の追加は個別委託事業として実施すべきである。		○	44
2	候補者選考にあたっての有識者意見聴取の活用について 選考委員は市職員のみであるが、次回以降の選考に当たっては、外部有識者等の意見聴取の活用を検討されたい。		○	45
(産業創造館指定管理事業／いわき駅前再開発ビル設備等更新負担金等分)				
3	ラトブ中長期修繕計画に基づく修繕負担金について ラトブ管理組合に対する修繕負担金は、指定管理者が市から受け取った指定管理料から管理組合に対して負担金を支払っているが、産業創造館の設置主体である市が管理組合に対して負担金として支出すべきである。	○		47
4	情報ネットワークシステム等賃貸借取引について 産業創造館の情報ネットワークシステム等の賃貸契約を指定管理	○		48

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	者がベンダーと締結し、市から受け取った指定管理料から賃借料を支出しているが、産業創造館の設置主体である市がベンダーと賃貸借契約を締結し、市が賃借料として支出すべきである。			
(産業創造館指定管理事業／感染症対策分)				
5	備品の購入について 産業創造館で使用する備品を指定管理者が指定管理料から購入しているが、産業創造館の設置主体である市が契約当事者として購入契約を締結し、市の備品購入費として処理すべきである。	○		50
(産業創造館指定管理事業／創業者支援事業費)				
6	創業者支援事業のアフターフォローについて インキュベートルームを退室された方等へのアフターフォローについて、今後は、関係機関と事業者が一堂に会した会議の開催を行う意向とのことであり、その着実な実行推進が望まれる。		○	51
(産業創造館指定管理事業／産業人財育成支援事業費)				
7	業務仕様書の講座回数と計画・実績講座数の相違について 業務仕様書の講座開催数の半分程度となっており、今後、業務仕様書に合わせた講座数を設定するか、実態に合わせ当該事業規模を縮小させるか、同協会と検討する必要がある。	○		52
8	事業評価と支出額の妥当性について 当該事業での講座数は、業務仕様書で想定した半分程度となっているが、予算額から減額されることなく支出されており、委託先の事業内容や支出内容を確認した上で、今後の予算額を設定する必要がある。	○		53
(産業創造館指定管理事業／事業化支援事業費)				
9	委託事業と補助事業の区別について 採択事業者に対する助成について、委託先から採択事業者への再委託の形を採っているが、市の補助事業として整理することが適当であり、今後の取扱いについて再考する必要がある。	○		55
10	事業費の積算について 事業費の積算において、消費税の計算に誤りがあり、ダブルチェックを強化することも含めて今後留意する必要がある。また、同様の事業を行う産業みらい課と積算内容を整合させ、重複や漏れ等が生じないようにコミュニケーションを図る必要がある。	○		56



No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
(販路開拓・経営革新支援事業費)				
11	<p>交付要綱の記載について</p> <p>公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事業補助金交付要綱について、補助金交付要綱に必須とされる補助金交付の目的、及び補助金の算出方法等の記載がなく、追加記載が必要である。</p>	○		59
12	<p>収支報告書の計算誤りについて</p> <p>ネットワーク協会が作成した収支報告書に計算誤りがあり、その結果、補助額が過大となっている。市側でのダブルチェック等検証の強化が必要である。</p>	○		59
(商工業金融施策)				
13	<p>融資制度の周知等について</p> <p>融資利用率の向上に向け、原因分析を行い、経営改善支援と組み合わせた支援を金融機関に促して行く必要がある。また、利用がない制度については、利用促進のための制度改正や周知方法の改善、あるいは制度廃止の検討が望まれる。</p>		○	61
(キャッシュレス決済ポイント還元事業費)				
14	<p>予算額の設定について</p> <p>プロポーザルの審査等を通じて、ポイント還元費の算出過程について聴取しても良かったものと思われ、今後実施する場合は、実態に見合った予算額の設定や事業内容等を検討することが望ましい。</p>		○	64
15	<p>プロポーザルの審査項目について</p> <p>当事業の目的は、キャッシュレス推進、ポイント還元費を通じての消費喚起による経済対策であり、今後実施する場合は、審査項目として還元額の極大化につながる項目の追加を検討することが望ましい。</p>		○	65
(産業振興推進事業費)				
16	<p>「TRAIL」の活用状況のアンケート調査について</p> <p>市内事業者等に「TRAIL」の活用状況のアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえてより有効な情報になるよう掲載内容を見直すことが望ましい。</p>		○	67
(事業再構築促進補助金)				
17	<p>補助金交付先の今後の支援について</p> <p>交付を受け、補助事業終了後順調に行っている事業者で、DX や賃金引上げ等で支援が必要な事業者に対しては、市独自の継続的な支援策の導入を検討されたい。</p>		○	69

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
(「企業・ひと・技」応援ファンド事業費)				
18	事業者の選定や支援等について 目標件数を過度に重視せず、事業者の取組み姿勢を見極めた上で事業者の選定を行い、事業者の将来の成長に資するよう必要な支援等を行うことが望まれる。また、対象事業者の選定基準の見直しも検討されたい。		○	72
(業態転換等支援補助金)				
19	国の補助金の交付確定及び取消しの確認結果の文書化について 国の補助金の交付決定額から確定額の変動や交付決定の取消しに関する情報について、会議所・商工会に文書で照会を行い、文書による回答を求めることが望ましい。		○	74
(商工会議所補助金)				
20	補助事業の評価について 交付団体への運営費の補助ではなく、補助金の交付目的を達成するための事業費に補助し、目標指標及び効果測定方法を設けた上で、その効果を検証、評価することが望ましい。		○	76
(商工会補助金)				
21	補助事業の評価について 交付団体への運営費の補助ではなく、補助金の交付目的を達成するための事業費に補助し、目標指標及び効果測定方法を設けた上で、その効果を検証、評価することが望ましい。		○	79
(津波被災地域企業等立地奨励金)				
22	奨励金交付後の対象資産の譲渡等について 奨励金の対象資産の譲渡等を把握するため、固定資産台帳等入手し、譲渡等の有無を確認することが望ましい。		○	80
(店舗等新規出店支援事業費補助金)				
23	交付申請書の内容の確認について 事業計画書と補助金等交付申請書等の書類間の整合性を確かめ、記載誤りが発見された場合は、修正を求める必要がある。	○		82
<b>第4 産業みらい課</b>				
(新産業創出支援事業費)				
24	いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金に係る要綱の整備について いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金は、個別の要綱が整備		○	86

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	されていない。今後、関係機関と協議を進め対応することが望ましい。			
(バッテリーバレー推進事業費)				
25	委託事業と補助事業の区別について 採択事業者に対する助成について、委託先から採択事業者への再委託の形を採っているが、市の補助事業として整理することが適当であり、今後の取扱いについて再考する必要がある。	○		90
26	いわき EV アカデミーの受講者拡大について 当該事業は他の自治体ではあまりやっていない試みであり、本市の人材育成としても有用と考えられる事業であるため、様々な方法で受講できるような体制を整え、受講者を増やすことが望ましい。		○	90
(風力関連産業推進事業費)				
27	保存文書の差し替え漏れについて 保管文書の最終版への差し替えを失念していたものであったが、保管文書には最終版を綴じる必要があるため注意が必要である。		○	94
28	実績報告書と仕様書の整合について 実績報告書の明細に仕様書等に明記されていない項目が記載されているが、できるかぎり仕様書と実績報告書の明細は整合させた方が望ましい。		○	94
(グリーンイノベーション創出支援事業費)				
29	収支報告書と設計書の差異について 委託先から提出された収支報告書と市の設計書に差異が生じているが、当事業は令和4年度が初年度であるという状況を踏まえ、今後は過去の実績も考慮し設計の精度を高めることが望ましい。		○	98
(工場等立地奨励金)				
30	増設奨励金の対象設備の取得時期について 増設奨励金について、過去に取得した設備をどこまで含めるのか条例等に具体的な期間を明記することが望ましい。		○	101
(好間工業用水道管理運営費)				
31	随意契約時の見積書の徴求について 他の業者から参考見積書を入手し、受託予定業者の参考見積額の妥当性を検証することが望ましい。		○	104
(企業交流会館管理運営費)				
32	市と立地企業の費用負担区分について		○	111

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	企業交流会館の運営管理に要する費用は市と立地企業により負担することとなっているが、費用負担の区分について、文書で明確に規定することが望ましい。			
33	<p>公社の積算内容の検証について</p> <p>委託先の作成した参考見積書について、見積内容が委託先の実態に即したものが検証することが望ましい。</p>		○	111
34	<p>個別施設管理計画における将来コストの見積りについて</p> <p>各種設備の経過年数等を踏まえて設備の老朽化の実態を再度調査した上で、更新予定時期を計画し、設備更新コストを含めた将来コストを適切に見積り、立地企業に提示した上で協議を行い、適切な意思決定を行うことが望ましい。</p>		○	111
(工業団地緑地関連施設等維持管理費)				
35	<p>再委託の承認について</p> <p>再委託に当たり委託先と電話協議を行い、承認しているとのことであるが、文書にて承認の証跡を残すことが望ましい。</p>		○	117
<b>第5 産業ひとづくり課</b>				
(ふるさといわき就業支援事業費)				
36	<p>委託業務の報告書の様式について</p> <p>受託者から提出された開催結果報告書には、仕様書で求めている参加企業等に対する集客の結果、分析等が記載されておらず、次年度以降に活かせるよう報告書様式を定めることが望ましい。</p>		○	119
(生産性向上・ダイバーシティ推進事業費)				
37	<p>再委託に係る手続について</p> <p>再委託業者が企業への支援を行うなど実質的な業務を担っていることから、市が再委託業者の選定に関与することが望ましい。また、再委託に際して、書面による承諾が望ましい。</p>		○	122
(いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金)				
38	<p>法人の運営状況の評価について</p> <p>健全性の視点で評価しているものの、効率性の観点では行われていない。法人の運営の効率性の観点も評価した上で、補助金額を決定することが望まれる。</p>		○	126
39	<p>法人の繰越金等の評価について</p> <p>特定資産として計上されている運営資金積立金等の積立・取崩計画の策定を求め、余剰資金と認められる場合には、運営費補助金の</p>		○	127

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	減額、返還を求めることが望ましい。			
(施設管理経費(いわき市労働福祉会館 指定管理分))				
40	指定管理者が作成した収支予算書の検証について 指定管理者から提出された収支予算書は作成方法に問題があり、市による確認作業が適正に行われていないと考えられる。作成方法について再度整理し、指定管理者に指示する必要がある。	○		130
(労働福祉会館長寿命化改修事業費)				
41	個別管理計画における将来の更新・改修計画について 各種設備の経過年数を踏まえて再度施設の老朽化の実態を把握し、改修等の予定時期や将来の改修等に見込まれる費用を試算した上で、施設のあり方を検討することが望ましい。		○	136
(施設管理経費)				
42	契約書の様式について 工事請負約款を使用する契約か否かについて、全庁的に明確な判断基準を設けることが望まれる。		○	138
43	一括発注の検討について 労働福祉会館配水管修繕他1件の契約手続は同時期に行われており、コストダウンの観点から一括発注の可否について検討することが望ましい。		○	139
<b>第6 公営競技事務所(競輪事業特別会計)</b>				
2. 決算の状況				
44	一般会計繰出金及び基金繰入ルールの見直しについて 競輪事業の継続性の観点から、一般会計繰出金及び基金積立のあり方を再度検討することが望ましい。		○	157
3. 事業計画				
45	経営計画における施策の具体化と検証について 経営計画の運用について、コスト削減等の詳細な目標値を設定する、アクションプランの具体的な実施予定時期を設定する、検証を踏まえてアクションプランを適時に見直すといった点について改善することが望まれる。		○	165
46	施設の有効活用について いわき平競輪場はバックスタンド等を市民に開放しているものの、利用頻度は高くはない現状から、他部局との連携も図り、施設の有効活用に努めることが望ましい。		○	165

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
47	施設別収支の把握について 郡山場外車券売場単独の施設別収支を把握するとともに、将来の収支予想を踏まえた上で、今後の改築等に向けて施設の規模等を決定することが望ましい。また、市で運営する意義を再検討し、民営化等、今後の方向性を検討することが望ましい。		○	170
4. 契約管理				
(令和4年度いわき市営いわき平競輪場実施事務委託)				
48	実施規則の改定について いわき市自転車競走実施規則を改正し、特定の委託先名を削除するなど弾力的に運用できるように準備を進めておくことが望ましい。		○	172
49	委託事業実施結果の評価 実施事務関係業務・実施事務の金額の妥当性を検証し、当初の予算が適切であったかどうかを評価・検証することが望ましい。		○	173
(いわき平競輪トータルゼータシステム保守業務)				
50	設計書の金額について 複数の同業他社からも参考見積を徴収し、現在の設計書に関する金額的評価を実施することが望ましい。		○	174
51	業務完了後の評価について 発注した金額に見合った業務内容であるかどうかについて、同業他社へ第三者評価を実施することが望まれる。		○	174
(いわき平競輪場選手宿舍運営業務)				
52	参考見積金額の妥当性について 可能な限り2者以上から参考見積を徴求し、契約金額の妥当性を検討することが望ましい。		○	175
(いわき平競輪場清掃等業務)				
53	本場開催と場外開催との契約の一本化について 場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっているが、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施するべきである。	○		178
(いわき平競輪場受付案内等業務)				
54	本場開催と場外開催との契約の一本化について 場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっているが、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施するべきである。	○		180

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
(いわき平競輪場郡山場外設備運転・保守業務)				
55	随意契約確認表の不備について 随意契約確認表について、第二確認者のチェック証跡がなされておらず、今後は確認を徹底する必要がある。	○		182
56	本場開催と場外開催との契約の一本化について 場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっているが、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施するべきである。	○		183
(いわき平競輪場競争映像撮影等業務)				
57	契約等の金額について 価格の妥当性に関するノウハウを蓄積することにより独自に算定する方法や同業他社により評価する方法も考えられ、説明責任を果たせる情報を備えておくことが望ましい。		○	185
58	業務の評価について 業務の成果の検証については、文書等で確認した結果とするような対応が望まれる。		○	185
59	本場開催と場外開催との契約の一本化について 場外開催分は本場開催分の契約先と随意契約となっているが、業務効率化の観点、発注業者の負担軽減からも契約の統一を検討することが望まれる。		○	185
(いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務)				
60	契約等の金額について 価格の妥当性に関するノウハウを蓄積することにより独自に算定する方法や同業他社により評価する方法も考えられ、説明責任を果たせる情報を備えておくことが望ましい。		○	187
61	業務の評価について 業務の成果の検証については、文書等で確認した結果とするような対応が望まれる。		○	188
62	契約の統一について 同一の委託先が多数の業務を行っていることから、契約に係る業務の効率化、業務に関する管理費等の諸経費の削減につながる可能性もあることから、契約を一本化することの検討が望ましい。		○	188
63	随意契約確認表の不備について 確認者2名で随意契約確認表により確認することとなっているが、	○		189

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	第二確認者はチェック欄が空欄となっている。チェック項目が必要であるか否か、不必要な場合にはその旨を明記できるような対応が必要である。			
(いわき平競輪場内警備等業務)				
64	本場開催と場外開催との契約の一本化について 場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっているが、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施するべきである。	○		190
(いわき平競輪活性化事業業務)				
65	事業実施報告書の評価について 事業実施報告書の検討結果は別途文書化するか、報告書内に直接記載する等の方法で評価結果を残すことが望ましい。		○	192
(いわき市営いわき平競輪開催告知業務)				
66	本場開催と場外開催との契約の一本化について 場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっているが、本場開催分に含めて競争入札の手続を実施するべきである。	○		194
67	随意契約確認表の不備について 確認者2名で随意契約確認表により確認することとなっているが、第一確認者はチェック欄が空欄となっている。第二確認者が記載漏れを発見した場合は、補充を求めるよう適切に対応する必要がある。	○		194
(いわき平競輪場現金輸送・保管等業務)				
68	入札方法の見直しについて 今後は競争性を確保した契約手続を実施できるよう、指名要件を満たす入札参加者が限定される場合には、新たな入札参加資格者を募るなどの取組みを行うことが望ましい。		○	195
(臨時場外車券売場設置に係る業務委託)				
69	随意契約の取扱いについて 随意契約の理由書、随意契約確認表の作成を省略する場合はその旨を契約に当たっての決裁文書等に何らかの記載を明確にしておくことが必要である。	○		198
5. 資産管理				
(1) 資金管理				
70	運営資金受領簿の同一人による押印について 現金の受渡しについては、センターと投票所では別の担当者により		○	199



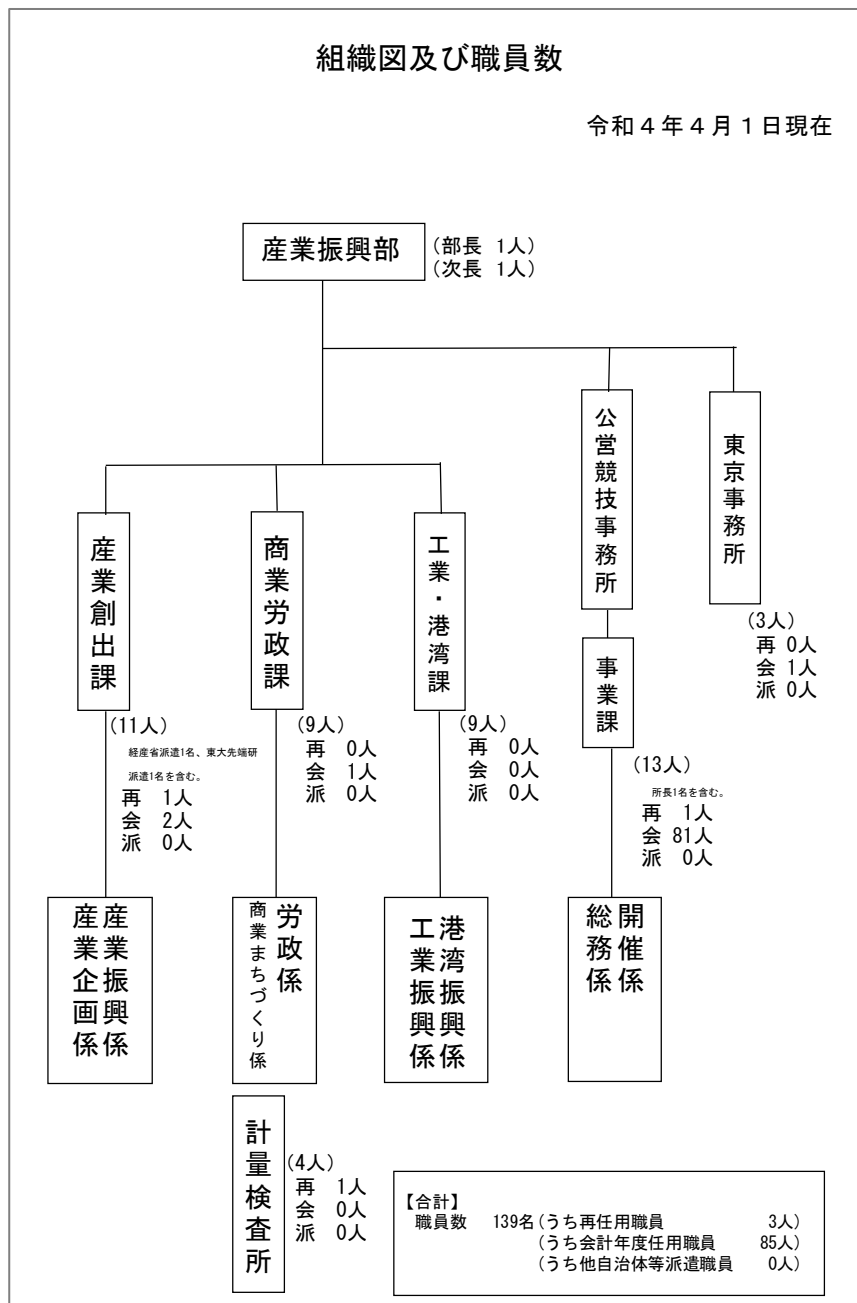
No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	内部牽制を図るため、引渡と受領は異なる担当者によることが望ましい。			
(3)備品管理				
71	備品管理体制の不備について 備品の実査の結果、備品シールが貼付されていない備品や備品台帳に登録されているものの既に実在していない備品などが存在した。定期的に備品の実査・棚卸を行い、備品シールの貼付漏れや備品台帳の除却登録漏れ等の有無について検証する必要がある。	○		203
区分計		22	49	

## 第2章 各論

### 第1 産業振興部の概要

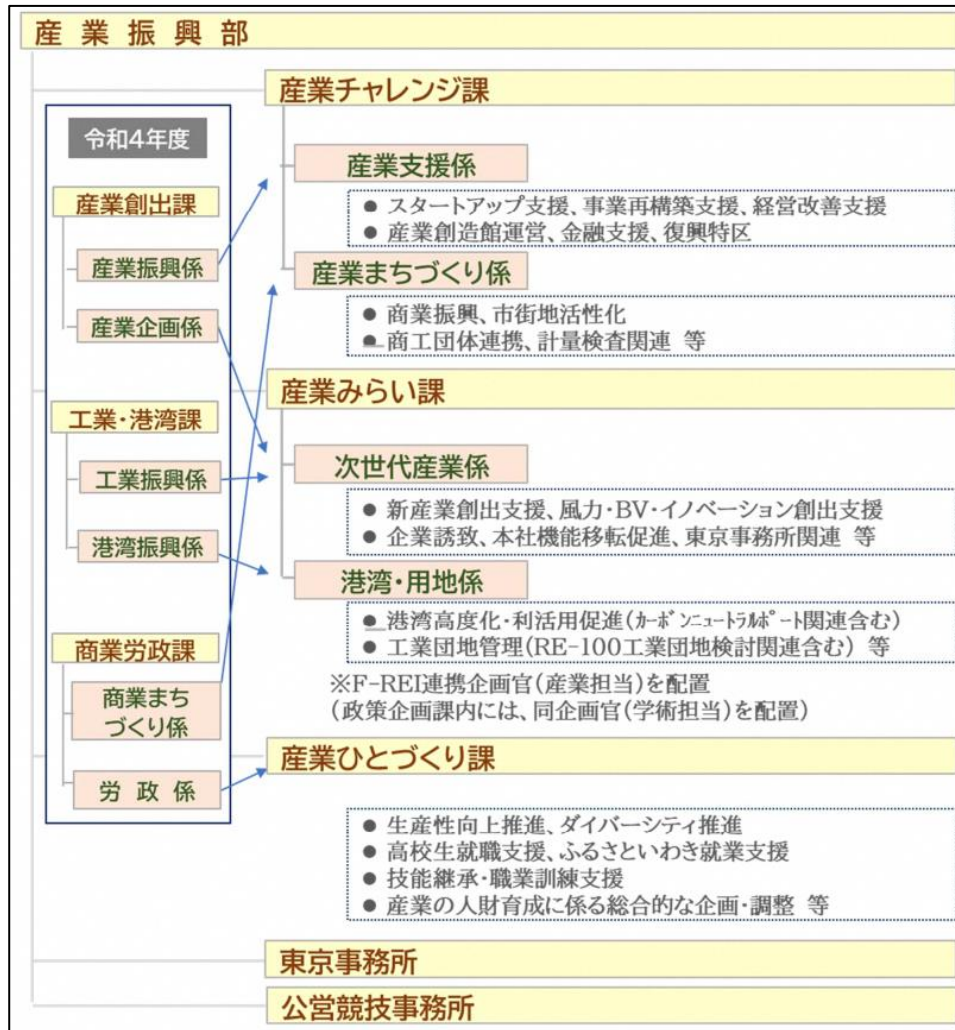
#### 1 組織

令和4年4月1日現在の産業振興部の組織図および職員数は以下の通りである。



なお、令和5年度において、労働力や市場の確保など、人口減少下における産業界の課題解決に向け、若者や女性が活躍する「魅力的な働く場」の創出や意欲ある企業の取組みを支援する体制を強化するため、組織再編が行われており、従来の産業創出課、商業労政課、工業・港湾課の3課は、産業チャレンジ課(産業支援係、産業まちづくり係)、産業みらい課(次世代産業

係、港湾・用地係)、産業ひとつづくり課の3課に再編されている。



(出所)市作成資料

## 2 事務分掌

産業振興部内の事務分掌(令和4年度及び令和5年度)は以下の通りである。

令和4年度	令和5年度
<b>産業振興部</b> (1) 商業及び鉱工業に関すること。 (2) 労働福祉に関すること。 (3) 計量に関すること。 (4) 企業立地基盤整備及び企業誘致に関すること。 (5) 港湾に関すること。 (6) 競輪事業に関すること。 (7) 東京事務所に関すること。	<b>産業振興部</b> 同左

令和 4 年度	令和 5 年度
<p><b>産業創出課</b></p> <p>(1) 産業振興に係る総合企画及び総合調整に関する こと。</p> <p>(2) 新産業の創出及び促進に関すること。</p> <p>(3) 中小企業・小規模企業の振興に関すること。</p> <p>(4) 中小企業・小規模企業の金融に関すること。</p> <p>(5) いわき産業創造館に関すること。</p>	<p><b>産業チャレンジ課</b></p> <p>(1) 産業振興に係る総合企画及び総合調整に関する こと。</p> <p>(2) 市街地の活性化に係る施策の総合調整に関する こと。</p> <p>(3) 中小企業・小規模企業の振興に関すること。</p> <p>(4) 中小企業・小規模企業の金融に関すること。</p> <p>(5) 商業の振興に関すること。</p> <p>(6) 商業関係団体(商工会議所及び商工会を含 む。)に関すること。</p> <p>(7) 計量検査所に関すること。</p> <p>(8) いわき産業創造館に関すること。</p> <p>(9) 平十五町目駐車場に関すること。</p>
<p><b>工業・港湾課</b></p> <p>(1) 鉱工業の振興に関すること。</p> <p>(2) 企業誘致及び立地指導に関すること。</p> <p>(3) 企業立地環境の整備に関すること。</p> <p>(4) 鉱業権の設定に関すること。</p> <p>(5) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)に基づく副申 に関すること。</p> <p>(6) 鉱工業関係団体に関すること。</p> <p>(7) 地域開発事業団体等との連絡及び調整に関する こと。</p> <p>(8) 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社の工 業団地管理事業に関すること。</p> <p>(9) 港湾の整備拡充の促進に関すること。</p> <p>(10) 港湾に関する調査に関すること。</p> <p>(11) 小名浜港の利用促進に関すること。</p> <p>(12) 東京事務所に関すること。</p> <p>(13) 小名浜港運動施設に関すること。</p>	<p><b>産業みらい課</b></p> <p>(1) 新産業の創出及び促進に関すること。</p> <p>(2) 企業誘致及び立地指導に関すること。</p> <p>(3) 企業立地環境の整備に関すること。</p> <p>(4) 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社の工 業団地管理事業に関すること。</p> <p>(5) 鉱工業の振興に関すること。</p> <p>(6) 鉱業権の設定に関すること。</p> <p>(7) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)に基づく副申 に関すること。</p> <p>(8) 小名浜港の利用促進に関すること。</p> <p>(9) 港湾の整備拡充の促進に関すること。</p> <p>(10) 港湾に関する調査に関すること。</p> <p>(11) 東京事務所に関すること。</p> <p>(12) 小名浜港運動施設に関すること。</p>
<p><b>商業労政課</b></p> <p>(1) 商業の振興に関すること。</p> <p>(2) 商業関係団体(商工会議所及び商工会を含 む。)に関すること。</p>	<p><b>産業ひとつくり課</b></p> <p>(1) 産業人財の育成に係る施策の調整に関するこ と。</p> <p>(2) 雇用対策に関すること。</p>

令和4年度	令和5年度
<p>(3)市街地の活性化に係る施策の総合調整に関する こと。</p> <p>(4)労働に係る調査研究に関すること。</p> <p>(5)雇用促進及び雇用対策に関すること。</p> <p>(6)労働相談に関すること。</p> <p>(7)労働関係機関及び団体に関すること。</p> <p>(8)労働者の福利厚生に関すること。</p> <p>(9)技能の振興に関すること。</p> <p>(10)一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセ ンターに関すること。</p> <p>(11)計量検査所に関すること。</p> <p>(12)平十五町目駐車場に関すること。</p> <p>(13)共同職業訓練センターに関すること。</p> <p>(14)労働福祉会館に関すること。</p> <p>(15)その他の労働福祉施設に関すること。</p>	<p>(3)労働に係る調査研究に関すること。</p> <p>(4)労働相談に関すること。</p> <p>(5)労働関係機関及び団体に関すること。</p> <p>(6)労働者の福利厚生に関すること。</p> <p>(7)技能の振興に関すること。</p> <p>(8)一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセン ターに関すること。</p> <p>(9)共同職業訓練センターに関すること。</p> <p>(10)労働福祉会館に関すること。</p> <p>(11)その他の労働福祉施設に関すること。</p>
<p><b>東京事務所</b></p> <p>(1)市政に関連のある情報及び資料の収集に関する こと。</p> <p>(2)シティセールスに関すること。</p> <p>(3)企業誘致に関すること。</p> <p>(4)観光客の誘致及び観光資源の宣伝並びに物産 の紹介及び流通促進に関すること。</p>	<p><b>東京事務所</b></p> <p>同左</p>
<p><b>公営競技事務所事務所 事業課</b></p> <p>(1)競輪事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2)競輪事業に係る施設に関すること。</p> <p>(3)競輪事業の開催に関すること。</p>	<p><b>公営競技事務所 事業課</b></p> <p>同左</p>

### 3 産業振興部の所管する外郭団体

産業振興部が所管する外郭団体(令和5年4月1日現在)は以下の通りである。

団体名称	設立年月日	担当部署	市の出資割合
一般財団法人 いわき市勤労者福祉サービスセンター	平成13年4月1日	産業ひとづくり課	100%
職業訓練法人 いわき情報処理開発財団	平成2年8月23日	産業ひとづくり課	26%

### 4 産業振興部の所管する施設

産業振興部が所管する施設(令和5年4月1日現在)は以下の通りである。

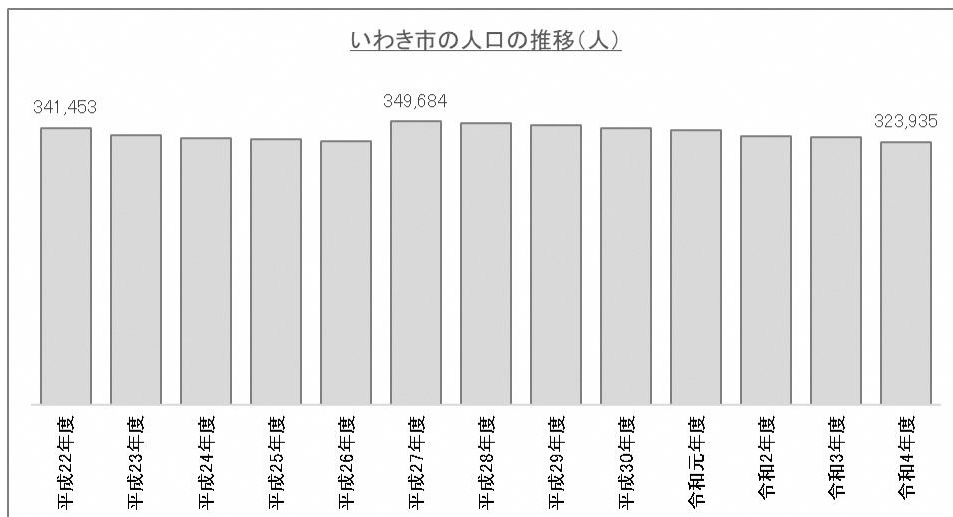
施設名称	担当部署	指定管理制度を導入している場合の指定管理者名
いわき産業創造館	産業チャレンジ課	公益社団法人 いわき産学官ネットワーク協会
平十五町目駐車場	産業チャレンジ課	株式会社ジェイ・ケイ・リアルタイム
計量検査所	産業チャレンジ課	
上平ポンプ場	産業みらい課	
小名浜臨海工業団地(一期)緑地	産業みらい課	
いわき市企業交流会館	産業みらい課	
四倉中核工業団地緑地	産業みらい課	
労働福祉会館	産業ひとづくり課	一般財団法人 いわき市勤労者福祉サービスセンター
いわき市共同職業訓練センター	産業ひとづくり課	職業訓練法人 いわき職業訓練協会
コンピュータカレッジ用地	産業ひとづくり課	
いわき平競輪場	公営競技事務所	
郡山場外車券売場	公営競技事務所	

## 第2 産業振興部の施策

### 1 いわき市の現状

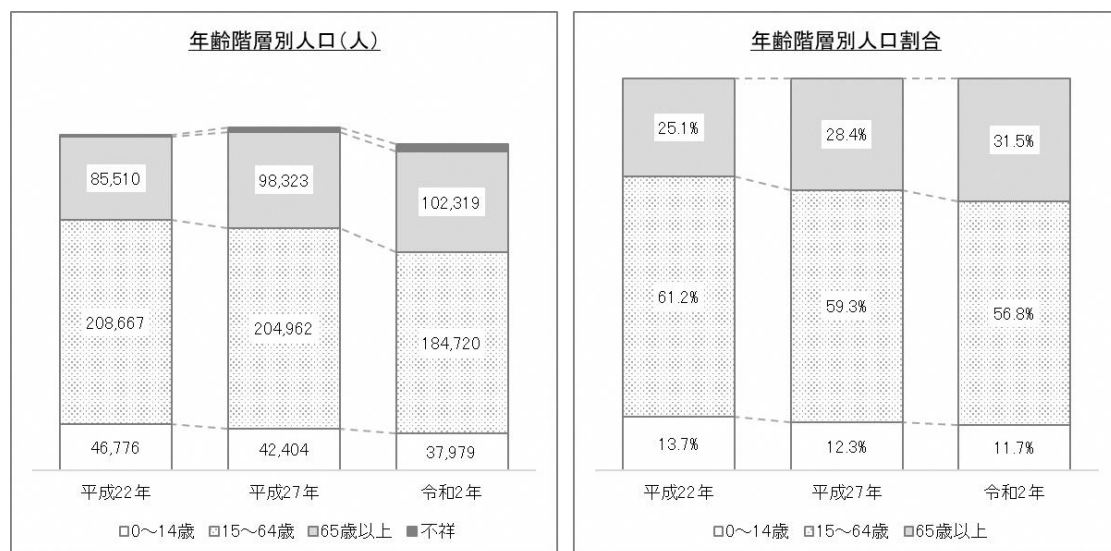
#### (1)人口

本市の人口は令和4年度末で324千人であり、平成22年度341千人から原発避難者等の流入により平成27年度350千人に増加したものの、以降は年△1%程度で減少傾向にある。



(出所) 現住人口調査結果表の毎年度3月の人口により監査人作成

平成22年～令和2年の年齢階層別の人口の推移は、65歳以上が人口・割合ともに増加傾向にある一方、65歳未満が人口・割合ともに減少傾向にある。



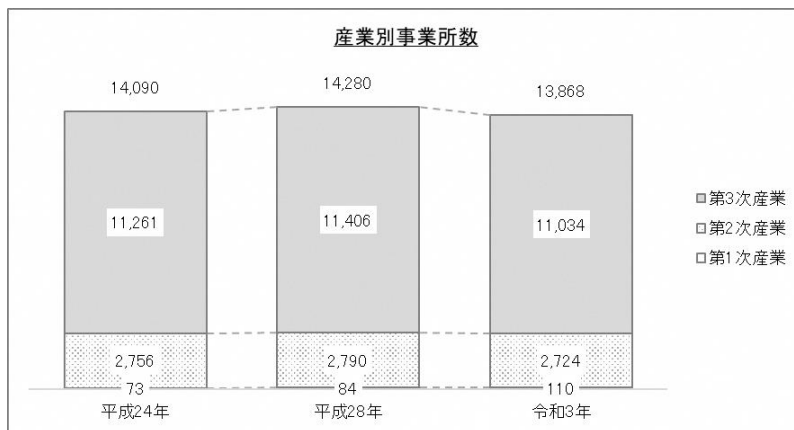
(出所) 令和2年度国勢調査報告より監査人作成

## (2)産業

### ①事業所数

本市内の事業所数は令和3年で13,868ヶ所であり、平成24年と比べて△222ヶ所(△1.6%)減少しており、第2次、第3次産業で減少している。令和3年の産業別の構成比は第1次産業0.8%、第2次産業19.6%、第3次産業79.6%である。

なお、令和3年の全国の産業別の構成比は、第1次産業0.8%、第2次産業17.2%、第3次産業82.0%であり、本市は全国平均と比べて第2次産業の構成比が2.4ポイント高く、第3次産業が2.4ポイント低い。

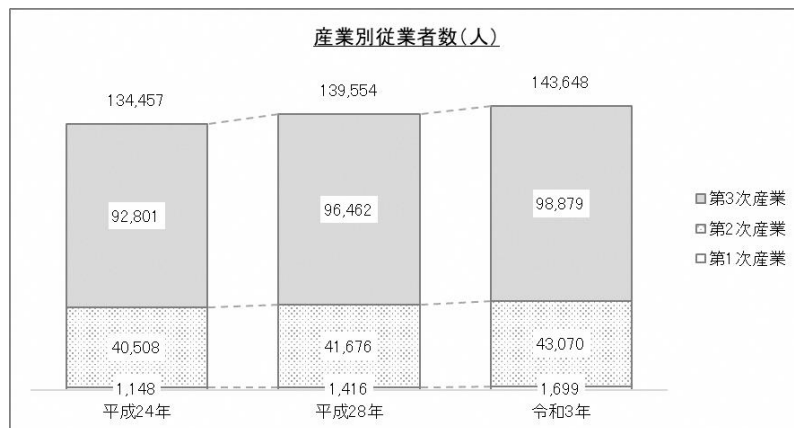


(出所) 経済センサス活動調査より監査人作成

### ②従業者数

本市内の従業者数は令和3年で143千人であり、平成24年と比べて9千人(6.8%)増加しており、全産業で増加している。令和3年の産業別の構成比は第1次産業1.2%、第2次産業30.0%、第3次産業68.8%である。

なお、令和3年の全国の産業別の構成比は、第1次産業0.8%、第2次産業20.8%、第3次産業78.4%であり、本市は全国平均と比べて第2次産業の構成比が9.2ポイント高く、第3次産業が9.6ポイント低い。



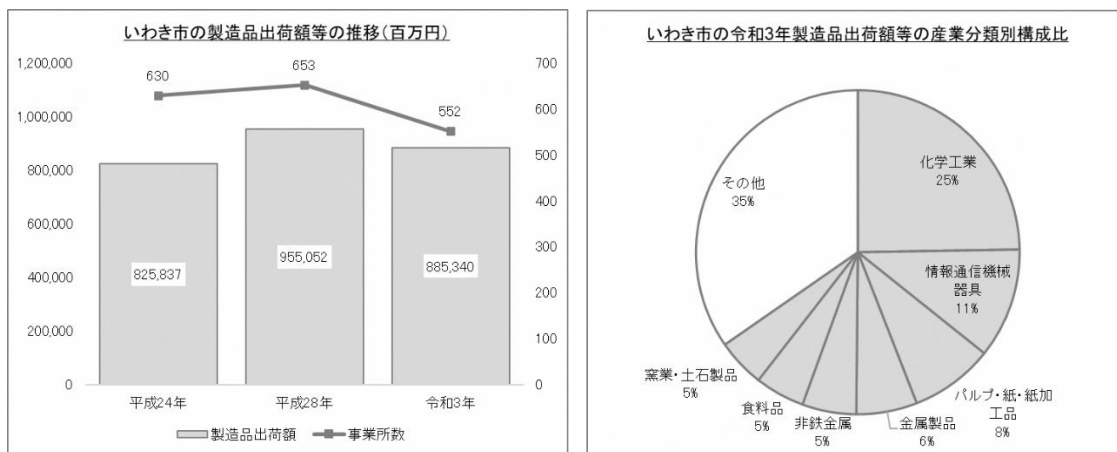
(出所) 経済センサス活動調査より監査人作成



### ③製造業

本市の令和3年の製造品出荷額等は885,340百万円、製造業事業所数(個人経営は含まない)は552ヶ所である。

また、本市の製造品出荷額等を産業分類別で見ると、化学工業、情報通信機械器具、パルプ・紙・紙加工品の割合が高い。



(出所) 経済センサス活動調査より監査人作成

令和3年の中核市(62市)の製造出荷額等を見ると、本市は15位であり、中央値の約2倍程度となっている。

中核市の製造品出荷額等上位20市

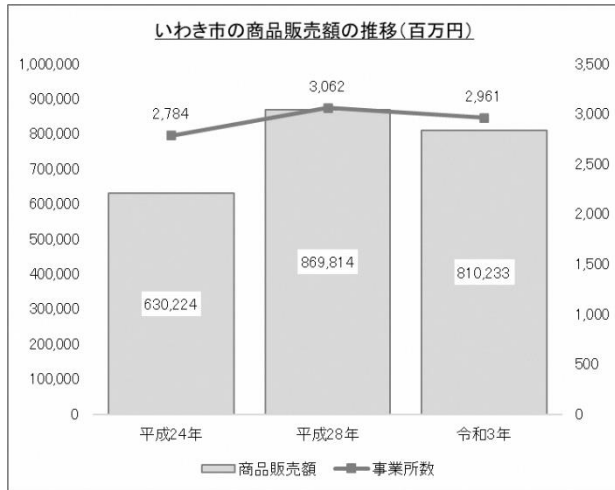
順位	中核市名	事業所数	出荷額(百万円)
1	豊田市	772	14,709,570
2	倉敷市	707	3,473,613
3	大分市	375	2,340,543
4	姫路市	861	1,991,090
5	宇都宮市	511	1,839,945
6	岡崎市	588	1,829,709
7	福山市	1,136	1,496,193
8	豊橋市	715	1,363,743
9	富山市	780	1,350,901
10	尼崎市	654	1,308,746
11	和歌山市	521	1,266,037
12	明石市	269	1,227,322
13	東大阪市	1,966	1,076,181
14	呉市	430	969,370
15	いわき市	552	885,340
16	川崎市	459	830,289
17	八尾市	1,016	822,234
18	枚方市	286	748,820
19	船橋市	260	696,268
20	郡山市	393	646,687
	全体平均	457	873,126
	全体中央値	369	441,965

(出所) 経済センサス活動調査より監査人作成

### ④卸売・小売業

本市の令和3年の商品販売額は810,233百万円、卸売業・小売業事業所数は2,961ヶ所である。

令和3年の中核市(62市)の商品販売額を見ると、本市は41位であり、中央値の約8割程度となっている。



中核市の商品販売額上位20市

順位	中核市名	事業所数	商品販売額(百万円)
1	金沢市	5,293	2,444,537
2	宇都宮市	4,355	2,424,044
3	鹿児島市	5,885	2,221,043
4	高松市	4,632	2,168,308
5	豊田市	2,269	2,052,323
6	東大阪市	4,205	1,871,423
7	吹田市	2,487	1,815,439
8	姫路市	4,701	1,651,935
9	高崎市	3,504	1,638,268
10	松山市	4,146	1,633,334
11	富山市	4,206	1,633,272
12	長野市	3,452	1,589,111
13	水戸市	2,717	1,568,693
14	福山市	4,180	1,481,544
15	宮崎市	3,794	1,444,144
16	大分市	4,006	1,413,291
17	郡山市	3,092	1,401,370
18	岐阜市	4,107	1,391,955
19	八王子市	3,044	1,252,561
20	豊橋市	2,907	1,237,818
41	いわき市	2,961	810,233
	全体平均	2,954	1,104,989
	全体中央値	2,797	1,018,307

(出所) 経済センサス活動調査より監査人作成

## 2 福島県の産業振興施策

福島県は、令和3年12月に福島県中小企業振興審議会の答申を受け、新たな福島県商工業振興基本計画を策定した。この計画は、本県産業の復興・創生の実現を図るため、取り組むべき施策の方向性を示すものであるとともに、本県産業界(企業、商工団体等)、研究・教育機関、行政(市町村等)の活動及び事業実施に当たっての参考指針としても活用されることを期待するものとされている。計画期間は令和4年度から令和12年度までの9年間である。

当該計画において、本県産業の目指す将来の姿、そのために県が取り組むべき重点施策の柱、重点施策の柱と特に関連が深い全体指標が以下のように示されている。

目指す将来の姿 重点施策の柱 全体指標	【将来の姿1】 東日本大震災及び原子力災害からの創造的復興を遂げている	【将来の姿2】 中小企業・小規模企業の持続的な発展が進んでいる	【将来の姿3】 日本をけん引する新しい未来の産業が生まれている	【将来の姿4】 誰もが輝ける多様な働き方への理解が深まっている	【将来の姿5】 本県の観光と県産品が多くの方に選ばれている
	【柱Ⅰ】 東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生、自然災害等への対応	【柱Ⅱ】 地域に根ざした産業の振興	【柱Ⅲ】 成長産業・技術革新の振興	【柱Ⅳ】 人材の育成・確保の促進	【柱Ⅴ】 多様な交流の促進・県産品の魅力発信
製造品出荷額等	○	○	○	○	
工場立地件数	○	○	○		
観光客入込数	○				○
県内宿泊者数	○				○
商業・サービス業の総生産額	○	○			
新規大学等卒業者の県内就職率	○	○	○	○	
新規高卒者の県内就職率	○	○	○	○	
県アンテナショップの来館者数	○				○
県産品輸出額	○				○
観光消費額(観光目的の宿泊者)	○				○

また、当該計画において、「地域の姿」として、地域産業の復興と地域の特性をいかした産業の振興を図るため、計画で掲げている重点施策の取組みを踏まえながら、県内の7つの地域別

に地域の姿を示し、基本的な施策の方向が示されている。いわき地域(いわき市)については、以下の通りとされている。

#### ① 地域特性・現状

- いわき地域は、福島県の東南部に位置しており、いわき地域を構成するいわき市は、昭和 41(1966)年に5市4町5村が合併して誕生した広域多核都市で、平成 11(1999)年に中核市へと移行しています。石炭産業から製造業を中心とする工業都市へと発展を遂げ、輸送用機械関連企業や化学工業関連企業が多数立地し、再生可能エネルギーや水素エネルギー等の新エネルギー関連産業の集積が進展しています。
- 交通では、常磐自動車道や磐越自動車道、常磐線、磐越東線などの広域交通体系が整備されているほか、国際バルク戦略港湾である小名浜港の機能強化等により、多様なネットワークの要所として更なる発展が期待されています。
- 農業では、米のほか、大規模施設によるトマトなどの園芸作物の生産が盛んです。  
また、東日本大震災前に東北屈指の水揚げ量を誇っていた水産業は、原発事故の影響により本格的な操業再開には至っていないものの、少しずつ水揚げ量を回復してきています。
- 西は阿武隈高地、東は太平洋に面しており、温暖で寒暖の差が小さく、年間日照時間が長いなど気候条件に恵まれています。また、国宝「白水阿弥陀堂」や「勿来の関」などを始めとした、多彩な歴史・文化のほか、アクアマリンふくしま、いわき湯本温泉やスパリゾートハワイアンズなど、集客力の高い観光拠点が存在します。

#### ② 課題

- 中小企業や小規模企業の経営基盤を強化するため、生産性の向上や人材確保、円滑な事業承継を支援していく必要があります。
- 頻発する自然災害や、新型コロナウイルス拡大により、売上げ減少など影響を受けている事業者への支援が求められています。
- 福島イノベーション・コースト構想については、取組の理解促進や新たな産業の集積による雇用の創出等長期的視点に立った取組が求められています。
- 再生可能エネルギー等の導入促進やいわきバッテリーバレー構想等を更に進めていくため、最新技術の情報発信や企業間交流の促進、関連企業の集積等を行う必要があります。
- 産業の担い手を確保・育成するため、最新技術や産業に対する理解を促進するとともに、働きやすく、仕事のやりがいを感じることでできる環境を整える必要があります。
- 震災による風評被害や、感染症拡大により落ち込んだ観光交流人口を拡大させるため、観光素材の磨き上げや隣接県等との広域連携の強化、ワーケーション、クルーズ船の誘致や外国人受入環境の整備等、観光客受入体制の充実に取り組む必要があります。

#### ③ 重点施策

- 中小・小規模企業者の経営力強化
  - ・ 商工団体と連携し、経営支援や人材確保、円滑な事業承継、空き店舗等遊休不動産の有効活用等を

進めるとともに、企業への技術支援に取り組みます。

- ・ 先端技術や地域が誇る産業に触れる機会等を通じ、地域への理解を促進し、産業の担い手の確保・育成を支援します。また、テレワークや時短勤務等の多様な働き方を奨励するとともに、働きやすい環境づくりに向けた取組を促進します。
- ・ 地域企業と県内企業の連携を強化するとともに、戦略的な情報発信やマーケティングを展開することにより、販路拡大を支援します。
- ・ 金融機関と連携しながら、中小企業の上場を促進させることで、Uターン就職の受皿となる地域企業の魅力を高めます。
- ・ 中小企業における人材育成に関して、企業ごとの課題を調査し、人材育成計画を作成することで企業力強化を図ります。
- ・ 新型感染症や自然災害により影響を受けた事業者に対して、資金繰りや設備復旧における支援を行います。

#### ○ 次世代産業の振興

- ・ 浜通りの工業団地における立地環境の優位性を全国的にPRし、新たに工場を新設するなどの初期投資費用を補助することで次世代産業の集積を図ります。
- ・ 企業訪問や、説明会及びマッチング会を開催するなどにより、地元企業のイノベーションへの参入を促進させます。
- ・ イノベーションやいわきバッテリーバレー構想等の一層の具現化に向け、情報発信や技術交流、産業の集積、構想を支える人材育成等の取組を推進します。
- ・ 福島工業高等専門学校や大学などと連携を図りながら、産学官連携の取組を進め、地域産業の研究開発力・技術力の強化と高付加価値化を図ります。
- ・ 高校生向けに再生可能エネルギー関連技術を学ぶ機会を提供するなど関心の喚起を促すとともに、再生可能エネルギーにおけるメンテナンス事業に参入する企業の人材育成等を支援していきます。

#### ○ 多様な地域資源を生かした交流の促進

- ・ 太平洋などの自然や温泉、アクアマリンパークなどの観光資源やフラダンスなど特色ある地域資源をいかしつつ、新たな観光資源の創出を行い、市外からの人の流れを創出します。
- ・ ワークーションを活用した観光事業を支援することにより、首都圏から人を呼び込むとともに、クルーズ船の受入れ等インバウンドを含めた国内外観光客受入体制の整備を進めていきます。
- ・ 恵まれた気候や温泉地としての宿泊施設をいかし、合宿やスポーツ大会の受入体制の強化及び、誘致を促進します。
- ・ まちなかにチャレンジモールを開催し、創業支援とまちなか回遊促進を図るとともに、遊休不動産の活用を促進します。

#### ※福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、「廃炉」「ロボット・ドローン」「エネルギー・環境・リサイクル」「農林水産業」「医療関連」「航空宇宙」の6つの重点分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産

業集積の実現、教育・人材育成、交流人口の拡大、情報発信等に向けた取組みを進めるものである。

県は、平成 29 年に公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立し、本構想推進の中核と位置付け、県と連携しながら各種プロジェクトを始めとした構想の具体化を進めている。

#### ※いわきバッテリーバレー構想

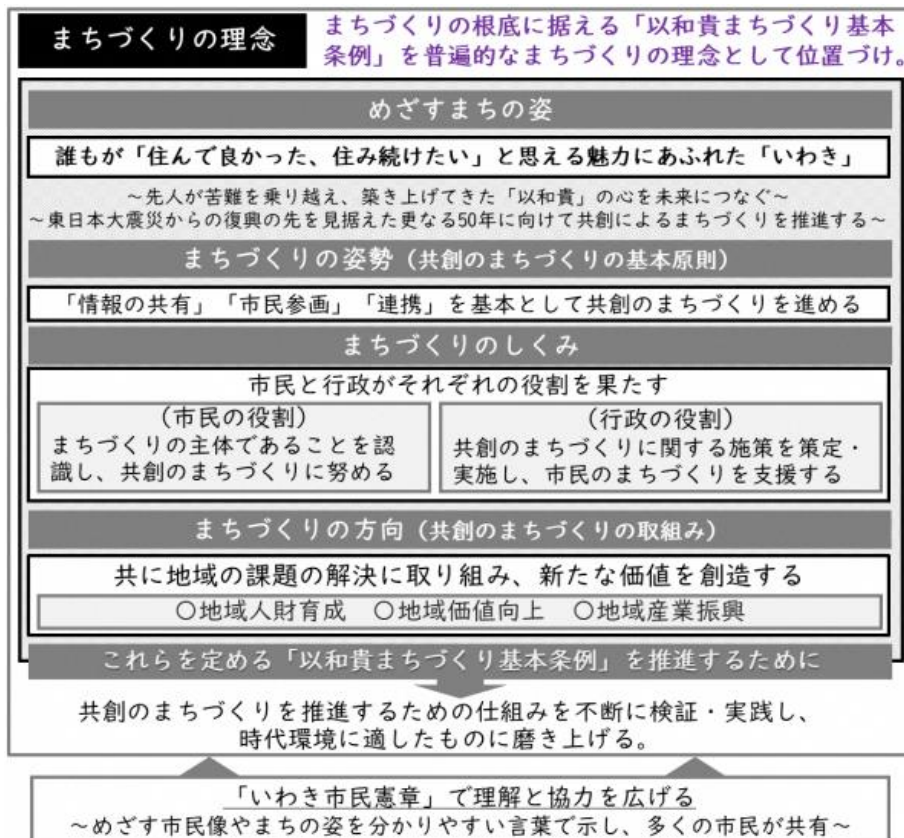
平成 24 年に庄司秀樹氏(東洋システム株式会社代表取締役)が「地域産業の復興」「地域経済の発展」を目的に、蓄電池関連産業の集積を目指す「バッテリーバレー構想」を提唱した。

本構想の主体となる組織として平成 27 年に一般財団法人いわきバッテリーバレー推進機構が設立され、同法人は蓄電池関連産業の集積に向け、普及啓発、人材育成、企業誘致など様々な事業を展開している。

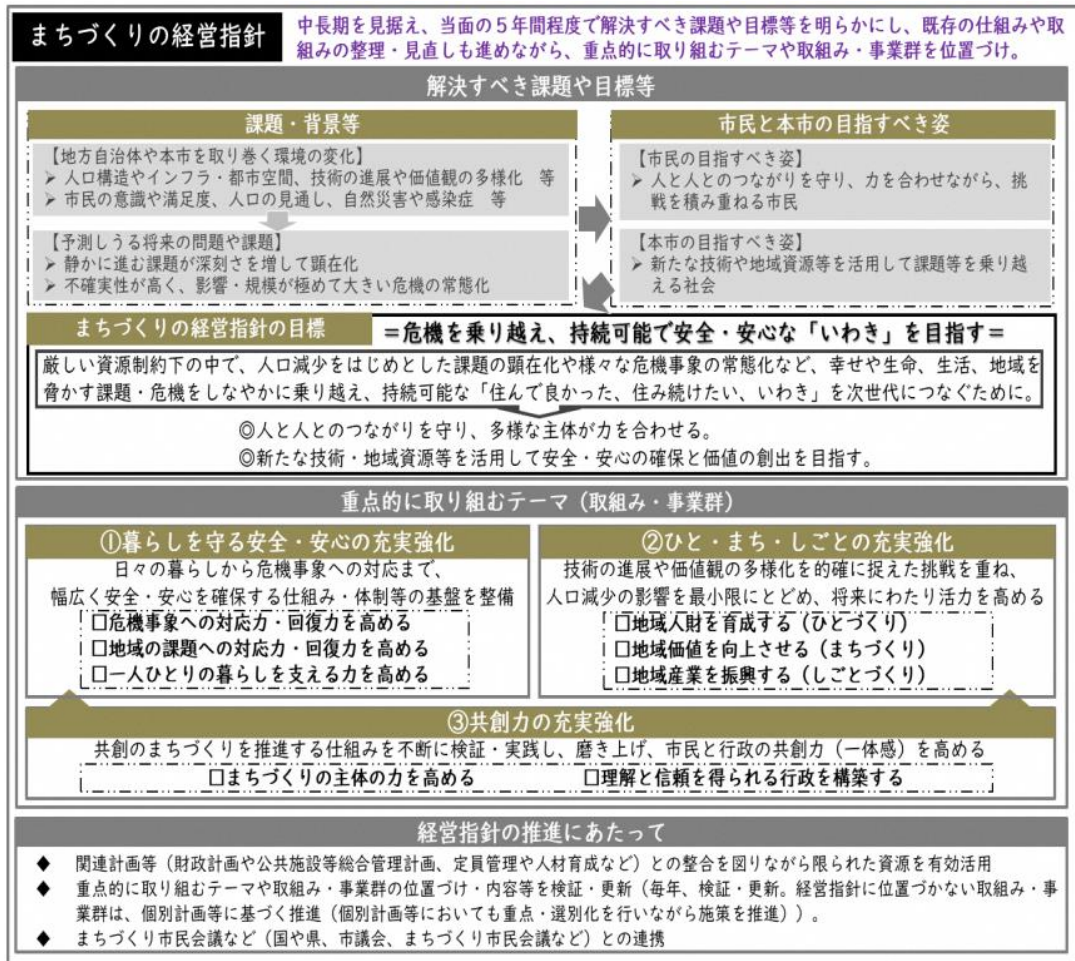
### 3 いわき市まちづくりの基本方針

本市は、令和 2 年度をもってそれまでの総合計画が終期を迎えたことから、令和 3 年 2 月に新たに「いわき市まちづくりの基本方針」を策定した。この基本方針は、様々な環境変化や喫緊の課題等について、市民の皆様と共有し、共に柔軟に対応できるよう、「よりわかりやすく、かつ、機動的に政策効果の高い事業推進を図ることができる」方針を目指し、普遍的な「まちづくりの理念」と、環境変化に柔軟に対応する「まちづくりの経営指針」の 2 つを柱としている。

#### (1)まちづくりの理念の概要



(2) まちづくりの経営指針の概要



(3) 前総合計画の総括

本基本方針の策定に当たり、前総合計画についての指標達成度や市民満足度等を踏まえた総括が行われており、産業振興に係る分野の評価結果は以下の通りとされている。

政策の柱	分野	実績・評価
V 活気を生み、力を伸ばしあう	働く、稼ぐ力と経営力、農林水産業、工業・商業サービス業、観光	雇用・担い手や産業振興など多くの分野で一部悪化している指標や仕組み等自体が構築できていないものがあるため、相当の努力が必要。市民アンケートの満足度でもマイナス評価であり、優先すべき政策として上位。

上記の具体的な指標達成度について、産業振興部に係るものは以下の通りである。

分野	主な取組	成果指標	H27(2015) 当初値	H30(2018) 現状値	R2(2020) 目標値	達成見込
1 働く	(1) いわきで働く	市内高校生の地元就職率	73.8%	72.7%	75.0%	悪化 E
	(2) 自分らしく働く	いわき創生アワード表彰制度	—	制度の構築・運用	制度の構築・運用・拡大	良好 B
2 稼ぐ力と経営力	(1) 担い手を確保する	各種人材育成事業等への受講者数	延498人/年	延492人/年	延550人/年	悪化 E
	(2) 新たな産業を創る	従業員1人当たりの年間付加価値額	1,146万円	1,073万円	1,464万円	悪化 E
	(3) 創業を支える	市創業支援事業計画に基づく支援を受けて起業した件数	5件 (累積)	28件 (累積)	30件 (累積)	良好 B
4 工業・商業・サービス業	(1) 工業力を高める	製造品出荷額等	8,793億円	9,144億円	10,548億円	改善 C
	(2) 商業・サービス力を高める	商店街における持ち寄り型共同店舗等	—	仕組み構築に向け取組中	仕組みの構築	判断不能 F
	(3) 中小企業・小規模事業者等を支える	第三者への事業承継	—	仕組み構築に向け取組中	仕組みの構築	判断不能 F

(出所) 市作成資料より監査人作成

#### (4) 本基本方針における産業振興に係る事項

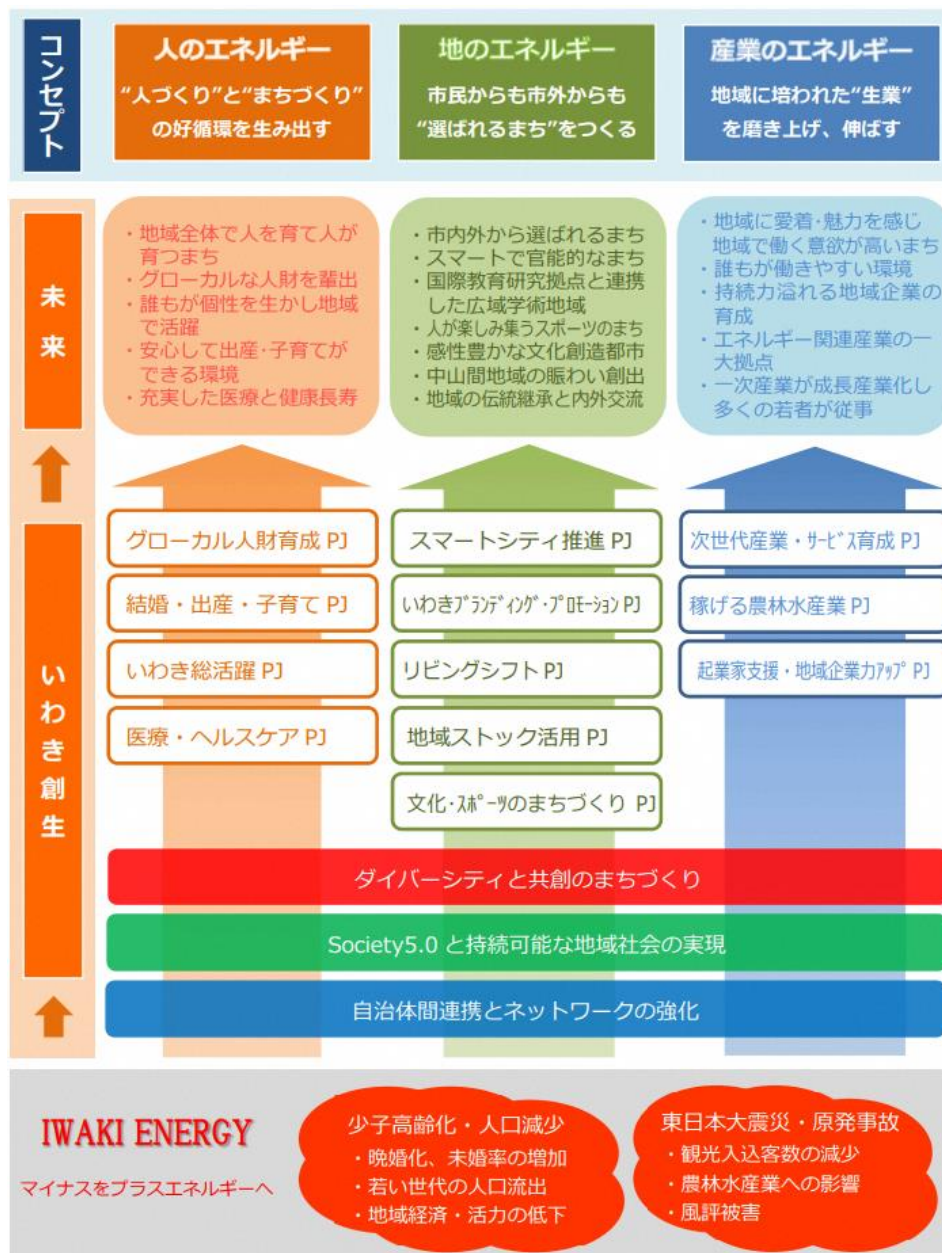
「まちづくりの経営指針」において、重点的に取り組むテーマとして「ひと・まち・しごとの充実強化」があげられており、その取組みの方向性は以下の通りとされており、産業振興に係る事項は「地域産業を振興する(しごとづくり)」である。

<p>◆ 地域人材を育成する(ひとづくり)</p> <p>地域をより良いものとするための人材の育成などに関する取組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ キャリア教育や次世代の情報教育など教育の質を高める取組み等</li> <li>◇ 学習機会・通学手段の確保など学びの機会を確保する取組み等 など</li> </ul>
<p>◆ 地域価値を向上させる(まちづくり)</p> <p>地域資源の活用等による地域の価値向上などに関する取組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ シティセールスや観光交流・スポーツ交流促進などに関する取組み等</li> <li>◇ 市街地活性化・再生など都市整備に関する取組み等</li> <li>◇ 情報技術活用に向けた取組み等 など</li> </ul>
<p>◆ 地域産業を振興する(しごとづくり)</p> <p>地域産業の創出・振興や雇用創出などに関する取組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 福島イノベーション・コースト構想に関連した産業振興に向けた取組み等</li> <li>◇ 地域の特色を活かした農林水産業振興に向けた取組み等</li> <li>◇ 産業の担い手確保・後継者確保に向けた取組み等 など</li> </ul>

#### 4 いわき創生総合戦略

本市は、平成 27 年度に策定した第 1 期「いわき創生総合戦略」の計画期間が令和 2 年度で終了することに伴い、令和 3 年 3 月に「第 2 期いわき創生総合戦略」を策定した。当該戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、人口減少の進行に歯止めをかけ、将来にわたりまちの活力を持続していくため、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すものである。計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。

当該戦略において、いわき創生に向けた全体イメージ図は以下の通りである。



上記の 12 の政策パッケージ(PJ)のうち、産業振興部が特に関連している「次世代産業・サー



ビス育成 PJ」及び「起業家支援・地域企業力アップ PJ」の内容は以下の通りである。

### 3-1 次世代産業・サービス育成PJ

#### ■ 取組みの目標

- ・ 次世代に求められる産業・サービスの育成を図るほか、多様な働き方に合わせた環境の整備や、魅力的な産業集積に向けた誘致の強化を図ります。
- ・ 本市の地域特性や歴史的な背景、これまで培ってきた企業のポテンシャルを最大限に活かし、エネルギー・バッテリー産業などを中心に更なる産業集積や競争力の向上を図り、地域経済の活性化につなげます。

#### ■ 事業主体

国、県、市、大学、高専、市内外企業、産業支援機関、地域金融機関等

#### ■ 構成する施策

##### ① 次世代に求められる産業・サービスの育成

これからの社会に求められる産業・サービスとして、AI や IoT、ロボット等のデジタル技術の積極的な活用や、コンテンツ産業、シェアリングビジネスなどへの投資を促進し、地域産業の高付加価値化を目指します。

##### ② 多様な働き方を受容する環境の整備と人財・企業の誘致

地域に必要なスキルや人財獲得のため、サテライトオフィスの整備やワーケーションの推進など、多様な働き方に合わせた柔軟かつ魅力的な働く環境整備を進めるとともに、地方への機能移転・分散化を促すなど、人財・企業の誘致を促進します。

##### ③ 次世代エネルギー産業の集積と人財育成の拠点化

東日本大震災及び原子力災害によって甚大な被害を受けた福島県浜通り地域において、産業復興・経済の再生・再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、風力関連産業等の集積と人財育成の拠点化を進めます。

##### ④ バッテリー・水素関連産業の集積と人財育成による競争力の強化

バッテリー産業を核とした地域活性化、持続可能な社会の実現を目指す「いわきバッテリーバレー構想」を踏まえ、本市へのバッテリー・水素関連産業の集積と人財育成により、地域産業の競争力を強化します。

##### ⑤ 地域産業のサプライチェーンを支える小名浜港の機能強化と利用促進

東日本地域のエネルギー供給や、地域産業のサプライチェーンを支える物流拠点として、更にプレゼンスを高めていくとともに、カーボンニュートラルポートなどエネルギー政策の潮流等に対応した港湾機能の充実・強化、利用促進を図ります。

### 3-3 起業家支援・地域企業力アップPJ

#### ■ 取組みの目標

- ・ DX 等の推進により、地域企業の稼ぐ力や生産性の向上を図ります。
- ・ 地域企業の事業継続力を高めるため、レジリエンスの強化を図ります。
- ・ 行政、産業支援機関、地域金融機関等の連携を強化しながら、地域一体となった創業支援や事業承継に取り組み、地域企業の新陳代謝を高めます。

■ 事業主体

市、産業支援機関、教育機関、金融機関、地元企業等

■ 構成する施策

① 地域企業における DX 等の推進

テレワークやデジタルマーケティングの導入、AI や IoT、ロボット等のデジタル技術を活用するなど、地域企業において DX 等を推進し、域内産業の高付加価値化を進めることで、地域企業の稼ぐ力や生産性の向上を支援します。

② 地域経済を牽引する中核企業の育成

新たな分野に積極果敢に挑戦し、地域経済への波及効果が高い取組みを行う、地域の中核的な企業を支援します。

③ 人財育成と人財シェアリングの推進

事業者間の人的ネットワークを構築し、次世代経営者の発掘・育成を進めるとともに、首都圏の副業人財と地域企業のマッチング等により地域企業の生産性向上を図り、企業力アップにつなげます。

④ 災害や危機事象に対するレジリエンス強化

地域企業における災害や危機事象を想定した BCP の策定を促進するなど、地域産業のレジリエンスを強化します。

⑤ 起業・創業の促進

スタートアップの固定費低減及び利便性向上を図るためのシェアオフィスやインキュベートルームの提供を通じ、創業しやすい環境を整備するとともに、創業支援セミナー等の開催やインキュベートマネージャーによる相談・助言など、成長に応じた伴走型の支援を提供することで、起業・創業を促進します。

⑥ 事業承継支援

事業承継に取り組む事業者を対象としたクラウドファンディングの活用や、事業承継支援機関との連携強化を図り、次世代の地域を担う企業を支援します。

また、当該戦略において定められている成果指標(KPI)のうち、産業振興部が関連する指標は以下の通りである。

基本目標・PJ		数値目標・KPI	2020(R2)値 (創生総合戦略策定時点)	2026(R8)目標値
1-1	グローバル人材育成PJ	市内高校生の地元就職率	73.3% (2020年3月卒業者)	75.0%
1-3	いわき総活躍PJ	15-64歳女性の就業率	59.4% (2015年国勢調査)	75.0%
		市内の外国人を雇用している事業所数・外国人労働者数	377事業所 1,683人 (2020年10月末)	500事業所 3,200人
		障がい者の法定雇用率達成企業の割合	63.3% (2020年6月1日現在)	70.0%
基本目標3	地域に培われた”生業”を磨き上げ、伸ばす	製造品出荷額	9,437億円	10,627億円
		従業者一人当たり付加価値額	1,146万円 (2018年)	1,290万円
3-1	次世代産業・サービス育成PJ	企業誘致数(新規累計)	-	44件
		本社機能移転等事業者数(累計)	6件 (2020年度見込)	24件
		本社機能移転等による雇用創出数	58人 (2020年度見込)	209人
		小名浜港総取扱貨物量	1,592万トン (2019年)	2,540万トン
3-3	起業家支援・地域企業力アップPJ	市内企業の副業人材活用件数(累計)	-	75件
		市内企業のBCP策定件数(累計)	-	50件
		市創業支援事業計画に基づく支援を受けて起業した件数(累計)	37件 (2019年度)	90件
		クラウドファンディング活用による事業承継等の取組件数(累計)	10件 (2020年度)	60件

## 5 産業振興部の施策

本市として産業振興に係る個別計画は策定していないものの、産業振興部としての基本方針を策定しており、令和4年度の基本方針の概要は以下の通りである。(公営競技事務所を除く)

課題	解決の方向性	取組方針
○従前からの構造的課題		
・低賃金 ・付加価値が取れない(企画機能が脆弱) ・後継者不足	・内発的成長の促進 ・外発的動機付けによる誘発 ・経営体質の改善 ・経営資源の散逸の回避	④稼ぐ力の向上 ③新陳代謝 ②人材育成
○時代の変化に対するしなやかな対応		
・人口減少		
①労働力の減少	・労働人口を増やす+育てる+DXで補完	①人材確保 ②人材育成 ⑥デジタル化
②市場の縮小(消費人口の減少)	・消費人口を増やす+財・サービスの量と質の向上	①人材確保 ④稼ぐ力の向上
・カーボンニュートラルへの対応	⑤脱炭素化	
・デジタル化への対応	⑥デジタル化	

(出所) 市作成資料より監査人作成

上記の各取組み方針に係る施策・事業等の概要は以下の通りである。

### ①人材確保

- 1) 若者、女性を域内に「とどめる」「呼び戻す」「呼び込む」ため、魅力的な働く場を創出
- 2) 地元理解の促進(郷土愛の醸成)
- 3) 未活用リソース(高齢者、障がい者)の掘り起こし
- 4) 外部リソース(副業人財、外国人)の活用

### ②人材育成

即戦力人財の育成及び将来人財の育成



(出所)市作成資料

### ③産業の新陳代謝

企業のフェーズに合わせた支援策を展開

#### 1)創業期

- ・ 新規出店支援事業費補助金
- ・ いわき産業創造館(インキュベートルーム、シェアオフィス)

#### 2)成長期

- ・ 事業再構築、業態転換等の取組支援
- ・ 販路開拓、商品開発支援
- ・ 外部リソースとの連携支援
- ・ BCP(事業継続計画)策定支援

#### 3)衰退期

- ・ 経営改善支援事業
- ・ 企業・ひと・技応援ファンド事業

#### ④稼ぐ力の向上

##### 1) 内発的成長の促進

- ・ 新商品、新サービス、新技術の開発支援
- ・ 工業製品、食品等の販路拡大支援
- ・ 事業再構築の取組支援
- ・ 業態転換等の取組支援

##### 2) 外発的動機付けによる誘発

- ・ 首都圏の優秀な若手人財(副業)のスキル活用
- ・ 産産(産学)連携共同研究活動への支援
- ・ 風力関連産業共同研究開発(東大等と連携)
- ・ 地域活性化知的財産マッチング支援
- ・ 本市の強み(立地環境や充実した支援制度)を活かした企業誘致
- ・ 本社機能移転促進

#### ⑤脱炭素化

再エネ、水素、蓄電池などの次世代エネルギー分野での産業創出

##### 1) 市場形成： 阿武隈・洋上風力市場形成、企業誘致、設備投資など

- ・ 東大連携
- ・ 風力推進協議会
- ・ EV アカデミー

##### 2) 技術開発： 技術開発支援、共同研究開発

- ・ 技術開発支援事業
- ・ 新産業創出支援事業
- ・ グリーンイノベーション創出支援事業

##### 3) 人材育成： インターンシップ、アカデミー

- ・ 東大連携
- ・ GWO(Global Wind Organisation)取得支援
- ・ EV アカデミー

##### 4) 環境整備： CNP(カーボンニュートラルポート)検討会議、港湾利用調整

- ・ CNP 検討会議
- ・ 風力産業推進協議会

##### 5) 普及啓発： イベント、講義、セミナー

- ・ 東大連携
- ・ フェスタ

#### ⑥デジタル化

普及・啓発、人材育成を通じて、市内企業のデジタル化を推進

1) 普及・啓発

- ・ DX 推進セミナーの開催
- ・ キャッシュレス決済の推進

2) 人財育成

- ・ いわきコンピュータカレッジ

3) 実装や実践に向けた取組み

- ・ 業態転換等の取組支援(小規模事業者持続化補助金・事業再構築補助金への上乗せ補助)
- ・ EC の活用支援
- ・ デジタル化等による省力化の促進

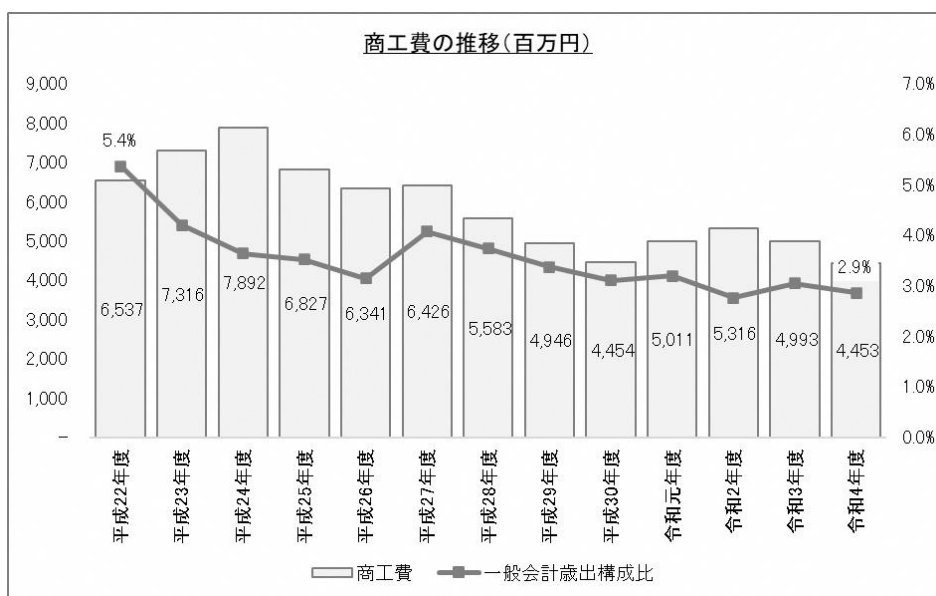
また、前述のいわき創生総合戦略で掲げられている KPI に対応する産業振興部の事業は以下の通りである。

基本目標・PJ		数値目標・KPI	所管課	令和4年度事業名
1-1	グローバル人材育成PJ	市内高校生の地元就職率	産業ひとづくり課	高校生就職支援事業費
1-3	いわき総活躍PJ	15-64歳女性の就業率	産業ひとづくり課	生産性向上・ダイバーシティ推進事業費
		市内の外国人を雇用している事業所数・外国人労働者数		
		障がい者の法定雇用率達成企業の割合		
基本目標3	地域に培われた”生業”を磨き上げ、伸ばす	製造品出荷額		※特定事業無し。以下3-1, 3-3の事業による。
		従業者一人当たり付加価値額		
3-1	次世代産業・サービス育成PJ	企業誘致数	産業みらい課	企業立地奨励金
		本社機能移転等事業者数	産業みらい課	本社機能移転等事業者奨励金
		本社機能移転等による雇用創出数	産業みらい課	本社機能移転等事業者奨励金
		小名浜港総取扱貨物量	産業みらい課	小名浜港湾利用促進事業費
3-3	起業家支援・地域企業力アップPJ	市内企業の副業人材活用件数	産業チャレンジ課	ワークシフト促進事業
		市内企業のBCP策定件数	産業チャレンジ課	市中小企業・小規模企業振興基金を活用した事業(BCP等策定支援事業)※別途「市中小企業・小規模企業振興基金」の事業として実施
		市創業支援事業計画に基づく支援を受けて起業した件数	産業チャレンジ課	創業者支援事業費
		クラウドファンディング活用による事業承継等の取組件数	産業チャレンジ課	「企業・ひと・技」応援ファンド事業費

## 6 商工費推移

産業振興部の歳出が含まれる本市の商工費の令和4年度決算額は4,453百万円であり、一般会計歳出額に対する割合は2.9%である。

平成22年度決算額と比べると△2,084百万円(△32%)減少し、一般会計歳出額に対する割合は△2.5%低下している。決算額の減少の主な要因は、商工業金融対策費が△3,526百万円減少したことによる。



(出所) 歳入歳出決算書より監査人作成

本市の商工費を他自治体と比較すると、令和4年度の商工費は中核市62市中で30位と概ね中央値であり、人口1人当たり商工費の金額は26位で中央値より約3割多い水準にある。

中核市の商工費及び人口1人当たり商工費の上位20市

順位	中核市名	商工費 (百万円)	一般会計歳出に対する割合 (%)	順位	中核市名	人口1人当たり商工費(円)
1	宇都宮市	23,304	8.9%	1	鳥取市	92,333
2	岐阜市	22,300	11.8%	2	高崎市	57,264
3	高崎市	21,080	12.2%	3	長野市	56,261
4	長野市	20,625	12.5%	4	岐阜市	55,570
5	鳥取市	16,820	15.0%	5	前橋市	48,478
6	前橋市	16,015	10.3%	6	函館市	48,335
7	旭川市	12,215	6.5%	7	宇都宮市	45,171
8	函館市	11,720	8.0%	8	旭川市	37,874
9	松山市	9,740	4.6%	9	松本市	37,858
10	姫路市	9,584	4.2%	10	秋田市	32,029
11	秋田市	9,563	6.4%	11	山形市	30,351
12	大分市	9,478	4.5%	12	佐世保市	30,200
13	松本市	8,924	8.0%	13	呉市	27,760
14	金沢市	8,060	3.4%	14	久留米市	22,222
15	山形市	7,264	6.2%	15	八戸市	22,045
16	佐世保市	7,178	5.4%	16	郡山市	21,564
17	宮崎市	6,908	3.7%	17	大分市	19,948
18	郡山市	6,822	4.6%	18	青森市	19,758
19	久留米市	6,702	4.6%	19	松山市	19,401
20	呉市	5,777	5.3%	20	下関市	18,444
30	いわき市	4,554	2.9%	26	いわき市	14,757
	全体平均	5,983	3.7%		全体平均	18,001
	全体中央値	4,499	2.3%		全体中央値	11,654

(出所) 令和5年度「都市要覧」(中核市市長会)より監査人作成

7 産業振興部(公営競技事務所を除く)の課別・事業別歳出決算額推移

(1)産業チャレンジ課

(単位:千円)

事業名称	旧課名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度預託金	産業創出課	1,300,000	1,300,000	800,000	800,000	-
市中小企業融資制度預託金	産業創出課	480,000	480,000	480,000	480,000	-
キャッシュレス決済ポイント還元事業費	産業創出課	-	-	382,589	287,165	△95,424
市新型コロナウイルス対策特別資金利子補給補助金	産業創出課	-	-	137,441	113,730	△23,710
いわき産業創造館運営費	産業創出課	131,709	137,831	143,891	107,558	△36,333
商工組合中央金庫預託金	産業創出課	100,000	100,000	100,000	100,000	-
市創業者支援融資制度預託金	産業創出課	21,700	24,100	66,293	91,060	+24,767
事業再構築促進補助金	産業創出課	-	-	-	67,785	+67,785
いわき産業創造館運営費いわき駅前再開発ビル設備等更新負担金等分	産業創出課	-	-	-	48,106	+48,106
運送事業者等事業継続支援金	産業創出課	-	-	-	39,940	+39,940
市中小企業融資制度(災害対策特別資金)預託金	産業創出課	250,000	160,000	70,000	30,000	△40,000
事業化支援事業費	産業創出課	30,789	31,021	25,956	26,011	+55
市融資制度信用保証料補助金	産業創出課	-	7,184	7,395	20,326	+12,932
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金(繰越明許費)	産業創出課	-	-	-	16,712	+16,712
いわき産業創造館運営費 感染症対策分	産業創出課	-	-	-	14,664	+14,664
中小企業等SDGs推進支援事業費(繰越明許費)	産業創出課	-	-	-	10,000	+10,000
ふくしま産業復興投資促進特区申請等支援事業費 会計年度任用職員分	産業創出課	-	-	-	5,951	+5,951
創業者支援事業費	産業創出課	4,905	4,996	4,996	4,996	△0
販路開拓・経営革新支援事業費	産業創出課	4,020	4,020	4,020	4,020	-
新型コロナウイルス市内経済影響実態調査事業費	産業創出課	-	-	3,370	3,831	+461
ワークシート促進事業費	産業創出課	-	-	-	3,802	+3,802
業態転換等支援補助金	産業創出課	-	-	7,558	3,268	△4,290
経営改善支援事業費	産業創出課	-	-	2,223	2,931	+708
市無担保無保証人融資制度預託金	産業創出課	4,330	3,500	1,763	2,720	+957
産業振興推進事業費	産業創出課	3,551	2,165	2,482	2,476	△6
一般事務経費	産業創出課	2,271	2,732	2,897	2,284	△613
市豪雨災害特別資金利子補給補助金	産業創出課	1,046	4,992	3,704	2,249	△1,455
産業人財育成支援事業費	産業創出課	2,788	2,012	2,012	2,011	△0
「企業・ひと・技」応援ファンド事業費	産業創出課	-	-	1,187	1,422	+235
一般事務経費 臨時経費分	産業創出課	-	-	-	1,009	+1,009
産業振興推進事業費 表面汚染測定用サーベイメータ点検経費	産業創出課	-	-	-	110	+110
ふくしま産業復興投資促進特区申請等支援事業費	産業創出課	5,806	5,994	6,123	91	△6,032
店舗等維持支援金	産業創出課	-	96,907	263,796	-	△263,796
あんしんコロナお知らせシステム運用事業費	産業創出課	-	-	219,865	-	△219,865
飲食店等感染拡大防止対策支援金	産業創出課	-	-	121,912	-	△121,912
市新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金	産業創出課	-	-	101,573	-	△101,573
子育て世帯生活支援クーポン券配付事業費	産業創出課	-	-	66,593	-	△66,593
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金	産業創出課	-	-	62,946	-	△62,946
コロナ後を見据えたワークシート促進事業費	産業創出課	-	-	10,536	-	△10,536
市内観光関連産業需要回復支援事業費	産業創出課	-	-	9,201	-	△9,201
地域企業レジリエンス強化事業費	産業創出課	-	-	3,000	-	△3,000
(緊急経済対策)店舗等維持支援金	産業創出課	-	419,866	-	-	-
(緊急経済対策)あんしんコロナお知らせシステム運用事業費	産業創出課	-	144,623	-	-	-
(緊急経済対策)市新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金	産業創出課	-	143,511	-	-	-
(緊急経済対策)市新型コロナウイルス対策特別資金利子補給補助金	産業創出課	-	116,369	-	-	-
(緊急経済対策)事業者支援総合窓口設置経費	産業創出課	-	17,967	-	-	-
(緊急経済対策)業態転換等支援補助金	産業創出課	-	13,758	-	-	-
被災事業者事業継続奨励金	産業創出課	3,400	10,200	-	-	-
市豪雨災害特別資金信用保証料補助金	産業創出課	5,264	2,699	-	-	-
(緊急経済対策)いわき支え合い応援ファンド事業費	産業創出課	-	1,361	-	-	-
新産業創出支援事業費	産業創出課	3,405	-	-	-	-
市中小企業融資制度信用保証料補助金	産業創出課	2,945	-	-	-	-
市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度信用保証料補助金	産業創出課	2,065	-	-	-	-
市無担保無保証人融資制度信用保証料補助金	産業創出課	114	-	-	-	-
津波被災地域企業等立地奨励金	商業労政課	144,250	131,250	110,320	100,000	△10,320
商工会補助金	商業労政課	16,890	15,660	15,590	15,070	△520
商工会議所補助金	商業労政課	13,310	13,440	13,440	13,320	△120
店舗等新規出店支援事業費補助金	商業労政課	-	-	17,681	11,201	△6,480
市商工業活性化事業費補助金	商業労政課	1,595	1,762	1,538	5,479	+3,941
いわき市平十五丁目駐車場管理費 指定管理分	商業労政課	-	-	-	3,500	+3,500
津波被災地復興商業特区申請等支援事業費 会計年度任用職員分	商業労政課	-	-	-	2,875	+2,875
中心市街地活性化推進事業費	商業労政課	1,828	2,380	2,520	2,820	+299
商店街環境整備事業費補助金	商業労政課	2,947	1,989	1,725	1,930	+205
商店連合会補助金	商業労政課	1,729	1,633	1,606	1,534	△72
一般事務経費	商業労政課	754	698	899	1,117	+218
いわき市平十五丁目駐車場管理費	商業労政課	3,586	3,839	3,750	144	△3,606
津波被災地復興商業特区申請等支援事業費	商業労政課	2,848	2,867	2,874	25	△2,849
いわき魅力再発見WEBプロモーション事業費	商業労政課	-	-	1,980	-	△1,980
(緊急経済対策)店舗等新規出店支援事業費補助金	商業労政課	-	29,554	-	-	-
(緊急経済対策)いわき魅力再発見WEBプロモーション事業費	商業労政課	-	5,571	-	-	-
(緊急経済対策)いわきグルメ・テリバリ支援事業費	商業労政課	-	5,453	-	-	-
市技能職団体連絡協議会補助金	商業労政課	-	150	-	-	-
いわき地区労働福祉協議会補助金	商業労政課	-	40	-	-	-
プレミアム付商品券発行事業費	商業労政課	234,691	-	-	-	-
支援物資集配事業費	商業労政課	6,379	-	-	-	-
商工業活性化基金積立金	商業労政課	16	-	-	-	-
合計		2,790,931	3,454,092	3,289,244	2,455,244	△834,000



(2) 産業みらい課

(単位:千円)

事業名称	旧課名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
風力関連産業推進事業費(繰越明許費)	産業創出課	-	-	-	44,963	+44,963
風力関連産業推進事業費	産業創出課	14,890	25,799	8,947	31,157	+22,209
グリーンイノベーション創出支援事業費	産業創出課	-	-	-	9,540	+9,540
バッテリーバレー推進事業費	産業創出課	8,346	4,641	8,163	8,345	+182
国際教育研究拠点との連携に向けた企業ガイドブック作成事業費	産業創出課	-	-	-	5,805	+5,805
新産業創出支援事業費	産業創出課	-	3,141	2,985	2,979	△7
いわき地域イノベーション投資促進事業補助金	産業創出課	-	-	330	622	+292
工場等立地奨励金	工業・港湾課	813,380	626,165	422,055	367,980	△54,075
本社機能移転等事業者奨励金	工業・港湾課	20,000	28,000	60,000	122,000	+62,000
好間工業用水道管理運営費	工業・港湾課	24,925	25,764	33,330	60,445	+27,115
いわき四倉中核工業団地管理事業費 施設解体撤去事業分	工業・港湾課	-	-	-	43,672	+43,672
東京事務所管理運営費	工業・港湾課	16,952	15,548	16,391	13,301	△3,090
津波被災地域企業等立地奨励金	工業・港湾課	-	-	11,940	11,930	△10
工業団地緑地関連施設等維持管理費	工業・港湾課	8,903	11,264	11,093	11,116	+23
企業交流会館管理運営費	工業・港湾課	9,506	10,159	9,627	9,614	△13
小名浜港湾利用促進事業費	工業・港湾課	9,482	8,148	8,281	9,158	+878
企業交流会館管理運営費 感染症対策分	工業・港湾課	-	-	-	8,445	+8,445
一般事務経費	工業・港湾課	3,352	2,542	2,600	3,638	+1,039
東京事務所管理運営費 会計年度任用職員分	工業・港湾課	-	-	-	3,273	+3,273
港湾運送事業者等事業継続支援金	工業・港湾課	-	-	-	2,745	+2,745
企業誘致推進事業費	工業・港湾課	3,284	1,582	1,765	2,474	+708
施設管理経費	工業・港湾課	2,089	2,134	2,145	2,184	+39
いわき四倉中核工業団地管理事業費	工業・港湾課	1,735	1,864	3,625	1,424	△2,201
港湾機能高度化事業費	工業・港湾課	1,920	1,470	685	1,303	+619
在京・地元各界交流のタベ経費	工業・港湾課	2,337	345	203	1,192	+989
日本港湾協会総会等開催事業費	工業・港湾課	-	59	1,320	811	△509
一般事務費	工業・港湾課	898	3,004	788	710	△79
日本港湾協会総会等開催事業費 会計年度任用職員分	工業・港湾課	-	-	-	704	+704
小名浜臨海工業団地緑地関連施設維持管理費	工業・港湾課	-	3,270	-	-	-
仮設事業所解体撤去事業費	工業・港湾課	12,320	-	-	-	-
合計		954,317	774,899	606,273	781,530	+175,256

(3) 産業ひとつづくり課

(単位:千円)

事業名称	旧課名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
施設管理経費 いわき市労働福祉会館指定管理分	商業労政課	-	-	-	22,237	+22,237
いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金	商業労政課	18,466	18,466	18,466	18,466	-
施設管理経費	商業労政課	71,610	28,444	24,372	14,154	△10,218
ふるさといわき就業支援事業費	商業労政課	10,101	15,862	11,894	9,207	△2,687
生産性向上・ダイバーシティ推進事業費	商業労政課	-	-	-	6,433	+6,433
高校生就職支援事業費	商業労政課	3,900	4,651	4,882	5,166	+284
IWAKIタウン情報発信事業費 感染症対策分	商業労政課	-	-	-	4,243	+4,243
労働福祉会館長寿命化改修事業費	商業労政課	-	-	-	2,838	+2,838
生産性向上・ダイバーシティ推進事業費 会計年度任用職員分	商業労政課	-	-	-	1,629	+1,629
いわき職業訓練協会補助金	商業労政課	1,008	1,008	1,008	1,008	-
施設管理経費 大規模維持補修分	商業労政課	-	-	-	957	+957
匠の技継承・創造事業費	商業労政課	783	723	592	864	+272
IWAKIタウン情報発信事業費	商業労政課	-	6,121	7,163	814	△6,349
働きやすいまち推進事業費	商業労政課	821	3,515	1,563	652	△911
一般事務経費	商業労政課	212	190	301	273	△28
市技能職団体連絡協議会補助金	商業労政課	545	-	74	94	+20
いわき地区労働福祉協議会補助金	商業労政課	162	-	40	35	△5
外国人労働者受入環境整備事業費	商業労政課	-	589	2,427	-	△2,427
(緊急経済対策)雇用調整助成金申請支援事業費	商業労政課	-	1,000	-	-	-
就労支援システム運用事業費	商業労政課	1,022	-	-	-	-
合計		108,630	80,569	72,780	89,069	+16,289

(4) 計量検査所

(単位:千円)

事業名称	旧課名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
計量指導推進経費	計量検査所	2,553	2,533	2,415	1,983	△432
施設管理経費	計量検査所	1,632	1,648	1,660	1,844	+185
計量モニター経費	計量検査所	108	120	157	156	△1
合計		4,293	4,301	4,232	3,983	△248

(出所) 市作成事業別予算決算額一覧より監査人作成

### 第3 産業チャレンジ課

#### 1 監査対象事業一覧

今回の監査では令和4年度事業を対象に、決算額の金額的重要性及び市の各計画等における位置付け等から質的に重要と判断した事業を監査対象として抽出した。

No	事業名称	令和4年度 決算額 (千円)	令和4年度 旧担当課名	指摘・ 意見 あり
1	いわき産業創造館運営費	107,558	産業創出課	-
2	いわき産業創造館運営費 いわき駅前再開発ビル設備等 更新負担金等分	48,106	産業創出課	○
3	いわき産業創造館運営費 感染症対策分	14,664	産業創出課	○
4	創業者支援事業費	4,996	産業創出課	○
5	産業人財育成支援事業費	2,012	産業創出課	○
6	事業化支援事業費	26,011	産業創出課	○
7	中小企業等SDGs推進支援事業費(繰越明許費)	10,000	産業創出課	-
8	販路開拓・経営革新支援事業費	4,020	産業創出課	○
9	市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度預託金	800,000	産業創出課	○
	市中小企業融資制度預託金	480,000	産業創出課	
	市無担保無保証人融資制度預託金	2,720	産業創出課	
	市創業者支援融資制度預託金	91,060	産業創出課	
	市融資制度信用保証料補助金	20,326	産業創出課	
10	キャッシュレス決済ポイント還元事業費	283,640	産業創出課	○
11	産業振興推進事業費	2,476	産業創出課	○
12	事業再構築促進補助金	67,785	産業創出課	○
13	経営改善支援事業費	2,931	産業創出課	-
14	「企業・ひと・技」応援ファンド事業費	1,422	産業創出課	○
15	業態転換等支援補助金	3,268	産業創出課	○
16	商工会議所補助金	13,320	商業労政課	○
17	商工会補助金	15,070	商業労政課	○
18	中心市街地活性化推進事業費	2,820	商業労政課	-
19	市商工業活性化事業費補助金	5,479	商業労政課	-
20	津波被災地域企業等立地奨励金	100,000	商業労政課	○
21	店舗等新規出店支援事業費補助金	11,201	商業労政課	○

## 2 個別事業に係る監査結果

以下では、監査対象とした事業のうち、監査の結果、指摘または意見があった事業について記載する。ただし、産業創造館の指定管理事業に係る事業については、事業の全体像の理解のため、指摘または意見がない事業についても概要等を記載している。

### いわき産業創造館の指定管理事業の概要

#### ①概要等

##### いわき産業創造館の概要

いわき産業創造館(以下、「産業創造館」という。)は、地域産業の高度化、創業者の育成、新たな事業分野の開拓等を通じて、市内の産業の振興及び地域経済の活性化を図り、もって豊かな地域社会の形成に寄与するため設置された(「いわき市いわき産業創造館条例」第2条)。LATOV(ラトブ)いわき駅前再開発ビル(以下、「ラトブ」という。)内の公共施設として、総合図書館、市民サービスセンターとともに、平成19年10月に供用開始されており、コロナ禍前の年間稼働率は8割以上であった。コロナ禍後低調となっていたが、令和3年度は49.2%、令和4年度は73.4%と復調の兆しが見られる。なお、延床面積は2,585.45㎡、保留床取得費は約17億円である。

産業創造館は以下の事業を行うこととされている(同第3条)。

- 1) 事業の分野を異にする企業相互の間及び企業と大学その他の研究機関等との間の交流及び連携の推進に関する事
- 2) 製品、技術、事業計画等の展示会、発表会及び商談会の開催に関する事
- 3) 企業の経営革新、技術開発及び産業財産権の取得に関する相談、資金に関する支援等総合的な経営支援に関する事
- 4) 企業の経営革新、技術開発に関する研修会、講習会及び講演会の開催に関する事
- 5) 創業者の育成及び企業等の新たな事業分野の開拓のための場の提供及び運営に関する事
- 6) 創業及び新たな事業分野の開拓に関する相談等総合的な創業者等の支援に関する事
- 7) 講義、会議、イベント等のための施設の提供に関する事
- 8) 地域産業の振興に関する情報の収集及び提供並びに調査研究に関する事
- 9) 前各号に掲げるものの他、創造館の設置の目的を達成するために必要な事業

上記の事業を集約した事業概要は以下の通りとなる(各稼働率はコロナ禍前のものである)。

機能と施設	役割・利用状況等
<b>①産業交流機能</b> ○企画展示ホール ○シェアオフィス	企画展示ホールは、市内外の企業等が展示会や物産展、講演会、映写会等各種イベントに利用することが可能。年間稼働率は約8割。シェアオフィスは、起業や副業など、幅広い仕事の場として活用可能(月利用者 32 名、日利用者 224 名)
<b>②産業支援機能</b> ○セミナー室、○会議室(2室) ○IT 研修室	創業や経営、技術等のセミナーやミニ講演会、各種会議等に利用することが可能。IT 研修室は、IT スキルのレベルアップ研修などに利用することが可能。セミナー室・会議室の年間稼働率は約9割、IT 関連の特殊利用に限定される IT 研修室は約6割。
<b>③新産業創造機能</b> ○インキュベーションルーム(11室)	創業希望者等を公募・選定し、低廉な料金で貸出し、専門的な指導を受けながら創業支援に利用することが可能。入居率は約6割。

管理運営は、供用開始後の平成 19 年度から指定管理者制度によっており、継続して公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会(旧(社)いわき産学官ネットワーク協会)(以下、「ネットワーク協会」という。)が担ってきた。

#### いわき産学官ネットワーク協会の概要

平成 12 年度から 14 年度にかけて、モデル事業としてパイロットオフィスを設置し、産業振興拠点施設の効果的・効率的運営について調査研究を行った上で、平成 15 年度において、産学官からなる懇話会の提言を受けて、平成 18 年 5 月に設立され、平成 25 年 4 月に公益社団法人となっている。

同協会は、市内の産学官が持つ人材・技術・資金・情報等のネットワークを活用しながら、産業界の多様なニーズに一元的・総合的に対応し、企業の経営革新・新産業・新事業や雇用の創出を図り、地域産業の活性化に貢献しようとする産業支援機関である。

役員は会長 1 名(いわき地区商工会連絡協議会・いわき経済同友会)、副会長 2 名(いわき商工会議所、東日本国際大学)、専務理事 1 名(市産業振興部部長)、理事 9 名(うち常勤 1 名)、監事 2 名で構成され、職員は常勤 10 名、非常勤 7 名(産学官連携コーディネーター 5 名、インキュベーションマネージャー 2 名)から構成されている(職員に市職員の出向等はない)。会員は令和 4 年度末現在 312 名(団体 14・企業 240・個人 58)である。

事業内容は、産業創造館の指定管理事業のほか自主事業も行っている。

#### 令和元年度(令和 2 年度～令和 6 年度の指定期間)指定管理者の選考経緯

いわき産業創造館の指定管理事業は、以下の理由から当初より非公募とされてきた。「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」における「施設の管理と関連する施策の一体的な推進を図るため、施策推進を担う特定の団体によって管理することが、効率的で、設置目的を効果的に達成できる」場合に該当し、具体的には、産業創造館における、「産業支援」、「新産業創造」及び「産業交流」の 3 つの機能を効果的に発揮するには、施設の管理運営と、産学

官が連携したハードとソフトの事業を一体的に企画立案・実施することが求められる。そして、産学官が連携した市内唯一の支援機関であり、産業支援に関するノウハウや豊富な実績を有し、継続した支援体制の強化・トレンドを捉えた支援メニューの充実化が図られている機関である、市内唯一の団体として、(公社)いわき産学官ネットワーク協会があり、同候補者とするため非公募とする」とされていた。前提として、ネットワーク協会がいわき市の各企業の実情に精通していることがありとされる。

選考はプロポーザル方式により行われ、市職員 5 名による採点形式で行われ、採点結果が合格点を上回ったことにより候補者が選定され、令和元年度市議会 12 月定例会の議決を経た後、指定管理者に指定、基本協定書の締結となり、令和 2 年 4 月 1 日から年次協定書に基づき新たな期間の指定管理事業が開始されている。

#### 年次協定書における指定管理事業の内訳の推移

(単位:千円)

No	事業名称	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
①	いわき産業創造館運営費	105,092	106,223	103,903	107,558
②	いわき産業創造館運営費 (ラトブ修繕負担金)	25,884	25,828	39,988	48,106
③	いわき産業創造館運営費 (感染対策分)	-	-	-	3,666
④	創業者支援事業	4,905	4,996	4,996	4,996
⑤	産業人財育成支援事業	2,788	2,012	2,012	2,012
⑥	事業化支援事業	30,789	30,972	25,911	25,911
⑦	中小企業等 SDGs 推進支援事業	-	-	-	10,000
⑧	国際企業研究拠点との連携に向けた企業ガイドブック作成事業	-	-	-	5,806
	計	169,458	170,032	176,810	208,057

※No.8 国際企業研究拠点との連携に向けた企業ガイドブック作成事業については、産業みらい課の所管となっている。

#### ②監査の結果

##### 指定管理事業の範囲について【意見】

指定管理者制度は、「公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。」(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項・第 4 項)とされ、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により導入された。また、指定の方法等は、「定められた条例に従い、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定」(同第 244 条の 2 第 5 項・第 6 項)することとされている。

産業創造館の設置目的は、前述した通りであるが、指定管理者制度の趣旨から見れば、あくまで公の施設である産業創造館という場を用いた管理運営（展示ホールやシェアオフィスを通しての産業交流機能、セミナー・講演会等を通しての産業支援機能、インキュベートルームの貸出等を通しての新産業創造機能）を通じて一体的になされる（施設というハードが不可欠である）ことが主眼と解され、その観点から見れば、指定管理事業の内訳のうち、事業化支援事業、また、令和 4 年度に追加された中小企業等 SDGs 推進支援事業、国際企業研究拠点との連携に向けた企業ガイドブック作成事業は、市の施策目標を達成する事業ではあるが、後述する個別事業で記載する通り、産業創造館の場を通じた事業との関係性が希薄であるものと考えられる（これらの事業に関しても、確かに選考・発表会や実務作業等は同館で行われているものの、事業内容の主眼は個別企業で行われている）。

現状、このような取扱いとされている理由は、産業創造館設置目的と市施策目標が表面的に一致しており、設置目的を広義に解釈しているためと考えられるが、この解釈に従えば市施策目標と産業創造館に少しでも関連すれば、際限なく指定管理事業に組み込まれてしまう可能性もある。よって、産業創造館運営事業とする場合は、産業創造館という施設を用いて一体的になされるものに限定し狭義に解すべきであり、事業化支援事業等の事業に関しては個別委託事業として行うことが望ましいと考える。

基本協定書の第 12 条には、「指定後であっても業務範囲の変更が市と指定管理者間の協議により可能」とされているが、当初の議会の議決時点では考慮されておらず、議決は指定期間終了までに想定される事業内容と予定金額等を検討した上でなされるため、協定書の条項があるにせよ、その議決によらず追加されることは望ましくないと考える。また、協定書の条項は、軽微な事業あるいは金額の変更と解すべきであり、新事業の追加等は個別委託事業として実施すべきであると考ええる。

さらに、通常、委託業務契約に当たっては、競争性を確保する観点から契約手続が重要となるが、最終的にはネットワーク協会が受託するにせよ、今回のように指定管理事業に追加する取扱いによった場合、競争性を確保するという観点での手続が省略されてしまう結果となっており望ましくないと考える。

なお、いわき産業創造館運営費（ラトブ修繕負担金）、いわき産業創造館運営費（感染対策分）に含まれる負担金、賃借契約及び物品購入に関しては、後述する個別事業でも記載の通り、産業創造館の事業運営のため必要不可欠な重要物品等である場合、産業創造館の設置主体である市が主体的に支出の当事者となることが適当であると考えられ、委託料として支出することは望ましくないと考える。

以上を踏まえ、現状の事業のうち、いわき産業創造館運営費、創業者支援事業及び産業人財育成支援事業は指定管理事業となるべきものと考ええる。今回の指定期間は令和 6 年度で終了することから、次回以降の指定管理事業開始時に検討されたい。

#### 候補者選考にあたっての有識者意見聴取の活用について【意見】

前述した通り、候補者選定に当たっては、当該指定管理事業は、対外的に説得ある説明も

可能ということから非公募とされ、ネットワーク協会 1 者が参加者となり、プロポーザル選考、議会議決を経て指定管理者となっている。選考に当たっては「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、市職員 5 名で実施されている。

確かに、市内企業の実情に精通し、国や県、市などの委員会・団体への参画や先進的な産業支援機関への職員派遣等によるノウハウの蓄積等も行っている同協会の状況を踏まえれば、同協会のみでの非公募とすることも不合理とは言えない。しかし、外部の第三者から見た場合には、非公募かつ選考委員も市職員のみということに対しては透明性に欠くものと考えられ、金額も多額なことから、次回以降の選考に当たっては、外部有識者等の意見聴取の活用を検討されたい。

## No.1 いわき産業創造館運営費

### ①事業の概要

市内産業の振興及び地域経済の活性化を図る目的で設置された産業創造館の運営(産学官連携事業の企画・立案・実施を含む)について、いわき産学官ネットワーク協会を指定管理者として指定し、委託を行うもの。指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 5 か年である。

#### 【委託業務の内容】

- 1) 施設、設備、備品等の維持管理・更新業務
- 2) 受付業務
- 3) 事業の実施、その他提供するサービス
  - ・企業、大学、研究機関等間の交流・連携
  - ・展示会、発表会及び商談会の開催
  - ・企業の総合的支援とその研修会等の開催
  - ・創業者育成や事業分野開拓のための場の提供・運営や相談等による支援、他
- 4) 企画展示ホール、セミナー室、会議室、IT 研修室、シェアオフィス及び設備等の使用許可
- 5) 創業者支援室の使用許可
- 6) 使用料の徴収及び収納
- 7) 住民参加、利用者意見の把握

### ②本事業の直近 3 年度の予算・決算額の推移 (単位: 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	137,832	143,892	110,120
決算額	137,831	143,891	107,558
未執行予算額	1	1	2,562

※令和 2 年度、令和 3 年度は、ラトブ設備等更新負担金等分を含む数値であり、その決算額はそれぞれ 25,828 千円、39,988 千円である。

③監査の結果

特に記載すべき事項はない。

No.2 いわき産業創造館運営費 いわき駅前再開発ビル設備等更新負担金等分

①事業の概要

市内産業の振興及び地域経済の活性化を図る目的で設置された産業創造館の管理・運営に関して、ラトブ中長期修繕計画に基づく修繕負担金及び情報システムネットワーク機器類を計上するものであり、上記の通り、指定管理事業の1つとして位置付けられている。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	-	-	48,106
決算額	-	-	48,106
未執行予算額	-	-	0

※令和2年度、令和3年度はNo.1いわき産業創造館運営費の中に含まれている(25,828千円、39,988千円)

③令和4年度事業費の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	48,106	48,106	※
計	48,106	48,106	

※委託料はネットワーク協会に対する指定管理料であり、同協会では以下の支出に充てられている。

内容	決算額(千円)
ラトブ中長期修繕計画に基づく修繕負担金	19,766
いわき情報システムネットワークシステムリース賃貸借	25,776
パソコン機器リース賃貸借	2,563
計	48,106

④監査の結果

ラトブ中長期修繕計画に基づく修繕負担金について【指摘】

現状、ラトブ管理組合(以下「管理組合」)に対する修繕負担金は、管理組合が策定した年度予算案の産業創造館に係る負担金見込分を、年度の指定管理協定における指定管理料(委託料)として、ネットワーク協会に支払っており、同協会が受け取った指定管理料から管理組合に対して負担金を支払っている。市からネットワーク協会への指定管理料は年2回4月、10月に支払われ、同協会も年2回管理組合から同協会宛に送付される請求書に基づき支払われている。令和4年度における支払状況は以下の通りであり、市からネットワーク協会に支払われた指定管理料は、同協会から管理組合に支払われた負担金を1,300千円上回っている。



る。なお、当該差額については、ネットワーク協会との協議の上、令和 4 年度に高騰した光熱費の支払いに充当している。(単位:円)

	指定管理料 (市から協会)	負担金 (協会から管理組合)	差異
共有部	8,771	8,295	476
専有部	10,995	10,171	824
計	19,766	18,466	1,300

市は産業創造館の指定管理者であるネットワーク協会が管理組合との窓口として施設管理等に係る調整を行っていることから、同協会が管理組合に対して支払うこととしているとのことである。

しかし、ネットワーク協会が指定管理業務として管理組合との窓口となっているものの、産業創造館の設置主体は市であるから、市が主体的に支出の当事者となるべきであり、ネットワーク協会への委託料ではなく、市が管理組合に対して負担金として支出すべきと考える。

また、指定管理料と管理組合への負担金が相違した場合に差額の調整が必要になること、支払時期は指定管理料、管理組合への負担金ともに年 2 回であることから、事務手続上も市が直接支払うことが効率的であると考ええる。

#### 情報ネットワークシステム等賃貸借取引について【指摘】

現在、以下の情報ネットワークシステム等の賃貸契約をネットワーク協会がベンダーと締結し、同協会は市から受け取った委託料から賃借料を支出している。

契約名	年間賃借料 (千円)	契約総額 (千円)	賃貸借期間	相手先
いわき産業創造館情報ネットワークシステム等賃貸借	25,776	128,882	令和 3 年 10 月 1 日 ～令和 8 年 9 月 30 日	富士通 Japan(株)
事務用デスクトップパソコン賃貸借	2,563	12,817	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	(株)富士通エフサス
合計	28,339	141,699		

情報ネットワークシステム賃貸借は、平成 25 年 10 月の構築より長年経過し、機器類の老朽化等が顕著であり、利用者が安心して利用可能な環境を整備することを目的として実施された。また、事務用デスクトップパソコン賃貸借は、再リースにて使用してきたパソコンが、使用頻度の高さから機器の消耗による不具合が頻発していることによる取替を目的として実施された。

両契約とも、公募型プロポーザルを経て、ネットワーク協会とベンダーの間で締結されたが、プロポーザルの審査員は市職員 5 名で行われ、契約当事者の同協会からは 1 名も加わず、市主導での選考であった。

産業創造館の設置主体は市であり、指定管理者が仮に変更された場合、変更後もこれらの機器は産業創造館の運営に当たり必要不可欠なものであり、使用は継続されると考えられる

ことから、上記の選定過程も踏まえると、市がベンダーとの契約当事者として賃貸借契約を締結すべきであり、ネットワーク協会への委託料ではなく、市が賃借料として支出すべきと考える。

### No.3 いわき産業創造館運営費 感染症対策分

#### ①事業の概要

地域産業の高度化、創業者の育成、新たな事業分野の開拓等を通じて、産業振興及び地域経済の活性化を図る産業支援拠点である産業創造館の感染対策を強化するとともに、デジタル化を推進し、新しい生活様式(ニューノーマル)への対応を促進する。

#### ②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	-	-	16,957
決算額	-	-	14,664
未執行予算額	-	-	2,293

#### ③令和4年度事業費の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	3,667	3,666	※1
備品購入費	13,290	10,998	※2
計	16,957	14,663	

※1. 委託料はネットワーク協会に対する指定管理料であり、同協会では以下の支出に充てられている。

内訳	支出額(千円)
密集検知・密集回避システム	2,311
その他	1,355
計	3,666

#### ※2. 備品購入費

購入備品名	抗菌・抗ウイルス展示パネル
購入先	(株)協和マイクロ
購入金額	10,998 千円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約方法	指名競争入札
指名業者数・選定	10 者

方法	市内の当該物件を主に取り扱っている業者より指名
入札参加者数	2 者

#### ④監査の結果

##### 備品の購入について【指摘】

密集検知・密集回避システム等はネットワーク協会への指定管理事業の 1 つとして委託料として処理され、抗菌・抗ウイルス展示パネルは市の備品購入費として処理されている。両者とも備品の購入ではあるが、市担当者に質問したところ、前者は、産業創造館の管理運営に必要なものであるため委託費と処理し、後者は、市の歳入となる利用者からの貸出収入の関係から市の備品購入費として処理したとのことである。

指定管理に係る基本協定書では、指定管理者が任意に備品等を購入し、業務実施のために供することができることとされている。しかし、両者とも産業創造館の運営に当たり必要不可欠なものであることに変わりはなく、産業創造館の設置主体は市であり、指定管理者が仮に変更された場合、変更後もこれらの備品は継続して使用されると考えられることから、ともに市が契約当事者として購入契約を締結し、市の備品として適切に管理すべきであり、同協会への委託料として処理された備品も市の備品購入費として処理すべきと考える。

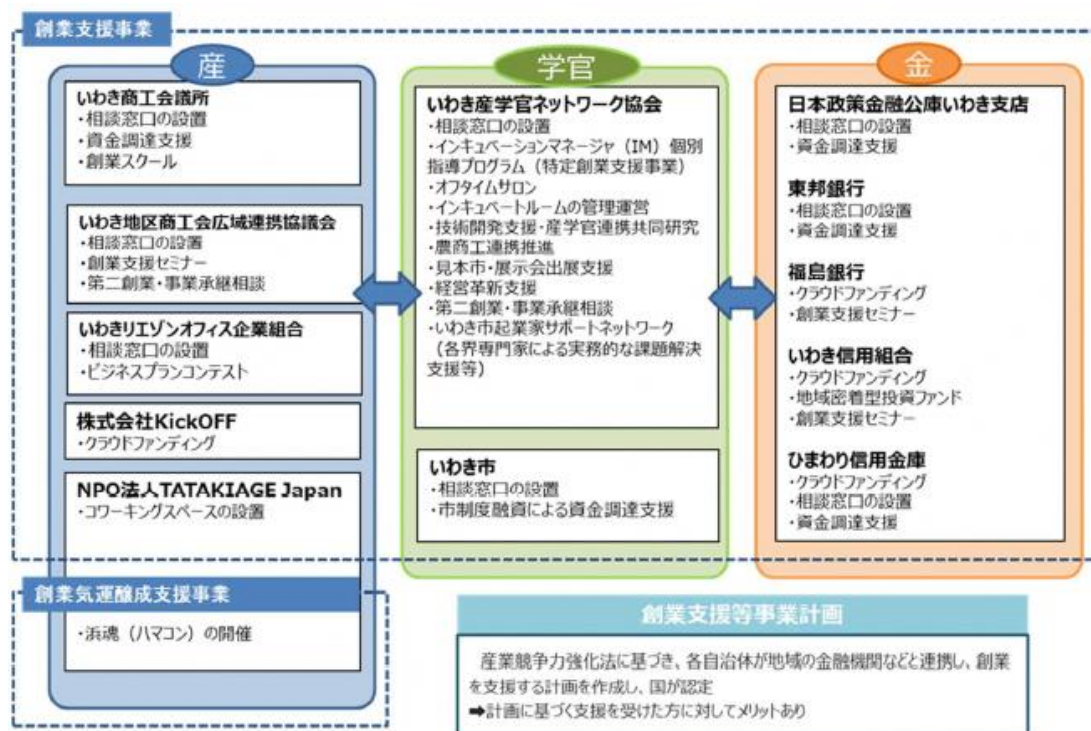
## No.4 創業者支援事業費

### ①事業の概要

創業を志す方や、創業間もない方に対し、相談窓口の設置やセミナー実施、インキュベートルームの提供(11 室)、インキュベーションマネージャー(2 名の中小企業診断士)による指導・助言、シェアオフィスの運営を行うなど、市内の関係機関(「いわき市起業家サポートネットワーク」を設置し、各機関の情報共有等)と連携しながら、創業者のビジネスを軌道に乗せるための総合的支援を行うものであり、上記の通り、指定管理事業の 1 つとして位置付けられている。

なお、インキュベートルームの使用に当たっては、公募後使用許可申請書を提出し、選考審査を経て入室が許可される。令和 5 年 3 月末現在 11 室中 8 室利用中であった。また、起業・経営相談窓口の設置による開催回数は 144 回・相談件数 231 件、創業支援セミナーの開催は、7 月～9 月にかけて全 9 日間・19 時間コースで行われ、受講者数 29 名・終了者数 25 名、いわき市起業家サポートネットワークの会議やセミナーは合計 7 回行われた。さらに、「第 2 期いわき創生総合戦略成果指標(KPI 一覧)の中に、創業者支援事業の KPI として「市創業事業計画」に基づく支援を受けて起業した件数」があるが、令和 8 年度目標値 90 件に対し、令和 4 年 3 月末時点の現状値は 76 件となっている。

当該事業の創業者支援事業全体における位置付けは以下の通りである。



②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	4,997	4,997	4,997
決算額	4,996	4,996	4,996
未執行予算額	1	1	1

③令和4年度事業費の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	4,997	4,996	※
計	4,997	4,996	

※委託料はネットワーク協会に対する指定管理料である。

④監査の結果

**創業者支援事業のアフターフォローについて【意見】**

インキュベートルームを退室された方や、相談窓口・セミナーを活用された方へのアフターフォローの方法について、市担当者に質問したところ、現在、各金融機関等で個別に創業支援セミナー等が開催されているとのことであり、今後は、それを統合した形で、ネットワーク協会、金融機関ほか関係機関と事業者が一堂に会した会議の開催を行う意向とのことである。

事業者間の連携による新たな事業機会の創出や金融支援も見込まれると予想され、その着実な実行推進が望まれる。

## No.5 産業人財育成支援事業費

### ①事業の概要

市内企業の経営者や従業員並びに、将来を担う若者(学生)を対象に商工団体等と連携して、経営感覚や技術力の育成を図り、市内産業の経営力・技術力の向上やいわきで働く若者の定着につなげるものであり、また、令和 2 年度以降は後継者等の人材育成を強化することで、喫緊の課題である事業承継に対する課題解決にもつなげて行くものとしており、上記の通り、指定管理事業の 1 つとして位置付けられている。

令和 4 年度は、いわきものづくり塾、知的資産経営セミナーが計画、予算化されたが、事情により後者は実施されなかった。

当該事業の業務仕様書では、「ものづくり」等に関する人材育成研修(いわきものづくり塾)の開催は 5 コース、各 5 回程度となっており、各コースは、同協会が、過年度の受講者アンケート等の結果も踏まえ、市内ものづくり企業の興味・関心が高い分野によるカリキュラム構成及びその講師選定を実施している。令和 4 年度は、(Ⅰ)カーボンニュートラル入門・導入コース、(Ⅱ)DX・デジタル入門・導入コース、(Ⅲ)再生可能エネルギーコース、(Ⅳ)ものづくり基礎コース「機械製図基礎」、(Ⅴ)施設見学の 5 コースで構成されている。

### ②本事業の直近 3 年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	2,862	2,862	2,862
決算額	2,012	2,012	2,012
未執行予算額	850	850	※ 850

※令和 4 年度未執行予算額は、知的資産経営セミナーが計画、予算化(850 千円)されたが、事情により実施されなかったことによるものである。

### ③令和 4 年度事業費の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	2,862	2,012	※
計	2,862	2,012	

※委託料はネットワーク協会に対する指定管理料である。

### ④監査の結果

#### 業務仕様書の講座回数と計画・実績講座数の相違について【指摘】

当該事業の業務仕様書では、「ものづくり」等に関する人材育成研修(いわきものづくり塾)の開催は 5 コース、各 5 回程度となっており、全 25 回程度となるが、ネットワーク協会の事業報告によれば、各コースの計画と実績は以下のように全 13 回となっており、計画段階ですでに半分程度となっている。

今後、業務仕様書に合わせた 5 コースを前提として講座数が 5 回程度となるコースを設定

するか、業務仕様書の変更を前提として、全講座数が 25 回程度となるよう講座数が 5 回に満たないコースを増加させるか、あるいは、実態に合わせ当該事業規模を縮小させるか、同協会と検討する必要がある。

コース名	計画		実績	
	講座数	開催期間	講座数	開催期間
(Ⅰ)カーボンニュートラル入門・導入コース	5回	7月～12月	5回	7月～12月
(Ⅱ)DX・デジタル入門・導入コース	4回	9月～令和5年1月	4回	9月～令和5年1月
(Ⅲ)再生可能エネルギーコース	2回	11月～12月	2回	11月～12月
(Ⅳ)ものづくり基礎コース「機械製図基礎」	1回	令和5年2月	1回	令和5年2月
(Ⅴ)施設見学	1回	令和5年3月	1回	令和5年3月
合計	13回		13回	

#### 事業評価と支出額の妥当性について【指摘】

前述した通り、当該事業での講座数は、業務仕様書で想定した半分程度となっており、通常であれば、予算額から減額されるものと考えられるが、ほぼ予算額で支出されている。

この点について、市担当者に質問したところ、「カーボンニュートラル、DX・デジタル化など、社会情勢の変化に合わせた講座を実施しており、産業人材の育成に一定の寄与があったものと評価した上で、予算額で支出している。」とのことである。

しかし、当該業務内容は講座開催に主眼があり、目標は、講座開催を通して各参加者の知見を蓄積させ、もって市内産業の経営力・技術力の向上等を図ることにあり、業務仕様書より実績の講座数が少なければ、それだけ知見の蓄積が少なく目標未達ということになるものと考えられ、減額されるべきであったと考える。

ネットワーク協会が実施した事業内容や支出内容を確認した上で、今後の予算額を設定する必要がある。

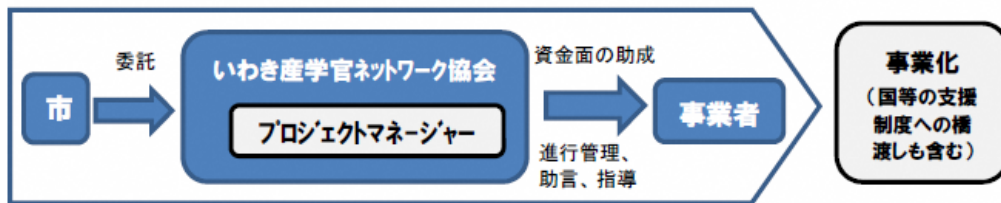
## No.6 事業化支援事業費

### ①事業の概要

地域の活性化に貢献することが見込まれる新技術・新製品開発などの取組みを市内企業から公募し、資金補助やプロジェクトマネージャー等の支援により、事業化に向けた総合的な支援を行うものであり、上記の通り、指定管理事業の1つとして位置付けられている。

資金補助は、対象経費100%を委託料により助成、1件当たり250万円程度(税込275万円)。

【事業イメージ図】



【令和4年度の公募スケジュール】

項目	日程
採択審査(審査検討会・審査会) ※1	令和4年5月23日～25日頃(予定)
採択通知	令和4年5月下旬
委託契約	令和4年6月1日(事業開始)
事業進捗確認	契約日以降、月次で産学官連携コーディネーター・事務局に対する定例報告
事業完了期限	令和5年2月28日
成果報告書提出 ※2	令和5年3月7日
成果報告会	令和5年3月中旬
確定検査(委託料確定)	令和5年3月下旬
委託料支払	令和5年4月下旬

※1. 審査会の審査委員は、外部専門家4名、国(経済産業省東北経済産業局)1名、県(福島ハイテクプラザ)1名、市(産業振興部)1名、計7名からなる。

※2. 採択者は、事業完了後、3か年間は、当協会からの求めに応じて、成果、経過等を報告するものとする。

※ 複数年事業での採択もあり、また、前事業年度の採択者が継続して応募することも可能である。

令和4年度で採択された事業は以下の8件であった。なお、産業イノベーション創出事業は、産業チャレンジ課が本事業において実施し、次世代エネルギー関連事業は、産業みらい課において、バッテリーバレー推進事業の中で実施されている(次世代エネルギー関連事業は指定管理業務には含まれていない)。

区分	採択事業名
産業イノベーション創出事業	水酸化マグネシウムの新たな用途開発(金属マグネシウム)
	風力タワー用ボルト類のねじ部性能向上による高信頼ボルトの研究・開発
	大腸がんモデル細胞株性状・ゲノム解析による実用化開発
	マイクロLEDの移載装置を製作する上での真空プレス(貼付精度アップ)
	トリチウム汚染水除染用ショットブラスト投射装置の開発
	既存の回転機器予兆保全システムを活用した保全管理サービスの実現可能性調査
次世代エネルギー関連事業	分散型・自己利用型エネルギーシステム設備モデル運用による実証事業
	インテリジェント機能を付加した小型リポバッテリーの開発・製造

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	31,077	26,017	26,017
決算額	31,021	25,956	26,011
未執行予算額	56	61	6

③令和4年度事業費の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	25,912	25,911	※
その他	105	100	
計	26,017	26,011	

※委託料はネットワーク協会に対する指定管理料であり、同協会は以下の業務を行うとともに、同協会から採択事業者に対して助成金(委託料)を支払う。

1) 公募

関連企業訪問や各種広報により公募の周知を行う。

2) 審査

協会で審査会を設置し、公募により提案された全ての案件について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施して採択案件を決定する。

3) 事業実施

採択事業について、協会所属の産学官連携コーディネーターにより、事業実施に関するアドバイス、課題の解決及び進捗管理等の支援を行う。

4) 成果報告会の開催

事業の実施成果について、成果報告会を開催する。

④監査の結果

委託事業と補助事業の区別について【指摘】

現在、当事業は、市からネットワーク協会へ、指定管理事業の1つとして委託事業として行われている。そして、採択事業者に対する助成はネットワーク協会から再委託の形を採っている。前者の委託事業は、①事業者の公募、②採択事業の審査、③採択事業の実施に関するアドバイスや課題解決、進捗管理、④成果報告会の開催を内容としている。後者の再委託事業は、採択事業者が、新技術・新製品開発などの事業を通じて地域の活性化に貢献することが見込まれる事業を実施することを内容としている。

一般に、委託料は「市の事務、事業、調査、研究等を他に委託しその成果を得る場合に支出する経費」、補助金は「特定の事業又は研究が公益上必要となる場合にこれらを助成する経費」と定義される。

前者の委託事業は委託料の定義に合致するものの、後者の再委託事業については、事業名として「事業化支援」とされているように、採択事業者の事業化を支援することが目的であり、



採択者の実施事業も採択者自身が決定するものであり、事業の成果も一義的には採択事業者に帰属するものであることから、補助事業として整理することが適当であると考える。

また、産業みらい課で実施されているグリーンイノベーション創出支援事業は、補助金の公募・審査等にかかる部分はネットワーク協会への委託として行われ、市内企業が東京大学先端科学技術研究センターと連携して技術開発に着手する事業に対しては補助事業として行われており、事業化支援事業はグリーンイノベーション事業と形式的には何ら変わりはなく平仄を合わせる必要もある。

今後の取扱いについて再考する必要がある。

### 事業費の積算について【指摘】

市の積算内訳は以下の通りであり、決算額も同額となっているが、以下の問題が見られる。

- 1) ①採択事業助成金に関する消費税は②で計算され、②を含んだ金額で⑧消費税は計算されているため、①の消費税が二重計算された結果となっている。あるべき数値を算定すると以下のようになり、結果として1,649千円の支出過大となっている。ダブルチェックを強化することも含めて今後留意する必要がある。

	項目	現在	あるべき
①	採択事業助成金	15,000	15,000
②	消費税(①*10%) ※	1,500	-
③	一般事務経費	220	220
④	審査会経費	52	52
⑤	プロジェクトマネージャー人件費	6,784	6,784
⑥	一般管理費	-	-
⑦	小計(①+②+③+④+⑤+⑥)	23,556	22,056
⑧	消費税(⑦*10%)	2,355	2,206
⑨	合計(⑦+⑧)	25,911	24,262

※積算上は2,750千円/件×6件=16,500千円とされており、消費税の取扱いは明示されていないものの、ネットワーク協会と採択事業者との委託契約書では、2,750千円(うち消費税250千円)とされていることから、積算上の金額は消費税込みの金額であると推測される。なお、産業みらい課が所管するバッテリーバレー推進事業における積算では下記の通り税抜金額(2,500千円×2件=5,000千円)となっている。

- 2) 産業みらい課が所管するバッテリーバレー推進事業の中の次世代エネルギー関連事業の積算内訳は以下の通りであり、事業化支援事業の積算内訳を比較すると(上記の②消費税の取扱いを除く)、⑤プロジェクトマネージャー人件費は事業化支援事業で計上されている一方、⑥一般管理費は事業化支援事業で計上されていない。両事業の積算内容を整合させ、重複や漏れ等が生じないように両課でコミュニケーションを図る必要がある。

	項目	事業化支援事業	バッテリーバレー推進事業
①	採択事業助成金	(6件) 15,000	(2件) 5,000
②	消費税(①*10%)	1,500	—
③	一般事務経費	220	10
④	審査会経費	52	118
⑤	プロジェクトマネージャー人件費	6,784	—
⑥	一般管理費	—	513
⑦	小計(①+②+③+④+⑤+⑥)	23,556	5,641
⑧	消費税(⑦*10%)	2,355	564
⑨	合計(⑦+⑧)	25,911	6,205

## No.8 販路開拓・経営革新支援事業費

### ①事業の概要

市内企業の経営革新、販路開拓に向け、ネットワーク協会が実施するアドバイザーの派遣や産業財産権の取得支援、見本市・展示会出展や産学官の連携促進などの取組みを支援するため、同協会に補助金を交付するものであり、補助金の概要は以下の通りである。

補助金の名称	公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事業補助金	
創設年度	平成28年度	
根拠法令・交付要綱等の名称	公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事業補助金交付要綱	
補助金の目的	当要綱には、目的の記載はないが、下記概要の事業を行うことを補助することにより、市内の産業の振興及び地域経済の活性化を図り、もって豊かな地域社会の形成に寄与することを目的としていると考えられる。	
補助対象事業の概要	①中小企業の経営革新及び技術支援事業 ②産学官の連携促進事業 ③産業財産権の取得支援事業 ④地域産業活性化に関する調査研究事業	
補助金の交付先・交付額	交付先 (公社)いわき産学官ネットワーク協会	交付額(千円) 4,000
補助金の算出方法	当要綱には、算出方法の記載はない。提出された収支報告書によると、支出は、市の補助とその他収入(会費)により賄われており、支出からその他収入(会費)を控除した金額が補助金交付決定額となっている。	
補助対象経費の概要	報酬等謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷見本費、通信運搬費、手数料、使用料・賃借料、助成金、その他の経費(上記に掲げるもののほか、事業に必要なと認められる経費)	

また、ネットワーク協会からの収支報告書は以下の通りである。(単位:千円)

【収入】

	科目	収入額
①	補助金収入	4,000
②	その他収入(会費)	1,163
	合計	5,163

【支出】

	科目	支出額
①	中小企業の経営革新及び技術支援事業	4,359
	・アドバイザー派遣・セミナー開催	1,833
	・首都圏等の見本市・展示会出展補助※	2,526
②	産学官の連携促進事業	-
	・オフタイムサロンの開催	-
③	産業財産権の取得支援事業	630
	・専門家派遣相談会・セミナーの開催	630
④	地域産業活性化に関する調査研究事業	174
	・視察等による交流、調査・研究等の実施	174
	合計	5,163

※首都圏等の見本市・展示会出展補助は、ネットワーク協会では助成事業、市から見れば間接補助の形になっている。同協会では公募要領を作成し、一次・二次審査を経て採択されており、採択された事業内容・助成額(上限額は200千円)・実績等は実績報告されており、一定の透明性は確保されていると考える。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	4,020	4,020	4,020
決算額	4,020	4,020	4,020
未執行予算額	-	-	-

③令和4年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	4,020	4,020	
計	4,020	4,020	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	4,020	
計	4,020	

#### ④監査の結果

##### 交付要綱の記載について【指摘】

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事業補助金交付要綱について、補助金交付要綱に必須とされる補助金交付の目的、及び補助金の算出方法等の記載がなく追加記載が必要である。

##### 収支報告書の計算誤りについて【指摘】

収支報告書の支出科目のうち、中小企業の経営革新及び技術支援事業の首都圏等の見本市・展示会出展補助支出 2,526 千円に関しては、再計算したところ 2,438 千円であり、支出合計 5,163 千円は正しくは 5,075 千円であった。その他収入(会費)は 1,163 千円であることから、補助額は 3,912 千円となり、88 千円過大となっている。

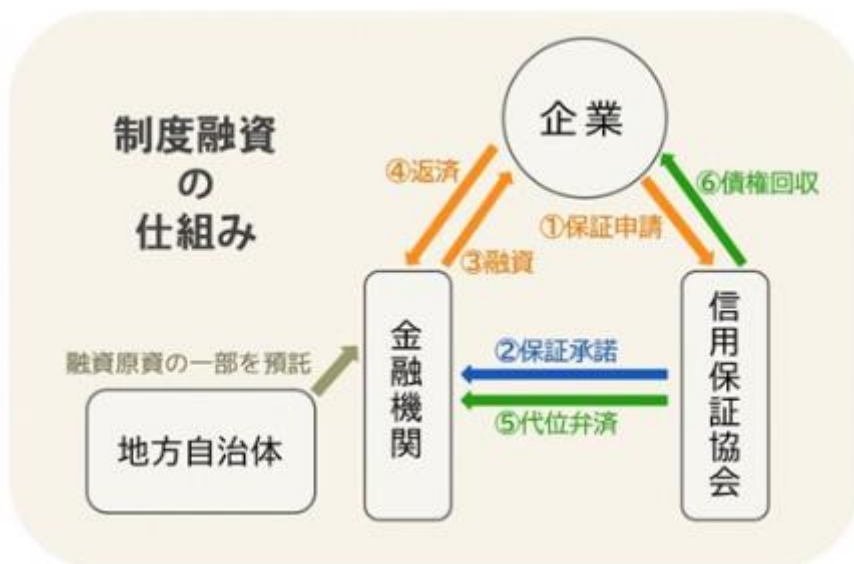
市側でのダブルチェック等検証の強化が必要である。

### No.9 商工業金融施策

#### ①事業の概要

いわき市の中小企業者に対して資金を融資することにより、その金融の円滑化を図り、もって中小企業の経営の安定と経済活動の発展に資することを目的として、各種融資を行う、いわゆる制度融資を設け低利の融資を促進するとともに、信用保証料の補助を行っている。

制度融資の流れは以下の通りである。



図中の信用保証協会が融資の保証を行う場合、融資先企業は信用保証料を支払う必要があるが、その全額あるいは一部を市が補助しているものである。

市の融資制度の概要は以下の通りである。

1) 経営・設備投資等に対する融資制度

制度名 (限度額/返済期間/金利/預託倍率)	預託金予算額	保証料補助率
市中小企業融資制度 (3,000万円/10年/2.2%以内/4倍)	480百万円	30%
市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度 (3,000万円/10年内/2.05%以内/3倍)	800百万円	100%
市無担保無保証人融資制度 (2,000万円/5年/2.15%以内/3倍)	10百万円	100%

2) 新たな事業展開・創業等に対する融資制度

制度名 (限度額/返済期間/金利/預託倍率)	預託金予算額	保証料補助率
市創業者支援融資制度 (2,000万円/10年/2.65%以内/2倍)	100百万円	100%
市新産業事業化支援融資制度 (1,000万円/1年/2.4%以内/2倍)	5百万円	つなぎ融資であり協会保証はない

※上記、市中小企業融資制度及び市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度に関しては年度当初に預託する前預託、その他の制度に関しては、金融機関の融資の実行に応じて預託する後預託の形式が採られている。

※表中の預託倍率とは、金融機関は市の預託金(一部を預託している)の倍率を融資枠とするものである。

※市中小企業融資制度、市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度及び市創業者支援融資制度に関しては、信用保証協会の責任共有制度が採られており、代位弁済された場合、一部その損失補償を自治体が契約により行う場合があるが、市にはそのような契約はない。

※上記以外に、臨時的なものとして、市中小企業融資制度(災害対策特別資金)預託金があり、新規融資は平成25年度で終了しているが、貸出残高があるため令和4年度でも30百万円を予算に計上している。また、市の融資制度とは別に、商工会議所・商工会を通じた商工組合中央金庫の融資に対する預託金として、令和4年度で100百万円を予算に計上している。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移(単位:千円)

各融資制度の、事業費歳出項目は貸付金であり、財源は各預託金元金収入である。

1) 市中小企業融資制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	480,000	480,000	480,000
決算額	480,000	480,000	480,000

未執行予算額	-	-	-
--------	---	---	---

2) 市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	1,300,000	800,000	800,000
決算額	1,300,000	800,000	800,000
未執行予算額	-	-	-

3) 市無担保無保証人融資制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	10,000	3,707	10,000
決算額	3,500	1,763	2,720
未執行予算額	6,500	1,944	7,280

4) 市創業者支援融資制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	60,000	66,293	100,000
決算額	24,100	66,293	91,060
未執行予算額	35,900	-	8,940

5) 市新産業事業化支援融資制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	5,000	5,000	5,000
決算額	-	-	-
未執行予算額	5,000	5,000	5,000

6) 市融資制度信用保証料補助金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	10,821	8,265	20,326
決算額	7,184	7,395	20,326
未執行予算額	3,637	870	-

③ 監査の結果

融資制度の周知等について【意見】

市中小企業融資制度及び市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度の融資利用率は、コロナ禍前の平成30年度、令和元年度でも高いとは言えない。コロナ禍以降は、実質無利

子・無担保の新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆる「ゼロゼロ融資」も実行され、さらに低調となっていたが、令和4年度末では、「ゼロゼロ融資」の金利減免措置の終了も見据え、市制度融資の利用は上昇に転じている。

今後の推移を見る必要があるが、融資利用率の向上に向け、さらなる周知が必要と考える。特に、市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度はコロナ禍前から低調であることから、原因分析を行い、また、同制度の融資対象者は信用リスクも高いと考えられるので、経営改善支援と組み合わせた支援を金融機関に促して行く必要もあると考える。

また、市新産業事業化支援融資制度は平成30年度～令和4年度まで利用がない状況であり、原因分析を行い、利用促進のための制度改正や周知方法の改善、あるいは制度廃止の検討が望まれる。

市中小企業融資制度

(金額単位:百万円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
当年度融資額	35	272	28	168	12	76	22	165	41	347
融資残高	203	1,072	181	910	127	628	119	583	128	715
預託金		480		480		480		480		480
融資枠(預託金の4倍)		1,920		1,920		1,920		1,920		1,920
<b>融資利用率</b>		<b>55.8%</b>		<b>47.4%</b>		<b>32.7%</b>		<b>30.4%</b>		<b>37.2%</b>

市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度

(金額単位:百万円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
当年度融資額	18	268	6	41	1	16	3	42	29	402
融資残高	261	919	153	563	57	276	26	160	48	511
預託金		1,300		1,300		1,300		800		800
融資枠(預託金の3倍)		3,900		3,900		3,900		2,400		2,400
<b>融資利用率</b>		<b>23.6%</b>		<b>14.4%</b>		<b>7.1%</b>		<b>6.7%</b>		<b>21.3%</b>

市新産業事業化支援融資制度

(金額単位:百万円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
当年度融資額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
融資残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
預託金		5		5		5		5		5
融資枠(預託金の2倍)		10		10		10		10		10
<b>融資利用率</b>		<b>0.0%</b>		<b>0.0%</b>		<b>0.0%</b>		<b>0.0%</b>		<b>0.0%</b>

※融資利用率は、たとえば令和4年度の場合、預託金480百万円に対し融資枠は4倍の1,920百万円、債務残高/融資枠、715百万円/1,920百万円=37.2%として算出される。

## No.10 キャッシュレス決済ポイント還元事業費

### ①事業の概要

市内の店舗等において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーンを実施することにより、個人消費を喚起し、市内事業者の経営を支援するとともに、物価高騰等による家計への影響を緩和する。

令和4年度のキャンペーンの最終的に確定した内容は以下の通りである。

項目	内容
対象キャッシュレス決済サービス	D払い、au PAY、PayPay
ポイント還元率	決済金額の30%
ポイント付与額	1対象キャッシュレス決済サービス当たり 3,000円相当/回、3,000円/期間 ※3つの対象キャッシュレス決済サービスを利用した場合、合計9,000円相当/期間が上限
対象店舗	対象キャッシュレスを導入している市内店舗等 ※大企業及びフランチャイズチェーンを除く、また、公序良俗及び事業目的の観点から、市が適当でないと思えた店舗は除外できるものとする。
ポイント付与対象者	対象店舗等において対象キャッシュレスで決済した消費者 ※市内在住要件は問わない
実施期間	令和5年3月1日～3月31日

※ プロポーザル前の仕様書では、対象キャッシュレス決済サービスの特定はなく、また、対象キャッシュレスサービス3,000円/回、10,000円/期間となっていた。

※ 令和3年度は、対象キャッシュレスサービスはPay Payのみ、ポイント還元率30%、キャッシュレス決済サービス当たり3,000円相当/回、15,000円/期間で実施された。

### ② 本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	-	519,882	1,036,906
決算額	-	382,589	283,640
未執行予算額	-	137,293	753,266

※ 令和4年度未執行予算額が多く残っているが、予算策定に当たって複数社に対して、事業実施時期、ポイント付与率や付与額を提示、参考見積書を徴求し、それを参考に策定しているのでやむを得なかったとのことである。

### ③ 令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	1,036,796	283,530	※
その他	110	109	
計	1,036,906	283,640	

財源区分	予算額	摘要
国庫支出金	520,626	
一般財源	518,280	



計	1,036,906	
---	-----------	--

※ 委託料

委託業務名	いわき市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務		
委託業務の内容	①ポイントの付与 ②市内店舗及び市民向け説明会の開催 ③対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツールの作成及び送付 ④キャンペーンのプロモーション ⑤キャンペーンに関する問い合わせ対応 ⑥キャンペーンの効果分析		
委託先	(株)東北博報堂 福島支社		
契約金額	283,530 千円 (注1)		
契約期間	令和5年1月19日～令和5年3月31日		
契約方法	公募型プロポーザル方式を経て、随意契約 (注2)		
上記契約方法の採用理由	市内の多くの店舗で利用でき、市民にとって利用しやすいキャッシュレス決済サービスにより実施する必要があることから、事業者から企画提案を広く募集し、最も効果的な提案を行った者に委託するため。		
プロポーザル参加者数	3者		
契約変更内容・理由	当初の契約金額中、運営費中の固定経費分の金額が確定し、先方から契約変更の申出があったため、3,201千円減額		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	2年	
	過去3年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	-	-	382,589

注1. 委託料の内訳推移は以下の通りであり、ポイント還元費の減少に応じて運営経費も減少している。(単位:千円)

項目	受託事業者のプロポーザル時見積額	変更契約時
運営経費	76,670	49,232
ポイント還元費	960,000	234,298
総事業費	1,036,670	283,530

注2. 委託先は、市職員5名によるプロポーザル審査委員会の結果により決定された。

④監査の結果

予算額の設定について【意見】

本事業について令和4年度において未執行予算額が多く残る結果となった理由について

市担当者に質問したところ、「市としては、事業の性質上独自見積が困難なことから、事業実施の経験のある複数社に対して各種前提条件を示し、見積書を徴求した上で予算化した中での事情であり、やむを得なかった」とのことである。

確かに、事業実施者にしても、事業実施後の各キャッシュレス決済サービス利用者数の増加具合等も含めて、事業の性格からその適格な見積は困難と思われるが、これだけ未執行予算額が残った状況を踏まえると、結果論になるかもしれないが、市としては、参考見積やプロポーザルの審査を通じて、もう少しポイント還元費の算出過程について聴取しても良かったものとする(プロポーザル参加者の各提案書でもその点の記載が薄いと思われる)。

また、今回プロポーザルの結果採用されたポイント付与額の枠組みは、「3つの決済サービスにより、1 決済サービス当たり、3,000 円相当/回、3,000 円/期間、合計 9,000 円相当/期間が上限」とされ、前年度の「1つの決済サービスにより、決済サービス当たり 3,000 円相当/回、15,000 円相当/期間が上限」より、決済サービス当たりの上限額にすぐ達してしまう点や単純に上限額が低い点も、利用額が伸び悩んだ原因となったとも思われる。

今後同様の事業を実施する際には、前回及び今回の状況を踏まえ、より実態に見合った予算額の設定や事業内容等を検討することが望ましい。

#### プロポーザルの審査項目について【意見】

今回のプロポーザルの審査項目は、次のようになっている。

- 1) 多くの市民が利用できるか
- 2) 多くの店舗で利用可能か
- 3) 市民・加盟店にとってサービスが充実しているか
- 4) 市民からの問合せや普及取組の体制は充実しているか
- 5) 店舗からの問合せや新規参入取組体制は充実しているか
- 6) 他自治体の実績状況はどうか
- 7) 見積額は妥当か(運営経費に比し、相対的にポイント還元費は多くなっているか)

当事業の主目的は、キャッシュレス推進、ポイント還元費を通じての消費喚起による経済対策であるが、それならば、審査項目としてポイント還元額の極大化につながる設問があっても良いと考えるが、現状含まれていない。

今後同様の事業を実施する際には、例えば「プロポーザル事業者の採用する決済サービスの枠組みは還元額の極大化につながるか」といった項目を追加することを検討することが望ましい。

## No.11 産業振興推進事業費

### ①事業の概要

市中小企業・小規模企業振興条例などに基づき、本市における「既存地域産業の支援・強化」「新たな産業の創出」を強力に推進するため、専門機関・関係機関等と市が協働・連携す

る仕組み(土台)を整備し、産業振興に向けた取組の企画立案・評価改善を地域が一体とな  
って行う。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	2,582	3,015	2,833
決算額	2,164	2,482	2,476
未執行予算額	417	533	357

③令和4年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	1,689	1,670	※1
その他	1,144	806	
計	2,833	2,476	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	2,833	
計	2,833	

※1 委託料のうち、以下の2つの委託業務について検討を行った。

委託業務名	令和4年度市内経済・景気動向調査業務委託	
委託業務の内容	市内の各種経済統計等を収集、分析し、経済・景気動向報告書を作成する。	
委託先	(株)社会システムプランニング	
契約金額	660千円	
契約期間	令和4年4月28日～令和5年3月24日	
契約方法	随意契約	
上記契約方法の採用理由	㈱社会システムプランニングは、いわき未来づくりセンターの委託を受け平成14年にいわき市内の経済動向と景気動向指数の動きを分析するため、本市の特殊事情を踏まえ、特別にカスタマイズしたモデルを開発し、以来、その調査・分析業務を受託してきた会社である。本業務は、いわき未来づくりセンターの廃止に伴い、平成24年度から市が実施しているが、経済・景気の動向を調査・分析する専門性の高い業務であり、調査内容の継続性を担保する必要があるため、当該モデルを所有する同社でなければ、これまで積み上げてきた調査結果と整合性のとれた分析を行うことが困難であるため。	
見積書徴求者数	1者	
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	20年(いわき未来づくりセンター時代から通算した年数)
	過去3年度の契約金額 (単位:千円)	

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	660	660	660

委託業務名	令和4年度景気ウォッチャー調査業務委託		
委託業務の内容	市内景気の実感を調査する「景気ウォッチャー調査」により、市内の経済・景気動向を分析し、報告書を作成する。		
委託先	(株)社会システムプランニング		
契約金額	572千円		
契約期間	令和4年4月28日～令和5年3月24日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	㈱社会システムプランニングは、いわき未来づくりセンターの委託を受け平成14年にいわき市内の経済動向と景気動向指数の動きを分析するため、本市の特殊事情を踏まえ、特別にカスタマイズしたモデルを開発し、以来、その調査・分析業務を受託してきた会社である。本業務は、経済・景気の動向を調査・分析する専門性の高い業務であり、本市が四半期毎に発行している経済・景気動向調査報告「TRAIL」と連動させて、市内景気の変化をリアルタイムで把握するものであり、当該モデルを所有する同社でなければ、これまで積み上げてきた調査結果と整合性のとれた分析を行うことが困難であるため。		
見積書徴求者数	1者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	5年	
	過去3年度の契約金額（単位:千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	572	572	572

#### ④監査の結果

##### 「TRAIL」の活用状況のアンケート調査について【意見】

市内経済・景気動向調査業務委託及び景気ウォッチャー調査業務委託は、四半期毎に発行されている「TRAIL」にまとめられる。前者は平成14年から開始され、それと連動させ市内景気の変化をリアルタイムで把握するために、後者が平成30年3月号(第60号)から追加され、現在に至っているが、バックナンバーも含めて市のホームページでも見ることができる。地域内の景気動向調査を市町村レベルで実施しているのは稀有であり、市関係議員や金融機関等で活用されている。

しかし、一般的にはかなり専門的な内容であり、産業振興部内でも、市の事業者等にどのように活用されているか不明なのではないかとの声も聞かれるとのことである。

現状を踏まえ、市内事業者等に活用状況のアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえてより有効な情報になるよう掲載内容を見直すことが望ましい。

## No.12 事業再構築促進補助金

### ①事業の概要

市内事業者が国の「事業再構築補助金」を活用して行う、新分野展開、事業再構築等の取組に対して、市が上乘せ補助することにより、稼ぐ力の向上と産業の新陳代謝を推進するものであり、概要は以下の通りである。

補助金の名称	いわき市事業再構築促進補助金	
創設年度	令和4年度	
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市事業再構築促進補助金交付要綱	
補助金の目的	新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営状況を打開するため。	
補助対象事業の概要	事業再構築補助金の交付決定を受けた者であって、次の要件をすべて満たすものとする。 ①市内に本店又は本社を設置する法人又は個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実に認められること。 ②市税を滞納していないこと。	
補助金の交付先数・交付額	交付先数(先)	39
	交付額計(千円)	67,620
	1先当たり交付額(千円)	1,734
補助金の算出方法	事業再構築補助金に係る交付決定通知書に記載された補助対象経費から、補助金交付決定額を減じた額に2分の1を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。	
補助対象経費の概要	事業再構築補助金に係る交付決定通知書に記載された補助対象経費から、補助金交付決定額を減じた額。	

### ②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位:千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	-	-	200,168
決算額	-	-	67,785
未執行予算額	-	-	※ 132,383

※ 令和4年度において、未執行予算額が大きくなっているが、これは、国の事業再構築補助金の交付決定を受けるためには、「応募⇒採択⇒交付申請⇒交付決定」の手続きが必要であり、交付申請から交付決定まで国の審査に時間がかかることなどの理由から、交付決定に至ることができず、結果として、採択者数に対して、市補助の申請件数が、事業初年度ということもあり想定より減少したためである。なお、令和5年度においては、実態が分かってきたこともあり、予算額を66百万円としている。

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	200,000	67,620	
その他	168	165	
計	200,168	67,785	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	200,168	
計	200,168	

④監査の結果

補助金交付先の今後の支援について【意見】

国の事業再構築補助金の交付を受けた事業者は、補助事業終了後5年間に渡り、経営状況等について年次報告が必要とされ、怠った場合は補助金の返還が要求されるようなモニタリングの仕組となっている。令和5年度国の秋の行政事業レビューにおいて、担当省庁である中小企業庁のモニタリングが十分に行われていない実態も明らかにされているが、基本的には今後改善されて行くことが予想され、市上乘せ分のモニタリングに関しても、それに沿って行えば良いものとする。

一方、交付を受け、補助事業終了後順調に行っている事業者で、DXや賃金引上げ等で支援が必要な事業者に対しては、国・県の補助制度に加えて、市独自の継続的な支援策を導入することにより、市の更なる産業力強化にもつながると考えられ、今後検討されたい。

No.14 「企業・ひと・技」応援ファンド事業費

①事業の概要

新型コロナウイルス感染症により、売上減少等の影響を受けた事業者が、WITHコロナ時代を見据えながら、次世代に継承すべき「技術」や「商品（サービス）」を維持するため、クラウドファンディングを活用して資金調達する場合に、その経費の一部を支援する。また、本事業の採択者への取材を通して、事業承継に至った経緯をはじめ、クラウドファンディングによる成果、その後の展開などを明らかにし、その取り組みの一部をアーカイブスとしてまとめる。

（参考）企業・ひと・技応援ファンド「磐城国」の概要

事業承継、商品・サービスの承継、ポストコロナへの対応等の経営課題を解決するため、クラウドファンディングを活用して資金調達を目指す事業者に対して、いわき市、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会、いわき信用組合、いわき商工会議所の連携体制により、クラウドファンディングのノウハウを提供す

るとともに、株式会社 CAMPFIRE が運営するクラウドファンディングサイト「CAMPFIRE」において、「クラウドファンディング『磐城国』」として、事業者のプロジェクトを掲載している。

関係団体の役割は以下の通りである。

いわき市	クラウドファンディングの手数料の一部を補助、チラシ作成費用の一部を補助
いわき産学官ネットワーク協会	チラシデザイン費用の一部を補助(※1)、WEB・SNS での情報発信
いわき信用組合	クラウドファンディングの手数料の一部を免除、サイト運営支援
いわき商工会議所	専門家派遣によるプロジェクト支援(共感を得るストーリー作り、返礼品選定支援)

※1. 事業者への補助の原資は「販路開拓・経営革新支援事業費」において市からいわき産学官ネットワーク協会に補助金として交付されている。なお、令和 5 年度からはチラシデザイン費用の補助は廃止。

対象事業者は、上記関係団体が市内企業の中から掘り起こしを行い、候補企業が出た段階で、関係機関連絡会議を随時開催し、選定している。選定基準の概要は以下の通りである。

- ①いわき市内で事業を営んでいる商工業者(法人・個人)
- ②いわき市内にある事業所(店舗・会社・工場等)を次代に継いでいくこと、次代に継いでいく技(技術、商品、サービス)や人(職人、キーマン的人材)が存在すること
- ③事業承継の取組み、又は、ポストコロナの取組みを行うこと

いわき市創生総合戦略において、起業家支援・地域力アップPJとして「クラウドファンディング活用による事業承継等の取組件数」をKPIとしており、令和 8 年度の目標件数は累計 60 件(年平均 8~9 件)としている。本事業は令和 2 年度から開始されており、過年度のプロジェクト実績件数は以下の通りである。

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施件数	10 件	8 件	8 件
目標金額達成件数	10 件	8 件	5 件
目標金額計(千円)	7,000	6,450	6,750
支援金額計(千円)	10,582	10,734	6,502

※上記実施プロジェクトは全て All-in 方式で実施されていることから、目標金額未達でも支援金は実施者が受領されている。

「All-or-Nothing 方式」・・・目標金額を達成した場合のみプロジェクトが成立する方式。

「All-in 方式」・・・目標金額を達成せずに終了した場合でもプロジェクトが成立する方式。

以上の通り、実施件数は概ね目標件数に達しているものの、令和 4 年度では 3 件が目標金額未達となっている。未達となった要因について、市では、実施までの準備期間が短く、クラウドファンディングに重要な「共感の得やすいストーリー作り」や「魅力的な返礼品」の部分で不

十分であったことによるものとの認識である。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	1,609	1,609	2,000
決算額	1,361	1,187	1,422
未執行予算額	248	422	578

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
消耗品費	42	42	
委託料	396	396	
使用料及び賃借料	62	62	
負担金、補助金及び交付金	1,500	922	※1
計	2,000	1,422	

財源区分	予算額	摘要
国庫支出金	2,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	2,000	

※1 負担金、補助金及び交付金

補助金等の名称	「企業・ひと・技」応援ファンド事業支援金		
創設年度	令和2年度		
根拠法令・交付要綱等の名称	「企業・ひと・技」応援ファンド事業支援金交付要綱		
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症により、売上減少等の影響を受けた事業者が、次世代に継承すべき「技術」や「商品（サービス）」を維持しながら、新しいビジネスモデル構築等に取り組むため、クラウドファンディング「磐城国（企業・ひと・技応援ファンド）」を活用して資金調達する際、クラウドファンディング手数料等の支援を行う。		
補助対象事業の概要	クラウドファンディングを活用して資金調達した事業者		
補助金等の交付先数・交付額	交付先数（先）	交付額（千円）	1先当たり交付額（千円）
	8	922	115
補助金等の算出方法	① クラウドファンディング手数料・・・クラウドファンディングで集まった支援金の総額に100分の9を乗じて得た額（9万円を限度） ② クラウドファンディングプロモーション経費・・・広報費（チラシ印刷代）等の支払		



	金額(6万円を限度)
補助対象経費の概要	クラウドファンディング手数料及びクラウドファンディングプロモーション経費

#### ④監査の結果

##### 事業者の選定や支援等について【意見】

本事業は、いわき市創生総合戦略におけるKPIである「クラウドファンディング活用による事業承継等の取組件数」に係る事業である。本事業は令和2年度から開始されており、各年度の実施件数はKPI目標件数を概ね達成しているものの、令和4年度では実施件数8件のうち3件がクラウドファンディングでの調達目標金額に達していない。

未達となった要因について実施までの準備期間が短かったことと認識されており、KPI目標件数の達成や予算の消化が優先され、適切な事業者の選定若しくは事業者への十分な支援が行われなかったことが推測される。

KPI目標件数を過度に重視せず、事業者の取組み姿勢を見極めた上で事業者の選定を行い、事業者の将来の成長に資するよう必要な支援等を行うことが望まれる。

また、現状は事業承継等の条件に該当した事業者を対象としているが、クラウドファンディングによる資金調達の支援については、その他の事業者にも有効な施策と考えられることから、対象事業者の選定基準の見直しも検討されたい。

さらに、市ではチラシ作成費用(各事業者7,500部)を補助しており、チラシは各関係団体を通して配布されているとのことであるが、チラシによるプロモーションの効果が分析されていない。より効果的なプロモーションの方法についても関係団体で検討されたい。

## No.15 業態転換等支援補助金

### ①事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、経営計画を作成して取り組む業態転換や販路開拓等を支援する独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業生産性革命推進事業として実施する「小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受けた事業者に対して、市独自で上乘せ補助する。

補助金の概要は以下の通りである。

補助金等の名称	いわき市業態転換等支援金		
創設年度	令和2年度		
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市業態転換等支援金交付要綱		
補助対象事業の概要	「小規模事業者持続化補助金」のうち「低感染リスク型ビジネス枠」の申請枠で補助交付決定を受けた事業。		
令和4年度の交付	交付先数(先)	交付額(千円)	1先当たり交付額(千円)

先数・交付額	15	3,268	218
補助金の算出方法	補助対象経費の6分の1(上限25万円)		
補助対象経費の概要	持続化補助金にかかる交付決定通知書に記載された補助対象経費		
付記事項	当該支援金交付要綱において、いわき市補助金等交付規則において補助事業者からの提出を求めている着手届、完了届及び実績報告書の提出は省略することとされている。		

(参考)小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス>の概要

- ・ 対象事業者は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に定める小規模事業者等。
- ・ 感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援。
- ・ 補助対象経費全額(感染防止対策費を除く)が対人接触機会の減少に資する取組であることが必要。感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能。
- ・ 補助率3/4(上限100万円)
- ・ 事業者は、全国商工会連合会長(以下「全国連会長」という)に対して交付申請を行い、全国連会長は審査のうえ交付決定。補助事業者は、補助事業が完了したときに実績報告書を全国連会長に提出し、全国連会長は報告書等の書類審査を行い、補助金額を確定。確定後に補助金を補助事業者に対して支払(但し、概算払い有り)。
- ・ 全国連会長は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合や補助事業者が規則等に違反する行為を行った場合には、交付決定を取消し、補助金の一部又は全部の返還命令。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	13,758	11,000	※ 3,268
決算額	13,758	7,558	3,268
未執行予算額	-	3,442	-

※令和4年度当初予算は12,500千円であったが、当初想定していた申請件数から減少したことから、2月補正にて1,593千円に減額。その後、本事業は令和4年度が最終年度であるため、商工会議所・商工会等を通じて周知依頼を行ったところ、複数の事業者の申請があり、1,675千円の予算流用を行った。

③令和4年度事業費及び財源の内訳(単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	3,268	3,268	
計	3,268	3,268	

財源区分	予算額	摘要
国庫支出金	2,523	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
一般財源	745	
計	3,268	

#### ④監査の結果

##### 国の補助金の交付確定及び取消しの確認結果の文書化について【意見】

国の要綱では実績報告書の提出を受けて、補助金額の確定後に支払う(但し、概算払い有り)こととされている。一方、コロナ禍で厳しい状況に置かれている市内企業を迅速に支援する観点から、市の要綱では、国の交付決定書の提出をもって補助金を支払うこととしており、実績報告書の提出も求めている。

また、市の要綱では、「支援金の交付決定の取消し及び支援金の返還」として、以下のよう

第6条 市長は、規則(いわき市補助金等交付規則)第15条に定めるもののほか、持続化補助金の交付決定の取り消しがあったときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

国の補助金の交付決定額から確定額の変動や交付決定の取消しに関する情報をどのように入手しているかを市担当者に質問したところ、商工会議所・商工会と採択者情報を共有し、確認しているとの回答を受けた。

しかし、商工会議所・商工会への確認結果について書面に残されていない。事業者からの実績報告書を省略していることから、国の補助金の確定・取消しの情報について会議所・商工会に文書で照会を行い、文書による回答を求めることが望ましい。

## No.16 商工会議所補助金

### ①事業の概要

商工会議所補助金は、地域開発振興費、広報・渉外費等の事業全体に対し、市内商工業団体の育成を図り、商工業の活性化を促進することを目的として、いわき市商工会議所補助金を交付している。補助金の概要は以下の通りである。

補助金の名称	いわき市商工会議所補助金
創設年度	昭和42年度
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市商工会議所補助金交付要綱

補助金の目的	市内商工業団体の育成を図り、商工業の活性化を促進するため、商工会議所の事業費の一部を補助するもの
補助対象事業の概要	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する目的(商工会議所法第6条)を達成するために必要な事業
補助金の算出方法	本市の予算の範囲内において、別表(※)に定める補助区分ごとに算出して得た額の合計額
補助対象経費の概要	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資するため、相談・指導、情報・資料収集、調査研究、講習会・講演会の開催等を行うための事業費

※別表

補助区分	補助金額	
基本割	年額 5,000,000 円	
会員割	会員数	金額
	3,500 人以下	4,200,000 円
	3,501 以上 4,000 人以下	4,800,000 円
	4,001 人以上 4,500 人以下	5,400,000 円
	4,501 人以上	6,000,000 円
事業費割	前々年度決算額のうち、福島県小規模事業経営支援事業補助金交付要綱(平成3年6月24日制定)第4条に定める補助対象経費から当該県補助金を差し引いた額に100分の18を乗じて得られる額(10,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。)	

令和4年度の対象経費精算額の実績報告 220,076 千円に対して補助金額は 13,320 千円と 6.1%の割合となっている。

【商工会議所の会員数と補助金の推移】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数(人)	3,704	3,633	3,633	3,592	3,532
補助金(千円)	13,660	13,310	13,440	13,440	13,320

(出所)市作成資料より監査人作成

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	13,440	13,440	13,320
決算額	13,440	13,440	13,320
未執行予算額	-	-	-

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	13,320	13,320	
計	13,320	13,320	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	13,320	
計	13,320	

④監査の結果

補助事業の評価について【意見】

商工会議所補助金は、現状は交付団体への運営費の補助となっており、補助金の使途が特定されていないことから、補助事業の目標指標の設定及び効果測定が難しく、補助事業の評価が行われていない。

補助事業については、公益性、公平性、有効性等が求められることから、市が課題として認識しているように、交付団体への運営費の補助ではなく、補助金の交付目的を達成するための事業費に補助し、目標指標及び効果測定方法を設けた上で、その効果を検証、評価することが望ましい。

No.17 商工会補助金

①事業の概要

商工会補助金は、いわき市の各商工会（8団体）が行う経営改善普及事業指導員設置費、経営改善普及事業指導事業費等の事業費に対して、市内商工業団体の育成を図り、商工業の活性化を促進することを目的として、いわき市商工会補助金を交付している。

補助金の概要は以下の通りである。

補助金の名称	いわき市商工会補助金
創設年度	昭和42年より交付 いわき市商工会補助金交付要綱を平成4年度に制定
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市商工会補助金交付要綱
補助金の目的	市内商工業団体の育成を図り、商工業の活性化を促進するため、市内各商工会（8団体）の事業費の一部を補助するもの
補助対象事業の概	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の

要	増進に資する目的(商工会法第3条)を達成するために必要な事業
補助金の算出方法	本市の予算の範囲内において、別表(※)に定める補助区分ごとに算出して得た額の合計額
補助対象経費の概要	地域内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するため、相談・指導、情報・情報収集、調査研究、講習会・講演会等を行うための事業費

※別表

補助区分	補助金額	
基本割	1商工会につき年額 600,000 円	
会員割	会員数	金額
	100 人以下	年額 300,000 円
	101 人以上 200 人以下	年額 350,000 円
	201 人以上 300 人以下	年額 450,000 円
	301 人以上 400 人以下	年額 550,000 円
	401 人以上 500 人以下	年額 650,000 円
	501 人以上	年額 750,000 円
事業費割	前々年度決算額の福島県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱(平成3年6月24日制定。以下「県要綱」という。)第4条に規定する補助対象経費から同年度に県要綱に基づき交付された補助金の額及び福島県商工会支援事業費補助金交付要領(平成21年4月1日制定)に基づき交付された補助金の額を控除した額に100分の18を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	

令和4年度の各商工会の補助金額及び対象経費実績額は下記の通りである。

【令和4年度商工会補助金一覧】

(金額単位:千円)

団体名		補助金額	経費	補助金額/経費
商工会	内郷	2,980	44,149	6.7%
	四倉町	2,610	58,177	4.5%
	遠野町	1,500	15,587	9.6%
	小川町	1,610	18,994	8.5%
	好間町	2,030	35,409	5.7%
	三和町	1,320	15,009	8.8%
	田人町	1,460	15,946	9.2%
	久之浜町	1,560	19,032	8.2%
合計		15,070	222,304	6.8%

(出所)市作成資料より監査人作成

【商工会会員数と商工会補助金の推移】

(単位:人、千円)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内郷	会員数	553	527	526	524	534
	補助金	3,250	3,010	2,950	3,120	2,980
四倉町	会員数	394	388	382	382	372
	補助金	2,670	2,710	2,710	2,730	2,610
遠野町	会員数	160	155	160	157	147
	補助金	1,560	1,560	1,610	1,580	1,500
小川町	会員数	140	140	141	142	141
	補助金	2,700	2,690	1,750	1,660	1,610
好間町	会員数	264	261	265	269	273
	補助金	2,510	2,350	2,210	1,980	2,030
三和町	会員数	92	86	81	79	73
	補助金	1,440	1,360	1,390	1,400	1,320
田人町	会員数	84	79	79	78	78
	補助金	1,480	1,480	1,520	1,530	1,460
久之浜町	会員数	113	102	102	105	105
	補助金	1,730	1,730	1,520	1,590	1,560
計	会員数	1,800	1,738	1,736	1,736	1,723
	補助金	17,340	16,890	15,660	15,590	15,070

(出所)市作成資料より監査人作成

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	15,660	15,590	15,070
決算額	15,660	15,590	15,070
未執行予算額	-	-	-

③令和4年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	15,070	15,070	
計	15,070	15,070	

財源区分	予算額	摘要
------	-----	----

一般財源	15,070	
計	15,070	

#### ④監査の結果

##### 補助事業の評価について【意見】

No.16 商工会議所補助金と同様、商工会補助金は、現状は交付団体への運営費の補助となっており、補助金の使途が特定されていないことから、補助事業の目標指標の設定及び効果測定が難しく、補助事業の評価が行われていない。

補助事業については、公益性、公平性、有効性等が求められることから、市が課題として認識しているように、交付団体への運営費の補助ではなく、補助金の交付目的を達成するための事業費に補助し、目標指標及び効果測定方法を設けた上で、その効果を検証、評価することが望ましい。

#### No.20 津波被災地域企業等立地奨励金

##### ①事業の概要

津波被災地企業等立地奨励金は、津波被災地域(震災復興土地区画整理事業区域及び防災集団移転促進事業の移転促進区域)に家屋及び償却資産を設置又は増設し、事業を行う者を対象に事業所の立地を促進し、津波被災地の早期復興を推進することを目的として、いわき市津波被災地域企業等立地促進条例に基づいて、奨励金を交付している。

本立地奨励金の概要は以下の通りである。

補助金等の名称	津波被災地地域企業等立地奨励金	
創設年度	平成 28 年度	
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市津波被災地域企業等立地促進条例 いわき市津波被災地域企業等立地促進条例施行規則	
補助金の目的	東日本大震災により特に甚大な被害を受けた津波被災地域において、事業所を立地し事業を行う企業等に対する奨励金を交付することにより、その立地を促進し、津波被災地域の経済的又は社会的基盤及び市民の生業の再生を図り、もって市の復興に資することを目的としている。	
補助対象事業の概要	震災復興土地区画整理事業区域及び防災集団移転促進事業の移転促進区域に設置又は増設した投下固定資産に対する奨励金の交付	
補助金等の算出方法	大企業以外	投下固定資産総額の 5% (上限 5 億円)
	大企業	投下固定資産総額の 3% (上限 5 億円)
補助対象経費の概要	津波被災地域に設置又は増設した家屋及び償却資産	

令和 4 年度の奨励金の交付は、過年度に交付決定した 1 事業者に対する交付である。



②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	131,270	110,320	100,000
決算額	131,250	110,320	100,000
未執行予算額	20	-	-

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	100,000	100,000	
計	100,000	100,000	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	100,000	
計	100,000	

④監査の結果

奨励金交付後の対象資産の譲渡等について【意見】

いわき市津波被災地域企業等立地促進条例第6条において、奨励金の交付決定の取消しについて以下の通り規定している。

（奨励金の交付決定の取消し）

第6条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業所の立地に係る操業の開始の日から起算して5年以内（大企業にあつては、10年以内）に、奨励金の交付の対象となった投下固定資産を他に譲渡し、又は当該事業所が競売に付されたとき。
- (2) 事業所の立地に係る操業の開始の日から起算して5年以内（大企業にあつては、10年以内）に、その操業を休止し、若しくは廃止し、又は事業所を当該交付の決定に係る事業以外の用に供したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

現状は奨励金の対象資産の譲渡等を把握するため、いわき市津波被災地域企業等立地促進条例施行規則第5条に投下固定資産の譲渡等の届を定めているほか、現地調査及び奨励金の交付事業者へのヒアリングにより譲渡等の有無を確認しているとのことである。

大規模な事業者では、多数の対象資産があり、譲渡等の届の提出漏れが起る可能性が

あることから、固定資産台帳等入手し、譲渡等の有無を確認することが望ましい。

## No.21 店舗等新規出店支援事業費補助金

### ①事業の概要

店舗等新規出店支援事業費補助金は、新型コロナウイルスにより、商店街等の空き店舗の増加とともに、市内商業の衰退に歯止めがかからなくなってしまうことから、今後の新規出店を促すため、新規出店に係る家賃の一部を補助することで、市内商業の振興を目指す目的で交付している。本補助金の概要は以下の通りである。

補助金等の名称	いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金
創設年度	令和2年度
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	新型コロナウイルス感染拡大の影響により空き店舗又は空きテナントの増加が懸念されていることから、まちや商業施設の魅力が失われてしまうことを防止し、まちの賑わいを生み出すことを目的として交付
補助対象事業の概要	市内の空き店舗等を店舗として賃借し使用する事業
補助金等の算出方法	月額賃料の2分の1以内(限度額1月当たり10万円) ※開業開始日から6ヶ月以内
補助対象経費の概要	事業に供する空き店舗に係る賃借料

令和4年度は20件の補助目標に対して、小売店・飲食店・サービス業の事業者38者に対して計11,145千円(1件当たり293千円)の補助金を交付している。

### ②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	36,000	18,038	12,075
決算額	29,554	17,681	11,201
未執行予算額	6,446	356	874

### ③令和4年度事業費及び財源の内訳(単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
報酬	67	50	
旅費	5	4	
食糧費	3	2	
負担金、補助金及び交付金	12,000	11,145	

計	12,075	11,201	
---	--------	--------	--

財源区分	予算額	摘要
その他特定財源	12,075	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金
計	12,075	

#### ④監査の結果

##### 交付申請書の内容の確認について【指摘】

いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金交付要綱第 3 条で交付申請に当たり、事業計画書の提出を求めており、事業計画書には、家賃等の補助対象額を記載する項目がある。

令和 4 年度の関係書類を閲覧したところ、1 件の交付先について事業計画書に記載された補助対象額に集計の誤りが検出された。

当該交付先の補助金等交付申請書に記載されている金額は正しいことから、補助金の交付額に誤りはなかったが、事業計画書と補助金等交付申請書等の書類間の整合性を確かめ、記載誤りが発見された場合は、修正を求める必要がある。

## 第4 産業みらい課

### 1 監査対象事業一覧

今回の監査では令和4年度事業を対象に、決算額の金額的重要性及び市の各計画等における位置付け等から質的に重要と判断した事業を監査対象として抽出した。

No	事業名称	令和4年度 決算額 (千円)	令和4年度 旧担当課名	指摘・意見 あり
1	新産業創出支援事業費	2,979	産業創出課	○
2	バッテリーバレー推進事業費	8,345	産業創出課	○
3	風力関連産業推進事業費	31,157	産業創出課	○
4	風力関連産業推進事業費(繰越明許費)	44,963	産業創出課	-
5	グリーンイノベーション創出支援事業費	9,540	産業創出課	○
6	国際教育研究拠点との連携に向けた企業ガイドブック作成事業費	5,805	産業創出課	-
7	津波被災地域企業等立地奨励金	11,930	工業・港湾課	-
8	小名浜港湾利用促進事業費	9,158	工業・港湾課	-
9	企業誘致推進事業費	2,474	工業・港湾課	-
10	工場等立地奨励金	367,980	工業・港湾課	○
11	本社機能移転等事業者奨励金	122,000	工業・港湾課	-
12	いわき四倉中核工業団地管理事業費 施設解体撤去事業分	43,672	工業・港湾課	-
13	好間工業用水道管理運営費	60,445	工業・港湾課	○
14	企業交流会館管理運営費	9,614	工業・港湾課	○
15	企業交流会館管理運営費 感染症対策分	8,445	工業・港湾課	-
16	工業団地緑地関連施設等維持管理費	11,116	工業・港湾課	○

※ No.6 国際企業研究拠点との連携に向けた企業ガイドブック作成事業費については、産業チャレンジ課において記載の通り、産業創造館の指定管理事業(指定管理者:公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会)の枠内で実施されている。

### 2 個別事業に係る監査結果

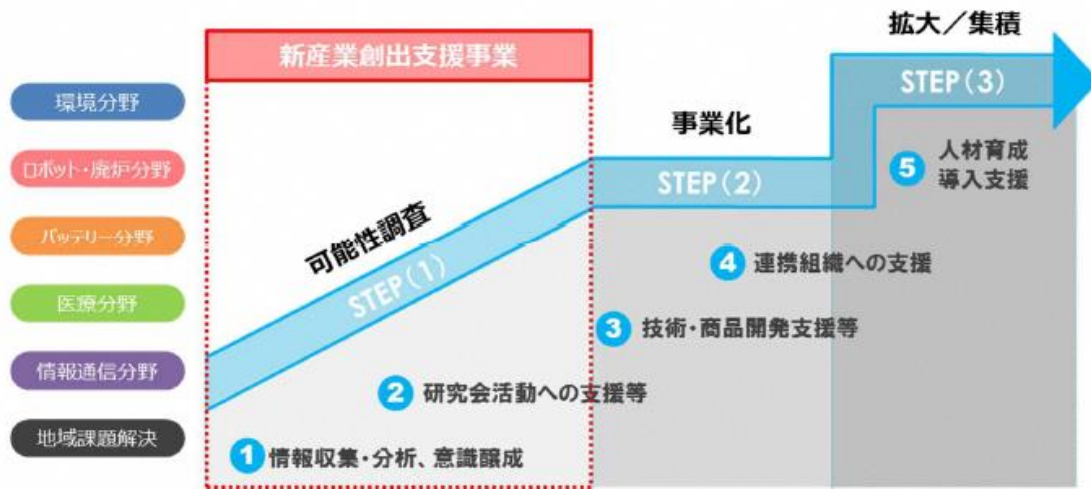
以下では、監査対象とした事業のうち、監査の結果、指摘または意見があった事業について記載する。

#### No.1 新産業創出支援事業費

##### ①事業の概要

いわき市を取り巻く国・県等の産業施策動向を踏まえつつ、いわき市の地域特性や既存の産業ポテンシャルを活かせる成長産業を調査研究し、新産業創出に係る基盤を整備すると

もに、事業者間連携による新たなチャレンジを支援するなど、いわき市内新産業の芽を発掘・育成することを目的としている。



主な事業としては、以下の通りである。

1) いわき市産業イノベーションネットワークの運営

多様な成長産業の相互連携を促進し、新産業の創出につなげる基盤組織として設置している同ネットワークを運営し、各種情報発信やセミナー及び全体会議等の開催を行う。なお、令和4年度では114団体が加入している。

2) 産業イノベーション創出支援事業

ターゲット産業への参画を目指し、産学連携・産産連携等により、萌芽的な研究・調査や参入手法検討のための情報・意見収集を図る勉強会などの活動を行う団体に対し、その取り組みに係る経費の一部を補助し、地域特性や技術力を生かしたイノベーションの創出を促進する(補助上限額:1団体につき30万円以内)。

3) 意識醸成事業

新産業の創出に向けて取り組むいわき市内事業者等の技術や製品等のPRを行う展示会を実施し、製品等の販路開拓を支援するとともに、地域における企業間交流及び市民の理解や意識醸成を図る。

② 本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	3,436	3,346	3,346
決算額	3,141	2,985	2,979
未執行予算額	295	361	367

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
旅費	183	175	
負担金、補助金及び交付金	3,020	2,698	※1
その他	143	106	
計	3,346	2,979	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	3,346	
計	3,346	

※1 負担金、補助金及び交付金

補助金等の名称	いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金		
創設年度	平成29年度		
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金交付要綱		
補助金の目的	<p>いわき市内において、新たな産業イノベーションの創出を目的とした研究団体(※)が実施する活動に対して、その費用の一部を補助することにより、いわき市の地域特性や地域資源を生かした新産業の創出に寄与することを目的とする。</p> <p>※ 研究団体とは、産業イノベーション創出に向けた、萌芽的な研究・調査や参入方法の検討を行う事業所等3者以上で構成される団体をいう。</p>		
補助対象事業の概要	補助対象事業は、いわき市内の産業イノベーションの創出に資する事業である。		
補助金等の交付先・交付額	交付先数(先)	交付額(千円)	1先当たり交付額(千円)
	6	1,478	246
補助金の算出方法	1つの研究団体につき、30万円以内		
補助対象経費の概要	研究団体が実施する活動費用		

補助金等の名称	いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金		
創設年度	平成28年度		
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市補助金等交付規則		
補助金の目的	<p>「いわきバッテリーバレー構想」の実現に向け、市民や事業者がバッテリーを利用した製品等に直接触れ、体感することによる構想への理解促進、また「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」に基づく国や県の施策を踏まえ、浜通り一体での地域理解の醸成、次世代エネルギーに関する地域人財の育成を目的とし、バッテリーや再生可能エネルギー・水素等に関するワークショップ、エネ</p>		

	ルギー利用視点の FCV・EV・製品等の展示会、カーボンニュートラルやスマートグリッドに関する講演会等を行う。	
補助対象事業の概要	次世代エネルギー(再エネ・水素・蓄電)をメインとして産業の振興と人財の育成を図るイベント「いわきバッテリーバレーフェスタ」を開催する。このイベントを通して、県外の企業に対しいわき市への関心を高め誘致を促進するとともに、地域内の事業者や市民の意識醸成を図ることを目的としている。 令和4年度は10月から12月にかけて以下を開催した。 ① 燃料電池製作体験教室 ② 防災関連展示会 ③ カーボンニュートラル講演会&企業プレゼンテーション	
補助金等の交付先・交付額	交付先	交付額(千円)
	いわきバッテリーバレーフェスタ実行委員会	1,220
補助金等の算出方法	過去にいわき市が主催していた企業交流イベント「いわきものづくりビジネスフェア」で実際にかかった経費を参考に予算化しており、122万円で固定となっている。	
補助対象経費の概要	本負担金は、いわき市内企業の技術・製品等のPRや販路開拓、市内企業同士の交流による新たなビジネス展開、新産業等に対する市民等の意識醸成を目的としたイベントの経費を、市が一部負担するものである。	

#### ④監査の結果

##### いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金に係る要綱の整備について【意見】

いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金は「いわき市補助金等交付規則」に基づき交付されているものの、個別の要綱は整備されていない。

本事業は市単独ではなく、産業界等と協働で取り組んでいく産業活性化イベントであり、収支計画等については、実行委員会の協議を経て決定されることは理解できるものの、市が支出する負担金について補助対象者や補助対象事業、補助対象経費、補助金算定方法、その他必要な手続について明確に規定する必要があるため、今後、関係機関と協議を進め対応することが望ましい。

## No.2 バッテリーバレー推進事業費

### ①事業の概要

バッテリー産業を核とした地域活性化、持続可能な社会の実現を目指す「いわきバッテリーバレー構想」を踏まえ、官民が一体となり、いわき市へのバッテリー産業の集積とバッテリーの利活用の先進都市を実現するための取組みを推進し、産業振興や雇用創出を図る。

具体的には、「いわき市独自のインセンティブを活かして、バッテリー関連企業の誘致につなげるとともに、いわき市内企業の関連産業への参入も促進することで、いわき市にバッテリー産業を集積させ、地域の雇用創出・産業活性化を図る」といった将来像の実現に向け、「バ

バッテリーを使用した製品の普及」「バッテリー技術による産業振興(企業連携による市内事業者参入や人材育成)」「バッテリー関連企業等の誘致」の3つの方向性に基づき、産学官金協働で取り組む。

1) 次世代産業の振興

- ・いわき市内企業が行う、バッテリーを活用した技術開発や地域課題解決のための研究開発事業に対する支援(上限 250 万円)
- ・バッテリー関連企業の誘致に向けた情報発信

2) 次世代人財の育成

- ・次世代自動車産業等に対応できる人財を育成する「いわき EV アカデミー」の開講

3) 次世代のまち構築

- ・バッテリーバレー構想への地域理解を深めるためのイベント(いわきバッテリーバレーフェスタ)の開催

② 本事業の直近 3 年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	8,414	8,414	8,414
決算額	4,641	8,163	8,345
未執行予算額	3,773	251	69

※令和 2 年度、3 年度は新型コロナの影響のため「いわき EV アカデミー」は未実施だが、Web 教材を製作した。令和 4 年度は「いわき EV アカデミー」を実施。

③ 令和 4 年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
旅費	178	143	
委託料	8,124	8,120	※1
その他	112	82	
計	8,414	8,345	

財源区分	予算額	摘要
その他特定財源	6,400	ふるさと納税基金繰入金
一般財源	2,014	
計	8,414	

※1 委託料

委託業務名	令和 4 年度バッテリー関連事業化支援事業業務委託
委託業務の内容	福島新エネ社会構想の柱の一つでもある水素エネルギー関連分野や電気自動



	<p>車・燃料電池自動車等に搭載されるバッテリー関連分野など、次世代エネルギーの利活用による新技術・新製品の開発や実用化実証、事業可能性調査等を行い、製造・販売等の事業化を図ろうとする取組みについて、いわき市内における関連産業の復興に寄与し、地域産業の活性化に貢献すると見込まれる案件を公募により選定し、研究開発等に要する資金的支援や採択案件の進捗管理等など、事業化に向けた一連の取組みを行う。</p> <p>(1)「次世代エネルギー関連事業」(再委託事業)の公募に関すること</p> <p>①公募要領(応募条件、選定方法、及び各種様式等)の検討及び作成</p> <p>②事業及び公募内容の広報、周知</p> <p>(2)公募案件の採択審査に関すること</p> <p>①審査基準、審査体制等の検討及び作成</p> <p>②審査の実施</p> <p>(3)採択者との契約締結(注1)に関すること</p> <p>①採択者との契約協議及び契約書の作成</p> <p>②委託金額の精算</p> <p>(4)事業成果の把握、評価、広報等に関すること</p> <p>①採択案件の成果のとりまとめ考察等</p> <p>②事業成果の公表・広報</p>		
委託先	公益社団法人 いわき産学官ネットワーク協会		
契約金額(税込)	6,205 千円		
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<p>当該事業は、いわき市内の事業者や高等教育機関等が開発するバッテリー技術に関連する新製品や新サービスの提供について、その研究開発等に要する資金的支援や採択案件の進捗管理など、事業化に向けた一連の取組みを行うものである。ネットワーク協会はこれまで、市内外における産学官の人材や技術、情報等を結束させるため、同協会独自の知識や経験、ネットワークを活用して、市内事業者に対して当該事業と同様の技術開発支援の取組みを実施している市内唯一の団体であり、業務遂行に当たっては同協会の有する独自のノウハウを活用する必要があり、事業の性質上、他の団体に委託することは困難であるため。</p>		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	7 年	
	過去3年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	6,088	3,100	6,200

(注1) 採択者との契約について

採択者の支援額は250万円を上限とし、委託料は支援額に消費税を加えた275万円としている。採択

者は上記金額でいわき産学官ネットワーク協会と委託契約を締結し、採択者が研究開発を実施する際、いわき産学官ネットワーク協会所属のプロジェクトマネージャーが、相談対応や事業の進捗管理など伴走支援を行うことになる。

委託業務名	令和4年度いわきEVアカデミー事業業務委託		
委託業務の内容	<p>いわきバッテリーバレー構想に基づき、バッテリー産業のいわき市への集積を見据え、将来のいわき市の産業を支える、ものづくり人材の中心となる、いわき市内の工業高等専門学校 of 学生等を対象に、バッテリー機器の効果や重要性、構造、ものづくりの魅力や楽しさを実感できるような、電気自動車製作等人材育成キットを活用した産学連携による人材育成を行う。加えて、小学生や中学生を対象とした教育プログラム(EV人材育成教育プログラム)の実施体制を検討する。</p> <p>(1)「いわきEVアカデミー」の実施手法の検討・運営  (2)EV人材育成教育プログラム体制の検討  (3)事業実施に関する高等教育機関(福島高専等)との調整  (4)人材育成キット「PIUS」の保守・管理  (5)事業実施に係る広報  (6)事業成果のとりまとめ</p>		
委託先	一般社団法人 いわきバッテリーバレー推進機構		
契約金額(税込)	1,915千円		
契約期間	令和4年7月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<p>本事業は、いわきバッテリーバレー構想に基づき、次世代自動車の基礎構造や製造技術、電気自動車の仕組みや電動化技術の基礎等を習得させるとともに、バッテリー機器の効果や重要性、ものづくりの魅力や楽しさを体感できる産学官連携による人材育成を行うために、平成28年度から実施している「いわきEVアカデミープレスクール」の継続事業である。また、世代別EV技術者教育プログラムについては、本事業の実態を踏まえて、若い世代等を対象とした出前講座等を行うものである。同構想を見据え、産学官連携により事業遂行できるのは、これまで同事業を実施したノウハウやネットワークをもつ、同構想推進のために設立されたいわきバッテリーバレー推進機構のみであるため。</p>		
見積書徴求者数	1者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	7年	
	過去3年度の契約金額(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	1,317	1,429	1,886

#### ④監査の結果

##### 委託事業と補助事業の区別について【指摘】

バッテリー関連事業化支援事業は、市からいわき産学官ネットワーク協会(以下「ネットワーク」という。)への委託事業として行われている。そして、採択事業者に対する助成はネットワーク協会から再委託の形を採っている。前者の委託事業は、①事業者の公募、②採択事業の審査、③採択事業の実施に関するアドバイスや課題解決、進捗管理、④成果報告会の開催を内容としている。後者の再委託事業は、次世代エネルギーの利活用の新技術・新製品などの事業を通じて地域の活性化に貢献することが見込まれる事業を実施することを内容としている。

一般に、委託料は「市の事務、事業、調査、研究等を他に委託しその成果を得る場合に支出する経費」、補助金は「特定の事業又は研究が公益上必要となる場合にこれらを助成する経費」と定義され、前者の委託事業は委託料の定義に合致するものの、後者の再委託事業は内容から補助金の定義の方がふさわしいと考えられる。

後者について再委託事業としている理由について市担当者に質問したところ、「バッテリーをはじめ、成長産業分野における新たな事業や先導的なモデルづくりは、行政が主体的に行うことが適当と考える一方で、専門的な知見やノウハウ、様々な経営資源を持つ企業等に取り組んでいただき、行政は、その成果や課題等を普及啓発し、市内の機運醸成を図る方が、より高い政策効果が得られると判断し、委託事業として実施している」とのことであった。

しかし、事業名として「事業化支援」とされているように、採択事業者の事業化を支援することが目的であり、採択者の実施事業も採択者自身が決定するものであり、事業の成果も一義的には採択事業者に帰属するものであることから、補助事業として整理することが適当であると考えられる。

なお、産業みらい課で実施されているグリーンイノベーション創出支援事業は、補助金の公募・審査等にかかる部分はネットワーク協会への委託として行われ、市内企業が東京大学先端科学技術研究センターと連携して技術開発に着手する事業に対しては補助事業として行われており、バッテリー関連事業化支援事業はグリーンイノベーション事業と形式的には何ら変わりはなく平仄を合わせる必要もある。

今後の取扱いについて再考する必要がある。

##### いわきEVアカデミーの受講者拡大について【意見】

いわきEVアカデミーには、組立・分解が可能な電気自動車(PIUS)を活用した実習が組み込まれており、作業工程や安全確保等の観点から、受講者数の目標は、概ね 15 名としている。

受講者数の推移については次のとおりとなっている。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受講者数	30名	22名	14名	12名	コロナの影響で未実施		3名

令和2年度、令和3年度は未実施だが動画を制作して、リモート教材(WEB教材)等に利

用している。ただし、当該動画は学生の理解を深めることを目的として作成された補助教材のため、一般公開していない(再生数も未カウント)。また、令和4年度は応募者7名だったが、うち4名が新型コロナ感染等で欠席となった。

受講者数の目標の15名は、電気自動車の組み立て実習等を行う際に1台当たり7名を想定し、教室の広さから2台までしか実施できないためである。

以上のように受講のために試行錯誤しているが、様々な制約があるため現状の受講者数となっている。しかし、当該事業は他の自治体ではあまりやっていない試みであり、本市の人材育成としても有用と考えられる事業であるため、様々な方法で受講できるような体制を整え、受講者を増やすことが望ましい。

### No.3 風力関連産業推進事業費

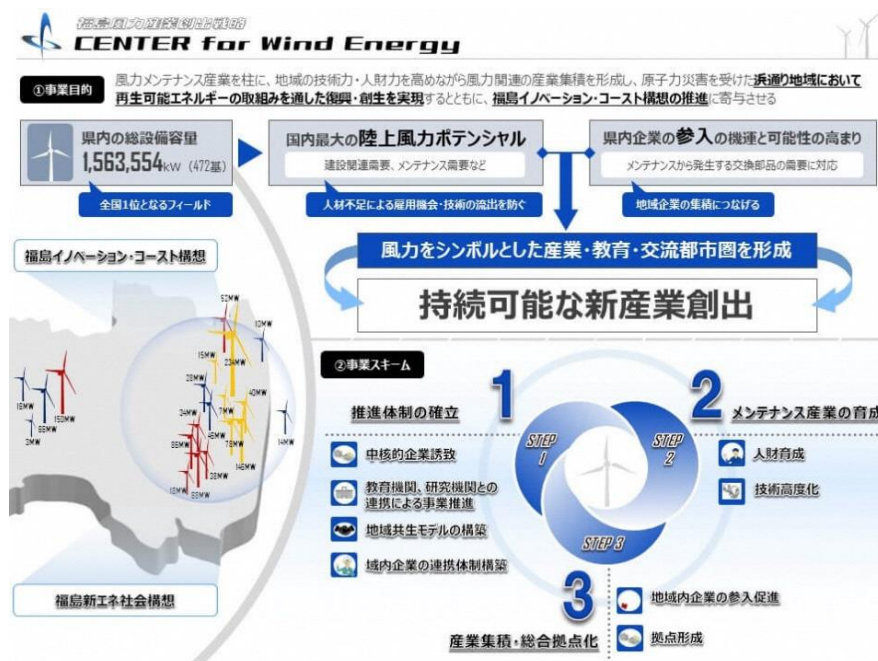
#### ①事業の概要

「福島イノベーション・コースト構想」及び「福島新エネ社会構想」をはじめとした、陸上風力発電設備の大量導入等を見据え、地域産業の高度化や人材育成に向けた取組みを進め、いわき市の地域特性と産業ポテンシャルを活かした一大風力産業クラスター形成に向けた産業基盤強化を図り、魅力溢れる生業づくりと次世代エネルギーに対応した地域社会の構築といった持続可能な産業振興と環境保全の両立を実現する。

具体的な事業内容は以下の通りである。

- ・CENTER for Wind Energy 構想<図1>の具体化に向けた各種活動
- ・商工団体や産業支援機構と設置した推進母体「いわき風力産業推進協議会」の運営
- ・風力発電関連資格取得支援

<図1>



②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	28,017	54,333	34,899
決算額	25,799	8,947	31,157
未執行予算額	2,218	※ 348	3,742

※令和3年度の予算現額のうち、45,038千円は予定していた事業がコロナの影響で中止となったことから、令和4年度に繰越されており、本事業とは別に風力関連産業推進事業費（繰越明許費）として令和4年度で執行されている。主に「風力発電メンテナンス人材の育成手法の構築に向けた調査検討及びトライアル運用等業務」委託料44,550千円等である。

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
旅費	1,032	600	
委託料	29,719	29,718	※1
使用料及び賃借料	396	92	
負担金、補助金及び交付金	3,660	660	※2
その他	92	86	
計	34,899	31,157	

財源区分	予算額	摘要
国庫支出金	30,580	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費国庫補助金
その他特定財源	3,300	ふるさと納税基金繰入金
一般財源	1,019	
計	34,899	

※1 委託料

委託業務名	カーボンニュートラルを支える風力発電を中心とした再生可能エネルギー等の市場調査業務委託
委託業務の内容	<p>これまでに風力産業化に向けて醸成してきた地域理解や地域企業参入促進に向けた人材育成の取組みを最大限に活かすためには、育成した企業や人材が活躍できる持続可能な市場を中長期に亘り形成し、自立的な産業基盤を構築することが必要不可欠である。</p> <p>カーボンニュートラル宣言以降、脱炭素社会実現に向け、再生可能エネルギー等を取り巻く環境は大きく変化しており、この情勢の変化をいわき市の産業戦略に反映させる必要があるため、グリーン成長戦略に位置付けられている成長分野の</p>

	<p>今後の見通しや技術開発動向を調査し、市内産業界への影響や産業適合性等について分析を行う。</p> <p>さらに、いわき市がこれまで推進してきた風力発電関連産業については、情勢の変化が著しいことから、国内外における市場の推移と今後の展望を調査・分析し、地域企業参入促進に資する持続可能な風力発電市場の形成・拡大に関する可能性を調査し、市場形成の実現に向けた戦略的なロードマップを策定する。</p> <p>委託業務の具体的な内容は以下の通りである。</p> <p>(1) カーボンニュートラル時代における再生可能エネルギー・次世代エネルギー分野を中心とした戦略形成に向けた調査・分析</p> <p>(2) 風力産業化に向けたこれまでの取り組みを拡大・効率的に展開していくためのロードマップ策定</p>
委託先	株式会社 東洋設計
契約金額(税込)	25,850 千円
契約期間	令和4年7月14日～令和5年2月28日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	本業務を委託する業者の選定にあたっては、プロポーザル公募を実施し、公正かつ公平な審査の結果、最優秀提案者として(株)東洋設計が選定されたことから、同社と随意契約を締結するものである。
見積書徴求者数	1 者

委託業務名	風力発電を中心とした地域理解促進事業業務委託
委託業務の内容	<p>いわき市が推進している風力発電を中心とした再生可能エネルギーの導入拡大には、地域理解が必要不可欠である。</p> <p>これまでに行ってきた、風力発電関連産業への地域企業参入に向けた取り組みや、即戦力人材・将来人材に対する人材育成事業、また、これら取り組みの継続した情報発信等により、地域企業や地域住民の理解力は向上している。</p> <p>こうした機運をさらに高め、より一層の地域理解促進を図ることを目的に本業務を実施する。</p> <p>委託業務の具体的な内容は以下の通りである。</p> <p>(1) 風力発電等エネルギーカンファレンス</p> <p>(2) プロモーション</p>
委託先	株式会社 いわき市民コミュニティ放送
契約金額(税込)	3,868 千円
契約期間	令和4年8月22日～令和5年2月28日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	本業務は、風力発電を中心とした再生可能エネルギーの理解促進を図るため、

用理由	<p>いわき市が進めるエネルギー関連の各種事業に携わった関係者や参加者が取組みや感想等をラジオ番組にて発信するとともに、エネルギー産業分野に関する国内の動向や最新技術、今後の展望などについて専門家が講演を行うカンファレンスを開催するものである。なお、このカンファレンスについては、開催前にラジオ、新聞、駅前大型ビジョン、SNS などの多様な広報手段を用いて広く周知するとともに、開催後には YouTube 等によりアーカイブ配信を行いつつ、参加者の声を広く発信するためにラジオ出演していただく。</p> <p>（株）いわき市民コミュニティ放送は、唯一のいわき市内専門の放送機関であるとともに、再生可能エネルギー等に関するいわき市のこれまでの取組みを深く理解していること、また、地域内における再生可能エネルギー関連事業の関係者の取材経験も豊富であることから、本業務を効率的・効果的に実施できるのは同社のみであるため。</p>
見積書徴求者数	1 者

※2 負担金、補助金及び交付金

予算額と決算額との差 3,000 千円は「風力発電関連資格取得支援補助金」によるものである。

本補助金は、風車メンテナンス事業へのいわき市内企業の参入を支援するため、風力関連資格の取得費用の一部を補助するものであり、市内企業が、自社敷地内に整備する訓練施設を活用し、令和4年度から開始する予定だった。しかし、新型コロナ等で訓練施設の運用に必要な認証が遅れ、その運用開始も次年度以降となったため令和4年度では発生しなかった。

④監査の結果

保存文書の差し替え漏れについて【意見】

「風力発電を中心とした地域理解促進事業業務委託料の額の確定について(通知)」(4産号外 令和5年2月28日)の市長名が誤ったものを保存文書として綴じていた。実際は誤りに気が付き訂正したものを外部へ通知しており、保管文書の最終版への差し替えを失念していたものであったが、保管文書には最終版を綴じる必要があるため注意が必要である。

実績報告書と仕様書の整合について【意見】

「風力発電を中心とした地域理解促進事業業務委託」について、参加者アンケート(220 千円)が実績報告書の明細に記載されていた。しかし、参加者アンケートについては仕様書や見積書には明記されておらず、実績報告書の明細と整合がとれていない。

これについて、市担当者に質問したところ、以下の回答を受けた。

<p>(質問1)参加者アンケートが仕様書や明細書に明記がないのはなぜか。</p> <p>(回答)アンケートの実施については、いわき市、受託業者双方で「カンファレンス全体構成の企画立案」を進める中で決定したものであり、当初の契約金額の範囲内で実施可能であること、また、業務としては仕様書に記載の「参加申し込み」等の管理に含まれていると解</p>
---

積している。

(質問2) 参加者アンケートは当該事業の評価につながるものであり、本来はいわき市側で行う業務であるが、これを委託に含めた理由は何か。

(回答) シンポジウムへの参加は、Web 申込み(Web 上の所定フォームへの入力)によることとし、参加者等の管理は、仕様書に基づき、受託業者が行うこととしていた。事業効果等の評価は、いわき市側(行政)が行うものであるが、事前のアンケート配信や集計作業については、事務効率等を考え、双方協議により、参加者の情報等を管理する受託業者が行うこととなった。なお、アンケート結果については、いわき市で保有しており、データの分析、事業評価等はいわき市側が行うこととしている。

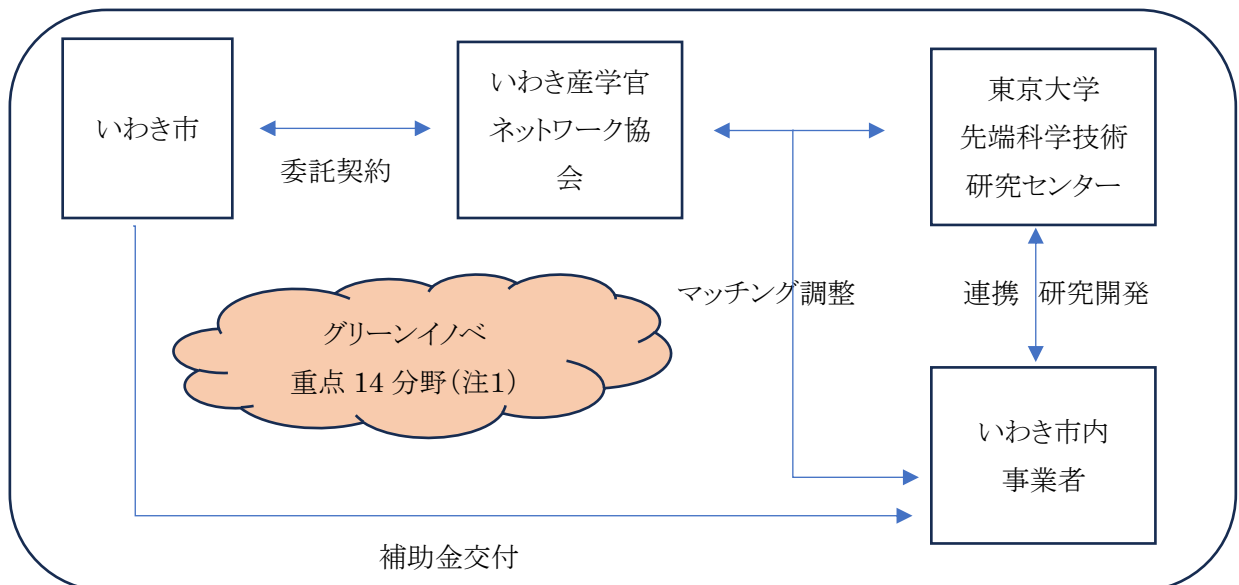
実績報告書の明細に「参加者アンケート」の項目もあるため、業務の客観性を高め、委託内容を明確にするためにも、できるかぎり仕様書と実績報告書の明細は整合させた方が望ましい。

## No.5 グリーンイノベーション創出支援事業費

### ①事業の概要

いわき市ではこれまで「原発事故からの経済復興」という視点で再生可能エネルギー、次世代エネルギー等に係る新産業創出に取り組んできたが、国では、カーボンニュートラル宣言をはじめ、「経済と環境の好循環」を実現するためのグリーン成長戦略を策定し、14の重要分野において、技術開発等に積極的に取り組むこととするなど、全国的に脱炭素の動きが加速化している。

本事業は、いわき市内企業が東京大学先端科学技術研究センター(以下「東大先端研」という。)と連携し、グリーン成長戦略において位置付けられている14の重要分野に係る技術開発等に着手する経費を補助するものである。





(注1) グリーン成長戦略に位置づけられている 14 の重要分野

「洋上風力・太陽光・地熱」「水素・燃料アンモニア」「次世代熱エネルギー」「原子力」  
 「自動車・蓄電池」「半導体・情報通信」「船舶」「物流・人流・土木インフラ」  
 「食料・農林水産業」「航空機」「カーボンリサイクル・マテリアル」  
 「住宅・建築物・次世代電力マネジメント」「資源循環関連」「ライフスタイル関連」  
 詳細は下記を参照。

◆経済産業省 HP「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/ggs/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html)

②本事業の直近 3 年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	-	-	9,622
決算額	-	-	9,540
未執行予算額	-	-	82

③令和 4 年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	1,622	1,621	※1
負担金、補助金及び交付金	8,000	7,918	※2
計	9,622	9,540	

財源区分	予算額	摘要
その他特定財源	7,200	ふるさと納税基金繰入金
一般財源	2,422	
計	9,622	

※1 委託料

委託業務名	令和 4 年度グリーンイノベーション創出支援事業業務
委託業務の内容	<p>国が掲げるグリーン成長戦略に寄与する取組みとして、東京大学先端科学技術研究センターと連携し、同戦略に位置づけられている 14 の重要分野において、新技術・新製品の開発や実用化実証、事業可能性調査等を行い、製造・販売等の事業化を図ろうとする取組みを支援する。いわき市内産業のカーボンニュートラル化を推進し、さらには地域産業の活性化に貢献すると見込まれる案件を公募により選定し、採択案件に係る研究開発等の進捗管理や東京大学先端科学技術研究センターとの情報共有・連携など、一連の取組みを行う。</p> <p>委託業務の具体的な内容は以下の通りである。</p>

	(1)「グリーンイノベーション創出支援事業補助金」の公募に関すること (2)公募案件の採択審査に関すること (3)東京大学先端科学技術研究センターとの連携に関すること (4)事業成果の把握、評価、広報等に関すること		
委託先	公益社団法人 いわき産学官ネットワーク協会		
契約金額	1,621 千円		
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	いわき産学官ネットワーク協会はこれまで、いわき市内外における産学官の人材や技術、情報等を結束させるため、同協会独自の知識や経験、ネットワークを活用して、市内事業者に対し当該事業と類似した技術開発支援の取組みを実施している市内唯一の団体であり、業務遂行に当たっては同協会の有する独自のノウハウを活用する必要があり、事業の性質上、他の団体に委託することは困難であるため。		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	1 年	

※2 負担金、補助金及び交付金

補助金等の名称	いわき市グリーンイノベーション創出支援事業補助金		
創設年度	令和4年度		
根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市グリーンイノベーション創出支援事業補助金交付要綱		
補助金の目的	国が掲げるグリーン成長戦略に寄与する取組として、東京大学先端科学技術研究センターと連携し、同戦略に位置づけられている14の重要分野において、新技術・新製品の開発や研究を行い、製造・販売等の事業化を図ろうとする取組を公募し、研究開発費等の補助やコーディネータによる進捗管理など、事業化に向けた総合的な支援を行うことを目的としている。		
補助対象事業の概要	以下の①、②の要件をどちらも満たす事業。 ①グリーン成長戦略に位置づけられている 14 の重要分野に関連する研究・開発であること。 ②東大先端研が有する研究シーズと連携した事業(注)であること。 (注) 東大先端研との連携については、事業実施時に「共同研究」、「受託研究」、「学術指導」のいずれかの契約が必要となる。また、申請時点で本事業における連携について東大先端研の了承を得ている必要がある。		
補助金等の交付先・交付額	交付先数(先)	交付額(千円)	1先当たり交付額(千円)
	2	7,918	3,959

補助金等の算出 方法	補助率「技術開発経費の2/3」 補助上限額「4,000千円」
補助対象経費の 概要	補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類 によって金額等が確認できるもののみである。

#### ④監査の結果

##### 収支報告書と設計書の差異について【意見】

「令和4年度グリーンイノベーション創出支援事業費」について、いわき産学官ネットワーク協会から提出のあった収支報告書を確認すると、収入(市からの委託料)と支出(人件費、経費)が同額となっていた。また、収支報告書にある人件費・経費の比率と、市が積算した設計書の人件費・経費の比率に差異があった。

この点について、市担当者に質問したところ、「本事業は委託業務であり、契約額の範囲内において、仕様書で定める業務が全て遂行され、市が求める成果が達成されていれば、問題ないものと考えている」という回答であった。

確かに市担当者の回答の通り、市の提示した金額で目的が達成されていることが最も大事なことであると考えられる。しかし、本件委託契約は随意契約によっていることから、収支報告書と設計書の内訳が相違していると、契約金額の妥当性に疑念が生じる可能性がある。当事業は令和4年度が初年度であるという状況も考えれば、今後は過去の実績も考慮し設計書の精度を高めていくことが望ましい。

## No.10 工場等立地奨励金

### ①事業の概要

当該事業は、いわき市内に工場等を立地する製造業等事業者に対して奨励金を交付することにより、企業立地を促進し、もって地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的としている。制度は平成4年度に創設され、その後概ね4～5年ごとに見直しを行っている。

補助金の名称	新設奨励金、特定新設奨励金、増設奨励金
創設年度	平成4年度
根拠法令・交付要 綱等の名称	いわき市工場等立地促進条例 いわき市工場等立地促進条例施行規則
補助金の目的	いわき市において工場等を立地する事業者に対し、奨励金を交付することにより、工場等の立地の促進を図り、もって工業の振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする(条例第1条)。
補助対象事業の概 要	工場等の新設、設備の増設などの投資を行った際に、当該投資に係る投資額、雇用増数などの要件を満たす場合、奨励金の申請(操業開始日から90日以内)を受け、1年経過後の雇用状況や設備稼働の状況等を確認し、奨励金の交付を決定し、金額に応じて複数年度に分割して交付するものである。

補助金の交付先・ 交付額	交付先	交付決定額 (千円)	うち令和4年度 交付額(千円)
	東新工業(株)	500,000	100,000
	(株)太平鉄工所	5,900	2,950
	プライメット(株)	76,840	38,420
	(株)ピュアロンジャパン(内郷工場)	25,210	12,600
	(株)ピュアロンジャパン(好間第3工場)	32,510	16,260
	(株)ピュアロンジャパン(好間第4工場)	22,340	11,170
	ミツエイ(株)	100,000	50,000
	(株)ニッチュー	168,290	56,100
	(株)北拓	131,370	43,790
	エリエールプロダクト(株)	73,380	36,690
		計	367,980
補助金の算出方法	(注)		
補助対象経費の概 要	いわき市内に工場等を新設又は増設するに際して取得した建物や設備(特定新設 奨励金の場合は土地も含む)		

(注) 補助金等の算出方法は以下の通りとなる。

ただし、工場等の用地について、令和3年3月31日までに取得(賃貸借)した場合は、改正前の制度  
が適用となる。

【改正前(令和3年3月31日まで)】

(平成29年4月1日)

区分	対象企業	立地地域	投資額※ <sup>2</sup>	用地 面積	延床 面積	従業員数※ <sup>3</sup> (常時雇用)	対象 経費	交付率	限度額
新・ 増 設	①製造業 ②旧企業立 地促進法に 基づき国か ら同意を受 けた基本計 画の指定集 積業種※ <sup>1</sup>	市内全域	120億円 以上	—	—	10人以上	建物・ 設備	—	5億円
			5,000万円 以上(大企業 1億円以上)			60人以上		5%	1億円
						3人以上			
特 定 新 設		四倉中核 工業団地	1億円以上 (土地代は 除く。)	1,000㎡ 以上	300㎡ 以上	3人以上	土地・ 建物・ 設備	土地 30% 建物設備 10%	5億円
		工業専用 地域			600㎡ 以上	10人以上			1億円
		工業地域 準工業地域			300㎡ 以上	3人以上			
雇 用	上記の奨励金に該当する場合で、正規従業員数(※ <sup>4</sup> )が5人以上 (平成31年3月31日まで)						1人につき60万円	1億円	

※1:「旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種」とは、企業立地法の一部  
を改正する法律によりなお効力を有するとされた同法による改正前の企業立地法に基づき国から同意を  
受けた基本計画における指定集積業種であり、輸送用機械、電子情報技術、化学・医療、再エネ、食品

等地域資源活用型関連産業に位置づけている製造業、情報サービス業及び学術・開発研究機関をいう。

※2:「投資額」とは、地方税法 341 条に規定する家屋(住居用に供する部分を除く)及び償却資産のことであり、土地代は含まない。

※3:「従業員」とは、雇用保険対象者をさし、工場等の新增設に伴い創出された雇用者で市外からの転勤者を含む。ただし、市内事業所等からの転勤は除くこととし、社長などの経営者(非社員)はこれに含まないものとする。「従業員数」は、「工場等における従業員の数」から、「操業の開始の日の1年前の日における当該工場等における従業員の数」と、「操業の開始の日の1年前の日後に事業者の市内の他の事業所から引き続き当該工場等に勤務することとなった従業員の数」を減じた数とする。「常時雇用」とは、従業員数の要件について、操業開始日から1年経過後まで常時維持することをいう。

※4:「正規従業員」とは、従業員のうち雇用期間の定めのない労働契約を締結して雇用される者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。)とする。

(特定新設の対象)…平成29年4月1日～平成33年3月31日までの間に用地取得(賃貸借)をし、かつ用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始(※5)すること。

(雇用奨励金の対象)…新・増設奨励金の場合:平成31年3月31日までに操業を開始すること。特定新設奨励金の場合:平成31年3月31日までに用地取得(賃貸借)し、かつ用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始すること。

※5:「操業開始」とは、所得税法施行令又は法人税法施行令の規定により減価償却資産(直接製造業又は※1の事業の用に供する有形固定資産に限る。)の償却を開始した日とする。

【改正後(令和3年4月1日以降)】

区分	対象企業	立地地域	投資額※ <sup>2</sup>	従業員数※ <sup>3</sup> (常時雇用)	対象経費	交付率	限度額
①新設奨励金 (②に該当するものを除く)	・製造業	市内全域	5,000万円以上 (大企業1億円以上)	30人以上	建物 設備	5%	5億円
				3人以上			1億円
②特定新設奨励金	・旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種※ <sup>1</sup>	四倉中核工業団地 工業専用地域	1億円以上 (土地代は除く)	10人以上	土地 建物 設備	土地20% 建物・設備5%	5億円
		工業地域 準工業地域		3人以上			1億円
③増設奨励金 (①、②に該当するものを除く)		市内全域	5,000万円以上 (大企業1億円以上)	50人以上	建物 設備	5%	5億円
				減員なし			1億円

※1:「旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種」とは、企業立地法の一部を改正する法律によりなお効力を有するとされた同法による改正前の企業立地法に基づき国から同意を受けた基本計画における指定集積業種であり、輸送用機械、電子情報技術、化学・医療、食品等地域資源活用型関連産業に位置づけている製造業等をいう。

※2:「投資額」とは、地方税法 341 条に規定する家屋(住居用に供する部分を除く)及び償却資産のことであり、土地代は含まない(消費税も除く)。

※3:「従業員」とは、雇用保険対象者をさし、工場等の新增設に伴い創出された雇用者で市外からの転勤者を含む。ただし、市内事業所等からの転勤は除くこととし、社長などの経営者(非社員)はこれに含まないものとする。「従業員数」は、「工場等における従業員の数」から、「操業の開始の日の1年前の日における当該工場等における従業員の数」と、「操業の開始の日の1年前の日後に事業者の市内の他の事業所から引き続き当該工場等に勤務することとなった従業員の数」を減じた数とする。「常時雇用」とは、従業員数の要件について、操業開始日(※4)から1年経過後まで常時維持することをいう。

※4:「操業開始日」とは、所得税法施行令又は法人税法施行令の規定により減価償却資産(事業の用に供する有形固定資産に限る。)の償却を開始した日とする。

なお、新設、特定新設の要件を満たすには、令和3年4月1日～令和8年3月31日までの間に用地取得(賃貸借)をし、かつ用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始することが必要となる。

また、次の条件に該当すると、別途、建物・設備に係る交付率を5%加算することができる。

- ・研究開発機能を新設または増設を行う場合
- ・指定集積業種に該当する事業を行うために、施設・設備の新設を行う場合
- ・「コネクター・ハブ企業」に該当する事業者が増設を行う場合

#### ②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	626,200	422,055	368,030
決算額	626,165	422,055	367,980
未執行予算額	35	-	50

#### ③令和4年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	368,030	367,980	
計	368,030	367,980	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	368,030	
計	368,030	

#### ④監査の結果

##### 増設奨励金の対象設備の取得時期について【意見】

工場等立地奨励金のうち、新設奨励金と特定新設奨励金はともに用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始することとされており、具体的な期間が明記され、また、新規で取得した設備が主であるため、対象設備を比較的特定しやすい。それに対して、増設奨励金は既存の敷地・工場に設備を拡張する形であるため、過去に

取得した設備をどこまで含めるのか具体的な期間の明記はなく、あいまいなところがある。

この点、市担当者に質問したところ、奨励金の対象設備は申請者が申請書を市へ提出し、提出された申請書に基づき市担当者が申請者に「増設の目的を確認し、一連の設備投資はどこまでか」をヒアリングして判断するとのことであった。

確かに条例の目的を考えれば増設の状況を確認して対象設備を判断することは有効だと考えられる。しかし、具体的な期間の明記がない状態では申請者は過去のどの地点まで取得した設備を含めればよいか判断に迷う可能性があり、また、市担当者によって判断に違いが生じる可能性もある。

奨励金の交付要件は公平性が重要であり、そのためには客観的なルールが必要であると考える。増設奨励金の対象設備についても、新設奨励金と同様にいつ取得した設備まで対象になるのか、具体的な期間を明記することが望ましい。

## No.13 好間工業用水道管理運営費

### ①事業の概要

小玉ダムを水源として愛谷堰から原水を取水し、好間中核工業団地内の浄水場・配水施設から団地内の契約企業に工業用水を給水する施設の管理運営を行う。

県企業局からの委託事業(昭和 61 年度～)であり、管理する施設は、赤井取水場・好間浄水場・増圧ポンプ場などがある。平成 22 年度からは好間浄水場を無人化し、県企業局いわき事業所(泉町)において遠隔で運転状況を集中監視し管理している。

また、令和 4 年 9 月 30 日に県から市へ好間工業用水道は譲渡され、その後は直営となっている。今回の好間浄水場汚水汚泥の積込・収集・運搬・処分業務に関しては、譲渡前、県からの委託により実施されたものであるが、浄水過程で発生する汚泥の蓄積状態を踏まえ、十数年に一度実施するものである。

### ②本事業の直近 3 年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	29,814	48,795	75,154
決算額	25,764	33,330	60,445
未執行予算額	4,050	15,465	14,709

### ③令和 4 年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
光熱水費	27,729	17,976	
委託料	37,204	35,716	※1
その他	10,221	6,753	
計	75,154	60,445	

財源区分	予算額	摘要
県支出金	75,154	
計	75,154	

※1 委託料

主要な契約として以下の2件の契約を対象として検討を行った。

委託業務名	好間浄水場汚水汚泥の積込・収集・運搬・処分業務委託	
委託業務の内容	(1) 浄水汚泥の積込・収集運搬・処分業務 (2) 浄水汚泥中の雑芥物分別撤去	
委託先	ひめゆり総業㈱	
契約金額	18,397 千円	
契約期間	令和4年7月25日～令和4年9月30日(68日間)	
契約方法	随意契約	
上記契約方法の採用理由	市内で当該浄水発生土を受入可能な処分場は、最終処分業者2社に限られ(中間処理業者も受入可能だが、今回は雑芥物が混入しているため、中間処分業者は対応不可)、かつ令和4年度入札参加有資格者名簿(役務の部)において、産業廃棄物収集運搬業務を実施できる登録業者は同社に限定される。また、産業廃棄物排出場所と同社の立地場所が近く運搬費の低減が図れること、さらに当該施設が令和4年9月末に県から市(水道局)に譲渡されるため、業務期間に制約があり、迅速に実施する必要があることから、同社と随意契約するものである。	
見積書徴求者数	1者	
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	1年

委託業務名	好間浄水場中央監視制御装置等電気設備保守点検業務委託	
業務委託の内容	市が県から受託管理している好間工業用水道好間浄水場の中央監視制御装置等が常に正常に作動するよう機能維持を図るため、保守点検業務を委託する。	
委託先	東芝インフラシステムズ㈱	
契約金額	11,000 千円	
契約期間	令和4年5月13日～令和4年9月30日まで	
契約方法	随意契約	
上記契約方法の採用理由	当該設備及びそのシステムは、県が当該施設を整備した際、東芝インフラシステムズにより、当該浄水場に独自に製造・開発されたものであり、本件はその保守点検に関わる業務である。当該設備の保守点検業務については、独自に製造・開発された経緯から、開発者の専門的なノウハウが必須であり、同社でしか実施できない	



	こと、また設備に係る開発者側の瑕疵担保責任の範囲を明確に確保する必要があることから、同社と随意契約するものである。		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	18 年 ※平成 16 年以前は不明	
	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	9,900	10,120	11,000

#### ④監査の結果

##### 随意契約時の見積書の徴求について【意見】

好間浄水場汚水汚泥の積込・収集・運搬・処分業務について、それらの業務を一括で受託できる業者は 1 者と判断され、予定価格設計前の参考見積書もその 1 者のみから徴求されている。結果的に参考見積額、予定価格、契約金額は同一の金額となっている。

確かに、業務の効率性や業務期間の制約を考えれば、最終的には受託した業者との随意契約とならざるを得なかったのかもしれない。また、金額に関しても、市として、参考見積額を妥当なものとして予定価格を決定したものと考えられる。

しかし、随意契約による場合、業者の参考見積額は先方が積算しているとしても先方の言い値となっている可能性もある。また、今回の業務のように十数年度に一度の業務であることも踏まえれば、運搬業務ができないものの最終処分業者は他に 1 者存在し、運搬業務を実施する業者も複数存在することから、それらの業者からそれぞれの業務についての参考見積書入手し、受託予定業者の参考見積額の妥当性を検証することが望ましい。

#### No.14 企業交流会館管理運営費

##### ①事業の概要

企業交流会館は、福島県企業局が小名浜臨海工業団地の高度化事業の一環として、平成 4 年度から平成 7 年度にかけて整備し、平成 8 年 4 月に市に無償譲渡された。本施設は、小名浜臨海工業団地内に立地する企業の従業員等が健康の増進及び相互交流を図り、もって勤労者の福祉の向上及び地域産業の振興に資することを目的としている。

##### <施設概要>

敷地面積	延べ床面積	建築年月日	構造	階数
66,643.00 m <sup>2</sup>	990.24 m <sup>2</sup>	H8.4.1	木造	1 階
主な館内施設	アリーナ(体育館)、トレーニングルーム、研修室、交流ホール			
開館時間等	開館時間:9:00~21:00(休館日の前日の日曜日のみ~19:00) 休館日:毎週月曜日(その他お盆休館期間、年末年始休館期間あり)			



管理運営については、「企業交流会館の設置及び運営に関する要綱」に基づき、一般財団法人いわき市公園緑地観光公社(市外郭団体 以下「公社」という。)に委託しており、市は、管理運営に係る職員人件費相当額を負担している。また、公社と立地企業において締結された「いわき市企業交流会館の運営管理に関する協定書」に基づき、その他の施設運営に係る経費は立地企業や一般会員からの負担金により賄われている。改修や修繕については、大規模改修は施設所有者である市が実施し、軽微な修繕は立地企業が負担することとしている。

②本事業の直近3年度の前算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	10,159	9,628	9,617
決算額	10,159	9,627	9,614
未執行予算額	-	1	3

③令和4年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	9,617	9,614	※1
計	9,617	9,614	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	9,617	
計	9,617	

※1 委託料

委託業務名	いわき市企業交流会館管理運営業務委託
委託業務の内容 (注1)	(1) いわき市企業交流会館の管理運営 (2) いわき市企業交流会館の維持管理
委託先(注2)	一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
契約金額	9,614千円(税込)

契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	いわき市企業交流会館の管理運営については、小名浜臨海工業団地内企業の福利厚生施設として、福島県から移管された平成8年度より、「企業交流会館の設置及び運営に関する要綱」の規定に基づき、いわき市公園緑地観光公社に委託することとされている。また、公社と立地企業において、「いわき市企業交流会館の運営管理に関する協定書」を締結しており、当該協定に基づき、負担金を徴収しながら、相互協調の下、当該施設の管理運営を行っているところである。これらを踏まえ、当該業務を担える業者は公社のみであることから、随意契約とするものである。		
見積書徴求者数	1者(契約先から入手)		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	26年	
	過去3年度の契約金額(単位:千円)(注3)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	9,506	9,757	9,628

(注1)委託業務の内容(人員配置)について

館長(1名)、パート職員(3名)、嘱託職員(1名・公園事業兼務)により運営。なお、常時1名以上を配置し、2交代制にて運営。また、トレーニングルームにおいて登録申込に応じてインストラクターによる講習会を実施。

(注2)委託先の概要

法人名	一般財団法人 いわき市公園緑地観光公社
所在地	福島県いわき市常磐湯本町上浅貝 110-33 (21世紀の森公園 ヨークいわきスタジアム 1F)
設立	平成6年3月(平成25年4月に名称変更)
基本財産	200百万円(令和5年4月現在)
代表者	理事長 高田浩一
役員等数	理事9名、評議員6名、監事2名
職員数	46名(令和5年4月現在)
目的	都市緑化の推進、公園緑地等の維持管理及び利用啓発に関する事業を行い、緑化思想の普及啓発を図るとともに、公園緑地、観光交流施設及び体育施設の利用促進と円滑な運営管理を通じて、快適な生活環境づくりに寄与する。
事業内容	市から指定管理の指定等を受けて公園緑地、体育施設等を中心に維持管理及び管理運営を行っている。 (管理運営を行っている主な施設) ①都市公園施設・・・21世紀の森公園(ヨークいわきスタジアムほか)、上荒川公園(総合体育館ほか公園内体育施設)、三崎公園(いわきマリントワーほか)、勿来の関

	公園ほか 47 公園
	②工業団地施設・・・企業交流会館、小名浜臨海工業団地緑地、野田工業団地緑地
	③公営駐車場・・・平新川駐車場、植田駐車場

(注 3) 公社における企業交流会館管理運営事業の収支実績

令和元年度～令和 4 年度の企業交流会館管理運営事業の収支実績は以下の通りである。

(単位: 千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	備考
1. 経常収益					
(1) 事業収益	9,506	9,757	9,627	9,614	
管理事業収入	9,506	9,757	9,627	9,614	いわき市受託料
(2) 負担金等収益	5,501	4,873	4,577	4,678	
立地企業負担金収入	3,510	3,672	3,682	3,820	会員負担金
会員負担金収入	1,991	1,201	895	858	会員利用料
(3) 雑収益	212	89	61	73	
受取利息	1	1	0	0	会員負担金
雑収入	211	88	60	73	自動販売機手数料等
経常収益計	15,219	14,719	14,265	14,365	
2. 経常費用					
(1) 人件費	9,172	9,415	8,892	9,148	
給料手当	962	-	-	-	職員給与
賃金手当	7,089	8,279	8,069	8,360	契約職員賃金
法定福利費	1,121	1,136	823	788	社会保険料等
(2) 経費	6,050	6,150	5,379	6,051	
福利厚生費	23	27	13	13	健康診断料等
旅費交通費	9	15	78	68	館長・契約職員日額旅費
消耗品費	588	532	327	200	清掃用具・事務用品等
消耗備品費	486	138	18	271	事務用機械等
燃料費	66	42	38	36	ガス料金
食糧費	19	17	17	18	来客用お茶等
通信運搬費	176	175	168	161	電話代等
印刷製本費	30	42	30	40	利用券印刷料
光熱水費	1,183	1,009	979	1,412	電気・水道料
修繕費	554	305	297	385	施設等修繕
手数料	1,018	1,078	1,014	1,019	トレーニング器具保守点検等
委託料	1,178	1,220	1,172	1,200	警備・施設清掃業務委託等
使用料及び賃借料	133	151	66	84	コピー料金等
租税公課	586	570	886	751	消費税等
減価償却費	-	830	277	393	トレーニングマシン等減価償却費
経常費用計	15,222	15,565	14,271	15,200	
当期経常増減額	△3	△846	△6	△835	
経常外費用					
固定資産除却損	-	0	-	0	
経常外費用計	-	0	-	0	
当期正味財産増減額	△3	△846	△6	△835	

(出所) 公社作成の収支計算書(損益計算方式)より監査人作成

#### ④個別管理計画の概要

市では、「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づく本施設の個別管理計画として、令和2年6月に「いわき市企業交流会館・小名浜臨海工業団地緑地管理計画」を策定しており、いわき市企業交流会館に係る概要は以下の通りである。

##### 1) 施設の現状と課題

###### ア) ハード面

###### < 老朽化度合い >

法定耐用年数(木造・22年)を超過しており、修繕等が必要な箇所があるものの、駆体本体に大きな損傷等は見られず、大規模改修等による長寿命化対策を講じることにより、物理的耐用年数(60年を想定)までの使用が可能な状態にある。

なお、設備に関しては、平成28年度に一部の電気設備のLED化と空調機の一部更新を行っているものの、その他の設備については、設置当初のままとなっていることから、今後、更新が必要な状況となっている。

###### < 安全性 >

耐震性	自然災害の想定(津波、洪水、土砂災害警戒)	アスベストの有無	法定点検結果	
新耐震基準	無	未使用	一部未実施	建築基準法に係る12条点検の一部(建築部位の点検)が未実施※ 設備については委託により実施済

※市担当者への質問の結果、令和3年度に検査資格を持つ施設マネジメント課の職員が建物駆体の点検を実施し、その結果、木造の土台部分の状態は良好であるものの、外壁等に劣化が見られるとの評価であったとのことである。

###### イ) ソフト指標での評価

小名浜臨海工業団地に立地する企業の従業員のための福利厚生施設であり、市の条例に基づく公の施設とはされていないが、施設の有効活用を図る観点から、企業従業員の利用に支障のない範囲で、一般市民(会員)にも開放している。

施設全体の利用状況としては、年間利用者数約12,000人程度で推移している。一般市民の利用について、アリーナの利用は企業利用との関係で減少傾向にあるものの、研修室やトレーニングルームの利用は増加傾向にある。

###### ※過去5年間の利用者数等の推移

平成30年度から令和4年度までの利用者数等の推移は下表の通りである。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少している。さらに令和4年度においては、館内の空調設備及

びトイレ等の改修工事のため令和5年1月17日から2月28日まで休館となったことによる影響もある。その結果、令和4年度の利用者数は令和元年度に比べて、アリーナは72.6%、研修室は33.6%、トレーニングルームは33.2%である。

			H30年度	R1年度(A)	R2年度	R3年度	R4年度(B)	B/A
アリーナ	利用料金 (円)	企業	1,626,500	1,564,500	1,248,000	1,189,500	1,391,500	
		一般	115,000	404,500	256,500	179,000	130,000	
		計	1,741,500	1,969,000	1,504,500	1,368,500	1,521,500	77.3%
	利用件数 (件)	企業	589	532	400	357	453	
		一般	40	132	79	53	40	
		計	629	664	479	410	493	74.2%
	利用人数 (人)	企業	6,725	5,942	4,027	4,112	4,927	
		一般	567	1,310	867	537	335	
		計	7,292	7,252	4,894	4,649	5,262	72.6%
研修室	利用料金 (円)	企業	91,500	87,000	117,000	105,000	99,000	
		一般	332,000	240,000	204,000	114,000	36,000	
		計	423,500	327,000	321,000	219,000	135,000	41.3%
	利用件数 (件)	企業	49	53	59	57	46	
		一般	85	61	53	27	12	
		計	134	114	112	84	58	50.9%
	利用人数 (人)	企業	238	232	272	313	218	
		一般	1,352	795	517	264	127	
		計	1,590	1,027	789	577	345	33.6%
トレーニング	利用料金 (円)	企業	469,800	485,600	293,000	158,400	202,800	
		一般	457,000	481,000	121,000	89,500	55,000	
		計	926,800	966,600	414,000	247,900	257,800	26.7%
	利用人数 (人)	企業	2,556	2,643	1,586	866	1,108	
		一般	998	1,061	266	192	120	
		計	3,554	3,704	1,852	1,058	1,228	33.2%
交流会館利用料金(合計)			3,091,800	3,262,600	2,239,500	1,835,400	1,914,300	58.7%

(出所) 公社作成の実績報告により監査人作成

## ウ) 課題

将来を見据えた当該施設の今後のあり方等について、引き続き、立地企業及び地元地区等と検討する必要がある。(注)

また、今後の施設のあり方の検討を踏まえ、改築や大規模改修等の対策を講じる場合、ライフサイクルコストの縮減に視点を置いた設計等を行う必要がある。

(注) 市担当者への質問の結果、令和5年11月に市と公社で意見交換を行い、今後、詳細な施設利用状況の把握や利用企業等へのアンケート調査などを行う予定とのことである。

## 2) 計画期間

令和2年度から令和12年度までの11年間とし、計画の進捗状況等について定期的にフォローアップを実施し、3年ごとのローリングを基本に、対象施設の劣化状況や社会情勢等の変化、計画の進捗状況等に応じて、随時見直す。

### 3) 取組方針

#### ア) 市公共施設等総合管理計画における検討の方向性に基づく施設の状況

	検討の方向性	施設の状況
1	施設総量の適正化	立地企業から負担金を徴収して運営する企業の福利厚生のための半占有施設という運営の特殊性から、現時点では、総量縮減、複合化・集約化は困難。
2	民間活力の活用	大規模改修を除き、公社が一括して管理しており、一定の民間活力の活用が図られている。
3	適切な維持管理と長寿命化	点検による安全管理の徹底と予防保全型の計画的な維持補修を図る。
4	施設の利用環境・運営の改善	立地企業のみならず一般利用も可能な施設であることから、施設情報の発信により知名度向上を図るとともに、利用者の視点に立って利用しやすい環境づくりに努め、利用度向上につなげる。
5	民間やほかの行政機関等との連携	立地企業から負担金を徴収して運営しており、連携が図られている。

#### イ) 取組みの方向性

当該施設は、団地内立地企業の福利厚生施設としての位置付けを有し、立地企業の従業員の健康増進を図る上で重要な施設である。

利用状況も良好な状況が続いているうえ、立地企業も存続を強く希望しており、立地企業から負担金を徴収して運営されている特殊性等から、現時点では、総量縮減、複合化・集約化等は困難である。また、施設躯体の状態も比較的良好に保たれていることから、予防保全型の維持管理手法により、設備の更新も含め、長寿命化を図り、計画的かつ効率的・効果的な修繕・改修を行いながら法定耐用年数以上の使用(60年)を目指すこととする。

なお、社会情勢の変化等、状況に応じて、団地内立地企業や利用者等の意見・ニーズを確認・把握しながら、将来を見据えた施設のあり方(民間譲渡、転用等)を検討することとし、改築や大規模改修等の対策を講じる場合、ライフサイクルコストの縮減に視点を置きながら、無駄な保全措置が生じないように、将来を見据えた計画的な保全を行うこととし、併せて規模の見直し等も検討することとする。

さらに、改築の場合については、団地立地企業の福利厚生施設としての位置付けを踏まえ、企業負担の必要性の有無も含めて、検討することとし、具体的な施設更新の時期は、財政負担の軽減・平準化の観点で検討する。

#### 4) 対策費用

長寿命化対策(大規模改修:築後約30年経過時、改築:築後約60年経過時)を実施した場合に要する概算費用は以下の通りであり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比較すると、今後40年間の維持管理費は、3億円の縮減が見込まれる。

(単位:千円)

概算費用					施設に係る維持管理費/年 (市負担分)
大規模改修	解体費	設計	改築(建替)	合計	
159,618	28,173	25,498	399,046	612,335	9,506

<40年間の維持管理費用>

	法定耐用年数(22年) ごとに改築を行う場合	築後30年に長寿命化・ 築後60年に建替を行う場合	差額
費用※	13億円	10億円	3億円

※経年の委託料や、工事における設計費用を含む

## ⑤監査の結果

### 市と立地企業の費用負担区分について【意見】

企業交流会館の運営管理に要する費用は市と立地企業により負担することとなっている。現在、市は、公社に対する委託料として管理運営に係る人件費を負担しているほか、施設の大規模修繕について負担しており、立地企業はその他の費用を負担している。

しかし、「企業交流会館の設置及び運営に関する要綱」や公社と立地企業で締結されている「いわき市企業交流会館の運営管理に関する協定書」において、市及び立地企業が負担すべき費用の範囲が明示されていない。

市及び立地企業の費用負担の区分について、文書で明確に規定することが望ましい。

### 公社の積算内容の検証について【意見】

市は、公社に対する委託料として人件費を負担しており、毎年度、公社から積算内訳が示された参考見積書に基づき契約締結されている。公社の作成した参考見積書の積算内訳において契約職員に係る社会保険料が計上されているものの、実態として契約職員は社会保険に加入していない。

運営管理業務の委託契約であるものの、実態は市の外郭団体である公社の人件費を負担しているものであることから、公社の見積内容が公社の実態に即したのか検証することが望ましい。

### 個別施設管理計画における将来コストの見積りについて【意見】

個別施設管理計画において、「設備に関しては、平成28年度に一部の電気設備のLED化と空調機の一部更新を行っているものの、その他の設備については、設置当初のままとなっていることから、今後、更新が必要な状況となっている。」との記載がある。

特に本施設の運営管理コストは市と立地企業とで負担しており、今後の施設のあり方について今後立地企業と協議することとしている。それに先立ち、各種設備の経過年数等を踏ま



えて設備の老朽化の実態を再度調査した上で、更新予定時期を計画し、設備更新コストを含めた将来コストを適切に見積り、立地企業に提示した上で協議を行い、適切な意思決定を行うことが望ましい。

## No.16 工業団地緑地関連施設等維持管理費

### ①事業の概要

工業団地内の生産施設等と団地周辺的生活圏とを隔て、環境の保全を図る重要な役割を担う市内工業団地の緑地及び関連施設等の維持管理を行うもの。

工業団地名	緑地等の維持管理方法
小名浜臨海工業団地	小名浜臨海工業団地の維持管理に係る協定書に基づき、いわき市公園緑地観光公社に対し、緑地内の草刈りや樹木伐採等の管理を委託。
好間中核工業団地	必要に応じ、緑地の除草や伐採業務等、維持管理を行う。
常磐鹿島工業団地	
四倉中核工業団地	
中部工業団地	

上記のうち、小名浜臨海工業団地緑地は、工場立地法に基づき、福島県企業局が昭和 44 年度～昭和 57 年度にかけて行った小名浜臨海工業団地の造成に合わせ、周辺地域の生活環境の保持に寄与することを目的に設置され、整備後、施設(管理棟・便所)も含めて順次市へ無償譲渡されたものであり、憩いの場としての遊歩道や公園機能等も備えた緑地となっている。

なお、当該工業団地は、工場立地法の特例措置を受けた特例工業団地(工場立地法に基づく企業の設置すべき緑地率等が緩和)となっており、緑地等について、団地立地企業の共有緑地として、維持管理されている。

管理運営については、市と同工業団地内企業との間で締結した「小名浜臨海工業団地造成事業に伴う緑地等の維持管理に関する協定書」に基づき、昭和 51 年度から一般財団法人いわき市公園緑地観光公社(当時:いわき市工業団地管理公社)(以下、「公社」という。)が維持管理を担っている。

また、公社は同工業団地立地企業と「小名浜臨海工業団地に係る緑地等の維持管理に関する協定書」を締結し、相互協調の下、緑地の維持管理を行っている。

なお、軽微な修繕や支障木の伐採等の管理経費は、立地企業からの負担金及び市からの委託料により公社が実施し、大規模改修は市が実施することとしている。

【小名浜臨海工業団地関連施設見取図】



②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位:千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	11,264	11,190	11,218
決算額	11,264	11,093	11,116
未執行予算額	-	97	102

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位:千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	11,218	11,116	※1
計	11,218	11,116	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	9,260	
その他特定財源	1,958	電柱設置等使用料等
計	11,218	

※1 委託料

主要な契約として以下の契約を対象として検討を行った。

委託業務名	小名浜臨海工業団地緑地及び関連施設維持管理業務委託		
委託業務の内容	(1) 緑地の維持管理 (2) 管理等の維持管理 (3) 公衆便所の維持管理 (4) 水呑場の維持管理 (5) 照明施設の維持管理 (6) 遊具施設の維持管理 (7) 運動場・ゲートボール場の維持管理 (8) 展望台の維持管理 (9) 防球フェンスの維持管理 (10) その他緑地等の維持管理		
委託先	一般財団法人いわき市公園緑地観光公社		
契約金額	7,018 千円(税込)		
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	小名浜臨海工業団地内の緑地及び関連施設の維持管理については、市と同団地立地企業との間で締結した「小名浜臨海工業団地造成事業に伴う緑地等の維持管理に関する協定書」に基づき、昭和 51 年から一般財団法人いわき市公園緑地観光公社(当時:いわき市工業団地管理公社)が担うこととされている。また、当該公社と立地企業においても、「小名浜臨海工業団地に係る緑地等の維持管理に関する協定書」を締結しており、当該協定に基づき、負担金を徴収しながら、相互協調の下、緑地の維持管理を行っているところである。これらを踏まえ、当該業務を担える業者は当該公社のみであることから、随意契約とするものである。		
見積書徴求者数	1 者(契約先から入手)		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数		46 年
	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	6,902	7,028	7,028

※公社における小名浜臨海工業団地緑地管理事業の収支実績

令和元年度～令和4年度の小名浜臨海工業団地緑地管理事業の収支実績は以下の通りである。

(単位:千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	備考
1. 経常収益					
(1) 事業収益	6,002	6,128	6,128	6,118	
緑地維持管理受託収入	6,002	6,128	6,128	6,118	いわき市受託料
(2) 負担金等収益	12,058	13,263	13,263	13,263	
立地企業負担金収入	12,058	13,263	13,263	13,263	立地企業負担金
経常収益計	18,060	19,391	19,391	19,381	
2. 経常費用					
(1) 人件費	734	640	716	746	
給料手当	639	599	626	637	職員給与
法定福利費	95	41	90	109	社会保険料等
(2) 緑地管理事業費	17,520	18,729	18,708	19,527	
消耗品費	1,331	1,512	1,069	1,030	緑地管理用費用・清掃用具等
消耗備品費	179	262	325	659	作業用機械等
燃料費	228	299	262	310	作業用機械燃料等
光熱水費	1,349	1,411	1,126	1,218	電気・水道料
通信運搬費	127	113	120	112	電話代等
食糧費	15	14	8	14	来客用お茶等
修繕費	292	820	1,393	186	施設等修繕
手数料	654	669	720	720	浄化槽保守点検等
委託料	13,133	13,351	13,442	15,065	緑地管理業務及び伐採業務委託等
租税公課	31	126	161	156	消費税等
減価償却費	181	152	81	58	草刈機等減価償却費
経常費用計	18,254	19,369	19,424	20,273	
当期経常増減額	△194	22	△33	△892	
当期正味財産増減額	△194	22	△33	△892	

(出所) 公社作成の収支計算書(損益計算方式)より監査人作成

(注) 緑地維持管理受託収入が契約額と900千円の差異が生じているが、公社において業務委託における一般管理費900千円を別途計上している法人会計(公社を経営するための管理費)に対して拠出していることによるものである。

#### ④個別管理計画の概要

市では、「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づく本施設の個別管理計画として、令和2年6月に「いわき市企業交流会館・小名浜臨海工業団地緑地管理計画」を策定しており、小名浜臨海工業団地緑地に係る概要は以下の通りである。

##### 1) 施設の現状と課題

###### ア) ハード指標での評価

###### < 老朽化度合い >

緑地内の施設については、平成4年度～6年度に建設されており、展望台及び便所(3施設)について、鉄筋コンクリート造で法定耐用年数を25年程度残しており、また、木造の管理棟(2施設)について、法定耐用年数を1～2年超過しているものの、現状、いずれの施設も修繕等が必要な箇所はない。

<安全性>

耐震性	自然災害の想定(津波、洪水、土砂災害警戒)	アスベストの有無	法定点検結果	
新耐震基準	一部が津波浸水想定区域に該当(0.01m~0.3m 未満)	未使用	実施済	設備については委託により実施済

イ)ソフト指標での評価

管理人が常駐する施設ではないため、利用人数等について把握できていない。

ウ)課題

緑地内の施設について、現状、修繕等が必要な箇所は見受けられないものの、安全性の確保を図るため、定期的に劣化度診断を実施し、機能・性能の劣化状況を的確に把握する必要がある。

また、「展望台」については、「いわきサンマリーナ」への上水供給施設(建物は市所管、設備は県小名浜港湾建設事務所所管)にもなっていることから、「いわきサンマリーナ」の再建等の動向を見極めながら、今後の施設のあり方について検討する必要がある。

2)計画期間

令和2年度から令和12年度までの11年間とし、計画の進捗状況等について定期的にフォローアップを実施し、3年ごとのローリングを基本に、対象施設の劣化状況や社会情勢等の変化、計画の進捗状況等に応じて、随時見直す。

3)取組方針

ア)市公共施設等総合管理計画における検討の方向性に基づく施設の状況

	検討の方向性	施設の状況
1	施設総量の適正化	将来的に、老朽化等により使用が困難な状況が生じた際には、解体を検討。
2	民間活力の活用	大規模改修を除き、公社が一括して管理しており、一定の民間活力の活用が図られている。
3	適切な維持管理と長寿命化	点検による安全管理の徹底と予防保全型の計画的な維持補修を図る。
4	施設の利用環境・運営の改善	立地企業のみならず一般利用も可能な施設であることから、施設情報の発信により知名度向上を図るとともに、利用者の視点に立って利用しやすい環境づくりに努め、利用度向上につなげる。
5	民間やほかの行政機関等との連携	立地企業から負担金を徴収して運営しており、連携が図られている。

#### イ) 取組みの方向性

当該緑地は、工業団地内の生産施設等と団地外の生活圏とを隔て、環境の保全を図る重要な役割を担っており、散策路等も整備され、市民等にも開放された公園機能を備えた憩いの場所となっていることから、今後も施設を適切に維持管理していく必要がある。

なお、当該緑地内施設については、立地企業から負担金を徴収して運営されている特殊性等はあるものの、管理棟やトイレは小規模構造物であり、また、展望台についても、「いわきサンマリーナ」のあり方に応じて、その存廃等について検討することとなることなども踏まえ、必要最小限の維持管理に留めることとする。また、将来の老朽化により、安全性の確保が困難となった場合には、団地内立地企業や地元地区等の意見を踏まえながら、解体等について検討することとする。

#### 4) 対策費用

現状維持方針であり、現状の維持管理費が継続することを見込んでおり、対策費用の縮減は見込んでいない。

(単位:千円)

概算費用					施設に係る維持管理費/年 (市負担分)
大規模改修	解体費	設計	改築(建替)	合計	
現状維持					2,146

#### ⑤ 監査の結果

##### 再委託の承認について【意見】

小名浜臨海工業団地緑地等の維持管理について公社との間で締結されている「委託契約書」では、再委託について以下のように規定されている。

##### (再委託の制限)

第 10 条 乙は、第 1 条に基づく緑地等の管理を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が、承認したときはこの限りでない。

公社は、管理人業務を再委託しており、市では、再委託に当たり公社と電話協議を行い、承認しているとのことであるが、文書等は残されていない。

契約で定める手続であり、文書にて承認の証跡を残すことが望ましい。

## 第5 産業ひとつくり課

### 1 監査対象事業一覧

今回の監査では令和4年度事業を対象に、決算額の金額的重要性及び市の各計画等における位置付け等から質的に重要と判断した事業を監査対象として抽出した。

No	事業名称	令和4年度 決算額 (千円)	令和4年度 旧担当課名	指摘・ 意見 あり
1	ふるさといわき就業支援事業費	9,207	商業労政課	○
2	高校生就職支援事業費	5,166	商業労政課	—
3	生産性向上・ダイバーシティ推進事業費	6,433	商業労政課	○
4	いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金	18,466	商業労政課	○
5	施設管理経費 いわき市労働福祉会館指定管理分	23,201	商業労政課	○
6	労働福祉会館長寿命化改修事業費	2,838	商業労政課	○
7	施設管理経費	14,154	商業労政課	○

### 2 個別事業に係る監査結果

以下では、監査対象とした事業のうち、監査の結果、指摘または意見があった事業について記載する。

#### No.1 ふるさといわき就業支援事業費

##### ①事業の概要

ふるさといわき就業支援事業費は、地域の産業を担う人材の確保を図るため、ふるさといわきでの就業促進に向けた情報発信等を行うことを目的として、いわき若者会議・合同企業説明会を実施している。

まちづくり経営指針の目標として、合同企業説明会の参加者数を200人と設定しているが、令和4年度の合同企業説明会の実績は、開催結果報告書によると参加者163名である。新型コロナウイルス感染症流行後、減少した参加者は、増加傾向にある。

##### ②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	17,166	13,641	10,959
決算額	15,862	11,893	9,207
未執行予算額	1,303	1,747	※ 1,752

※未執行予算額の要因は、他の事業に予算を回すため、合同企業説明会業務委託の委託料を圧縮(1,093千円)したことによる。

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
旅費	98	58	
消耗品費	82	74	
印刷製本費	89	8	
役員費	138	135	
委託料	10,516	8,899	※1
使用料及び賃借料	36	32	
計	10,959	9,207	

財源区分	予算額	摘要
その他特定財源	10,959	ふるさと納税基金繰入金
計	10,959	

※1 委託料

主要な契約として以下の1件の契約を対象として検討を行った。

委託業務名	2023 いわき市合同企業説明会業務委託		
委託業務の内容	2023 いわき市合同企業説明会の開催等		
委託先	一般社団法人 キャリア支援機構		
契約金額	7,000 千円		
契約期間	令和4年8月29日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	専門的な知識と同種事業の実績経験はもとより、市内企業とのネットワークや参加者募集にあたっての広報手段などが求められることから、公募型プロポーザルを採用		
見積書徴求者数	2者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	4年	
	過去3年度の契約金額（単位：千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	5,868	6,380	7,000

④監査の結果

委託業務の報告書の様式について【意見】

いわき市合同企業説明会業務委託では、受託者の任意様式により、報告書が作成されている。提出された開催結果報告書では、合同企業説明会の開催当日の課題が記載されているが、業務委託の仕様書に記載している参加企業及び参加者に対する集客の結果、分析等



が記載されていない。合同企業説明会業務は、継続している業務であることから、報告事項を統一し、次年度以降に活かせるよう報告書様式を定めることが望ましい。

### No.3 生産性向上・ダイバーシティ推進事業費

#### ①事業の概要

生産性向上・ダイバーシティ推進事業費は、急激な人手不足に対応するため、若年層はもとより、女性、障がい者、外国人、高齢者などの多様な人財が活躍できる環境を整備する。また、ヒトの能力開発やデジタル化による省略化等により、市内企業の生産性向上を支援することを目的としている。

当該事業はダイバーシティの推進、社員のプロフェッショナル、生産性向上支援に大別され、ダイバーシティの推進では、女性人財の育成と活躍の推進、障がい者雇用の促進、外国人材の活躍促進の事業を実施している。社員のプロフェッショナル及び生産性向上支援では、ビジネススキル・コンピテンシーの開発、ジョブ型雇用の導入、AI 人事の導入の事業を実施している。

#### ②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度
予算現額	5,815	1,937	6,858
決算額	3,515	1,563	6,433
未執行予算額	2,300	374	425

※令和4年度から「働きやすいまち推進事業」が「生産性向上・ダイバーシティ推進事業」に移管されていることから、令和2年度及び令和3年度の予算・決算額については、「働きやすいまち推進事業費」を記載している。

#### ③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	当初予算額	決算額	摘要
報償費	442	353	
旅費	16	16	
役務費	340	173	
委託料	5,956	5,751	※1
使用料及び賃借料	68	65	
その他	288	75	
計	7,110	6,433	

財源区分	予算額	摘要
その他特定財源	5,400	ふるさと納税基金繰入金
一般財源	1,710	
計	7,110	

※1 委託料

主要な契約として以下の1件の契約を対象として検討を行った。

委託業務名	市内企業の高度外国人材活用及びヒトの能力開発等推進に係る業務
委託業務の内容	<p>(1) 市内企業の高度外国人材活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加企業の募集、選定に関する事</li> <li>・参加企業の高度外国人材活用及び海外展開等に伴う課題抽出・解決に関する事</li> <li>・参加企業の課題解決に適した高度外国人材の紹介に関する事</li> <li>・高度外国人材を活用したグローバルマーケティング支援に関する事</li> <li>・事業実施に伴う各種打合せ等の調整及び支援に関する事</li> <li>・事業実施に伴う高度外国人材の費用負担等の支援に関する事</li> <li>・事業実施に伴う成果発表会の開催に関する事</li> <li>・参加企業に対するアンケート実施に関する事</li> <li>・次年度事業への参加企業の発掘及びリストアップ</li> <li>・報告書の作成及び提出に関する事</li> <li>・その他、事業の実施に必要と認められる事</li> </ul> <p>(2) 市内企業のヒトの能力開発等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加企業の募集、選定に関する事</li> <li>・参加企業に対し、能力開発に必要な書籍・講座等の提供に関する事</li> <li>・参加企業に対し、ジョブ型雇用導入に必要な講座等の提供に関する事</li> <li>・参加企業に対し、AI 人事導入のコンサルティング実施に関する事</li> <li>・事業実施に伴う成果発表会の開催に関する事</li> <li>・参加企業に対するアンケート実施に関する事</li> <li>・次年度事業への参加企業の発掘及びリストアップ</li> <li>・報告書の作成及び提出に関する事</li> <li>・その他、事業の実施に必要と認められる事</li> </ul>
委託先	公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会
契約金額	3,996 千円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採	①市内企業の経営者や強み、支援ニーズなどを熟知していること

用理由	②高度外国人材の活用に関する市内企業のニーズを押さえていること ③人の能力開発やジョブ型雇用、AI 人事に関する市内企業のニーズを押さえていること ④300 社以上の企業会員を有しており、本事業の参加企業を効果的・効率的に募集できること ⑤ホームページや SNS の他、1,000 を超えるメールマガジンの配信を行っており、本事業の参加企業を効果的・効率的に募集できること		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数		1 年
	過去 3 年度の契約金額（単位:千円）		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	—	—	—

#### ④監査の結果

##### 再委託に係る手続について【意見】

市内企業の高度外国人材活用及びヒトの能力開発等推進に係る業務では、いわき地域内外の産学官の人材、技術、資金、情報の交流拠点であるネットワークを活用し、企業募集を行うため、いわき産学官ネットワーク協会へ業務委託が行われている。そのうち、高度外国人材活用支援は、同協会が選定した株式会社発ジャパンへ再委託が行われ、同社が参加企業への支援を行うなど本事業における実質的な業務を担っている。

再委託業者の選定に当たり市は関与していないが、再委託は責任の所在が不明確になることや、市による再委託業務のコントロールが難しくなることから、再委託の必要性、再委託先業者の業務遂行能力等、市が再委託業者の選定に関与することが望ましい。

また、業務委託契約書第 4 条で原則として再委託が禁止されているが、口頭により株式会社発ジャパンへの再委託を承諾しているとのことである。契約書に再委託について規定していることから、再委託の業務範囲、再委託の必要性等の申請を受けたうえで、書面による承諾が望ましい。

#### No.4 いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金

##### ①事業の概要

いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金は、市の外郭団体である一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターの運営費の一部を補助するものであり、その概要は以下の通りである。

補助金の名称	いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金
創設年度	平成 22 年度

根拠法令・交付要綱等の名称	いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金交付要綱
補助金の目的	勤労者の福利厚生増進及び雇用の安定と就業環境の向上を図るため、勤労者に対する福祉サービスを行う一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターの運営費の一部を補助するもの。
補助対象事業の概要	サービスセンターを管理運営するのに必要な事業
補助金の算出方法	補助対象経費以内で市長が定める額
補助対象経費の概要	<p>1 管理費(サービスセンターの各種業務を管理するため、毎年度経常に要する支出であって、原則として事業費以外のもの。但し、役員報酬等の役員に係る経費は除く。)</p> <p>(1) 人件費・・・職員俸給、諸手当、社会保険料等</p> <p>(2) 一般管理費・・・職員旅費、備品費、消耗品費等</p> <p>2 事業費</p> <p>(1) 人件費・・・職員俸給、諸手当、社会保険料等</p> <p>(2) 一般管理費・・・職員旅費、消耗品費、印刷製本費等</p> <p>(3) 事業費(原則としてサービスセンターの事業の目的のために直接要した支出で管理費以外のもの)のうち情報提供事業及び会費加入促進事業に要するもの・・・通信運搬費、印刷製本費、広告費</p>

② 本事業の直近3年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	18,466	18,466	18,466
決算額	18,466	18,466	18,466
未執行予算額	-	-	-

③ 令和4年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
負担金、補助金及び交付金	18,466	18,466	
計	18,466	18,466	

財源区分	予算額	摘要
一般財源	18,466	
計	18,466	

④一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターの概要

1) 法人概要

目的	中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
事業	(1) 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業 (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業 (3) 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業 (4) 中小企業勤労者の余暇活動に係る事業 (5) 中小企業勤労者の自己啓発に係る事業 (6) 中小企業勤労者の財産形成に係る事業 (7) いわき市労働福祉会館の管理運営に係る事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	いわき市平字堂ノ前 22 番地 いわき市労働福祉会館 1 階
役員	理事 6 名 (理事長は副市長が兼務、理事の 1 名は産業振興部長が兼務)、評議員 6 名 (うち 1 名は産業ひとづくり課長)、監事 2 名
職員数	7 名 (兼務役員 1 名を除く)
会員数	会員数:6,284 名、事業所数:736 事業所 (令和 5 年 3 月 31 日現在)
入会資格	いわき市内の中小企業等の勤労者とその事業主、又は、いわき市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する勤労者で、加入時の年齢が満 15 歳以上満 70 歳未満の者。パートタイマー、臨時職員等も加入可。
会費	入会金:600 円/人、月会費:750 円/人

2) 過去 3 ヶ年の法人決算の概要

貸借対照表 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産の部	186,941	196,579	193,661
流動資産	26,034	29,089	28,791
現金預金	25,897	29,010	27,653
その他	138	80	1,138
固定資産	160,907	167,489	164,870
基本財産	95,000	95,000	95,000
特定資産	63,013	63,013	62,887
その他固定資産	2,893	9,476	6,983
負債の部	10,392	16,559	14,824
流動負債	8,493	7,975	8,680
固定負債	1,898	8,585	6,144
正味財産の部	176,550	180,019	178,837
指定正味財産	95,000	95,000	95,000
基本財産	95,000	95,000	95,000
一般正味財産	81,550	85,019	83,837
負債及び正味財産合計	186,941	196,579	193,661

正味財産増減計算書

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	140,762	145,503	157,220
基本財産運用益	670	670	670
特定資産運用益	4	2	2
受取会費	57,089	56,746	56,768
事業収益	40,727	42,756	55,447
生活安定事業収益	7,395	9,120	8,385
健康維持増進事業収益	1,431	2,503	7,351
老後生活安定事業収益	51	15	3
余暇活動事業収益	25,460	24,200	30,113
自己啓発事業収益	228	347	1,041
共益分担金収益	6,154	6,570	8,553
財産形成事業収益	9	-	-
指定管理料収益	22,237	22,237	23,201
受取補助金等	18,466	18,466	18,466
雑収益	1,570	4,627	2,667
(2) 経常費用	137,874	142,033	158,402
事業費	124,880	128,485	144,745
人件費	6,929	7,478	7,398
事業管理費	4,452	4,378	4,528
生活安定事業費	39,187	38,939	38,814
健康維持増進事業費	6,097	8,137	14,364
余暇活動事業費	39,564	40,078	44,880
自己啓発事業費	853	983	1,971
財産形成事業費	28	30	-
情報提供事業費	108	161	174
会員加入促進事業費	409	287	280
労務相談事業費	35	68	63
指定管理事業費	27,218	27,946	32,273
管理費	12,994	13,548	13,657
人件費	8,743	9,088	9,064
一般運営費	4,252	4,460	4,593
当期経常増減額	2,888	3,470	△1,182
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	2,888	3,470	△1,182

3) 令和4年度の補助対象経費の概要

令和4年度の補助対象経費(決算額)は25,520千円であり、補助金額18,466千円との差額7,504千円については、受取会費等の自己収入により賄われている。

(単位:千円)

	予算	予算のうち 補助対象(A)	決算	決算のうち 補助対象(B)	差異(B-A)
1. 管理費					
(1) 人件費	9,208	9,190	9,060	9,027	△190
職員基本給	5,822	5,822	5,821	5,821	△1
職員特別給与(賞与)	1,233	1,233	1,233	1,233	△0
職員諸手当	753	753	581	581	△172
社会保険料	1,245	1,245	1,262	1,262	+17
健康診断に要する経費	17	17	11	11	△6
職員退職引当金	120	120	120	120	-
慶弔給付金等	18		32		-
(2) 一般管理費	4,901	4,247	4,593	4,148	△99
職員旅費	134	134	121	121	△13
備品費	1	1	-	-	△1
消耗品費	538	538	513	513	△25
印刷製本費	77	77	76	76	△1
光熱水料	350	350	349	349	△1
通信運搬費	185	185	153	153	△32
借料及び損料(+減価償却費)	2,635	2,635	2,636	2,636	+1
会議費	18	18	8	8	△10
雑役務費	236	236	220	220	△16
修繕	1	1	-	-	△1
公租公課	72	72	72	72	-
臨時職員賃金	-	-	-	-	-
役員活動旅費	183		50		-
その他(委託料、負担金、渉外費)	471		395		-
2. 事業費					
(1) 人件費	7,514	7,496	7,395	7,362	△333
職員基本給	4,710	4,710	4,710	4,710	-
職員特別給与(賞与)	875	875	875	875	△0
職員諸手当	462	462	443	443	△19
社会保険料	992	992	1,008	1,008	+16
健康診断に要する経費	17	17	14	14	△3
職員退職金積立金、中小企業退職金共済掛金	240	240	255	255	+15
報奨費	200	200	58	58	
その他	18		33		-
(2) 一般管理費	5,116	5,116	4,528	4,528	△588
職員旅費	48	48	59	59	+11
消耗品費	426	426	157	157	△269
印刷製本費	2,056	2,056	2,208	2,208	+152
通信運搬費	1,765	1,765	1,438	1,438	△327
雑役務費	821	821	668	668	△153
(3) 事業費(補助対象事業のみ表記)	462	462	454	454	△8
情報提供事業	175	175	174	174	△1
通信運搬費	175	175	174	174	△1
会員加入促進事業	287	287	280	280	△7
印刷製本費	71	71	71	71	-
広告費	216	216	209	209	△7
補助対象額計	-	26,511	-	25,520	△991

## ⑤ 監査の結果

## 法人の運営状況の評価について【意見】

市では運営費補助金の交付先であるいわき市勤労者福祉サービスセンターの運営状況の評価について、健全性の視点(支出超過となっていないか、債務超過となっていないか)で評価しているものの、効率性の観点では行われていない。

運営費補助金は過去3期において同額となっているが、法人の運営の効率性の観点も評価した上で、補助金額を決定することが望まれる。

なお、県内市町村でも同様の事業体が存在しており、福島市及び郡山市の事業体の補助割合と比較すると、当法人の補助割合は低い。

	福島市	郡山市	いわき市
事業名	えふ・サポート	郡山市勤労者互助会	ハッピーワークいわき
運営団体名	一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社	一般財団いわき市勤労者福祉サービスセンター
(金額単位: 千円)	令和4年度決算	令和4年度予算※1	令和4年度決算※2
経常収益	93,529	68,965	125,465
うち補助金額(A)	19,500	12,602	18,466
経常費用(B)	100,028	70,395	126,129
当期経常増減額	△6,499	△1,430	△663
<b>補助割合(A/B)</b>	<b>19.5%</b>	<b>17.9%</b>	<b>14.6%</b>

※1. 当該法人は複数の事業を行っており、上記は中小企業勤労者福祉推進事業の金額を記載している。

※2. 経常収益から共益分担金収益及び指定管理料収益を除外、経常費用から指定管理事業費を除外した金額を記載している。

#### 法人の繰越金等の評価について【意見】

当法人の令和4年度の貸借対照表には特定資産として運営資金積立金 62,680 千円、施設補修引当積立金 207 千円、計 62,887 千円が計上されている。

担当者への質問の結果、各積立金の目的及び過去の取崩実績は以下の通りとのことである。

積立金名称 (令和4年度残高)	目的	直近の取崩実績
運営資金積立金 (62,680 千円)	センター周年記念等の事業を実施するほか、会員の在会祝い金に充てることとしている。	平成27年度 6,430 千円(在会祝い金 3,430 千円、15周年記念事業 3,000 千円)
施設補修引当積立金 (207 千円)	緊急の修繕が必要となった場合に、法人が執行できるように積立を行っている。	令和4年度 126 千円(空調設備、事務所内蛍光灯)

法人に対して積立金の積立・取崩計画の策定を求め、余剰資金と認められる場合には、運営費補助金の減額、返還を求めることが望ましい。

#### No.5 施設管理経費(いわき市労働福祉会館 指定管理分)

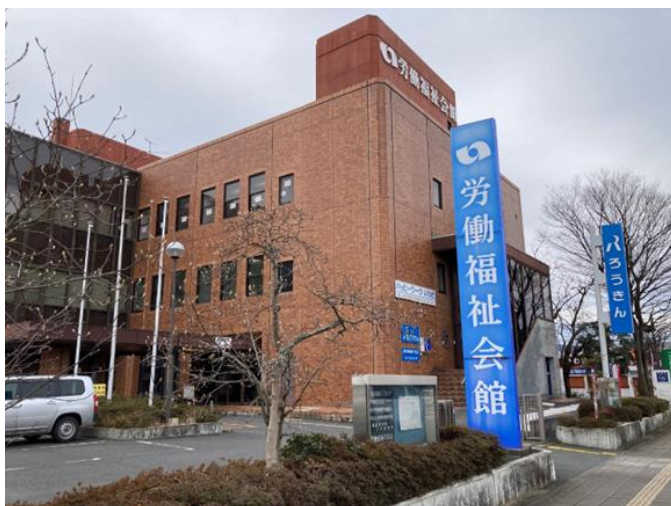
##### ①事業の概要

いわき市労働福祉会館は、「いわき市労働福祉会館条例」に基づき、勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的に、昭和55年4月から供用を開始している施設である。



< 施設概要 >

施設名称	いわき市労働福祉会館			
所在地	いわき市平字堂ノ前 22 番地			
敷地面積	延べ床面積	供用年月日	構造	階数
2,221.83 m <sup>2</sup>	2,968.59 m <sup>2</sup>	S55.4.21	鉄筋コンクリート造	3 階建
主な館内施設	(1 階) 労働団体事務所 4 団体*、レストラン ※1 階入居団体 ①一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター(使用許可) ②いわき地方労働組合会議平和フォーラム(使用許可) ③連合福島いわき地区連合会(使用許可) ④全労済福島推進本部(使用許可) (2 階) 東北労働金庫事務所(区分所有) (3 階) ホール、大会議室 1、大会議室 2、中会議室 1、中会議室 2、会議室 1、会議室 2、和室 1、和室 2			



いわき市労働福祉会館の管理運営は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者は、一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターである(指定期間:平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日(5 年間))。施設の管理運営に必要な経費は、指定管理料として市が管理者に支払い、本施設の利用料については、市の歳入として受け入れている。

施設の修繕については、1 件当たりの修繕料が 10 万円未満の場合は管理者が行い、それを超える場合は市が実施する(管理者が実施した修繕料の合計額が年間 10 万円を超過した場合、その後の修繕については市が実施する)。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位:千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	22,237	22,237	※ 23,201
決算額	22,237	22,237	23,201
未執行予算額	-	-	-

※当初予算は22,237千円であり、予算流用により964千円増額。

(参考)歳入:労働福祉会館使用料の推移(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	7,638	7,899	7,632
決算額	7,226	6,115	5,909
差異	△412	△1,784	△1,722

※利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年比
利用件数	1,154	1,098	1,300	+202
利用人数	20,652	16,735	20,632	+3,897
利用時間	5,316	4,929	5,449	+520
使用料(円)	5,233,690	4,753,210	5,059,120	+305,910
うち減免(円)	346,159	198,228	355,259	+157,031

(出所)労働福祉会館月別利用状況報告

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位:千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
委託料	23,201	23,201	※1
計	23,201	23,201	

財源区分	当初予算額	摘要
一般財源	13,287	
その他特定財源	8,950	労働福祉会館使用料等
計	22,237	

※1 委託料

委託業務名 (契約等名称)	いわき市労働福祉会館の管理に関する基本協定書 いわき市労働福祉会館の管理に関する令和4年度協定書
業務の内容	(1)労働福祉会館の使用に関する業務

	(2)労働福祉会館の施設、設備、備品等の維持管理 (3)その他条例、協定、仕様書により指定管理者が行うこととされている業務及び労働福祉会館の管理に必要な業務								
委託先	一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター								
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日								
上記指定期間に係る指定管理者の選定方法	非公募								
非公募とした理由 (注1)	本施設は、「勤労市民の福祉の増進と文化の向上」に寄与することを目的に設置した施設であり、これまで施設の管理運営を行ってきた実績を有し、併設する労働金庫や労働関係団体と一体となって勤労者福祉サービスを提供できる現管理団体を指定管理者とすることにより、効果的な施設管理が実施できるため。								
指定管理料	(令和4年度当初) 22,237千円(税込)								
契約変更内容 ・理由	指定管理料を以下の通り増額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>変更前(税込)</th> <th>変更後(税込)</th> <th>変更額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">22,237千円</td> <td style="text-align: center;">23,201千円</td> <td style="text-align: center;">964千円増</td> </tr> </tbody> </table> 理由:エネルギー供給単価(冷暖房ガス・電気料金)の高騰に伴い増額するもの。			変更前(税込)	変更後(税込)	変更額(税込)	22,237千円	23,201千円	964千円増
変更前(税込)	変更後(税込)	変更額(税込)							
22,237千円	23,201千円	964千円増							
上記委託先との 契約状況	令和4年度までの継続年数	16年							
	過去3年度の契約金額(単位:千円)(注2)								
	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
	22,033	22,237	22,237						

(注1)庁内他部からの指摘を受けて、次期指定期間については公募によることとしている。

(注2)令和元年度から令和2年度の指定管理料の増加は消費税率の変更に伴うもの。

#### ④監査の結果

##### 指定管理者が作成した収支予算書の検証について【指摘】

いわき市労働福祉会館の管理に関する基本協定書の第27条(事業計画書)において、指定管理者であるいわき市勤労者福祉サービスセンターは毎事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書を市に提出し、確認を受けなければならないとされている。

しかし、当法人から提出された令和4年度の収支予算書は以下の通りであり、収支予算書の内容に問題があり、市による確認作業が適正に行われていないと考えられる。

	項目	金額(千円)
収入	受託事業収入	22,237
支出	給料	7,907
	職員手当	2,027
	共済費	1,696
	福利厚生費	209
	旅費	1
	報償費	0
	消耗品費	246
	食糧費	30
	印刷製本費	83
	光熱水費	3,858
	修繕料	100
	通信運搬費	70
	手数料	65
	委託料	2,636
	使用料・賃借料	36
	負担補助交付金	62
	減価償却費	236
	公租公課(消費税)	954
	支出合計	20,216
	消費税	2,021
税込	22,237	
収支差額		0

- 1) 収支予算書が正味財産増減計算書(企業会計での損益計算書)ベースか、資金収支計算書ベースかが判然としない。減価償却費が計上されていることから、前者で作成されているものと思われるが、その場合、固定資産購入時には指定管理者がその原資をどのように確保するのかが不明である。指定管理料として受け取った資金をどのように使用するかという視点では資金収支計算書ベースが望ましいと考えられ、再度検討の上、整理されることが望ましい。

なお、指定管理者による資産購入に関しては、基本協定書において、備品等をⅠ種(市の所有備品)、Ⅱ種(指定管理料により購入した指定管理者所有備品)、Ⅲ種(指定管理者が任意に購入した指定管理者所有備品)に区分し、Ⅱ種については市と協議し購入又は調達するものとされている。

- 2) 収支予算書における支出に係る消費税はどのように取扱われているのかが不透明である。担当者への質問の結果、支出額の項目別の内訳は税抜金額であり、税抜金額として計算された支出合計に消費税を乗じて税込金額としているとのことであった。しかし、上記 1) の課題とも重なるが、資金収支計算書ベースで指定管理料として受け取った資金をどのように使用するかという視点で見た場合、不課税・非課税取引を除く各支出項目を税込金額として表示の方が実際の取引額・支出額と合致することになり望ましいと考える。

また、現在の計算方法であれば、人件費や租税公課(消費税)などの不課税・非課税取引にも消費税額が計算されており、実際の支出額よりも過大に支出合計額が計算されていることになり、結果的に指定管理料が多く算定されているということにもなりかねない。収支予算書における消費税の取扱いを再度整理し、指定管理者に対して指示する必要がある。

3) 事業計画書に添付される収支予算書と事業報告書に添付される収支計算書に記載された予算額が異なっている。収支予算書は指定管理料に対応する支出のみが計上されており、区分所有者である東北労働金庫から受け取る共益費分担金収入に対応する支出が計上されていないのに対して、収支計算書は共益費分担金収入等を含む全ての収入及び支出が計上されている。

事業報告書は事業計画書に基づき適正に事業が実施されたかを評価するための資料であることから、収支予算書と収支計算書は同じ基準で作成される必要があり、両者の作成方法について再度整理し、指定管理者に指示する必要がある。

## No.6 労働福祉会館長寿命化改修事業費

### ①事業の概要

いわき市労働福祉会館は、昭和 55 年 4 月から供用を開始しており、設立本来の設置目的に照らし合わせると、近隣に類似する施設等は存在しないことから、施設を当面維持し、法定耐用年数(50 年)を超えて 65 年間使用可能な施設を目指し、「いわき市労働福祉会館個別管理計画」に基づき、長寿命化を図るための大規模改修を行うもの。

### 【いわき市労働福祉会館個別管理計画の概要】

平成 29 年 2 月に策定された「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和 2 年 3 月に「いわき市労働福祉会館個別管理計画」を策定した。当該計画の概要は以下の通りである。

#### 1) 現状把握・課題検討

##### ア) ハード指標での評価

##### <老朽化度合い>

本施設は、昭和 55 年に建設され、築 39 年が経過していることから、法定耐用年数である 50 年まで、残りあと約 10 年となっている。ここ数年の間には、空気調和設備改修工事や施設耐震化工事、換気扇配管更新工事等の大規模維持補修工事のほか、毎年小規模な施設の修繕等を行っている。また、来年度(令和 2 年度)には館内エレベータ改修工事の実施も予定している。しかしながら、その他の部分についても、経年劣化に伴う修繕・工事や専門業者による点検を必要とする箇所が見受けられる。

改修が必要な箇所	概要	工事費	対応状況 ・予定
地下冷温水発生機 取替工事	冷温水発生機の冷温機能が経年劣化により、著しく機能低下している。	999 千円	令和 4 年度 対応済
屋上冷却塔取替工事	屋上の冷却塔から騒音や振動が発生し、その下(3 階)の会議室利用者の一部から意見等が寄せられていることから取替工事を行うもの。	1,282 千円	令和 5 年度 対応済

改修が必要な箇所	概要	工事費	対応状況 ・予定
自動ドア駆動装置更新工事	1階の出入口である自動ドア2か所、及び3階の障がい者用トイレドアの動力部分が経年劣化により、反応が鈍くなってきている。	4,029 千円	令和7年度 予定
各会議室照明器具取替工事	各照明器具の安定器が経年劣化により、不安定な点灯状態となっている	5,459 千円	令和8年度 予定
3階会議室スライディングウォール取替工事	スライディングウォール及びレールに劣化が見られ、開閉時に摩耗している部分が剥がれ落ちたり、一部開閉が困難な箇所がある。	23,517 千円	令和8年度 予定

### <安全性>

評価指標	労働福祉会館の状況
耐震性	耐震化工事済(H27)
土砂災害警戒区域の指定	指定なし
洪水による浸水の想定	2.0m 以上
アスベストへの対応	使用箇所撤去済(H18)
法定点検の結果	館内エレベーター:建築基準法不適合箇所あり(設備の耐震化、戸開走行保護装置の設置、予備電源取付)

### イ)ソフト指標での評価

#### <利用状況>

本施設の過去5年間の利用者数については毎年約5万人の利用があるほか、使用料収入についても毎年約700万円程度の収入があるなど、利用状況としては概ね横ばいで良好な状況が続いている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数(件)	2,211	2,266	2,280	2,341	2,282
利用者数(人)	50,152	51,639	53,862	48,155	50,753
使用料収入(千円)	6,701	6,806	7,748	7,688	7,193

#### <財政の健全性(平成30年度実績値による)>

利用者数:A	維持管理経費(指定管理料):B	一人当たり経費:B/A
50,753 人	21,544,640 円	425 円

### ウ)課題

#### <ハード面>

- ・ 本施設はまもなく築 40 年が経過するなど、経年劣化により施設の老朽化が目立つようになってきている。
- ・ 定期的に施設の大規模維持補修工事を行っているほか、毎年軽微な修繕等も随時行っている。
- ・ 今後も施設を存続するためには、改修が必要な箇所(設備)が数か所程度存在している。

#### <ソフト面>

- ・ 前述のとおり本施設の設置目的は、勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図ることとされているが、現在の本施設の利用は3階会議室部分の貸館業務がメインとなっており、労働問題相談や法律相談の件数を大きく上回る状況となっている。
- ・ 平成 30 年度実績値では、貸館業務件数が 2,282 件であるのに対し、労働問題相談件数が 10 件、法律相談件数が 4 件、その他中小企業向けのセミナー開催が1回となっている。
- ・ このため現在の施設利用状況が本来の施設設置目的に合致しているのかとの意見もあるが、貸館利用者のうち約 62%は企業・労働組合の関係者となっていることから、施設の設立目的には合致しているものと考ええる。
- ・ しかしながら、今後、貸館利用者に占める企業・労働組合関係団体の割合が減少し、本施設の利用が単なる貸館利用となっていく場合には、近隣に貸館業務を行う公の施設として「文化センター」や「生涯学習プラザ」、「産業創造館」があるほか、民間施設としてもホテル等が多数あることから、将来的に本施設の大規模改修や建替え等を検討する際には、必要に応じ、貸館機能を集約する可能性についても検討する必要がある。

## 2) 計画期間

10 年間(「いわき市公共施設等総合管理計画」の最終年度である 2030 年度(令和 12 年度)を終期とする計画期間とする。)

## 3) 取組方針

### ア) 公共施設等管理計画における検討の方向性についての検証

No.	検討の方向性	本施設の状況
1	施設総量の縮減	将来的に検討の余地あり
2	施設の複合化	将来的に検討の余地あり
3	施設の集約化	将来的に検討の余地あり
4	施設の用途変更	将来的に検討の余地あり
5	予防保全型の効率的・効果的な維持補修	実施
6	点検による安全管理の徹底	実施

### イ) 取組方針

本施設は、勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的に設置された産業系

施設であり、施設本来の設置目的に照らし合わせると、近隣に類似する施設等はないが、前述のとおり、今後の本施設の利用状況によっては、近隣において類似業務(単なる貸館業務)を行う施設も多数存在していることから、施設の集約化や総量の縮減、用途変更等についての検討を行う必要がある。

また、本施設は、構造が鉄筋コンクリート造であることから、法定耐用年数は 50 年とされているが、(一社)日本建築学会において示している「建築物の耐久計画に関する考え方」によると、構造が鉄筋コンクリート造の建築物における目標耐用年数は 65 年と示されていることから、本施設においても、建物・設備共に日々の点検はもちろんのこと、適宜必用な修繕や維持補修等を実施しながら、施設の長寿命化を図り、目標耐用年数である 65 年の使用を目指すこととする。

なお、目標耐用年数を経過した後の本施設の在り方については、施設を区分所有している東北労働金庫の動向、及びその時点の施設の利用状況等を鑑みながら検討を行うこととする。

#### 4) 対策・実施時期及び縮減効果

##### ア) 対策及び実施時期

対策:改築(建替)よりもコストが低減される、長寿命化改修により対応する。

実施時期:令和 7~8 年に長寿命化改修

##### イ) 縮減効果

令和 2 年度から 40 年間の維持管理費用の試算の結果、改築した場合は 41 億円、長寿命化改修した場合は 12 億円となり、29 億円の維持管理費縮減効果が図られる。

#### ② 本事業の直近 3 年度の予算・決算額の推移 (単位:千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	-	-	3,652
決算額	-	-	2,838
未執行予算額	-	-	814

#### ③ 令和 4 年度事業費及び財源の内訳 (単位:千円)

事業費区分	予算額	決算額	摘要
工事請負費	3,652	2,838	※1
計	3,652	2,838	



財源区分	予算額	摘要
一般財源	2,444	
その他特定財源	1,208	労働福祉会館維持補修等負担金
計	3,652	

※1 工事請負費

工事契約名	労働福祉会館自動火災報知設備改修工事
契約先	株式会社磐水社
工事請負金額	2,838 千円(税込)
工期	令和4年7月19日～令和4年12月12日
契約方法	指名競争入札
指名業者数・選定方法	10者。平地区全17者のうち、本工事に必要な消防設備士の甲種四類の資格者を有する8者と、近接する内郷地区の全9者のうち同資格者を有する全4者の中から施工箇所に近い2者を選定。
入札参加者数	3者

(注)本件工事は、個別管理計画策定後に判明したものであり、上記個別管理計画には記載されていない。

④監査の結果

個別管理計画における将来の更新・改修計画について【意見】

労働福祉会館は昭和55年に建築され、40年以上が経過しており、上記の個別管理計画に記載されているように設備の老朽化が見られ、今後設備の更新・改修が見込まれている。しかし、個別管理計画の維持管理費は指定管理料のみが考慮されており、設備の更新・改修費用については織り込まれていない。

また、現状の利用実態等を踏まえて、今後の取組方針として施設の集約化や総量の縮減、用途変更等についての検討を行うこととされている。

改修等が必要な箇所として計画上は5箇所が掲げられているが、令和4年度の改修工事のように個別管理計画に反映されていない老朽箇所も存在するものと考えられる。各種設備の経過年数を踏まえて再度施設の老朽化の実態を把握し、改修等の予定時期や将来の改修等に見込まれる費用を試算した上で、施設のあり方を検討することが望ましい。

No.7 施設管理経費

①事業の概要

労働福祉会館の維持補修費及び共同職員訓練センターの機械警備業務委託料を支出するもの。

②本事業の直近3年度の予算・決算額の推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	7,489	2,152	※ 14,154
決算額	6,207	2,135	14,154
未執行予算額	1,282	17	0

※当初予算は1,868千円であり、予算の流用により増額している。

③令和4年度事業費及び財源の内訳（単位：千円）

事業費区分	予算額	決算額	摘要
需用費	13,837	13,837	※1
委託料	317	317	
計	14,154	14,154	

財源区分	当初予算額	摘要
その他特定財源	181	共同職業訓練センター行政財産使用料等
一般財源	1,687	
計	1,868	

※1 需用費

主要な契約として以下の2件の契約を対象として検討を行った。

工事契約名	労働福祉会館 配水管修繕
契約先	北関東空調工業株式会社
工事請負金額	9,449千円(税込)
工期	令和4年6月1日～令和4年8月31日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	本修繕は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする大規模な地震により、施設における配水管の全2系統に勾配不良や接続のズレが生じ、トイレの詰まりが度々発生する状況となっていることから、配水管の取替を行うものである。館内におけるトイレについては、地震発生以降、度々詰まりが発生し、平均して月1度のペースで高圧洗浄(1回99千円)を行い、トイレの詰まりを解消していた経緯がある。そのため、通常の当初予算での要求や補正予算での予算措置を行い、入札等に付し契約を行った場合、修繕を行えない期間が生まれ、余分な支出が発生する可能性が高い。以上のことから、本修繕については、災害からの復旧に係るものであり、緊急性も高いと考えられることから、予備費を活用して行うこととした。また、同様の理由により、本修繕については、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	を適用し、随意契約にて契約事務を行うこととした。なお、業者の選定については、いわき市入札参加資格者名簿内において「管工事」で登録している業者のうち、見積書の徴収が可能と回答を受けた 3 者から見積書の徴収を行い、もっとも低い金額で見積書を提出したものを相手方として契約を行うこととする。
見積書徴求者数	3 者

工事契約名	いわき市労働福祉会館 1F レストラン系統エアコン修繕
契約先	北関東空調工業株式会社
工事請負金額	3,080 千円(税込)
工期	令和 4 年 6 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	<p>本修繕は、いわき市労働福祉会館 1 階レストラン部分に配備されているエアコン設備について、令和 4 年 3 月以降不具合が散見される状況となっているため、修繕を行うもの。また、今回のエアコンの修繕については、3 月に応急的な配線修繕を行ったものの、4 月中旬以降、エアコンの状態が改善しておらず、さらに悪化する状況となっていることから、機器全体の更新を行う。</p> <p>当該エアコン設備は、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが高いと考えられる 3 密の要件の 1 つである「換気の悪い密閉空間」を解消するために必要不可欠な設備であることや、夏季の気温上昇に伴う熱中症や衛生面のリスクを回避するものであることから、早急な対応が必要である。そのため、通常の当初予算での要求や補正予算での予算措置を行い、入札等に付し契約を行った場合、修繕を行えない期間が生まれ、館内における新型コロナウイルス感染症の発生や夏季の気温上昇に伴う熱中症や衛生面のリスクが高まる。</p> <p>以上のことから、本修繕については、緊急性が高いと考えられることから、他事業より予算の流用を行い、優先的に実施することとした。また、同様の理由により、本修繕については、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当することから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、随意契約にて契約事務を行うこととした。なお、業者の選定については、いわき市入札参加資格者名簿内において「管工事」で登録している業者のうち、見積書の徴収が可能と回答を受けたいわき市労働福祉会館の空調関係の保守点検業者を含む 3 者から見積書の徴収を行い、もっとも低い金額で見積書を提出したものを相手方として契約を行うこととする。</p>
見積書徴求者数	3 者

#### ④監査の結果

##### 契約書の様式について【意見】

市の財務規則第 131 条第 3 項において工事請負の契約は、いわき市工事請負約款によら

なければならないとされている。

しかし、上記 2 件の修繕工事の契約については、工事請負約款を使用しておらず、「労働福祉会館配水管修繕請負契約書」等が作成されている。なお、前述 No.6 の「労働福祉会館長寿命化改修事業費／労働福祉会館自動火災報知設備改修工事」については上記 2 件の契約額よりも少額であるが、工事請負約款が使用されている。

工事請負約款を使用する契約か否かの判断基準について、市担当者への質問の結果、予算上で「工事請負費」に計上された場合は工事請負約款を使用し、「需用費(修繕費)」に計上された場合は工事請負約款を使用せず、別途作成した契約書を使用するとのことであったが、「工事請負費」に計上するか、「需用費(修繕費)」に計上するかの明確な判断基準はないとのことである。適切な契約手続のために、全庁的に明確な判断基準を設けることが望まれる。

なお、地方自治法施行規則第 15 条第 2 項に基づく「歳出予算に係る節の区分」(別記)では以下のように定められている。

節	説明
10 需用費	修繕料 備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの
14 工事請負費	何工事請負費 土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの

また、市では、現在、統一的な基準による財務書類の作成を行っており、固定資産台帳を整備しているが、上記 2 件の工事契約については、資本的支出に該当し、固定資産台帳に登録されるべきものと考えられる。需用費(修繕費)として処理された場合、固定資産台帳への登録が漏れる可能性があり、固定資産台帳による適切な資産管理のためにも、明確な判断基準を設ける必要があると考える。

#### 一括発注の検討について【意見】

上記 2 件の契約については、その緊急性からともに随意契約によっているが、ともに同一の 3 者からの見積合わせとなっており、また、最終的に同一の業者と契約しており、さらに工期も概ね重複している。

2 件の契約を一括発注によりコストダウンとなる可能性が考えられるが、当該 2 件の契約については予算確保に関する方法が異なっており、まとめて検討することが難しかったとの理由から、一括発注の可否について検討されていない。

予算確保の方法が異なる事実はあるものの、契約手続は同時期に行われており、コストダウンの観点から一括発注の可否について検討することが望ましい。

## 第6 公営競技事務所(競輪事業特別会計)

### 1 競輪事業の概要

#### (1) 競輪の概要

競輪は、自転車競技法により、「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図る」(同法第1条第1項)ことを目的に、公営競技(いわゆる公営ギャンブル)として実施することが認められている。

競輪は、都道府県及び総務大臣が指定する市町村で実施することができるとされており、現在は 54 の地方公共団体(6 府県、47 市、1 村)が実施主体(競輪施行者)として、全国 43 競輪場で行われている。

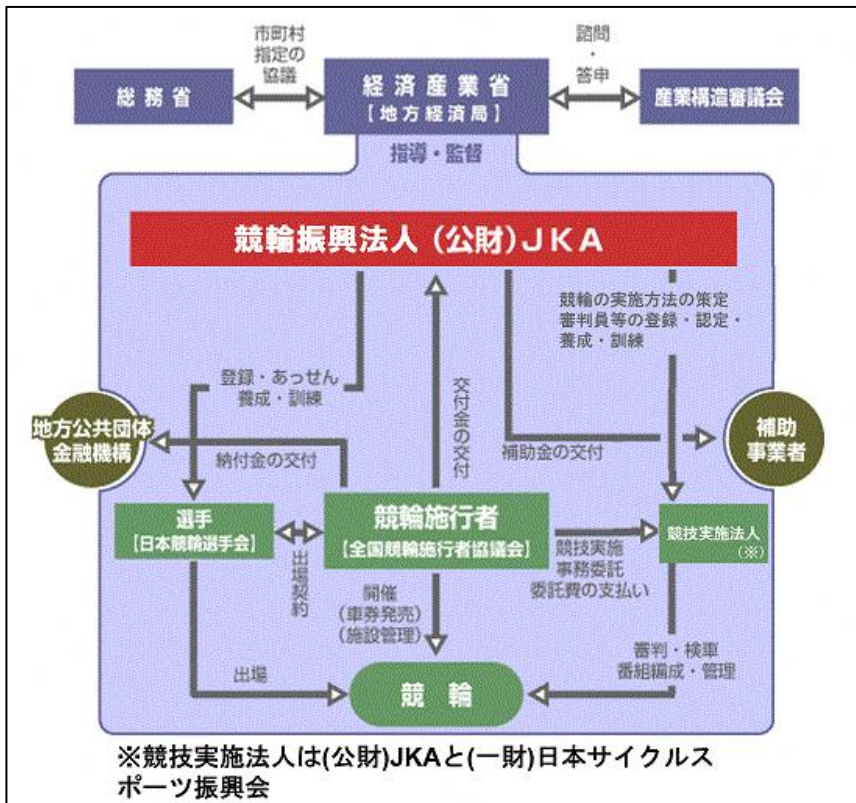
#### 【競輪場の一覧】

No	競輪場名	競輪施行者	No	競輪場名	競輪施行者	No	競輪場名	競輪施行者
1	函館	函館市	16	小田原	小田原市	31	玉野	玉野市
2	青森	青森市	17	伊東	伊東市	32	広島	広島市
3	いわき平	いわき市	18	静岡	静岡市	33	防府	防府市
4	弥彦	弥彦村(新潟県)	19	名古屋	名古屋競輪組合	34	高松	高松市
5	前橋	前橋市	20	岐阜	岐阜市	35	小松島	小松島市
6	取手	茨城県・取手市	21	大垣	大垣市	36	高知	高知市
7	宇都宮	宇都宮市	22	豊橋	豊橋市	37	松山	松山市
8	大宮	埼玉県	23	富山	富山市	38	小倉	北九州市
9	西武園	埼玉県	24	松阪	松阪市	39	久留米	久留米市
10	京王閣	東京都十一市競輪業事業組合	25	四日市	四日市市	40	武雄	武雄市
11	立川	立川市	26	福井	福井市	41	佐世保	佐世保市
12	松戸	松戸市	27	奈良	奈良県	42	別府	別府市
13	千葉	千葉市	28	向日町	京都府	43	熊本	熊本市
14	川崎	川崎市	29	和歌山	和歌山県			
15	平塚	平塚市	30	岸和田	岸和田市			

競輪施行者は、勝者投票券(車券)の売上の一定割合を乗じて算定された金額を競輪振興法人である公益財団法人 JKA(以下「JKA」という。)に交付金として交付し、JKA は受け入れた交付金を財源にして、自転車その他の機械に関する事業や体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業に対して補助金の交付を行っている。

また、「競輪施行者は、その行う競輪の収益をもつて、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」(同法第 22 条)とされており、地方公共団体は競輪により得られた収益の一部を一般会計への繰り出しが行われている。

【競輪の運営状況体系図】



(出所) 公益財団法人 JKA ホームページ

主な関係団体の概要

法人名	公益財団法人 JKA		公益社団法人全国競輪施行者競技会	一般社団法人日本競輪選手会
会員	無し		競輪施行者 (地方公共団体)	選手 (個人事業主)
主な業務	(競輪振興法人としての法定業務) 競輪実施等に関する規則等制定、選手・審判の養成・検定、選手出場あっせん、機械工業振興・公益増進のための補助、広報、調査企画立案等	(競輪実施法人としての法定業務) 競技審判、レース編成、自転車の検査、選手管理等	競輪の開催日程等に関する調整、オフイシャルネット投票の運営、広報、調査研究、関係団体等との各種調整、施行者への情報提供等	選手の訓練指導、選手の福利厚生(退職金・年金含む)、競技大会の開催、関係団体等との各種調整、調査研究等
主な収入	競輪施行者からの交付金	競輪施行者からの委託費	競輪施行者からの分担金・委託費	

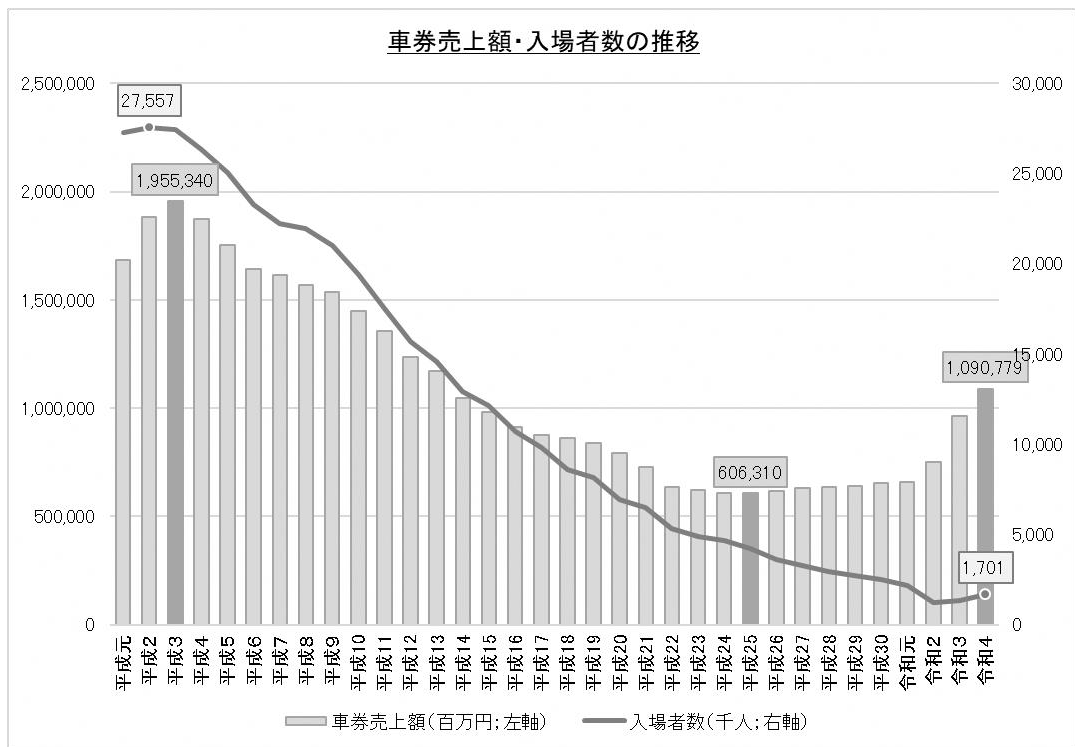
【開催レース区分】

区分	グレード	内容
特別競輪	GP	毎年年末に行われ、その年活躍したメンバーが集いチャンピオンを決める1年の総決算ともいえる競輪界最高峰のレース。 ・KEIRIN グランプリ(単発レース)
	G I	S級上位選手が参加。4日制以上のGI優勝者はGP出場権を得る。 ・読売新聞社杯 全日本選抜競輪(4日制) ・日本選手権競輪(6日制) ・高松宮記念杯競輪(6日制) ・寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント(4日制) ・オールスター競輪(6日制) ・朝日新聞社杯 競輪祭(6日制)
	G II	G Iに次ぐ格付のレース。G I・G II開催は、選考基準に基づいて選出された選手のみ出場できる。 ・共同通信社杯(4日制) ・サマーナイトフェスティバル(3日制ナイター) ・ヤンググランプリ(単発レース) ・ウィナーズカップ(4日制)
記念競輪	G III	オール S 級選手による、各競輪場の開設などを記念して開催する競輪。各競輪場が原則年1回(4日制)で開催。
普通競輪	F I	S級選手とA級1班・2班の選手が出走する開催。S級選手とA級選手が同じレースに走ることはなく、S級レースとA級レースに区分される。
	F II	A級選手のみで行われ、1年を通じて開催が最も多いレース。

(2) 競輪市場の動向

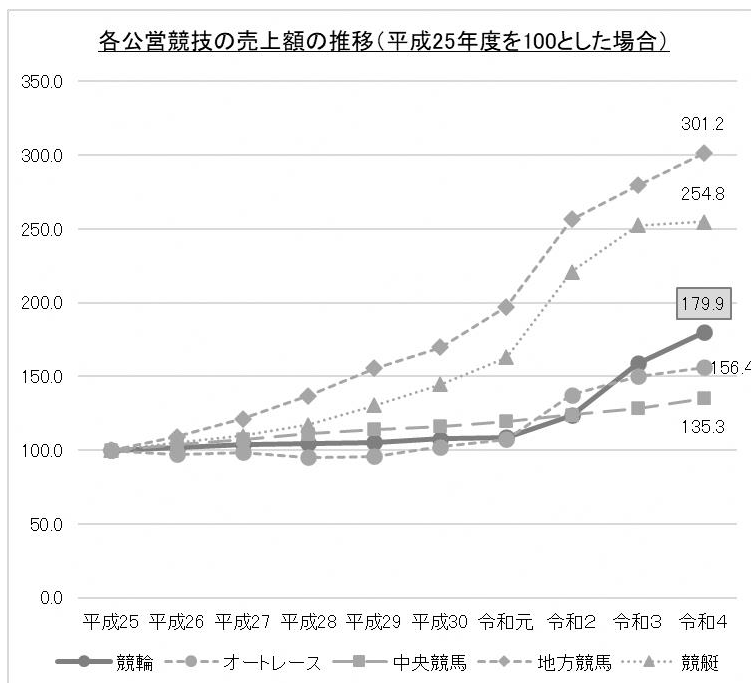
車券売上額は平成3年度の1,955,340百万円をピークに平成25年度まで年平均△5%程度で減少を続け、平成25年度には606,310百万円と平成3年度の約3割の水準まで減少していた。以降令和元年度までは平均年増加率+1%程度の微増傾向にあったが、令和2年度以降はコロナ禍での在宅需要の高まりから、年増加率が10%超に上昇し、令和4年度は前年度比+13%増で1,090,779百万円に増加した。

一方、競輪場の入場者数は平成2年度の27,557千人をピークに減少を続け、令和4年度で1,701千人とピーク時の6%程度の水準となっている。特に近年ではインターネット投票の増加による影響が大きい。



(出所)年度別車券売上額・入場者数(公益財団法人 JKA)より監査人作成

なお、他の公営競技においても令和2年度以降で売上額が増加傾向にある。



(出所)各競技関連団体公表数値を基に監査人作成



### (3) 業界団体の取り組み

JKA、日本競輪選手会、全国競輪施行者協議会(全輪協)の競輪関係3団体から構成される競輪最高会議は、業界としての中期的な運営方針を「中期基本方針」として取りまとめており、最新の中期基本方針は、令和3年3月に作成され、令和5年5月に追加変更されている。当該中期基本方針の概要(新型コロナウイルス感染症対応に関する事項を除く)は以下の通りである。

#### ①現状

- ・ 競輪施行者の経営状況については、FⅡグレードの開催による赤字をGグレードの開催による収益で補完し通年で黒字化を図るという自転車操業状態であった。
- ・ 競輪場及び専用場外の来場者数は年々減少傾向となっており、新規顧客の獲得が長年にわたり課題となっている。
- ・ FⅡグレード開催の黒字化を前中期基本方針の本質的課題の一つとして捉え、新たな顧客の取り込み策としてガールズケイリンやインターネット限定発売のミッドナイト競輪を積極的に展開したところ、順調に新たな顧客を獲得し、成長事業として成功した。そのため、平成4年度から減少傾向が続いた売上は、平成25年度(6,063億円)を境に緩やかに増加しており、令和元年度は6,605億円まで回復してきている。一方、売上の増加幅は他公営競技と比較すると見劣る状況であり、公営競技市場における競輪の売上占有率は年度毎に縮小傾向にある。

#### ②課題

- ・ 近年、競輪の売上はインターネットによる売上が牽引してきており、競輪のインターネットによる売上は、オフィシャルサイト及び民間ポータルサイトの売上が全体の大きなシェアを占めている状況であるが、中央団体として民間ポータルサイトの顧客の詳細な購買行動が把握できていない。競輪の売上及び施行者収益の最大化を図る観点から、早急にデータ収集先を一元化した上で分析を行い、ターゲットを明確にしたマーケティングを推進するなど、デジタル戦略を早急に構築する必要がある。
- ・ ミッドナイト競輪など、顧客ニーズにマッチした取組の展開により、一定の成果を上げているものの、ミッドナイト競輪も飽和状況にあり、今一度、商品としての競輪を見直す必要がある。
- ・ オフィシャルサイトに比べ、車券発売委託率の高い民間ポータルサイト等への売上シェアが高くなる中、施行者収益確保の観点から、今後、車券発売以外の既存サービスにも新たな価値を付加し、施行者の収益源となる事業の展開を検討していくことが必要である。
- ・ 現状の競輪の流通経路(発売チャネル)の内、「競輪場」に関しては、アンケートの結果、3K(怖い、汚い、暗い)のネガティブイメージが先行していることから、同イメージを払拭するイメージアップ施策を推進していくとともに、上述のとおり、競輪場と競輪選手が一体となった地域マーケティングが必要である。また、多併売や全拠点における全開催の払戻等、利用者の利便性に配慮した環境整備を推進していくことが必要である。
- ・ インターネット投票に関しては、他の公営競技等との競争の源泉となるデジタル戦略の構

策を進めるとともに、更なる売上の活性化を図るため、初心者向けの情報提供等、利便性の向上を推進していくことが必要である。

- ・ 競輪は社会還元最大化のために進んでいるというブランド構築を行うとともに、インターネット投票が売上の主流となる状況において、効果的な販売促進を行うために基軸となる戦略を構築していくことが必要である。
- ・ 将来的な売上の軸となる若年層のインターネット関連媒体への接触時間が増加傾向にある状況において、競輪におけるインターネットに関連した最新テクノロジーやトレンド等の有効的な活用方法を見出していくことが必要である。

### ③目標

期間は2021年度から2025年度までの5年間とし、目標は、競輪の目的が社会還元の最大化であることを鑑み、売上(機械振興、公益増進)と施行者収益(地方財政の健全化)とする。

- 1) 売上目標:1.25兆円(2025年度)
- 2) 施行者収益:450億円(2025年度)

### ④目標を達成するために取り組む施策

- 1) 構造的課題への対応
  - ア) 競輪業界の運営体制構築等
  - イ) 競輪事業の社会還元の浸透
    - ・ 競輪事業の浸透
    - ・ 補助事業の浸透
  - ウ) デジタル戦略の策定
- 2) 新たな日常の先取りによる戦略
  - ア) 魅力的な競輪の考案(商品開発)

#### 【レース関係】

- ・ 顧客ニーズを捉えた商品ラインアップ
- ・ 250競争の実施
- ・ ガールズケイリンの位置付け等
- ・ 開催日数の増加について
- ・ グレードレース改善方策について
- ・ 初心者でも分かりやすい車番の設定等

#### 【選手関係】

- ・ 東京オリンピックに関連した選手プロモーション
- ・ 250競争の実施(再掲)
- ・ 競輪場の位置付け、地域密着型選手の育成
- ・ 競輪業界を代表する選手の育成

- ・初心者でも分かりやすい車番の設定等(再掲)
- イ) 新規価値の創出(価値・価格の向上)
  - ・レース映像活用事業の展開
- ウ) 発売チャンネルのインフラ整備(販路開拓)
  - 【本場・場外関係】
    - ・競輪場の位置付け、地域密着型選手の育成(再掲)
    - ・発売日数の増加等
    - ・場外車券売場への支援の検討等
  - 【インターネット投票関係】
    - ・デジタル戦略の策定(再掲)
    - ・民間ポータルサイトの位置付け
- エ) 顧客と競輪の接点の拡大(販売促進)
  - ・競輪業界の横断的なプロモーション戦略の策定
  - ・競輪振興法人の補助事業のプロモーションについて
  - ・地域密着型選手に係るプロモーションについて
  - ・その他新規顧客獲得のためのプロモーションについて

#### (4) いわき市の競輪事業

##### ① いわき市の競輪事業の沿革

年月	内容
昭和 26 年 2 月	平競輪場開設
9 月	平場外車券売場設置
10 月	郡山場外車券売場設置
昭和 41 年 4 月	平場外車券売場移転
昭和 43 年 3 月	郡山場外車券売場移転
昭和 46 年 1 月	郡山場外車券売場増築
昭和 52 年 8 月	本場メインスタンド改築
昭和 53 年 3 月	第 31 回日本選手権競輪開催(特別競輪 1 回目、優勝者: 藤巻清志[神奈川])
昭和 55 年 9 月	選手宿舍新築
9 月	第 23 回オールスター競輪開催(特別競輪 2 回目、優勝者: 中野浩一[福岡])
昭和 57 年 5 月	第 29 回全日本プロ選手権自転車競技大会開催(優勝者: 野田正[福岡])
昭和 58 年 7 月	郡山場外車券売場新築移転
9 月	第 26 回オールスター競輪開催(特別競輪 3 回目、優勝者: 菅田順和[宮城])
昭和 61 年 9 月	第 29 回オールスター競輪開催(特別競輪 4 回目、優勝者: 伊藤豊明[愛媛])
平成 3 年 4 月	「平競輪」から「いわき平競輪」に名称変更

年月	内容
平成 5 年 12 月	自動車券発売機・払戻機導入
	郡山場外車券売場増築(マルチビジョン設置)
平成 6 年 9 月	第 37 回オールスター競輪開催(特別競輪 5 回目、優勝者:出口眞浩[神奈川])
平成 8 年 5 月	車番制マークシート方式の導入
5 月	第 43 回全日本プロ選手権自転車競技大会開催(優勝者:十文字貴信[千葉])
平成 9 年 8 月	第 13 回全日本選抜競輪開催(特別競輪 6 回目、優勝者:児玉広志[香川])
平成 10 年 9 月	サテライトかしま(福島県鹿島町)オープン
平成 13 年 12 月	郡山場外車券売場特別観覧席設置
平成 14 年 6 月	いわき平競輪場整備基本計画策定
12 月	新賭式の導入(2 賭式から 7 賭式へ)
平成 15 年 2 月	第 2 回東王座戦競輪開催(特別競輪 7 回目、優勝者:岡部芳幸[福島])
平成 16 年 3 月	サテライト大和(宮城県大和町)オープン(R5.3/31 車券発売業務休止)
6 月	いわき平競輪場整備事業着手(メインスタンド・バンク建設工事発注)
平成 17 年 6 月	選手宿舍建設工事発注
6 月	サテライト朝日(山形県朝日町)オープン
平成 18 年 4 月	サテライト福島(福島県福島市)オープン
5 月	サテライトあだたら(福島県二本松市)オープン
10 月	いわき平競輪場リニューアルオープン
12 月	第 22 回全日本選抜競輪開催(特別競輪 8 回目、優勝者:合志正臣[熊本])
平成 19 年 5 月	第 54 回全日本プロ選手権自転車競技大会開催(優勝者:大森慶一[北海道])
6 月	ACCトラックアジアカップ 2007 日本ラウンド開催(国別対抗総合優勝:日本、男子ケイリン優勝者:伏見俊昭[JPCA・福島]、女子ケイリン優勝者:石井寛子[明治大学]等)
9 月	サテライト宮城(宮城県村田町)オープン
平成 20 年 9 月	サテライト朝日(山形県)閉鎖
平成 21 年 3 月	地域開放型施設完成、いわき平競輪グラウンドオープン
7 月	ナイター競輪初開催
平成 22 年 9 月	第 53 回オールスター競輪開催(特別競輪 9 回目、優勝者:山崎芳仁[福島])
平成 23 年 3 月	東日本大震災により閉鎖
6 月	函館記念場外より再開(6 月 11 日)
11 月	いわき市復興競輪(F1)開催
12 月	平場外車券売場閉鎖
平成 24 年 1 月	民間ポータルサイトによる車券発売開始
1 月	いわき市復興競輪(G3)いわき金杯争奪戦・いわき市復興レース開催
平成 25 年 3 月	復興支援チャリズ杯競輪開催

年月	内 容
8 月	第 9 回サマーナイトフェスティバル(G2)開催(特別競輪 10 回目、優勝者:佐藤友和 [岩手])
12 月	重勝式勝者投票法(チャリロト)の導入
平成 26 年 1 月	復興支援チャリズ杯開設記念競輪開催 注)同開催において初めて KEIRIN EVOLUTION(国際基準レース)を実施
平成 27 年 2 月	投票業務用機器の更新
10 月	入場料の無料化を実施
12 月	競走路舗装全面改修
平成 29 年 8 月	第 60 回オールスター競輪開催(特別競輪第 11 回目、優勝者:渡邊一成[福島])
平成 30 年 8 月	第 61 回オールスター競輪開催(特別競輪第 12 回目、優勝者:脇本雄太[福井])
平成 31 年 3 月	チャリ・ロトプラザメインスタンド店開設
令和 2 年 1 月	チャリ・ロトプラザバックスタンド店開設
令和 2 年 7 月	第 16 回サマーナイトフェスティバル(G2)開催(特別競輪第 13 回目、優勝者:清水 裕友[山口])
令和 3 年 7 月	「サテライトかしま」から「クラブかしま」へリニューアルオープン
8 月	第 64 回オールスター競輪開催(特別競輪第 14 回目、優勝者:古性優作[大阪]) (オールスタ史上、初の 6 日間ナイター制)
令和 4 年 5 月	第 76 回日本選手権競輪開催(特別競輪第 15 回目、優勝者:脇本雄太[福井])
令和 6 年 4 月	第 78 回日本選手権競輪開催予定

(出所)いわき市ホームページ

## ②施設概要

### 1) いわき平競輪場(本場)

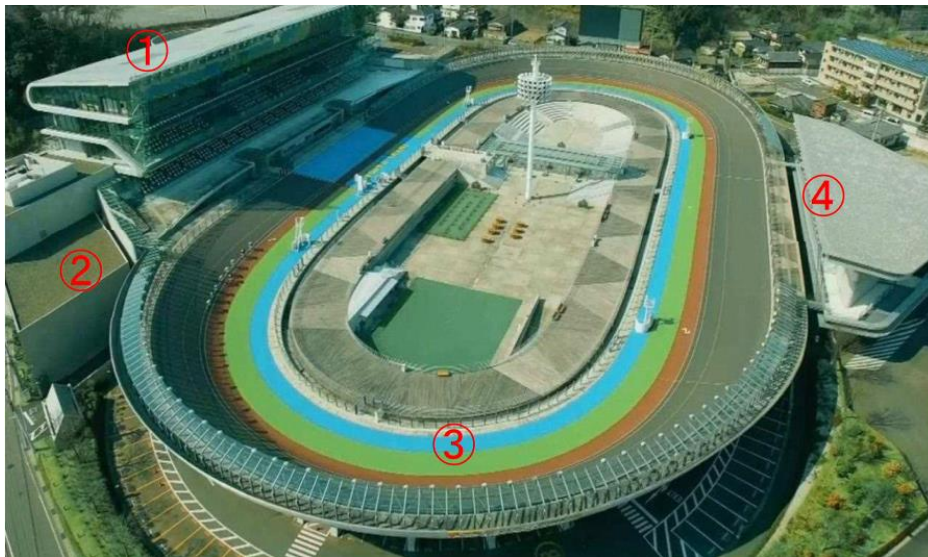
いわき平競輪場は、主にバンク、メインスタンド、バックスタンド、選手宿舎の4つの建物から構成されている。二層構造で建てられたバンク(一層目が駐車場、二層目が競走路)が特徴的で、「空中バンク」と言われており、また、屋外施設としてバンクの内側から自由にレースを観戦することができる国内唯一の競輪場である。

所在地:いわき市平谷川瀬字西作1番地

建築年月:平成18年9月

総収容人数:8,585人(立見を含む)

全固定席数:1,452席



施設名称	施設概要
①メインスタンド	<p>○鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階、地下1階、固定座席1,252席</p> <p>1階:投票所、食堂、ファン相談室</p> <p>2階:検車場</p> <p>3階:投票所、一般席708席(無料)、キッズルーム、チャリロトプラザMS店</p> <p>4階:投票所、一般席432席(無料)、食堂</p> <p>5階:投票所、特別観覧席92席(有料)</p> <p>6階:投票所、ロイヤルルーム5室20席(有料)</p>
②選手宿舎	<p>○鉄筋コンクリート造、地上5階、最大宿泊人員170名</p> <p>1階:宿泊室、浴場</p> <p>2階:宿泊室</p> <p>3階:宿泊室、食堂、管理事務室</p> <p>4階~5階:宿泊室</p>

施設名称	施設概要
③2層式バンク	○プレキャストプレストレストコンクリート造、2層式構造、周長 400m <ul style="list-style-type: none"> <li>・1階: 駐車場(収容台数 472 台)</li> <li>・2階: 競争路、立見席</li> </ul> ○バンク内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント広場、投票所</li> </ul>
④バックスタンド(地域開放型施設)	○鉄筋鉄骨コンクリート造、地上 4 階、地下 1 階、固定座席 200 席、升席 3 区画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1階: 投票所、チャリロトプラザ BS 店、オープンスペース</li> <li>・3階: 投票所、サイクルシアター、売店</li> <li>・附属施設: サイクルハウス(40 席)</li> </ul>

## 2) 郡山場外車券売場

所在地: 郡山市方八町一丁目 298 番地

建築年月: 昭和 58 年 7 月

構造: 鉄筋コンクリート造



施設名称	施設概要
投票所	○大型モニター1基、固定座席 320 席(無料)
特別観覧席	○個別モニター完備、固定座席 60 席(有料)、自動発売機 4 基

③競輪事業関連の条例規則等

条例規則名称	施行年月 (最終改正)	趣旨
いわき市自転車競走実施条例	昭和 41 年 10 月 (平成 27 年 10 月)	
いわき市自転車競走実施規則	昭和 41 年 10 月 (平成 30 年 10 月)	
いわき市自転車競走における電話投票実施規則	平成 2 年 7 月 (平成 30 年 3 月)	電話による勝者投票の実施に関し、必要な事項を定めるもの
いわき市自転車競走における電子決済投票実施規則	平成 23 年 12 月 (平成 30 年 3 月)	サーバ蓄積型電子マネー(ポイント)による勝者投票の実施に関し、必要な事項を定めるもの
いわき市自転車競走競技規則	昭和 41 年 10 月 (令和元年 5 月)	
いわき市営いわき平競輪制裁審議会議事規程	昭和 41 年 10 月 (平成 3 年 4 月)	
いわき市営いわき平競輪運営協議会規程	昭和 41 年 10 月 (平成 12 年 9 月)	
いわき市営いわき平競輪開催執務員被服支給規程	昭和 48 年 9 月 (平成 28 年 4 月)	
いわき市営いわき平競輪場場内施設管理運営要綱	平成 21 年 2 月	競輪場が地域との共生を図り、市民に親しまれるよう地元地区はもとより広く市民に開放し、競輪場に対する関心及び理解の増進により入場者や車券売上の増加につなげるとともに、市民福祉の向上に寄与するため、競輪場の場内施設の管理運営に関し必要な事項を定めるもの
いわき市競輪選手育成強化事業補助金交付要綱	平成 28 年 7 月	競輪事業の振興を図るため、一般社団法人日本競輪選手会福島支部又は宮城支部に所属する競輪選手の育成強化に資する事業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるもの



## 2 決算の状況

### (1) 競輪事業特別会計決算推移

平成25年度～令和4年度の10年間の競輪事業特別会計の決算推移は以下の通りであり、一般会計繰出・基金積立・設備投資前の収支は黒字を維持しており、特に令和2年度以降は車券収入の増加により、収支は改善傾向にある。

(単位:千円)	H25年度 決算	H26年度 決算	H27年度 決算	H28年度 決算	H29年度 決算
<b>&lt;開催日数&gt;</b>					
本場開催	60	49	49	46	47
普通競輪	54	45	45	42	42
特別競輪	2	-	-	-	5
記念競輪	4	4	4	4	-
場外開催	216	225	238	240	244
合計	276	274	287	286	291
<b>&lt;決算推移&gt;</b>					
<b>歳入</b>	<b>21,182,813</b>	<b>17,282,152</b>	<b>18,180,744</b>	<b>16,080,940</b>	<b>21,721,377</b>
競輪事業収入	19,129,002	15,268,902	15,837,274	14,772,733	20,726,028
競輪事業収入	19,129,002	15,268,902	15,837,274	14,772,733	20,726,028
車券収入	19,093,439	15,236,979	15,807,012	14,748,015	20,720,041
入場料	35,563	31,923	30,262	24,719	5,987
財産収入	451,075	403,533	384,507	229,608	208,139
財産運用収入	451,075	403,533	384,507	229,608	208,139
基金運用収入	1,747	1,583	1,826	469	480
財産貸付収入	449,328	401,950	382,680	229,138	207,659
場外車券売場貸付収入	443,922	396,491	377,266	223,854	202,483
その他	5,407	5,459	5,414	5,284	5,176
繰入金	-	5,790	777,600	-	-
基金繰入金	-	5,790	777,600	-	-
いわき平競輪事業基金繰入金	-	5,790	777,600	-	-
繰越金	921,138	1,018,564	578,287	671,571	376,663
繰越金	921,138	1,018,564	578,287	671,571	376,663
繰越金	921,138	1,018,564	578,287	671,571	376,663
諸収入	681,698	585,364	603,067	407,018	410,547
市預金利息	25	37	29	3	2
市預金利息	25	37	29	3	2
雑入	681,673	585,327	603,038	407,015	410,545
雑入	681,673	585,327	603,038	407,015	410,545
場外車券売場事務協力費	606,094	523,456	552,504	344,211	306,706
その他	75,579	61,870	50,534	62,804	103,839
寄付金	-	-	10	10	-
寄付金	-	-	10	10	-
競輪事業費寄付金	-	-	10	10	-
<b>歳出</b>	<b>20,159,007</b>	<b>16,698,524</b>	<b>17,503,831</b>	<b>15,698,935</b>	<b>21,201,127</b>
競輪事業費	19,839,300	16,047,589	16,991,461	15,258,935	20,725,143
競輪総務費	872,772	1,028,536	1,452,252	739,884	374,417
一般管理費	695,509	757,939	477,207	599,684	222,780
給料	59,809	60,358	58,487	58,984	53,700
職員手当等	37,420	36,886	37,729	38,242	39,077
共済費	16,351	16,703	17,713	17,911	16,981
旅費	134	147	101	45	58
交際費	516	892	553	452	596
需用費	653	607	529	448	579
役務費	128	52	150	52	158
負担金、補助金及び交付金	4,053	3,845	3,429	3,421	3,408
積立金	557,547	617,400	332,933	468,550	95,396
公課費	18,897	21,049	25,583	11,578	13,826
施設管理費	177,264	270,597	975,046	140,300	151,637
旅費	17	-	3	-	2
需用費	21,621	81,734	67,737	19,760	26,313
役務費	253	258	269	280	285
委託料	123,427	179,189	119,641	110,465	117,468
使用料及び賃借料	11,156	9,416	9,796	7,996	7,568
工事請負費	20,790	-	777,600	-	-
競輪開催費	18,766,527	15,019,053	15,539,209	14,518,951	20,350,727
開催費	4,484,001	3,620,208	3,713,121	3,483,785	4,841,119
報酬	249,863	192,262	183,194	154,246	176,103
共済費	11,477	9,750	11,460	7,592	11,472
報償費	991,387	743,686	731,786	681,688	1,028,724
旅費	2,272	2,424	3,335	3,726	4,423
需用費	224,652	224,315	204,265	180,332	201,097
役務費	26,501	21,896	20,821	20,715	22,127
委託料	1,856,193	1,522,811	1,589,933	1,561,852	2,066,161
使用料及び賃借料	508,260	422,707	481,613	427,784	559,323
備品購入費	501	321	6	-	-
負担金、補助金及び交付金	612,672	479,932	486,590	445,841	772,640
補償、補てん及び賠償金	226	114	20	9	49
払戻金	14,282,526	11,398,845	11,826,088	11,035,166	15,509,608
償還金、利息及び割引料	14,282,526	11,398,845	11,826,088	11,035,166	15,509,608
諸支出金	119,707	150,934	112,370	-	85,984
地方公共団体金融機構納付金	119,707	150,934	112,370	-	85,984
地方公共団体金融機構納付金	119,707	150,934	112,370	-	85,984
繰出金	400,000	500,000	400,000	440,000	390,000
他会計繰出金	400,000	500,000	400,000	440,000	390,000
一般会計繰出金	400,000	500,000	400,000	440,000	390,000
<b>歳入-歳出</b>	<b>1,023,806</b>	<b>583,629</b>	<b>676,913</b>	<b>382,005</b>	<b>520,250</b>
<b>&lt;収支金額&gt;</b>					
収支(繰越金控除)	102,768	△434,936	98,626	△289,566	143,586
一般会計繰出金・基金積立前収支	1,060,315	682,464	831,559	618,984	628,982
一般会計繰出金・基金積立・投資支出前収支	1,081,105	676,675	831,559	618,984	628,982
<b>&lt;基金残高&gt;</b>					
いわき平競輪事業基金	2,555,525	3,167,136	2,722,469	3,191,019	3,286,415
いわき平競輪場施設整備基金	-	-	-	-	-
基金残高計	2,555,525	3,167,136	2,722,469	3,191,019	3,286,415

(単位:千円)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
	決算	決算	決算	決算	決算

<開催日数>

本場開催	47	46	49	48	48
普通競輪	42	42	-	42	42
特別競輪	5	-	3	6	6
記念競輪	-	4	4	-	-
場外開催	221	232	223	198	226
合計	268	278	272	246	274

<決算推移>

繰入	21,345,798	16,011,181	23,035,586	26,306,452	30,583,027
競輪事業収入	20,284,505	15,234,671	21,848,051	24,416,519	28,912,385
競輪事業収入	20,284,505	15,234,671	21,848,051	24,416,519	28,912,385
車券収入	20,278,238	15,229,580	21,839,823	24,405,812	28,901,108
入場料	6,267	5,091	8,229	10,707	11,278
財産収入	110,335	74,144	2,375	2,369	1,937
財産運用収入	110,335	74,144	2,375	2,369	1,937
基金運用収入	493	453	222	208	221
財産貸付収入	109,842	73,692	2,152	2,161	1,716
場外車券売場貸付収入	105,752	70,195	-	-	-
その他	4,090	3,496	2,152	2,161	1,716
繰入金	105,840	207,792	-	-	-
基金繰入金	105,840	207,792	-	-	-
いわき平競輪事業基金繰入金	105,840	207,792	-	-	-
繰越金	514,909	216,515	305,095	836,513	654,843
繰越金	514,909	216,515	305,095	836,513	654,843
繰越金	514,909	216,515	305,095	836,513	654,843
諸収入	330,209	278,058	880,065	1,051,051	1,013,862
市預金利子	2	0	3	11	9
市預金利子	2	0	3	11	9
雑入	330,207	278,058	880,062	1,051,040	1,013,853
雑入	330,207	278,058	880,062	1,051,040	1,013,853
場外車券売場事務協力費	254,344	218,512	804,957	931,398	879,769
その他	75,863	59,545	75,105	119,642	134,084
寄付金	-	-	-	-	-
寄付金	-	-	-	-	-
競輪事業費寄付金	-	-	-	-	-
繰出	21,124,561	15,702,802	22,197,331	25,849,868	29,906,427
競輪事業費	20,330,801	15,361,715	21,792,236	25,037,149	29,508,046
競輪総務費	308,390	295,622	369,000	885,531	865,959
一般管理費	130,449	123,144	117,830	610,722	514,547
給料	57,743	56,283	55,199	53,722	55,028
職員手当等	38,346	37,294	36,024	34,237	35,241
共済費	18,909	18,158	17,438	17,063	17,745
旅費	143	98	-	14	26
交際費	679	636	194	266	376
需用費	517	617	392	591	388
役務費	52	117	17	82	41
負担金・補助金及び交付金	3,502	3,618	3,571	3,613	3,589
積立金	493	453	222	469,600	378,387
公課費	10,065	5,869	4,774	31,534	23,726
施設管理費	177,941	172,479	251,170	274,809	351,412
旅費	14	5	10	10	13
需用費	15,199	19,399	22,750	23,624	24,423
役務費	288	294	297	292	299
委託料	153,887	144,926	220,258	242,604	318,397
使用料及び賃借料	8,554	7,855	7,856	8,260	8,280
工事請負費	-	-	-	-	-
競輪開催費	20,022,411	15,066,092	21,423,236	24,151,618	28,642,087
開催費	4,846,737	3,671,599	5,092,932	5,892,741	7,006,399
報酬	123,129	109,221	106,716	118,376	113,983
給料	-	-	8,419	8,158	6,868
職員手当等	-	-	2,368	3,045	2,894
共済費	7,975	6,627	5,351	7,621	7,592
報償費	1,068,571	734,852	625,632	782,536	990,234
旅費	4,639	3,204	5,619	6,185	7,481
需用費	197,797	191,812	180,793	185,807	232,305
役務費	21,425	19,766	15,974	14,777	14,973
委託料	2,122,602	1,791,064	3,349,890	3,818,977	4,551,491
使用料及び賃借料	527,447	358,359	121,754	102,958	105,078
備品購入費	627	143	-	92	-
負担金・補助金及び交付金	772,503	456,540	670,416	844,209	973,499
補償・補てん及び賠償金	23	10	-	-	-
払戻金	15,175,674	11,394,493	16,330,305	18,258,877	21,635,688
償還金、利子及び割引料	15,175,674	11,394,493	16,330,305	18,258,877	21,635,688
諸支出金	133,760	24,372	-	142,719	18,381
地方公共団体金融機構納付金	133,760	24,372	-	142,719	18,381
地方公共団体金融機構納付金	133,760	24,372	-	142,719	18,381
繰出金	660,000	316,515	405,095	470,000	380,000
他会計繰出金	660,000	316,515	405,095	470,000	380,000
一般会計繰出金	660,000	316,515	405,095	470,000	380,000
繰入-繰出	221,236	308,379	838,255	656,585	676,600

<収支金額>

収支(繰越金控除)	△293,672	92,063	533,160	△179,929	21,757
一般会計繰出金・基金積立前収支	366,821	409,032	938,477	759,671	780,144
一般会計繰出金・基金積立・投資支出前収支	260,981	201,239	938,477	759,671	780,144

<基金残高>

いわき平競輪事業基金	3,286,908	3,181,521	2,973,951	2,974,159	2,974,159
いわき平競輪場施設整備基金	-	-	-	469,392	847,779
基金残高計	3,286,908	3,181,521	2,973,951	3,443,551	3,821,938

※収支金額として記載している事項は以下の計算に基づき監査人が算出したものである。

①収支(繰越金控除) = (歳入 - 歳出) - 繰越金

②一般会計繰出金・基金積立前収支 = ① + 積立金 + 一般会計繰出金

③一般会計繰出金・基金積立・投資支出前収支 = ② - 基金繰入金 + 基金積立金 + 工事請負費

※場外開催に係る収入・支出の処理の変更について

令和 2 年度以降で、歳入では場外車券売場貸付収入が減少し、場外車券売場事務協力費が増加しており、歳出では委託料が増加している。これは、令和元年度までは場外開催に係る収入、支出が「職員派遣方式」として処理されていたものが、令和 2 年度から「事務委託方式」として処理することとなったことによるものである。

処理方法の変更の経緯は以下の通りである。

従来の競輪業界において、場外開催(他場レース)にあたっては、職員及び窓口業務に携わる従業員の身分について、地方自治法第 252 条 17「第 6 款 職員派遣」の規定を適用し、開催本場の身分を持って開催に従事していた。

しかし、その本来の身分保証については、開催本場における取扱いが、全国的にも明確な基準を作り対応することが難しいなど課題が山積し、特に、窓口業務に携わる従業員に対しては、社会保険や雇用保険の加入など雇用保障について十分な対応ができていない状況であった。

更に、開催に係る経費についても、本場が場外受託場に対し、開催準備資金として、払戻金を含めた経費を資金前渡で送金し、受託場が歳計外で収受し、開催終了後に清算し残金を送金するなど事務が煩雑になっていた。

平成 2 年 4 月から自転車競技法第 3 条の規定に基づき導入される「事務委託方式」については、開催事務処理(委託料の一本化)の軽減が図れることはもちろんのこと、職員及び従業員が自場の身分で場間場外事務を行うことができ、特に従業員については「会計年度任用職員」を適用することにより、身分保障などの充実を図ることが可能となる。

このことにより、場外開催に係る経費について、開催本場からは委託料として歳入予算を計上し、歳出予算については、場外開催に係る経費(人件費、設備運営委託料など)を自場開催経費と同様に新たに予算計上するものである。

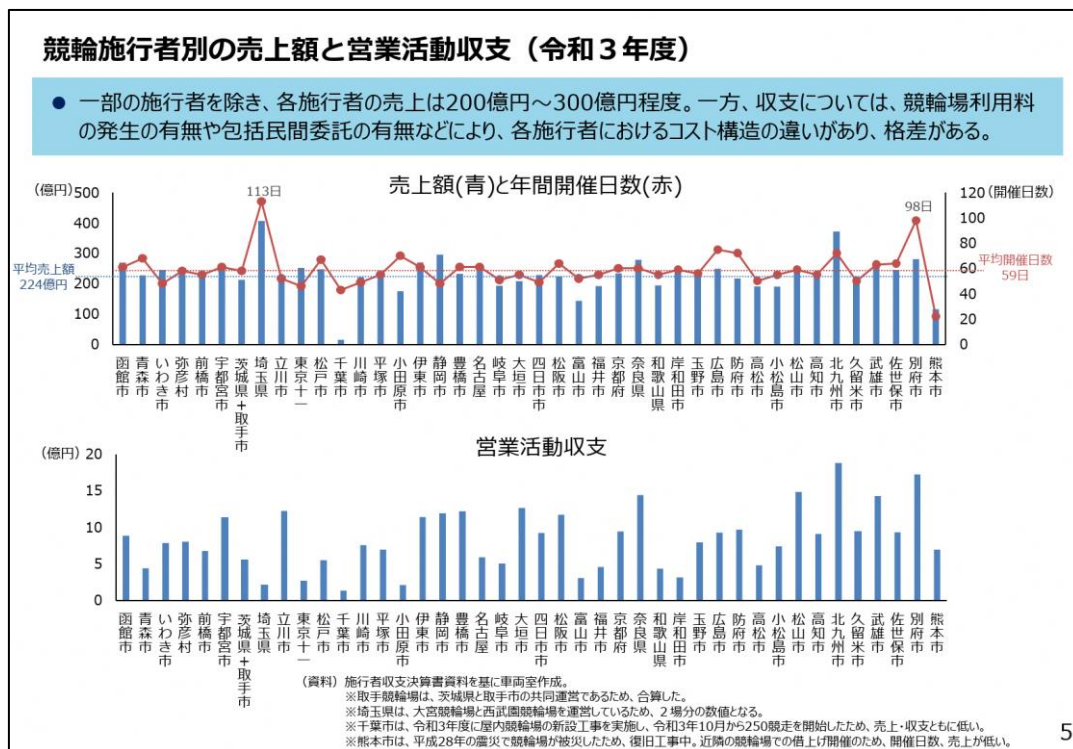
※競輪事業に係る基金について

本市には競輪事業に係る基金として以下の 2 つがある。施設整備基金は施設の長寿命化計画に対応した今後の施設の維持・更新のために令和 2 年度に特定目的基金として新設された。

基金名	根拠条例	目的
いわき平競輪事業基金	いわき市営いわき平競輪事業基金条例	競輪事業の健全な育成及び円滑な運営に資するため
いわき平競輪場施設整備基金	いわき市営いわき平競輪場施設整備基金条例	いわき平競輪場の施設及び設備の整備に要する経費の財源に充てるため

## (2)他競輪場との比較

他の競輪施行者と比較すると、車券売上高、営業活動収支は概ね平均並みとなっている。



(出所)経済産業省 産業構造審議会 製造産業分科会 車両競技小委員会 第18回(令和5年5月24日)開催資料  
 「競輪・オートレース業界の現状と課題」

また、全国競輪施行者協議会が各施行者に提供している事業収支(資金収支ベース)のデータにより、令和3年度を対象にして他の競輪施行者との比較を行った結果は、以下の通りである。  
 (注)本市では、令和3年度において特別競輪を実施していること、上記経済産業省の資料からも包括委託の有無によるコスト構造の違いが想定される(本市では包括委託を行っていない)ことから、特別競輪の開催・非開催、包括委託の実施・未実施の区分で各区分の施行者平均値を算出(全体については中央値も算出)した。

### ①営業活動による資金収支

本市の開催収入(車券売上)は特別競輪が開催された影響から、他の施行者の平均を上回る水準にある。また、本市の開催外収入の競輪事業収入が他の施行者に比べて多いが、場間場外業務委託収入が910百万円と全体平均400百万円の2倍超計上されていることによる。

支出については、開催支出は開催収入が多いことに連動しており、開催収支率3.8%と他の施行者の平均3.5%を若干上回る水準である。一方、本市の収支差額比率は3.0%であり、他の施行者平均の3.5%を下回っており、総務費・議会費等が多いことが影響している。

なお、包括委託の有無について見ると、包括委託を行っている施行者 23 者の収支差額比率の平均 3.2%に対して、行っていない 19 者(本市は含まない)は 4.0%となっており、当該数値のみでは包括委託による優位性は見られなかった。

	該当 施行者数	1. 営業活動による資金収支										収支差額	開催外収支		
		開催外収入			収入合計	開催支出(B)		開催外支出			支出合計			開催収支	開催外収支
		競輪事業収入	競輪事業収入(C)	その他収入		開催費	諸支出金	競輪事業支出(D)	総務費・議会費	地方公共団体金融機構納付金					
<b>いわき市</b>		<b>24,590,290</b>	<b>939,679</b>	-	<b>25,529,969</b>	<b>4,792,983</b>	<b>18,821,361</b>	<b>844,497</b>	<b>151,132</b>	<b>142,719</b>	<b>24,782,371</b>	<b>777,598</b>	<b>976,267</b>	<b>95,182</b>	
全体の平均	42	22,497,863	573,891	7,133	23,078,887	4,389,463	17,303,127	474,948	72,789	23,386	22,263,713	816,174	805,279	98,049	
全体の中央値	42	23,075,887	545,597	-	23,621,484	4,380,231	17,726,034	401,878	46,749	-	22,750,558	823,906	868,822	143,719	
包括委託の平均	23	23,773,047	452,298	7,103	24,232,448	4,708,991	18,281,510	363,050	72,915	31,104	23,457,570	774,878	782,545	89,249	
包括委託外の平均	19	20,954,219	721,083	7,169	21,682,471	4,002,666	16,118,769	610,404	72,636	14,043	20,818,517	863,953	832,785	110,679	
特別競輪の平均	9	23,787,435	445,811	13,881	24,247,127	4,684,742	18,291,154	378,801	70,400	42,352	23,465,449	781,878	811,538	89,011	
特別競輪非開催の平均	33	22,146,181	608,822	5,292	22,760,276	4,308,932	17,033,665	501,718	73,440	18,213	21,935,966	824,310	803,564	107,107	
特別競輪・包括委託の平均	4	29,699,238	442,198	30,290	30,171,725	5,827,915	22,828,895	340,547	31,384	77,985	29,106,725	1,068,000	1,042,428	101,651	
特別競輪・包括委託外の平均	5	19,057,992	448,702	753	19,507,448	3,770,204	14,660,962	405,804	101,612	13,845	18,952,427	566,021	626,828	42,898	

※各項目の%表示は収入合計に対する構成比である。

### ②投資活動による資金収支

本市においては令和 3 年度において重要な設備投資は行っていない。

	該当 施行者数	2. 投資活動による資金収支							収支差額	
		開催外収入			収入合計	開催外支出				支出合計
		固定資産売却収入	貸付金回収収入	その他収入		施設整備関係費	貸付金支出	その他支出		
<b>いわき市</b>		-	-	-	-	<b>19,689</b>	-	-	<b>19,689</b>	<b>△19,689</b>
全体の平均	42	228	467	29,394	30,089	230,869	1,442	6,144	238,454	△208,365
全体の中央値	42	-	-	-	-	86,804	-	-	97,619	△87,619
包括委託の平均	23	417	-	53,636	54,053	259,250	-	11,209	270,459	△216,408
包括委託外の平均	19	-	1,032	48	1,080	196,513	3,187	11	199,711	△198,631
特別競輪の平均	9	-	-	2,111	2,111	444,156	-	8,163	452,319	△450,208
特別競輪非開催の平均	33	290	594	36,835	37,719	172,700	1,835	5,593	180,127	△142,408
特別競輪・包括委託の平均	4	-	-	4,749	4,749	795,862	-	18,367	814,229	△809,480
特別競輪・包括委託外の平均	5	-	-	-	-	162,791	-	-	162,791	△162,791

### ③財務活動による資金収支

本市においては、繰出金支出(一般会計への繰出金)、積立金(基金等積立支出)が他の施行者と比べて多い。特に繰出金支出は平均の約 2 倍の水準となっている。また、本市においては過去も含めて設備投資は起債によっておらず、地方債の償還はない。

	該当 施行者数	3. 財務活動による資金収支											当該年度増減額			
		開催外収入					収入合計	開催外支出				支出合計		収支差額		
		繰入金等		起債収入(地方債発行収入)	助成金・補助金等収入	その他収入		繰出金支出	起債償還(地方債償還支出)	積立金(基金等積立金支出)	特例交付金(競輪振興基金交付金)				その他支出	
		繰入金収入	基金等取崩収入													
<b>いわき市</b>		-	-	-	-	-	-	<b>470,000</b>	-	<b>468,600</b>	-	-	<b>839,600</b>	<b>△639,600</b>	<b>△181,671</b>	
全体の平均	42	196,076	109,526	86,550	45,712	27	30,548	272,363	233,181	38,390	395,072	1,801	150,196	818,641	△546,278	60,531
全体の中央値	42	-	-	-	-	-	-	200,000	-	-	345,565	-	-	615,011	△615,011	10,013
包括委託の平均	23	305,008	200,003	105,004	74,778	-	55,783	435,988	260,592	61,903	316,388	-	252,729	891,612	△466,044	102,429
包括委託外の平均	19	64,211	-	64,211	10,526	60	74,798	200,000	9,927	490,322	3,982	26,077	730,307	△655,908	9,813	
特別競輪の平均	9	65,148	-	65,148	187,100	-	140,556	392,803	194,444	150,680	283,936	-	-	629,060	△236,267	95,213
特別競輪非開催の平均	33	231,783	139,396	92,387	7,152	35	545	239,515	243,746	7,766	425,382	2,293	191,158	870,344	△630,829	51,073
特別競輪・包括委託の平均	4	116,426	-	116,426	420,975	-	316,250	853,651	182,500	339,030	408,250	-	-	929,780	△76,128	179,391
特別競輪・包括委託外の平均	5	24,125	-	24,125	-	-	-	24,125	204,000	-	184,485	-	-	388,485	△364,359	27,871

(3) 令和4年度の本場・場外開催収支

本市の令和4年度の本場(回次別)、場外(グレード別)の収支の状況は以下の通りである。

本場開催では F I・F II グレードで赤字となっている回次があり、場外開催についても F I・F II グレードは赤字となっている。

(単位:千円)

	回次	開催区分	グレード	開催日数	入場料	車券収入	その他	収入合計	競輪総務費	開催費	払戻金	支出合計	収支	
本場開催	第1回	特別	G I	6	1,194	15,129,343	30,221	15,160,758	33,006	3,041,937	11,347,007	14,421,950	738,808	
	第2回	普通	F I	3	433	846,556	7,231	854,220	16,418	227,797	635,242	879,457	△25,237	
	第3回前節	普通	F II	3	136	573,209	7,046	580,391	16,576	148,987	430,008	595,571	△15,180	
	第3回後節	普通	F II	3	144	744,621	7,119	751,883	16,459	177,024	558,573	752,056	△173	
	第4回	普通	F I	3	192	1,224,301	7,704	1,232,197	16,416	265,736	918,370	1,200,522	31,675	
	第5回前節	普通	F II	3	259	670,210	7,036	677,505	16,416	167,593	502,852	686,861	△9,356	
	第5回後節	普通	F II	3	182	764,990	7,119	772,291	17,417	181,943	573,879	773,240	△949	
	第6回	普通	F I	3	152	1,182,080	7,716	1,189,947	16,424	256,845	886,674	1,159,943	30,004	
	第7回	普通	F I	3	56	1,302,251	7,933	1,310,239	16,527	272,835	976,730	1,266,092	44,147	
	第8回前節	普通	F II	3	209	818,824	6,948	825,980	16,579	188,245	614,274	819,098	6,882	
	第8回後節	普通	F II	3	291	875,311	7,481	883,083	-	161,862	656,701	818,563	64,520	
	第9回	普通	F I	3	408	1,497,544	8,068	1,506,019	16,470	294,927	1,123,463	1,434,860	71,160	
第10回	普通	F I	3	109	1,211,602	7,718	1,219,428	16,456	262,827	908,783	1,188,067	31,362		
第11回	普通	F I	3	111	1,198,913	8,871	1,207,894	16,419	257,815	899,268	1,173,502	34,392		
第12回	普通	F II	3	177	876,896	7,239	884,312	16,419	196,816	657,804	871,039	13,272		
	計			48	4,048	28,916,650	135,449	29,056,147	248,003	6,103,190	21,689,628	28,040,821	1,015,326	
場外開催	グレード		開催日数	入場料	場外車券売場事務協力費	その他	収入合計	競輪総務費	開催費			支出合計	収支	
	GP		3	199	33,471	358	34,027	2,733	6,741			9,474	24,553	
	G I	日中	12	635	56,056	1,430	58,121	8,591	26,963			35,554	22,568	
		ナイター	12	595	44,611	1,430	46,636	8,246	26,963			35,209	11,427	
	G II	日中	8	278	31,150	954	32,381	5,529	17,975			23,504	8,877	
		ナイター	3	162	9,968	358	10,487	2,026	6,741			8,767	1,721	
	G III	日中	132	4,813	430,330	15,735	450,878	87,966	296,593			384,559	66,319	
		ナイター	28	304	50,545	3,338	54,187	17,521	62,914			80,435	△26,248	
	F I・F II	日中	176	245	156,477	20,979	177,701	105,129	395,457			500,585	△322,884	
		ナイター	96	-	46,912	2,918	49,830	5,022	23,222			28,243	21,587	
		計		470	7,230	859,520	47,500	914,249	242,762	863,567	-		1,106,330	△192,081

(出所) 公営競技事務所作成管理資料に基づき監査人作成

(4) 監査の結果

一般会計繰出金及び基金繰入ルールの見直しについて【意見】

競輪事業特別会計から一般会計への繰出しが毎年度継続的に行われており、他の自治体と比較しても、競輪事業が本市の財政に寄与していることが窺える。

一般会計への繰出額や基金への繰入額の算定ルールは明確に定められたものはないが、担当者への質問の結果、実務上は以下の通りとされている。

- ・ 一般会計繰出金については、車券収入を財源とし、当初予算において最低 3 億円を確保する。なお、前年度繰越金が当初予算を超過した場合は、当該超過額を折半した上で、一般会計繰出金と競輪事業基金積立金に充当することとする。
- ・ 基金の積立に関しては、平成 18 年度のリニューアルオープン以降、施設の老朽化が進行していること、また、耐震化対策や自然災害への備えなど、施設の維持管理に対する行政としての責任ある対応が求められる中で、施設の長寿命化計画の策定が進められていることを受けて、新たに施設整備基金を創設し、今後は施設整備基金に積み立てることを基本とし、従来の事業基金は、競輪事業廃止時の施設解体費用約 25 億円を下回ることがないように維持する方針である。

また、後述する経営計画におけるビジョンには一般会計繰出金及び基金積立について以下のように記載されている。

競輪事業の目的を達成するため、車券売上の確保と開催経費の縮減等を図り、毎年度継続して一般会計繰出金及び施設整備基金への積立金を確保する。

①一般会計繰出金:3億円、特別競輪開催年度は5億円を上限とする

②施設整備基金積立金:2億円を目標とする

※車券売上等が減少傾向にある中、今後の適正な施設整備や確実な施設整備基金への積立などを考慮し、一般会計繰出金については、今後、新たなルール作りに向け、財政課と協議する(例えば、前々年度の車券売上総額の1%で計上するなど)

以上から、現状は、一般会計繰出金は当年度の車券収入を財源とし、基金積立は前年度繰越金を財源とすることとしている。

しかし、一般会計繰出金についても競輪事業の成果である「利益」に相当する前年度繰越金を基礎として算定することが適当であると考え。さらに、競輪事業の継続性の観点からは、将来の投資計画等に合わせた基金積立を優先した上で、残余を一般会計に繰り出すことが適当と考える。

この視点から過去10年間の一般会計繰出金を見ると、平成29年度～令和元年度においては前年度繰越金を上回る一般会計への繰出しが行われており、その間は基金への繰入れは減少、平成30年度、令和元年度においては基金の取崩が行われており、基金の取崩を行って一般会計への繰出しが行われた形となっている。

(単位:千円)

年度	前年度 収支差額※	前年度 繰越金(A)	一般会計 繰出金(B)	A-B	いわき平競輪事業基金			いわき平競輪場施設整備基金			投資支出	A-B-C-D
					繰入(C)	取崩	残高	繰入(D)	取崩	残高	工事請負費	
H25年度		921,138	400,000	<b>521,138</b>	557,547	-	2,555,525	-	-	-	20,790	<b>△36,409</b>
H26年度	1,081,105	1,018,564	500,000	<b>518,564</b>	617,400	5,790	3,167,136	-	-	-	-	<b>△98,836</b>
H27年度	676,675	578,287	400,000	<b>178,287</b>	332,933	777,600	2,722,469	-	-	-	777,600	<b>△154,646</b>
H28年度	831,559	671,571	440,000	<b>231,571</b>	468,550	-	3,191,019	-	-	-	-	<b>△236,979</b>
H29年度	618,984	376,663	390,000	<b>△13,337</b>	95,396	-	3,286,415	-	-	-	-	<b>△108,733</b>
H30年度	628,982	514,909	660,000	<b>△145,091</b>	493	105,840	3,286,908	-	-	-	-	<b>△145,585</b>
R1年度	260,981	216,515	316,515	<b>△100,000</b>	453	207,792	3,181,521	-	-	-	-	<b>△100,453</b>
R2年度	201,239	305,095	405,095	<b>△100,000</b>	-	-	2,973,951	222	-	-	-	<b>△100,222</b>
R3年度	938,477	836,513	470,000	<b>366,513</b>	-	-	2,974,159	469,600	-	469,392	-	<b>△103,087</b>
R4年度	759,671	654,843	380,000	<b>274,843</b>	-	-	2,974,159	378,387	-	847,779	-	<b>△103,544</b>

※前年度収支差額は前年度の一般会計繰出前・基金積立/取崩前・投資支出前収支を記載。

現状は事業基金について将来の施設解体費用に充当することが考えられているが、その後の建替え等の財源をどのように確保するかも考える必要がある。

企業会計では、減価償却費の自己金融効果として、再取得のために減価償却費相当額の資金を留保する考え方がある。本市が公表する「統一的な基準による財務書類」(令和3年度)によると、競輪特別会計の固定資産として計上されている建物の取得価額が8,099百万円、減価償却累計額が2,729百万円となっており、減価償却累計額と事業基金の残高2,974百万円が概ね見合っている。また、競輪特別会計における年間の減価償却費は令和3年度で169百万円となっており、上記経営計画のビジョンで目標とする施設整備基金への積立額2億円が概ね見合った形となっている。

競輪事業の継続性の観点から、一般会計繰出金及び基金積立のあり方を再度検討することが望ましい。

### 3 事業計画

#### (1) 経営計画

公営競技事務所では、競輪事業の中長期計画として、計画期間が令和3年度から令和12年度の10年間を対象とした「いわき平競輪経営計画」(以下「経営計画」という。)を策定している。経営計画の概要は以下の通りである。

#### 【ビジョン】

競輪事業の目的を達成するため、車券売上の確保と開催経費の縮減等を図り、毎年度継続して一般会計繰出金及び施設整備基金への積立金を確保する。

①一般会計繰出金:3億円、特別競輪開催年度は5億円を上限とする。

②施設整備基金積立金:2億円を目標とする。

※車券売上等が減少傾向にある中、今後の適正な施設整備や確実な施設整備基金への積立などを考慮し、一般会計繰出金については、今後、新たなルール作りに向け、財政課と協議する。

#### 【現状分析・課題】

##### 1. いわき平競輪

(本場開催)

- ・ <本場開催>普通競輪(FⅠ・FⅡ)及び記念競輪(GⅢ)は全体的に車券売上が減少傾向にあり収益の確保が年々難しくなっている。FⅠはナイター開催と合わせるとなんとか収益を確保できているが、FⅡは日中、ナイターとも収益を出すことは難しい状況にある。
- ・ <場外開催>普通競輪(FⅠ)の日中場外、記念競輪(GⅢ)及び特別競輪は車券売上が減少傾向にあり、収益の確保が年々難しくなっている。
- ・ デザイン性豊かな施設という特殊性から、光熱水費等の固定経費の削減が難しい。
- ・ 人事異動による専門知識を有する職員の流出から、競輪に精通した職員の育成が難しい。
- ・ 開催経費については、委託料が大きな割合(66%~78%)を占めており、開催方法や施設の使い方等を見直すことにより削減の余地はある。
- ・ 人件費(従業員)は従業員の高齢化に伴う退職等により減少傾向にあるが、業務内容や配置人数を抜本的に見直すことにより削減の余地はある。
- ・ 来場者数のカウント方法については、平成29年度から数度の見直しを実施しており、データ上で推移を読み解くことは難しいが、日々の状況を見ると、来場者の高齢化は進んでおり、来場者数も減少傾向にあることは明らかである。
- ・ リアル店舗(本場・郡山場外・臨時場外)での車券売上割合は、平成27年度が65%であったが、令和元年度には47%と減少傾向にある。

##### 2. 郡山場外

- ・ お客様の高齢化に伴い、本場同様に車券売上は減少傾向にあり、収益の確保が難しく



なっている。

- ・ 開催経費は地元対策費(対郡山市)の削減等に取り組んでいるが、車券売上の減少幅が大きく収益額も減少している。
- ・ 昭和 58 年にリニューアルし、約 36 年が経過した当該施設は老朽化が進行しており、今後設備の改修等に多くの支出が予想される。
- ・ 現在、郡山市に在住し当該施設の日常的な管理運営を統括している職員は高齢であり、当該職員の退職後の施設運営方法の検討が必要になっている。

### 【中長期的な戦略】

#### 《いわき平競輪場における戦略》

- ・ 日本一新しい競輪場である当該施設に相応しいギャンブル施設のイメージを脱却したアミューズメントパーク然とした明るく親切的な、且つ、年齢や性別に関わらず安心して楽しめる時代に合致したサービスを提供する。
- ・ 場外開催(発売)日数を増やす(併売等)ことにより、他場との連携を強化し、他の競輪場において、いわき平競輪を発売してもらうことで、臨時場外売場での車券売上の増加を図る。
- ・ 本場開催における普通競輪(FⅡ)の赤字解消のためにミッドナイト(またはモーニング競輪)に参入する(年に1、2回の開催、借上げ開催も要検討)。
- ・ 場外開催における収益確保のために販売方法の改善、開催経費の削減に取り組む。
- ・ 競輪場施設(バンク、カーニバルプラザ、大型ビジョン等)を利活用し競輪や競輪場のイメージアップを図り地域に愛される開かれた競輪場を目指す。
- ・ サイクルスポーツ団体等と連携し市民の健康増進に寄与する。
- ・ パラサイクリング連盟と連携し、裾野の広い自転車競技の振興を図る。

#### 《郡山場外車券売場における戦略》

- ・ 老朽化や現状に対応した施設の修繕及び改修を進める。
- ・ ギャンブル施設のイメージを脱却したアミューズメントパーク然とした明るく親切的な、且つ、年齢や性別に関わらず安心して楽しめる時代に合致したサービスを提供する。
- ・ 若者やファミリー層を対象にした新規顧客獲得施策を強化する。
- ・ 日中開催からナイター開催まで切れ目のない販売体制に改善する。
- ・ 包括委託を含め施設の有効活用や戦略の実施が可能となる運営方法に改善する。

#### 《場間場外及び専用場外車券売場における戦略》

- ・ 観光や農水産セクションとの連携を強化し、特産品等のプレゼント企画などを通じ、当場の車券購入促進を図るとともに、本市の魅力を全国発信していく。ただし、実施する競輪場及び専用場外車券売場については、施設の利用者数など費用対効果の観点から絞り込む。

#### 《インターネットにおける戦略》

- ・ 電話やインターネット投票会員が当場のファンとなり車券を買っていただけるよう既存の

情報媒体(新聞、スピチャン等)への情報発信の強化はもとより、ニコ生やユーチューブなどの新たなツールを活用した独自性のある情報発信を行うことにより更なるファンの獲得を図る。

- ・ 観光や農水産セクションとの連携を強化し、特産品等のプレゼント企画などを通じ、当場の車券購入促進を図るとともに、本市の魅力を全国発信していく。

### 【行動計画】

#### 1. 収支の改善(5年後を目途に毎年度段階的に実施)

##### ①車券収入及び車券販売手数料の増収

令和元年度の決算額をベースに令和7年度までに2%の増収を実現する

##### ②支出の削減

本場開催に係る支出については、車券収入の25%をベースに令和7年度までに5%(支出額ベースで1.25%)の支出削減を実現する。

場外開催に係る支出については、令和元年度の決算額をベースに令和7年度までに10%の支出削減を実現する

#### 2. 「年齢、性別に関わらず誰もがリラックスして楽しめる競輪場」の実現

以下のアクションプランをもとに、実施可能なプランから積極的に実施する

○:短期的目標(概ね3年以内を目途に実施するアクションプラン)

◆:中期的目標(概ね5年以内を目途に実施するアクションプラン)

#### 【イメージ戦略プラン(抜粋)】

○「いわき街なかコンサート」の会場に活用

○パラサイクリング連盟との連携イベントの実施

◆ソフトな警備体制の実施(若い年齢層、ソフトなイメージの服装、少人数)

◆本市におけるJKA補助事業の積極的なPR

#### 【サービス戦略プラン(抜粋)】

○バンク内スペシャルシートの新設(ドーム型、タブレット投票、アテンダント)

○選手とファンの触れ合う機会の増加

◆ナイター開催時の照明による演出(カーニバルプラザ等のライトダウンなど)

◆投票アテンダント、特別観覧席アテンダントの改善(現在は従事員が対応)

#### 【広告戦略プラン(抜粋)】

○テレビCMでの女性活用

○郡山市におけるPR活動の強化

◆JKA制作の広報・PRコンテンツへの「いわき平競輪」の活用

◆イベント参加者へのDMまたはメールによる告知・PR

#### 【営業戦略プラン(抜粋)】

○場外開催の拡大(4場併売など)→他場との連携強化

○ミッドナイト競輪もしくはモーニング競輪の開催

◆ニコ生番組への当场独自のデータ提供(バンクの風速等)

◆市内企業の経営者等を対象とした観戦イベントの実施(招待者室の活用)

【地域連携戦略プラン(抜粋)】

○若者の地元就職への支援(高校の課外授業、新人発掘プロジェクト)

○アマチュア自転車愛好家団体との連携(バンクの活用、イベント実施など)

◆地域開放型施設と選手宿舍の活用など(子供映画会、スポーツ合宿など)

◆メインスタンド4階レストランをインキュベート施設として活用

【数値計画】(令和7年度までを抜粋)

(金額単位:千円)

				令和3年度 (A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (B)
<b>【開催日数】</b>								
本場開催	普通競輪	日中	F I	3	6	3	6	3
			F I (JC)	3		3		3
		F II						
	ナイター	F I	15	15	15	15	15	
		F II	21	21	21	21	21	
	記念競輪	日中	G III		4	4	4	4
特別競輪	ナイター	G I	6					
		G II						
場外開催	普通競輪	日中	F I・F II	65	65	65	65	65
		ナイター	F I・F II	115	115	115	115	115
	記念競輪	日中	G III	139	139	139	139	139
	特別競輪	ナイター	GP・G I・G II	38	38	38	38	38

【収支計画】

項目	種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
車券収入	本場開催	20,956,838	14,174,290	15,453,771	14,247,466	15,537,184
車券販売手数料等	場外開催	1,030,534	1,034,654	1,038,791	1,042,944	1,047,114
基金取崩		-	100,000	500,000	300,000	400,000
前年度繰越金		305,095	297,606	6,480	2,680	-
収入合計		22,292,467	15,606,550	16,999,042	15,593,090	16,984,298

項目	種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本場開催経費		20,382,553	13,954,293	14,966,348	13,908,356	14,914,914
	車券収入比	97.3%	98.4%	96.8%	97.6%	96.0%
場外開催経費		1,061,862	1,045,777	1,030,014	1,014,567	999,429
	場外収入比	103.0%	101.1%	99.2%	97.3%	95.4%
施設改修費		-	100,000	500,000	300,000	400,000
一般会計繰出金		500,000	300,000	300,000	300,000	300,000
基金積立金		50,446	200,000	200,000	70,167	200,000
支出合計		21,994,861	15,600,070	16,996,362	15,593,090	16,814,343
翌年度繰越金		297,606	6,480	2,680	-	169,955

項目	種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業収支		542,957	208,874	496,200	367,487	669,955
	本場開催	574,285	219,997	487,423	339,110	622,270
	場外開催	-31,328	-11,123	8,777	28,377	47,685

【施設整備計画及び基金積立目標】

項目	種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設整備計画	施設改修費	-	100,000	500,000	300,000	400,000
	郡山場外施設修繕		100,000			
	大型映像機器更新			500,000		
	空調設備・中央制御装置更新				200,000	
	放送機器・電話交換機更新				100,000	
	ナイター照明設備更新					400,000

項目	種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基金	残高	2,973,728	3,024,174	3,124,174	2,824,174	2,394,341
	積立		50,446	200,000	200,000	70,167
	取崩		-	100,000	500,000	300,000

【計画の進捗管理】

公営競技事務所では、上記経営計画の PDCA サイクルにおける C(検証)及び A(改善)として毎年度検証を行うこととしており、令和3年度に係る検証結果は以下の通りである。

<収支計画との比較(Check)>

				令和3年度					
				計画値		実績値		差引	
				日数	金額(千円)	日数	金額(千円)	日数	金額(千円)
車券収入(本場開催)				48	20,956,838	48	24,405,812	-	+3,448,974
普通競輪	日中	F I	3	663,203	0	-	△3	△663,203	
		F I (JC)	3	1,767,551	3	1,640,129	-	△127,422	
		F II	0	-	3	641,516	+3	+641,516	
	ナイター	F I	15	4,804,895	18	6,614,613	+3	+1,809,718	
		F II	21	3,092,625	18	3,753,755	△3	+661,130	
記念競輪	日中	G III	0	-	0	-	-		
特別競輪	ナイター	G I	6	10,628,564	6	11,755,799	-	+1,127,235	
		G II	0	-	0	-	-	-	
車券販売手数料等(場外開催)				357	1,030,534	370	910,010	+13	△120,524
普通競輪	日中	F I・F II	65	136,795	59	89,802	△6	△46,993	
	ナイター	F I・F II	115	97,446	105	61,145	△10	△36,301	
記念競輪	日中・ナイター	G III	139	554,676	168	555,817	+29	+1,141	
特別競輪	日中・ナイター	GP・G I・G II	38	241,617	38	203,247	-	△38,370	
基金取崩					-		-	-	-
前年度繰越金					305,095		836,513		+531,418
<b>収入合計</b>					<b>22,292,467</b>		<b>26,152,335</b>		<b>+3,859,868</b>
本場開催にかかる経費				48	20,382,553	48	23,614,024	-	+3,231,471
普通競輪	日中	F I	3	661,848	0	-	△3	△661,848	
		F I (JC)	3	1,702,372	3	1,581,270	-	△121,102	
		F II		-	3	641,706	+3	+641,706	
	ナイター	F I	15	4,671,665	18	6,447,223	+3	+1,775,558	
		F II	21	3,217,647	18	3,800,004	△3	+582,357	
記念競輪	日中	G III		-	0	-	-		
特別競輪	ナイター	G I	6	10,129,021	6	11,143,821	-	+1,014,800	
		G II		-	0	-	-	-	
場外開催にかかる経費				357	1,061,862	370	1,007,316	+13	△54,546
普通競輪	日中	F I・F II	65	200,217	59	185,043	△6	△15,174	
	ナイター	F I・F II	115	81,894	105	28,766	△10	△53,128	
記念競輪	日中・ナイター	G III	139	603,961	168	645,683	+29	+41,722	
特別競輪	日中・ナイター	GP・G I・G II	38	175,790	38	147,824	-	△27,966	
施設改修費					-		-	-	-
一般会計繰出金					500,000		470,000	-	△30,000
基金積立金					50,446		469,600	-	+419,154
<b>支出合計</b>					<b>21,994,861</b>		<b>25,560,940</b>		<b>+3,566,079</b>
<b>翌年度繰越金</b>					<b>297,606</b>		<b>591,395</b>		<b>+293,789</b>
事業収支					542,957		694,482	-	+151,525
本場開催				48	574,285	48	791,789	-	+217,504
場外開催				357	△31,328	370	△97,307	+13	△65,979

①収入

収支計画上も特別競輪(G I)の開催を想定していたが、業界初となる6日制ナイターで開催した特別競輪「オールスター競輪(G I)」の売上及び普通競輪(F I・F II)のインターネット投票売上が増加したことにより、収入合計は計画に対して3,860百万円増加。

②支出

収支計画に計上した金額と実績額を比較すると、本場開催経費が対計画比115.9%、場外開催経費が対計画比94.9%であり、一般会計繰出金が計画比94.0%であり、支出合計は計画に対して3,566百万円増加。

③施設整備

計画通り施設整備は実施しなかった。

④基金積立目標

積立目標(2億円)に対して270百万円増で470百万円を積立。

<上記を踏まえた改善(Action)>

①本場開催

1) 多様な形態のレース提供

赤字体質から脱却できない FII 開催の終期確保(赤字幅の縮減)を図るため、モーニング競輪及びミッドナイト競輪開催の必要性が高まっている。

2) ネット販売の強化

車券販売額の 72%を占めるネット販売の強化を図るため、現在実施しているネット戦略の点検・強化とともに、CTC 及び民間ポータル 4 社との連携強化の必要性が高まっている。

3) リアル店舗(他場及びサテライト)との連携強化

近年、車券売上が減少傾向にあるリアル店舗ではあるが、車券売上の確保はもとより競輪事業振興には欠くことのできない重要な販売拠点であることから、場間場外及び専用場外の確保や増加促進を図るため、他場及び有力サテライトとの連携強化の必要性が高まっている。

②場外開催

1) 多場併売の促進

当场における収益確保、他場との連携強化、更には競輪業界が推進する「販売日数の増加」という方針に呼応するためにも、令和 4 年度に整備する併売環境(一日最大 4 場併売)を活用し、多場併売を推進する必要性が高まっている。

2) 顧客視点に立った販売日程の推進

既存顧客の確保や新規顧客の創出という観点から、「売れないから販売しない」という施設運営側の視点ではなく、「いつでも車券が買いたい」という顧客側の視点に立った、非開催日の少ない販売日程を編成する必要性が高まっている。

3) 効率的な施設運用

来場者が少ない平日の場外開催において収益を確保するためには、競輪場としての販売方法から脱却し、コンパクトで効率的な施設運用による販売体制へ移行する必要性が高まっている。なお、それらに伴う様々なサービス低下を補う新たな顧客サービスの提供が必要となる。

③その他

1) 郡山場外車券売場

ア) 多場併売の促進

郡山場外における収益確保や既存顧客の確保を図るために、令和 4 年度に整備する併売環境(一日最大 4 場併売)を活用し、多場併売を推進する必要性が高まっている。また、郡山市周辺の競輪ファンが有するナイター競輪需要に呼応するとともに、新規顧客の獲得を図るために恒常的なナイター販売の必要性が高まっている。

イ) 顧客視点に立った販売日程の促進

既存顧客の確保や新規顧客の創出という観点から、「売れないから販売しない」とい

う施設運営側の視点ではなく、「いつでも車券が買いたい」という顧客側の視点に立った非開催日の少ない販売日程を編成する必要性が高まっている。

## 2) 施設整備

ア) 前記「改善(Action)」ポイントを踏まえ、今後の事業展開を検討する中で施設整備計画を見直す必要がある。

イ) 上記見直しを踏まえ、施設整備基金の積立計画の見直しも行う。

## 【監査の結果】

### 経営計画における施策の具体化と検証について【意見】

公営競技事務所では、上記の通り、毎年度経営計画の進捗管理を行っている。しかし、以下の点について改善が必要であると考えます。

#### ①数値計画達成の詳細な目標値の設定

経営計画では本場開催経費及び場外開催経費の削減目標を設定している。しかし、どのような費目でどの程度削減するか詳細な目標設定やそのためのアクションプランの設定が行われていない。そのため、経費削減の目標を達成できているかどうか、達成できていない場合には、何が原因で達成できていないのかの検証が行うことができない。

削減目標をどのように達成していくのかを具体化するとともに、事後検証が行えるよう、対象費目、削減目標金額、そのためのアクションプランの設定を行うことが望ましい。

#### ②アクションプランの実施予定時期の設定

経営計画ではアクションプランの策定を行っている。しかし、各アクションプランをいつ、どのように実施するかは定められていない。

経営計画の目標を達成するために、アクションプランの実施時期を明確に定め、アクションプランの実施状況や効果検証を行うことが望ましい。

#### ③検証を踏まえた具体的なアクションプランの適時見直し

「改善(Action)」として、検証を踏まえた改善の必要性は示されているものの、アクションプラン等の見直しまでは踏み込まれていない。

毎年度の検証結果を踏まえて、アクションプラン等を適時に見直しを行うことが望ましい。

### 施設の有効活用について【意見】

いわき平競輪場はバックスタンドを地域開放型施設と位置付けており、3階のサイクルシアターやサイクルハウスを市民に開放している。

地域開放施設の利用状況は以下の通りであり、利用頻度は高くはない。公営競技施設という市民からのイメージや認知度の低さが要因であると推測される。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数 (回)	2	18	11	12	8
利用人数 (人)	1,290	251	65	2,486	220
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数 (回)	31	19	新型コロナウイルス感染症対策のため貸出中止		3
利用人数 (人)	380	610			18

いわき平競輪の本場開催は年間 50 日程度であり、場外開催についてもインターネット投票の増加を受けて入場者数が減少傾向にあり、経費削減の観点から入場可能エリアを限定しているなど、施設の稼働は高いとは言い難い。

経営計画の行動計画においても、イメージ戦略プランや地域連携戦略プランを実施し、利用度の向上を図ることとしているが、他部局との連携も図り、施設の有効活用に努めることが望ましい。

## (2) 個別管理計画

公営競技事務所は、平成 29 年 2 月に策定した「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づき、「いわき平競輪場(本場)」と「郡山場外車券売場」について、将来にわたり総合的かつ計画的にマネジメントしていくため、現状や課題を踏まえた管理運営方針として個別管理計画を令和 2 年 12 月に策定している。個別管理計画の概要は以下の通りである。

### ①施設の現状と課題

#### 1) ハード指標での評価

##### ア) 老朽化度合い

<いわき平競輪場(本場)>

平成 18 年にリニューアルオープンし、今年で 14 年目を迎えることから、中期的な施設の改修は、持続的に安定した競輪事業を実施するために必要不可欠である。

改修が必要な箇所	設置年	耐用年数	経過年数	超過年数	実施予定	工事金額(千円)	備考
大型映像装置 (オーロラビジョン)	H11	15	21	6	R5	500,000	更新
空調設備中央制御装置	H18	15	14	△1	R6	200,000	更新
放送機器及び電話交換機	H18	15	14	△1	R6	100,000	更新
ナイター照明設備	H18	15	14	△1	R7	400,000	LED化
選手宿舍	H18	47	14	△33	R8	300,000	宿泊室不足のため改修

改修が必要な箇所	設置年	耐用年数	経過年数	超過年数	実施予定	工事金額(千円)	備考
ウッドデッキ	H18	15	14	△1	R9	100,000	改修
競走路(バンク)	H18	50	14	△36	通年	100,000	数年に一度

#### <郡山場外車券売場>

オープンから 37 年が経過してきており、大規模なリニューアルが必要となってきたことから、経営計画に基づき、整備基金の活用を含めた施設改修に取り組んでいく。

改修が必要な箇所	設置年	耐用年数	経過年数	超過年数	実施予定	工事金額(千円)	備考
無停電電源装置機器(UPS)	S58	15	37	22	R4 以降 ※	45,000	更新
場外壁補修塗装	S58	50	37	△13		40,000	雨漏発生
場外を囲む鉄骨フェンス	S58	15	37	△13		15,000	腐食進行
大型モニター	H11	15	21	6		8,000	更新
特観席の椅子	S58	15	37	22		6,000	更新
投票所フローア床の汚れ	S58	50	37	△13		3,000	経年劣化
施設外周の側溝及び雨水管	S58	15	37	22		5,000	更新

※令和 4 年度を目途に施設のあり方についての方向性を定め、その上で改修計画を策定予定。

#### イ) 安全性について

施設名	耐震性	自然災害の想定	アスベストへの対応	法定点検の結果
いわき平競輪場(本場)	新耐震基準	夏井川水系大雨時浸水深 2m以上想定地域	未使用	実施済
郡山場外車券売場	新耐震基準	阿武隈川水系大雨時浸水深 0.5~3m未満想定地域	未使用	実施済

#### 2) ソフト指標での評価

##### ア) 利用度合い

##### <いわき平競輪場(本場)>

本場開催と場外開催を合わせて、年間 250 日から 300 日程度稼働しており、平均入場者数は1日約 1,700 人となっている。有料席については、部屋貸し形式のロイヤルルームと固定席形式の特別観覧席があり、稼働状況は減少傾向にある。



地域開放型施設(バックスタンド)及びバンク内イベント広場の貸出については、そのほとんどを競輪が開催されない日のみ貸出可能としていることから、貸出実績は少ない状況である。

#### <郡山場外場外車券売場>

いわき平競輪場(本場)開催分をはじめ、他場開催分の場外発売について、年間 270 日から 300 日程度稼働しており、平均入場者数は1日約 630 人が来場している。また、有料席(60 席)については、6 割強の利用状況となっている。

#### イ)管理運営の状況

いわき平競輪場においては、これまで、競輪事業の目的を達成するため、車券売上の確保と開催経費の縮減等を図り、円滑な管理運営に努めてきている。

### 3)課題

#### <いわき平競輪場(本場)>

平成 18 年にリニューアルオープンし、今年で 14 年目を迎えるが、入場者数に見合った施設の利用が難しいことが運営上の課題となっている。

また、競輪事業の特殊性から、必要となる修繕経費や、事業運営に係る管理経費が莫大であり、車券売上に頼る事業運営について、安定的かつ持続的に行うことが課題である。

#### <郡山場外車券売場>

現有施設はオープンから 37 年が経過してきており、大規模なリニューアルも必要となってきたが、特別観覧席を除く 2 階エリアは利用していないなど、入場者数に見合った施設となっていないことが課題である。

施設の改修にあたっての財源は、競輪事業特別会計の中ですべて賄う必要があり、事業展開を通じて収益を確保することが求められるほか、お客様ニーズや社会経済情勢の変化など、日々刻々と変わる状況に対し、機敏にかつ的確に対応することが課題となっている。

## ②計画期間

### 1)計画期間

総合管理計画に準じ、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とする。

### 2)計画の進行管理

本計画の進行管理について、公営競技事務所が PDCA サイクルにより毎年度定期的に実施する。また、計画の内容について「いわき市公共施設等総合管理計画」の進行管理に合せて、5 年に一度のローリングを行う。なお、5 年のローリング時期でなくとも、計画に影響を与える事象が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行う。

### ③取組方針

#### 1) 公共施設等総合管理計画における検討の方向性についての検証

総合管理計画における取組の方向性等	検証結果
①民間委託の活用	施設の維持管理業務に関する包括委託方式の活用について、競輪事業や本施設の特異性を考慮しながら、全体コストの縮減や効率化の有効性について検討を進める。
②点検による安全管理の徹底	課題として対応すべき点はない。
③予防保全型の効率的・効果的な維持補修	課題として対応すべき点はない。
④計画的な備品の配備・更新	来場者の利便性や安全性、機器類の更新状況などを十分に考慮し、使用期間も見定めながら、補充・更新等の際には、必要性を検討したうえで、平準化を念頭に対応していく。
⑤ライフサイクルコストの観点による維持管理コストの縮減	施設を長期にわたり安全で快適な状態に維持するとともに、将来コストの軽減と平準化を図るために、予防保全の視点に基づき必要な対策工事を実施していく。また、ライフサイクルコストを縮減する観点を取り入れ、必要な時期に必要な対策工事を実施することで、長期にわたる維持管理費を総体として縮減していく。
⑥施設の利用度の向上	広報・PR活動や利用希望者への的確な施設情報の提供を様々な媒体を通じて積極的に行い、利用度の向上に繋げる。
⑦運営財源の確保・拡大	積極的に貸出施設の広報・PR活動を行い、利用度の向上を進めながら、引き続き、受益者負担の適正化に努める。

#### 2) 取組みの方向性

現在行っている日常的な点検のさらなる充実を目指すほか、お客様の安全を第一に考えた予防保全型の維持補修に努めることに加え、修繕・改修にあたっては、耐用年数を基本に、法定点検及び日常点検の結果を踏まえながら劣化状況等を的確に把握し、インシヤルコストにとどまらずランニングコストを含めた総合的な観点から優先順位を決定するなど、コストの平準化も考慮しながら計画を進めるものとする。

なお、競輪事業は、特別会計内での収支バランスを図ることが求められていることから、この先 10 年間は、経営計画に基づき、計画的な施設整備基金への積立と必要に応じた取崩等により、適時適切に改修・修繕を実施しながら、引き続き、車券売上の確保と開催経費の縮減を図り、円滑な管理運営に努めるものとする。

<いわき平競輪場(本場)>

(施設)改修後の経過年数が 14 年と法定耐用年数(50 年・2054 年)まで 36 年あること

から、今後においても計画的かつ効率的・効果的な修繕・改修を行いながら長寿命化等を図り、法定耐用年数以上の使用(60年間・2064年)を目指すこととする。

(設備)耐用年数を基本に、法定点検及び日常点検の結果を踏まえながら、劣化状況等を的確に把握し、コスト平準化を考慮したうえで、優先順位を決定することとする。今回記載のない、その他の設備(給排水・電気等)については、施設と併せ、計画的に対応することとする。

#### <郡山場外車券売場>

(施設)郡山場外車券売場は、法定耐用年数(50年・2033年)まで13年となっているが、現有施設は売上が上昇するなかで建設され、現在は、売上・入場者ともに全盛期の4分の1程度にまで落ち込んでいることから、特別観覧席を除く2階エリアを閉鎖する形での運営を余儀なくされている。このため、規模を縮小しての改築や、管理運営の手法として包括業者委託による民間活力の導入など、令和4年度を目的に、施設のあり方についての基本的な方向性を定めることとする。

(設備)車券の発売・払戻を基本とした施設の性格上、不測の停電に備えた装置や、オッズを表示するモニターなど、お客様へのサービスを維持するための最低限の修繕等は不可欠であることを踏まえ、当面は、現有施設の維持に必要な最低限の修繕等を行いながら、施設のあり方とあわせ検討していくこととする。

### 3) 縮減目標

現時点では、施設の統廃合を伴わないため、総量縮減は困難であるが、引き続き、施設の適切な維持管理等に努めるとともに、競輪事業特別会計の中で安定した管理運営を図るものとする。

## 【監査の結果】

### 施設別収支の把握について【意見】

郡山場外車券売場については、上記の通り、昭和58年に建設され、残余年数が10年程度となっており、今後の施設のあり方について検討する方針とされている。

競輪業界全体として、インターネットによる車券売上が増加傾向にあり、競輪場の入場者数は減少傾向にあり、今後もその傾向は継続するものと思われる。

現状、郡山場外車券売場単独の施設別収支は把握されていないが、施設別収支を把握するとともに、将来の収支予想を踏まえた上で、今後の改築等に向けて施設の規模等を決定することが望ましい。

また、取組の方向性において「管理運営の手法として包括業者委託による民間活力の導入など」とされているが、県内においてもその他の場外車券売場が民間により運営されていることから、市で運営する意義を踏まえて、今後の方向性を検討することが望ましい。

#### 4 契約管理

令和4年度の競輪事業特別会計の歳出の中から委託料を対象として、委託契約の一覧を入手し、金額的に重要性の高いと判断した契約を対象として、契約手続について監査を実施した。

監査の対象とした委託契約は以下の通りである。

No	枝番	委託名称	令和4年度 契約額 (千円)	指摘・ 意見あり
1		令和4年度いわき市営いわき平競輪場実施事務委託	238,933	○
2	1	いわき平競輪トータルゼータシステム保守業務	34,715	○
	2	いわき平競輪トータルゼータシステム保守業務(場外)上半期	85,958	
	3	いわき平競輪トータルゼータシステム保守業務(場外)下半期	90,514	
3		いわき平競輪場選手宿舍運営業務	40,805	○
4	1	いわき平競輪場清掃等業務(債務負担行為)	33,351	○
	2	いわき平競輪場場外開催清掃等業務(場外経費上期)	17,577	
	3	いわき平競輪場場外開催清掃等業務(場外経費下期)	18,539	
5	1	いわき平競輪場受付案内等業務(債務負担行為による複数年契約)	12,078	○
	2	いわき平競輪場受付案内等業務(場外)上半期	19,224	
	3	いわき平競輪場受付案内等業務(場外)下半期	21,511	
6	1	いわき平競輪場郡山場外設備運転・保守業務(債務負担行為)	6,304	○
	2	いわき平競輪場場外開催郡山場外設備運転・保守業務(場外経費上期)	5,487	
	3	いわき平競輪場場外開催郡山場外設備運転・保守業務(場外経費下期)	5,860	
7	1	いわき平競輪場競走映像撮影等業務	61,529	○
	2	いわき平競輪場競走映像放映等業務(場外)上半期	39,575	
	3	いわき平競輪場競走映像放映等業務(場外)下半期	40,735	
8	1	いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務	21,575	○
	2	いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務(場外)上半期	46,448	
	3	いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務(場外)下半期	46,134	
9		いわき平競輪場非常用放送設備更新業務委託	22,000	—
10	1	いわき平競輪場場内警備等業務(債務負担行為による複数年契約)	23,892	○
	2	いわき平競輪場場内警備等業務(場外)上半期	46,569	
	3	いわき平競輪場場内警備等業務(場外)下半期	47,249	
11		いわき平競輪活性化事業業務(債務負担行為)	89,969	○
12	1	いわき市営いわき平競輪開催告知業務(債務負担行為)	20,701	○
	2	令和4年度上期場外開催告知業務	12,697	
	3	令和4年度下期場外開催告知業務	10,322	
13		自転車競走電話投票業務の委託に関する契約書	58,628	—
14		いわき平競輪場現金輸送・保管等業務(債務負担行為による複数年契約)	55,224	○
15		スピードチャンネル中継放送委託	54,483	—
16		令和4年度特別競輪等におけるスポーツ紙記事拡充業務委託	39,455	—
17		いわき平競輪場受付警備・夜間警備等業務(債務負担行為)	26,367	—
18	1	ウインチケット臨時場外車券売場設置に係る業務委託	761,270	○
	2	平塚競輪場臨時場外車券売場設置に係る業務委託	42,656	
	3	ラ・ビスタ新橋臨時場外車券売場設置に係る業務委託	36,056	

以下では、監査の結果、指摘または意見となる事項があった契約について、契約の概要及び監査の結果について記載する。

## No.1 令和4年度いわき市営いわき平競輪場実施事務委託

### ①契約の概要

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車競技法施行規則第4条に定める競輪の競技に関する事務</li> <li>※自転車競技法施行規則第4条第1項 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査</li> <li>第2号 発走、着順の判定、勝者の決定その他の競輪の審判及びその発表並びに出走する選手の紹介</li> <li>第3号 競輪に出場する選手のあっせんの依頼及び選手の競走別組合せの決定</li> <li>第4号 競輪に出場する選手の確定並びに競輪開催に係る選手及び自転車の管理</li> </ul> </li> <li>・競輪の開催に関する宣伝、車券の発売その他競輪の実施に関する事務のうち特に必要とする事項(但し、自転車競技法施行規則第5条各号に掲げる事項を除く)</li> </ul>		
委託先	公益財団法人 JKA		
契約金額	競輪実施の都度、売上金に一定率を乗じた金額から 24/100 を乗じて得た額を減じた額。令和4年度は 238,933 千円。		
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	自転車競技法の規定による競輪進行法人としての指定並びに競技実施法人の指定を受けていること、いわき平競輪における競輪関係業務と競輪実施業務を行える唯一の法人		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	10年以上	
	過去3年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	223,678	281,115	254,147

### ②監査の結果

#### 実施規則の改定について【意見】

いわき市自転車競走実施規則第5条の2(競輪の実施事務の委託先)においては、現行の委託先(JKA)を特定する規定となっている。

いわき市自転車競走実施規則第5条の2(競輪の実施事務の委託先)  
競輪の実施に関する事務の一部を公益財団法人 JKA に委託する。

従来は、競輪の実施事務を受託できるのは JKA のみであったが、現在は、一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会(以下、「JCSPA」という。)においても 250 競走限定で実施することが可能となっている。

JCSPA に委託可能か否かについて照会した結果、「人員の関係から 250 競走における競技

に関する事務以外受託はできません。令和 5 年度以降の競技に関する事務については引き続き検討致します。」との回答を得ている。公営競技事務所では当面は JCSPA が受託する可能性がないことから実施規則の改正は予定していない。しかし、令和 5 年度以降の協議に関する事務については引き続き検討すると回答されていることから、将来的に委託先が複数となる可能性もあるため、いわき市自転車競走実施規則を改正し、特定の委託先名を削除するなど弾力的に運用できるように準備を進めておくことが望ましい。

#### 委託事業実施結果の評価【意見】

当該委託事業については、売上予測の状況であるため、根拠のない設計書となってしまうことから設計書は作成していない。公営競技事務所では売上連動経費一覧表【交付金・委託料・分担金】を設計書の代わりとし、予算設定している。公営競技事務所では基本賃金、各種手当は全国一律、同一算定基準に基づいていることから委託料算定根拠を有していない。

業務完了届に記載されている実施事務関係業務・実施事務の金額の妥当性を検証し、当初の予算が適切であったかどうかを評価・検証することが望ましい。

## No.2 いわき平競輪トータリゼータシステム保守業務

### ①契約の概要

(通期契約)

委託業務の内容	いわき平競輪に設置されているトータリゼータシステムの保守業務		
委託先	オー・ティー・エス技術サービス株式会社いわきサービスセンター		
契約金額	34,715 千円		
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品等入札参加有資格者名簿、入札参加有資格者名簿に登録している</li> <li>当競輪場のトータリゼータシステム(場内発券・払戻管理システム)の運用・保守業務の実績がある</li> <li>トータリゼータシステムは公営競技の根幹となるシステムであるが、当競輪場のトータリゼータシステムのうちオッズや払戻金情報等を管理する情報系・音声系システムの構築をしている</li> <li>平成 27 年 3 月に入替を行った投票機器についても連動できることが前提でありプロポーザル方式で投票機器を決定した</li> </ul>		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	40 年以上	
	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	38,665	32,590	37,275

(場外開催／半期契約)

委託業務の内容	いわき平競輪に設置されているトータリゼータシステムの保守業務(場外)		
委託先	オー・ティー・エス技術サービス株式会社いわきサービスセンター		
契約金額	上半期:85,958 千円、下半期:90,514 千円 (計 176,420 千円)		
契約期間	上半期:令和4年4月1日～令和4年9月30日 下半期:令和4年10月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	トータリゼータシステムのうち競輪開催において不可欠なオッズや払戻金情報等を管理する根幹部分を当該事業者が開発し、当該事業者のみ運用・保守が可能であること		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	3 年	
	過去3年度の契約金額 (年間計、単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	140,779	166,585

②監査の結果

設計書の金額について【意見】

設計書は、直接人件費、現場管理費、一般管理費などの業務委託費から構成され積上げ計算となっているが、当該内訳には業者としては知り得ない情報(現場管理費比率、一般管理費比率)が含まれている。現状では入札に当たっての見積書と設計書の予定価格の金額が全くの同額となっており、設計書の計算が業者の知り得る状況になっている可能性がある。

入札時の見積金額が設計書予定価格と同額であることの懸念事項はあるものの、公営競技事務所において、金額の評価(設計書予定価格)は行っていない。

同一の業者と40年以上にわたって契約が継続していることから、複数の同業他社からも参考見積を徴収し、現在の設計書に関する金額的評価を実施することが望ましい。

なお、通常は、システム関係に係る契約の見積りについては、システム開発・保守・運用を担当した業者しか行えないとの説明を受けるが、これは更新等の情報管理が不十分なためであり、システム開発に関連する一連の仕様書が明確となっていれば、他の業者でも見積することは可能ではないかと思われる。

業務完了後の評価について【意見】

システムに関連した業務は、その業務の実施内容を評価することは単純ではない。しかし、発注した金額に見合った業務内容であるかどうかを評価することは非常に重要である。そのために、事業内容、業務内容に応じた金額について同業他社へ第三者評価を実施することが望まれる。当該評価は発注段階でも実施可能ではあるが、業務完了時でも実施することは可能と判断する。今後は、予算措置を含めて検討することが望まれる。

### No.3 いわき平競輪場選手宿舎運営業務

#### ①契約の概要

委託業務の内容	選手宿舎における宿泊業務および給食業務に関して委託する、具体的には、参加選手の宿泊及び朝食、昼食、夕食、ナイトー開催時の朝食の提供、売店運営等の業務を行う。		
委託先	トーホク装美株式会社		
契約金額	40,805 千円(単価契約)		
契約期間	令和4年4月26日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<p>いわき平競輪場選手宿舎運営業務は、競技上の構成を確保するために選手が外部と接触できないよう常に配慮し、また公営競技であるため選手に関する情報の守秘義務が必要である。</p> <p>また、競輪事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、開催時における選手人数の抑制や、参加選手全員のPCR検査など、これまでになく対策により、大幅な変更を余儀なくされている。</p> <p>こうした中、本業務の発注にあたっては、選手宿舎管理の特殊性を踏まえ、本業務の実績の有無のほか、浴室・空調設備等の管理や衛生管理(業界ガイドラインに基づくコロナ対策等)の徹底を念頭に、登録業種については、「給食業務」のほか、「建築物環境衛生総合管理業」、「ビル設備管理業」、「一般廃棄物処理業」、「産業廃棄物処理業」を加えることとし、これまで以上に一括的かつ安定的な運営業務を行うものとする。</p> <p>このことから、本業務に実績があり、かつ、いわき市入札参加資格者名簿に上記4つの業種に唯一登録している市内・準市内業者であるトーホク装美株式会社と地方自治法施行令第167条2第1項第2号を適用し、当該業者と随意契約を締結する。</p>		
見積書徴求者数	1者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	4年	
	過去3年度の契約金額(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	40,682	37,669	40,476

#### ②監査の結果

##### 参考見積金額の妥当性について【意見】

当該業務に関する設計金額算出に際して、参考見積を徴求しているが、前回落札した業者のみから徴求し入手している。市では設計金額算出に際して2者以上の参考見積を徴求することという取り決めはないとしているが、契約金額の妥当性を検証する観点から、可能な限り今後2者以上から参考見積を徴求し、契約金額の妥当性を検討することが望ましい。



本件業務に関しては、宿泊業務及び給食業務と複数の業務を一括して委託することとしているが、随意契約理由にあるように関連する業種の全てについて入札参加者名簿に登録されている業者がいなければ、業務を分割した形で参考見積書を入手することも考えられる。

#### No.4 いわき平競輪場清掃等業務

##### ①契約の概要

(本場開催分／複数年契約)

委託業務の内容	<p>いわき平競輪場及び郡山場外車券売場の建築物環境衛生管理業務、清掃業務について委託する。</p> <p>(1)建築物環境衛生管理技術者を派遣し、関係諸法令にしたがって環境衛生上適正に維持管理されるように監督するものとする。</p> <p>(2)清掃業務においては、清掃作業の指示及び事故防止を図るため、作業監督者1名を配置するものとする。</p> <p>(3)建築物環境衛生管理技術者及び作業監督者の名簿はいわき市に届け出るものとする。</p> <p>必要に応じていわき平競輪場施設内にて除菌剤を使用する特別清掃を実施する場合があります。作業日、作業時間は担当者の指示に従うこと。適宜、通常清掃においても除菌剤を使用し清掃すること。</p> <p>なお、市が建物管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については契約金額の範囲内において実施すること。</p>
委託先	トーホク装美株式会社
契約金額	33,351 千円(令和4年度分)
契約期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年契約)
契約方法	指名競争入札
指名業者数・選定方法	<p>8者</p> <p>①令和2年度入札参加有資格者名簿(役務の提供の部)に「12・建築物環境衛生総合管理業」又は「10・建築物清掃業」と「13・建築物空気環境測定業」の両方に登録されており、令和3・4年度入札参加有資格未更新(役務の提供の部)に掲載されている業者を除く市内及び準市内業者とする。</p> <p>②上記①に登録されている業者であり、「15・建築物飲料水貯水槽清掃業」、「51・一般廃棄物処理業」及び「52・産業廃棄物収集運搬業」として登録されている市内及び準市内業者とする。</p> <p>③本施設は特定建築物に指定されており、かつ、床面積も広大であるため、その管理及び清掃には、技術及び一定の経験を有すると判断されることから、上記①、②を満たす業者とする。又、郡山場外車券売場の清掃も含んでおり、郡山市内での業務の遂行が対応できる業者とする。</p>

入札参加者数	8 者		
契約変更内容・理由	<p>当初契約額:66,396 千円(2 年契約額)</p> <p>令和 3 年 9 月変更後:66,011 千円(385 千円減)</p> <p>令和 4 年 3 月変更後:66,164 千円(153 千円増)</p> <p>契約当初は過年度の開催日程を参考にして、業務を設計し契約を締結していたが、令和 3 年度、令和 4 年度の開催日程が正式に決定し、当初業務を委託していた日数変更と新型コロナ感染拡大の影響にて無観客開催を実施したことにより清掃員の増減が生じたため。</p>		
上記委託先との	令和 4 年度までの継続年数	6 年	
契約状況	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	32,025	32,451	32,813

(場外開催／半期契約)

委託業務の内容	いわき平競輪場及び郡山場外車券売場における場外開催に場内の環境衛生上の観点等から清掃業務を委託する。場外開催日の清掃については、市担当職員と清掃作業責任者間で清掃箇所及び清掃員の配置について、協議のうえ決定する。清掃場所は、メインスタンド・バックスタンド・郡山場外車券売場の客溜まり及びトイレ、喫煙所を含む市の指定する場所とする。
委託先	トーホク装美株式会社
契約金額	上期:17,577 千円、下期:18,539 千円 (計 36,116 千円)
契約期間	上期:令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日 下期:令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	<p>当該業務については、場外開催時におけるいわき平競輪場(以下「当競輪場」という。)内にての清掃等業務であり、前々年度までは開催本場にて費用負担してきたもの。</p> <p>令和 2 年度より開催方式が派遣方式から事務委託方式への変更に伴い場外開催時に当競輪場にて費用負担するものであるが、業務の性質上、当競輪場にて本場開催時と場外開催時の実施事業者が異なることで「事業者間における業務のバラつき」、「問題発生時における事業者間の責任の所在」等発注側の管理が極めて煩雑となるものである。</p> <p>については、既に令和 3 年度当初に 2 年間の債務負担行為にて本場開催時の業務として契約済みであるトーホク装美株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するもの。</p>
見積書徴求者数	1 者

上記委託先との 契約状況	令和4年度までの継続年数	3年	
	過去3年度の契約金額（年間計、単位：千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	－	24,018	34,692

## ②監査の結果

### 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は8者による指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっている。

場外開催分の場内清掃等業務は、以前は開催する競輪場にて費用負担する形式（職員派遣方式）であったことから、本場開催分と区分して契約する必要があったが、令和2年度に開催方式がそれまでの職員派遣方式から場外開催場で費用負担を行う事務委託方式へ変更されたものの、従来通り、場外開催のスケジュール確定後に、上半期と下半期で市が本場開催分の契約先と契約している現状にある。

場外開催分を随意契約としている理由は、いわき平競輪場で開催する本場開催と場外開催が混在する併売時に、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うことが望ましいためとしている。確かに場外開催分の業務を本場開催分と異なる業者と契約した場合、複数の業者が同一業務を担うことで、提供する業務の質にバラつきが生ずる恐れもあり、不測の事態の場合には責任の所在が不明確となることから、市の主張には妥当性があると考えます。

しかし、本場開催分の指名競争入札に際して、場外開催分についても受託できることは条件となっていない。さらに、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。（この状況は令和2年度、令和3年度も同様であった）

なお、市の設計金額の根拠は、本場開催分と場外開催分ともに、一般財団法人経済調査会が発刊している積算資料及びいわき市契約課が管理する労務単価を使用して設計している。また、業務量についても本場開催分を考慮して、場外開催分の1日当たりの業務時間を決定し算定している。

本場開催分の落札率を場外開催分の設計金額に乗じた金額を試算すると、現在の場外開催分の契約額は1,041千円過大となっている。

以上の状況から、場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施し、開催日数が当初契約から変更された場合は、契約変更の手続を行うべきである。

## No.5 いわき平競輪場受付案内等業務

### ①契約の概要

(本場開催分／複数年契約)

委託業務の内容	(1)バンクイベントスタッフは、いわき平競輪場において本場競輪開催時の出走選手紹介、選手紹介及びバンク清掃業務等のイベント業務を行うものとする。 (2)受付案内スタッフは、いわき平競輪場及び郡山場外において、総合案内、特別観覧席入場券発売、特別観覧席入場管理、ロイヤルルーム入退場管理、手荷物預り、客溜りフロア給茶機管理、ファンサービス品配布等の業務を行うものとする。		
委託先	トーホク装美株式会社		
契約金額	12,078 千円(令和4年度分)		
契約期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年契約)		
契約方法	指名競争入札		
指名業者数・選定方法	令和2年度入札参加資格者名簿(役務の提供の部)に「99 その他(人材派遣)」として登録されており、かつ、令和3・4年度入札参加資格申請において申請をした市内業者8者のうち、競輪事業における受付案内業務を円滑に遂行するため、窓口、受付等の案内業務の派遣実績がある業者3者を選定。		
入札参加者数	2者		
契約変更内容・理由	当初契約額:24,156千円(2年契約額) 令和3年9月変更後:23,511千円(645千円減) 令和3年度下期の日程が確定したことにより、当初の契約日数に変更(メインスタンド6階閉鎖に伴う日数の減等)が生じたため。		
上記委託先との 契約状況	令和4年度までの継続年数	6年	
	過去3年度の契約金額(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	10,748	9,378	11,433

(場外開催分／半期契約)

委託業務の内容	受付案内スタッフは、いわき平競輪場及び郡山場外車券売場において、総合案内、特別観覧席入場券販売、特別観覧席入場管理、ロイヤルルーム入退場管理、手荷物預り、客溜りフロア給茶機管理、ファンサービス品配布等の業務を行うものとする。
委託先	トーホク装美株式会社
契約金額	上期:19,224千円、下期:21,511千円(計40,734千円)
契約期間	上期:令和4年4月1日～令和4年9月30日 下期:令和4年10月1日～令和5年3月31日

契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<p>当該業務については、半期毎の「場外開催」スケジュールが決定したことに伴い、いわき平競輪場及び郡山場外車券売場において、受付案内等スタッフとして契約するものであるが、次の理由により地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本場開催」に係る当該業務については、令和 3 年度から 2 年間(債務負担行為)を当該事業者と契約していること。</li> <li>・一日の中で「本場開催」と「場外開催」が混在する併売時等において、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うべき業務であること。</li> </ul>		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	3 年	
	過去 3 年度の契約金額 (年間計、単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	-	30,151	38,399

## ②監査の結果

### 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は 3 者による指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっている。

場外開催分の場内清掃等業務は、以前は開催する競輪場にて費用負担する形式(職員派遣方式)であったことから、本場開催分と区分して契約する必要があったが、令和 2 年度に開催方式がそれまでの職員派遣方式から場外開催場で費用負担を行う事務委託方式へ変更されたものの、従来通り、場外開催のスケジュール確定後に、上半期と下半期で市が本場開催分の契約先と契約している現状にある。

場外開催分を随意契約としている理由は、いわき平競輪場で開催する本場開催と場外開催が混在する併売時に、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うことが望ましいためとしている。確かに場外開催分の業務を本場開催分と異なる業者と契約した場合、複数の業者が同一業務を担うことで、提供する業務の質にバラつきが生ずる恐れもあり、不測の事態の場合には責任の所在が不明確となることから、市の主張には妥当性があると考えます。

しかし、本場開催分の指名競争入札に際して、場外開催分についても受託できることは条件となっていない。さらに、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。

なお、市の設計金額の根拠は、本場開催分と場外開催分ともに、一般財団法人経済調査会が発刊している積算資料及びいわき市契約課が管理する労務単価を使用して設計している。また、業務量についても本場開催分を考慮して、場外開催分の 1 日当たりの業務時間を決定し算定している。

本場開催分の落札率を場外開催分の設計金額に乗じた金額を試算すると、現在の場外開催

分の契約額は 953 千円過大となっている。

以上の状況から、場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施し、開催日数が当初契約から変更された場合は、契約変更の手続を行うべきである。

## No.6 いわき平競輪場郡山場外設備運転・保守業務

### ①契約の概要

(本場開催分／複数年契約)

委託業務の内容	郡山場外車券売場の電気設備、空調・給排水設備、消防設備の運転業務及び保守点検業務		
委託先	トーホク装美株式会社		
契約金額	6,304 千円(令和 4 年度分)		
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日(2 年契約)		
契約方法	指名競争入札		
指名業者数・選定方法	令和 2 年度入札参加資格者名簿(役務の提供の部)に「19・ビル設備管理業」「32・消防設備保守点検業」として登録しており、令和 3・4 年度未更新業者(役務の提供の部)に記載されている業者を除く市内及び準市内業者であること、また、委託先が郡山市であるため業務を受託可能な業者とする。本施設は公営競技施設であり、競輪運営に支障となるような設備機器のトラブルが生じた場合には騒擾事件に発展するおそれもあることから、常日頃からの保守点検の実施体制や設備機器等のトラブルに対応して即応できる体制を構築しておく必要があり、保守管理業務の信頼性の高い業者とする。当該要件を満たす 9 者(うち市内業者 4 者、準市内業者 5 者)を選定。		
入札参加者数	8 者		
契約変更内容・理由	当初契約額:12,461 千円(2 年契約額) 令和 3 年 9 月変更後:12,498 千円(37 千円増) 令和 3 年度下期の日程が正式に決定し、業務日数の変更が生じたため。 令和 4 年 3 月変更後:12,592 千円(94 千円増) 令和 4 年度上期の日程が正式に決定し、業務日数の変更が生じたため。 令和 4 年 9 月変更後:12,572 千円(20 千円減) 令和 4 年度下期の日程が正式に決定し、業務日数の変更が生じたため。		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	6 年	
	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	5,568	5,558	6,268

(場外開催分／半期契約)

委託業務の内容	いわき市営いわき平競輪場の場外車券売場である郡山場外車券売場に関して、場外開催日等において以下の業務内容を委託する。 (1) 電気設備に関する運転・保守業務 (2) 空調(冷暖房)、給排水設備に関する運転・保守業務 (3) 消防設備に関する運転・保守業務		
委託先	トーホク装美株式会社		
契約金額	上期:5,487千円、下期:5,860千円(計11,347千円)		
契約期間	上期:令和4年4月1日～令和4年9月30日 下期:令和4年10月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	当該業務については、場外開催時におけるいわき平競輪場(以下「当競輪場」という。)内にての郡山場外設備運転・保守業務であり、前々年度までは開催本場にて費用負担してきたもの。 令和2年度より開催方式が派遣方式から業務委託方式への変更に伴い場外開催時に当競輪場にて費用負担するものであるが、業務の性質上、当競輪場にて本場開催時と場外開催時の実施事業者が異なることで「事業者間における業務のバラつき」、「問題開催時における事業者間の責任の所在」等発注側の管理が極めて煩雑となるものである。 ついては、既に令和3年度当初に2年間の債務負担行為にて本場開催時の業務として契約済みである委託先と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により随意契約とするもの。		
見積書徴求者数	1者		
契約変更内容・理由	上期分当初契約額:5,446千円 上期分変更契約額:5,487千円(41千円増) 令和4年度上期の場外開催日程が正式に決定し、台風の影響によりオールスター競輪(西武園)が開催順延となり、当初業務委託をしていた業務の日数の変更が生じたため、上期は場外前検日運転業務、場外昼間運転業務が1日増加し、場外併売開催業務は1日減少した。		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	3年	
	過去3年度の契約金額(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	8,853	11,234

②監査の結果

随意契約確認表の不備について【指摘】

場外開催郡山場外設備運転・保守業務(上期分)の随意契約確認表を確認したところ、第二

確認者のチェック証跡がなされていなかった。

随意契約に関する事務執行のための指針には、随意契約とした場合、随意契約確認表にて必要な事項を確認し、起工兼見積執行伺に添付することと記載されている。起工兼見積執行伺を起案、決裁し課長及び課長補佐に回覧及び承認はなされているが、起工兼見積執行伺に添付している随意契約確認表に第二確認者の氏名は記載されているものの確認した証跡が残されていないため、今後は確認を徹底する必要がある。

#### 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は 9 者による指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっている。

場外開催分の場内清掃等業務は、以前は開催する競輪場にて費用負担する形式(職員派遣方式)であったことから、本場開催分と区分して契約する必要があったが、令和 2 年度に開催方式がそれまでの職員派遣方式から場外開催場で費用負担を行う事務委託方式へ変更されたものの、従来通り、場外開催のスケジュール確定後に、上半期と下半期で市が本場開催分の契約先と契約している現状にある。

場外開催分を随意契約としている理由は、いわき平競輪場で開催する本場開催と場外開催が混在する併売時に、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うことが望ましいためとしている。確かに場外開催分の業務を本場開催分と異なる業者と契約した場合、複数の業者が同一業務を担うことで、提供する業務の質にバラつきが生ずる恐れもあり、不測の事態の場合には責任の所在が不明確となることから、市の主張には妥当性があると考え。

しかし、本場開催分の指名競争入札に際して、場外開催分についても受託できることは条件となっていない。さらに、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。

なお、市の設計金額の根拠は、本場開催分と場外開催分ともに、一般財団法人経済調査会が発刊している積算資料及びいわき市契約課が管理する労務単価を使用して設計している。また、業務量についても本場開催分を考慮して、場外開催分の 1 日当たりの業務時間を決定し算定している。

本場開催分の落札率を場外開催分の設計金額に乗じた金額を試算すると、現在の場外開催分の契約額は 393 千円過大となっている。

以上の状況から、場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施し、開催日数が当初契約から変更された場合は、契約変更の手続を行うべきである。



## No.7 いわき平競輪場競争映像撮影等業務

### ①契約の概要

(本場開催分／通期契約)

委託業務の内容	レース映像等の撮影及び録画、インターネット投票中継及びホームページ運用業務、いわき平競輪場公開スタジオ運営業務、インタビュー番組制作業務		
委託先	株式会社 JPF		
契約金額	61,529 千円		
契約期間	令和 4 年 4 月 25 日～令和 5 年 3 月 31 日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	本業務委託は、本場開催時におけるファン向けのレース映像の撮影、審判用レース映像の撮影、着順判定用スリットカメラ撮影及び BRONSE によりインターネットライブ中継配信に伴う映像の提供並びに場内公開ライブスタジオの運営を委託するものであり、着順判定用のスリット写真は(株)JPF が特許権を有している。		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	30 年以上	
	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	64,082	70,675	72,601

(場外開催分／半期契約)

委託業務の内容	レース映像等の放映(前検日の機材動作テスト、前日及び開催日のレース情報の提供)		
委託先	株式会社 JPF		
契約金額	上期:39,575 千円、下期:40,735 千円 (計 80,310 千円)		
契約期間	上期:令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日 下期:令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	当該業務については、場外開催スケジュールが決定したことに伴い、各フロア等へ競走映像の配信業務を契約するもので、 <ul style="list-style-type: none"> <li>着順判定用スリット写真の特許権を当該事業者が有していることから、令和 4 年度の本場開催に係る当該業務を随意契約予定としていること。</li> <li>一日の中で本場開催と場外開催が混在する併売時等において、業務の継続性・効率性の観点から同一事業者が担うべき業務であること。</li> </ul>		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	3 年	
	過去 3 年度の契約金額 (年間計、単位:千円)		

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	77,208	77,893

## ②監査の結果

### 契約等の金額について【意見】

歳出予算内示書、参考見積書、設計書、入札時見積書、契約金額について、その全てが同額となっている。このような事実に関して質問した結果、「専門性が高い業務であることから、参考見積をもとに設計等を行っている。」との回答を得たが、現状では説明責任を十分に果たしているとは言い難い状況にある。

当該業務については、特許を有していることからその専門性が高いことは伺える。しかし参考見積金額で予算から契約まで一貫している状況となっていることから、金額的評価は行ってないと言える。また、業者の事情(例えば、担当者の昇進による人件費の上昇、機器類の入替による更新投資など)を全て受け入れている状況になっているともいえる。

契約継続年数が30年以上に及んでいることから、公営競技事務所においても価格の妥当性に関するノウハウを蓄積することにより独自に算定する方法や同業他社により評価する方法も考えられる。

なお、契約金額は、一貫して上昇しているものでもなく、令和4年度では一時的に契約金額が減少に転じているが、その理由を確認し、理由と金額の整合性を判断するなど、説明責任を果たせる情報を備えておくことが望ましい。

### 業務の評価について【意見】

業務委託契約書の業務完了報告に関する条項では、業務の成果を検証となっている。

業務委託契約書 第17条(業務完了報告)第2項

業務完了報告書を受領する際には、業務の成果を検証するものとする。

現場の対応としては、問題等の有無について報告を受け、必要に応じて適宜協議等を行っている。また、公営競技事務所職員についても開催業務に携わっていることから、開催中の業務状況については把握していることから、特に文書で残してはいない。

しかし、検証については、文書等で確認した結果とするような対応が望まれる。なお、確認文書は必ずしも紙面である必要ではないが、一覧性を考慮した対応が望ましい。

### 本場開催と場外開催との契約の一本化について【意見】

場外開催分については、本場開催分と同一の業者を選定し、契約締結となっている。競走映像の撮影と放映は一貫しており、当初より同一業者との随意契約が予定されていることから、契約を統一することを検討されたい。

また、上半期と下半期の契約を区分することについては、開催日数が確定していないこと等が挙げられるが、少なくとも上半期については、映像放映業務の契約締結日が令和4年4月1日であり、映像撮影業務の契約締結日である令和4年4月25日より早いことから、映像撮影業

務と上半期の映像放映業務を統一し、下半期だけを区分する等の方法も考えられる。

業務効率化の観点、発注業者の負担軽減からも契約の統一を検討することが望まれる。

## No.8 いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務

### ①契約の概要

(本場開催分／通期契約)

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき平競輪場大型映像表示操作業務</li> <li>・いわき平競輪場通信設備等保守管理業務</li> <li>・郡山場外業務機器点検保守業務</li> <li>・テレドームサービス運用保守業務</li> <li>・テレホンサービス運用保守業務</li> <li>・従事員管理システム保守業務</li> <li>・従事員管理システム管理表作成業務</li> <li>・電話交換業務</li> </ul>		
委託先	有限会社 サン電気通信		
契約金額	21,575 千円		
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	いわき平競輪場及び郡山場外の全ての映像機器・通信機器に精通し、それらを熟知しており、特に大型映像表示装置の運用については、市内において運用できる業者がサン電気通信のみであること		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	30 年以上	
	過去3年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	18,828	19,179	22,029

(場外開催分／半期契約)

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき平競輪場大型映像表示操作業務</li> <li>・いわき平競輪場通信設備等保守管理業務</li> <li>・郡山場外業務機器点検保守業務</li> <li>・テレドームサービス運用保守業務</li> <li>・テレホンサービス運用保守業務</li> <li>・従事員管理システム保守業務</li> <li>・従事員管理システム管理表作成業務</li> </ul>		
---------	--	--	--

	・電話交換業務		
委託先	有限会社 サン電気通信		
契約金額	上期:46,448 千円、下期:46,134 千円 (計 92,582 千円)		
契約期間	上半期 令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日 下半期 令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の本場開催に係る当該業務について、当該事業者と契約していること。</li> <li>・当大型映像表示装置(オーロラビジョン)、ファン用場内モニタ、関係者用モニタ等にオッズ表示等の非常に重要な情報を放映するものであり万が一映像機器・通信機器のトラブル等により映像が表示できない場合、競輪開催に重大な損害を与える恐れがあることから本場開催と場外開催が混在する併売時等において、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うべき業務であること。</li> </ul>		
見積書徴求者数	1 者		
上記委託先との契約状況	令和 4 年度までの継続年数	3 年	
	過去 3 年度の契約金額 (年間計、単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	—	73,316	87,743

## ②監査の結果

### 契約等の金額について【意見】

設計書、入札時見積書、契約金額について、その全てが同額となっている。特に設計書の積算において使用する労務単価は、令和 4 年度市建築保全業務労務単価を使用しているが、非公表となっている。このような事実に関して質問した結果、「特に設計書については、配布資料である切り抜き設計書等によるものであると考える。」との回答を得たが、現状では説明責任を十分に果たしているとは言い難い状況にある。

切り抜き設計書等によるものであっても、そのままの金額で設計書から契約まで一貫している状況となっていることから、業者には価格情報が既に周知の事実として認識されているともいえる。

契約継続年数が 30 年以上に及んでいることから、公営競技事務所においても価格の妥当性を判断するノウハウを蓄積することにより独自に算定する方法や同業他社により評価する方法も考えられる。

なお、契約金額は、令和元年度から令和 3 年度までは一貫して上昇しており、令和 4 年度では契約金額が減少に転じているが、その理由を確認し、理由と金額の整合性を判断するなど、説明責任を果たせる情報を備えておくことが必要である。

### 業務の評価について【意見】

業務委託契約書の業務完了報告に関する条項では、業務の成果を検証するとなっている。

業務委託契約書 第15条(業務完了報告)第2項

業務完了報告書を受領する際には、業務の成果を検証するものとする。

現場の対応としては、問題等の有無について報告を受け、必要に応じて適宜協議等を行っている。また、公営競技事務所職員についても開催業務に携わっていることから、開催中の業務状況については把握していることから、特に文書で残してはいない。

しかし、検証については、何らかの文書で確認した結果とするような対応が望まれる。なお、確認文書は必ずしも紙面である必要ではないが、一覧性を考慮した対応が望ましい。

### 契約の統一について【意見】

委託先との契約については、以下のように変遷している。令和元年当初は2件程度の契約であったが、昨今は7～10件程度の契約で推移している。

委託業務	令和			
	元年	2年	3年	4年
いわき平競輪場消防設備点検業務	○	○	○	○
いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務	○	○	○	○
臨時記者席等通信設備設置業務委託		○	○	○
いわき平競輪場消防設備点検業務		○		
いわき平開設70周年記念競輪臨時記者席等通信設備設置業務委託		○		
いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務(場外)上半期		○	○	○
いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務(場外)下半期		○	○	○
いわき平競輪場場内モニター更新業務		○	○	○
いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務(枠外・モーニング)		○		
いわき平競輪場選手控室テレビ設置業務委託		○		
いわき平競輪場郡山場外非常灯交換等業務委託				○
いわき平競輪場バックスタンドプロジェクタースクリーン更新業務委託			○	○
いわき平競輪場非常用放送設備更新業務委託				○
計	2件	10件	7件	9件

業務の内容は異なるものの、同一の委託先が多数の業務を行っていることから、年間を通じた単一の契約をすることにより契約に係る業務の効率化、業務に関する管理費等の諸経費の削減につながる可能性もあることから、契約を一本化することの検討が望ましい。

なお、通信・映像機器等運用保守業務については、本場に関する契約日と場外上半期に関する契約日がいずれも令和4年4月1日であること、委託業務を実施する場所は異なるものの契約上の業務内容は同様であることから、少なくとも本場分と場外上半期の契約を一本化することは可能であると判断する。

### 随意契約確認表の不備について【指摘】

随意契約に際して、確認者 2 名で随意契約確認表により確認することとなっている。しかし、本場開催分の随意契約確認表について、確認項目のうち、「2 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号ごとの確認事項(2)入札参加有資格者名簿の中から、他に選定できる業者はいないことを確認しているか(他の選定可能な業者がいるにもかかわらず、その業者を選定からはずすようなことはしていないか。)」について第一確認者はチェックしているが、第二確認者はチェック欄が空欄となっている。

業者選定の経緯からは入札参加有資格者名簿は使用していないようであるが、チェック項目が必要であるか否か、不必要な場合にはそのことが明記できるような対応が必要である。

## No.10 いわき平競輪場内警備等業務

### ①契約の概要

(本場開催分／複数年契約)

委託業務の内容	場内警備(客溜り、発売払戻窓口の監視、マークシート記入の指導、自動発払機の監視等)・駐車場誘導案内・交通規制・交通整理及び違法駐車対策等、市警備員と同様とする。		
委託先	常光サービス株式会社		
契約金額	23,892 千円(令和 4 年度分)		
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日(2 年契約)		
契約方法	指名競争入札		
指名業者数・選定方法	令和 2 年入札参加資格者名簿に「警備業」として登録されており、令和 3・4 年度入札参加申請をした業者のうち、雑踏警備業務に係る 1 級検定合格者 1 名、2 級検定合格者 3 名以上を常時配置することが義務付けられるため、当該理由に合致する業者 7 者を選定。		
入札参加者数	6 者		
契約変更内容・理由	当初契約額:47,784 千円(2 年契約額) 変更契約額:47,042 千円(743 千円減) 令和 3 年下期の日程が確定したことにより当初の契約日数に変更が生じたため。		
上記委託先との 契約状況	令和 4 年度までの継続年数	3 年	
	過去 3 年度の契約金額 (単位:千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	—	14,477	23,149

(場外開催分／半期契約)

委託業務の内容	①いわき平競輪場場内警備業務 ②早朝前売発売警備業務 ③郡山場外車券売場場内警備業務 具体的な業務内容は場内警備(客溜り・発売払戻窓口の監視、マークシート記入の指導、自動発払機の監視等)・駐車場誘導案内・交通規制・交通整理及び違法駐車対策等、市警備員と同様とする。		
委託先	常光サービス株式会社		
契約金額	上期:46,569千円、下期:47,249千円(計93,818千円)		
契約期間	上期:令和4年4月1日～令和4年9月30日 下期:令和4年10月1日～令和5年3月31日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	当該業務については、半期ごとの「場外開催」スケジュールが決定したことに伴い、建屋内外における警備業務を契約するものであるが、次の理由により地方自治法施行令第167条2第1項第2号を適用し、随意契約とした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の本場開催に係る当該業務について当該事業者と契約していること。</li> <li>・一日の中で本場開催と場外開催が混在する併売時等において、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うべき業務であること。</li> </ul>		
見積書徴求者数	1者		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	3年	
	過去3年度の契約金額(年間計、単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	60,250	83,433

②監査の結果

本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は7者による指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっている。

場外開催分の場内清掃等業務は、以前は開催する競輪場にて費用負担する形式(職員派遣方式)であったことから、本場開催分と区分して契約する必要があったが、令和2年度に開催方式がそれまでの職員派遣方式から場外開催場で費用負担を行う事務委託方式へ変更されたものの、従来通り、場外開催のスケジュール確定後に、上半期と下半期で市が本場開催分の契約先と契約している現状にある。

場外開催分を随意契約としている理由は、いわき平競輪場で開催する本場開催と場外開催が混在する併売時に、業務の継続性・効率性の観点から同一の事業者が担うことが望ましいためとしている。確かに場外開催分の業務を本場開催分と異なる業者と契約した場合、複数の業者が同一業務を担うことで、提供する業務の質にバラつきが生ずる恐れもあり、不測の事態の場

合には責任の所在が不明確となることから、市の主張には妥当性があると考える。

しかし、本場開催分の指名競争入札に際して、場外開催分についても受託できることは条件となっていない。さらに、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。

なお、市の設計金額の根拠は、本場開催分と場外開催分ともに、一般財団法人経済調査会が発刊している積算資料及びいわき市契約課が管理する労務単価を使用して設計している。また、業務量についても本場開催分を考慮して、場外開催分の1日当たりの業務時間を決定し算定している。

本場開催分の落札率を場外開催分の設計金額に乗じた金額を試算すると、現在の場外開催分の契約額は816千円過大となっている。

以上の状況から、場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施し、開催日数が当初契約から変更された場合は、契約変更の手続を行うべきである。

## No.11 いわき平競輪活性化事業業務

### ①契約の概要

委託業務の内容	コロナ禍における新しい生活様式に対応した方法(インターネットによる広報・PRやインターネットによる投票など)により、年間の本場開催における新規顧客(女性層・ファミリー層・若年層など)の獲得及び既存顧客の満足度向上による車券売上向上(購入頻度・購入単価の増加など)を図るため、年間活性化事業業務一式を委託するとともに、令和4年5月3日から8日までの6日間、いわき平競輪場開催する特別競輪「第76回日本選手権競輪(G1)」において、ターゲットを設定した効果的なイベント・ファンサービス等を実施するため日本選手権競輪活性化事業業務一式を一括して委託する。
委託先	株式会社アド・ブラン
契約金額	89,969千円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約方法	指名競争入札(指名型プロポーザル方式)※
上記契約方法の採用理由	本事業の特殊性を考慮し、令和3年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている事業者を指名し、価格のみによる競争によらない総合的な審査のうえ、最適な事業者と契約を締結するため、指名型プロポーザル方式を採用
指名業者数・選定方法	8者 最低基準(評価基準満点の6割)以上で評価点の合計が最も高い参加事業者を第1位としてすべての参加事業者の順位を決定し、全体で第1位の評価が最も多かった参加事業者を最優秀提案事業者(契約候補者)に選定
入札参加者数	1者



上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	12年以上	
	過去3年度の契約金額（単位：千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	17,440	15,093	13,763

※プロポーザル参加業者が1者となったこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から当該委員会の開催については、書面開催により実施。

## ②監査の結果

### 事業実施報告書の評価について【意見】

仕様書における業務内容には、事業実施報告書(以下、「報告書」という。)の提出が求められている。しかし、公営競技事務所では報告書を回覧し、内容を詳細に検討した結果が明確となっていない。

報告書入手する目的は、委託した業務を評価するために非常に重要な書類であるため、検討結果は別途文書化するか、報告書内に直接記載する等の方法で評価結果を残すことが望ましい。

## No.12 いわき市営いわき平競輪開催告知業務

### ①契約の概要

(本場開催分／通期契約)

委託業務の内容	<p>開催告知業務として、</p> <p>(1)テレビ:別途提供する15秒スポットCM素材を使用し、開催節ごとにCM内容の差替えを行い指定した日時に放映</p> <p>(2)新聞:開催節ごとに競輪名称、開催日、主な出場選手及びイベントに関する情報等を前検日に掲載</p> <p>本業務委託は、年度当初の開催から媒体を通して広く告知していくため、企画書の作成から業者選定に要する期間及びCMや広告の素材を作成する期間等を考慮し、債務負担行為を設定するものである。なお、本業務委託は、特別競輪を含む年間活性化事業として、一括して業者委託することにより、特別競輪開催の効果を相乗効果として、より効果的・効率的な事業展開を図るものである。</p>
委託先	株式会社東日本朝日広告社 営業局2部
契約金額	20,701千円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約方法	指名競争入札
指名業者数・選定方法	5者・最低の入札金額により選定
入札参加者数	2者

上記委託先との 契約状況	令和4年度までの継続年数		12年以上
	過去3年度の契約金額（単位:千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	24,508	24,502	20,724

(場外開催分／半期契約／上期分)

委託業務の内容	場外開催告知業務として、 (1)テレビ:別途提供する15秒スポットCM素材を使用し、開催節ごとにCM内容の差替えを行い指定した日時に放映 (2)ラジオ:10秒スポットCM素材を作成し、指定した日時に放送 (3)新聞:別途指定する日に発売に関する情報を掲載		
委託先	株式会社東日本朝日広告社 営業局2部		
契約金額	12,697千円		
契約期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の 採用理由	当該業務については、場外開催時におけるいわき平競輪場にて開催の告知を行う業務であり、業務の性質上、本場開催時と場外開催時の実施事業者が異なることで事業者間における業務の質のバラつき、問題発生時における事業者間の責任の所在等発注側の管理が極めて煩雑となることから債務負担行為にて本場開催時の業務として契約を締結する(株)東日本朝日広告社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。		
見積書徴求者数	1者		
上記委託先との 契約状況	令和4年度までの継続年数		3年
	過去3年度の契約金額（単位:千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	10,619	9,978

(場外開催分／半期契約／下期分)

委託業務の内容	場外開催告知業務 テレビ:別途提供する15秒スポットCM素材を使用し、開催節ごとにCM内容の差替えを行い指定した日時に放映		
委託先	株式会社アド・プラン		
契約金額	10,322千円		
契約期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日		
契約方法	指名競争入札		
上記契約方法の	本場開催告知業務と同事業者が随意契約により契約することとなるが、該当する		

採用理由	事業者が指名停止となったため、改めて入札を実施する		
指名業者数・選定方法	4者・最低制限価格以上で最も入札価格の低い入札者		
入札参加者数	2者		
上記委託先との 契約状況	令和4年度までの継続年数	1年	
	過去3年度の契約金額（単位：千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	—

## ②監査の結果

### 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

開催告知業務（テレビ・CM等による広告宣伝業務）は、本場開催分は年間契約で指名競争入札によっており、場外開催分については、上期分は本場開催時の業務として契約を締結している業者との随意契約となっている。なお、下期分は、当該事業者が指名停止となったため、指名競争入札になっている。

場外開催上期分の契約に際して、本場開催分の契約先からの参考見積により予定価格としており、契約額は予定価格と同額となっている。

場外開催分の上期分について、上記の理由から本場開催分の委託業者と随意契約するのであれば、本場開催分が指名競争入札となっていること、場外開催分とラジオ以外の媒体は同じであること、業務内容に著しい相違はないことから、本場開催分に含めて競争入札の手続を実施すべきである。

### 随意契約確認表の不備について【指摘】

随意契約に際して、確認者2名で随意契約確認表により確認することとなっている。しかし、本場開催分の随意契約確認表について、確認項目のうち、「2 自治法施行令第167条の2第1項の適用号ごとの確認事項(3)理由書において特定の業者でしか対応できない理由を具体的かつ客観的に明記しているか。」について第二確認者はチェックしているが、第一確認者はチェック欄が空欄となっている。

第二確認者が記載漏れを発見した場合は、補充を求めるよう適切に対応する必要がある。

## No.14 いわき平競輪場現金輸送・保管等業務

### ①契約の概要

委託業務の内容	<p>以下の業務を委託する。</p> <p>(1) 運営資金等の保管</p> <p>いわき市営いわき平競輪場の開催日程に基づく、開催日の運営資金等を保管する。</p> <p>(2) 運営資金等の輸送</p>
---------	---

	<p>運営資金等を開催初日に保管場所又は金融機関より、いわき平競輪場及び郡山場外車券売場(以下、「競輪場施設」という。)へいわき市の指定する時間までに配金する。また、各開催日毎の開催終了後、競輪場施設より運営資金等を集金し、保管場所まで輸送する。</p> <p>(3)現金整理</p> <p>各開催日の開催終了後、集金した現金を投票所用両替金と売上金に仕分けし、投票所両替金については、いわき市が指定する金種に整理し、翌開催日の現金輸送の準備を行う。</p> <p>(4)非開催払戻業務</p> <p>本場及び場外競輪非開催日に本場のみで実施する非開催払戻窓口用の払戻金について取り扱う。</p>		
委託先	ALSOK 福島株式会社		
契約金額	55,224 千円(令和4年度分)		
契約期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年契約)		
契約方法	随意契約		
上記契約方法の採用理由	<p>本業務の入札については、当初は指名競争入札として入札を進めようとしたが、業者選定の上で指名した2者のうち、1者が入札執行前に辞退し、入札参加資格者が委託した業者のみとなったことから入札を中止した。本業務の業者選定については、現金輸送・保管等業務であることから、入札参加資格者名簿に「警備業」として登録されており、「貴重品運搬業務」実施の認可を公安委員会より受けている業者としているが、当条件を満たし、業務可能な業者が委託した業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とする。</p>		
見積書徴求者数	1者		
契約変更内容・理由	<p>当初契約額:120,567千円(2年契約額)</p> <p>令和4年9月変更後:108,436千円(当初契約額比12,131千円減)</p> <p>当該契約は令和3年4月1日からの2年契約であることから、日程が確定したことにより、当初の見込んでいた契約日数に変更が生じたため。</p>		
上記委託先との契約状況	令和4年度までの継続年数	10年以上	
	過去3年度の契約金額(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	12,622	11,869	53,211

## ②監査の結果

### 入札方法の見直しについて【意見】

当該契約は、上記の通り、当初は指名競争入札で入札参加資格者2者を選定し、入札を行う予定であったが、指名通知後に1者から入札辞退届が提出されたため、入札参加者が1者とな

ったことから、いわき市入札心得に従って指名競争入札を中止し、参考見積を徴求していた1者と随意契約を締結することとした。

当該契約は前回契約締結時の令和2年4月1日も指名競争入札で行おうとしていたが、今回の契約と同様に1者から入札辞退届が提出され、今回の委託業者と随意契約を締結していた。

市の「役務的業務委託に関する契約事務の指針」には、入札参加有資格者の中からなるべく5人以上を選定しなければならないと規定している。「なるべく5人以上」としているのは、入札の競争性を確保するための目安であり、必須の人数ではないともされている。しかし、今回の契約だけでなく、前回契約時も同じ業者が入札辞退届を提出している。

昨今はあらゆる業種において人員不足を問題としており、業者も受託可能業務が慎重に検討している。以上の状況も踏まえて、今後は競争性を確保した契約手続を実施できるよう、指名要件を満たす入札参加者が限定される場合には、新たな入札参加資格者を募るなどの取組みを行うことが望ましい。

#### No.18 臨時場外車券売場設置に係る業務委託

##### ①契約の概要

(ネット投票サービス/株式会社 WinTicket)

委託業務の内容	(1)車券発売 (2)払戻金及び返還金の交付 (3)公金の保管、管理、精算 (4)車券記録の保管 (5)情報システム利用経費 (6)競輪事業活性化の促進 (7)システムの広報・広告宣伝業務 (8)システムに関する問い合わせ (9)その他システム運用業務 (10)別途合意協議した業務
契約金額	売上金額×10.47/100×1.1 ※車券の種類がワイドであり、かつ、特定の会員が50,000円以上購入した組が的中し、払戻金額が100円となった場合は上記業務委託料×100/100×1.10 令和4年度年間761,270千円
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	—
見積書徴求者数	1者

(平塚競輪場／平塚市)

委託業務の内容	<p>いわき市が開催する競輪の場外売場の開催事務のうち以下に掲げる事務</p> <p>(1) 場外売場における運営の指揮、監督に関する事務</p> <p>(2) 車券の発売、払戻金及び返還金の交付に関する事務</p> <p>(3) 公金の保管、管理に関する事務</p> <p>(4) 投票業務全般に関する事務</p> <p>(5) トータルゼータシステムの運用保守に関する事務</p> <p>(6) 映像等の放送に関する事務</p> <p>(7) 競輪場内外の警備に関する事務</p> <p>(8) 現金輸送に関する事務</p> <p>(9) ファンサービス、イベント等の実施に関する事務</p> <p>(10) 宣伝・広報に関する事務</p> <p>(11) 出走表の作成及び印刷に関する事務</p> <p>(12) 車券の印刷に関する事務</p> <p>(13) 従業員等に関する事務</p> <p>(14) 場外売場の業務執行に必要な物品等の準備及び手配に関する事務</p> <p>(15) 場外売場の設備及び機器の整備に関する事務</p> <p>(16) 場外売場の施設の借上に関する事務</p> <p>(17) 場外売場の秩序維持についての関係機関との調整に関する事務</p> <p>(18) 場外売場周辺の住民対策に関する事務</p> <p>(19) その他前各号に関連する事務</p>								
契約金額	<p>(1) 平塚競輪場で発売した車券売上金額(車券発売金から返還金を差し引いた額)にグレードの率を乗じて得た金額</p> <table border="1" data-bbox="549 1330 1230 1527"> <thead> <tr> <th>発売する競輪グレード</th> <th>料率(消費税等抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GPシリーズ、G I、G II、全プロ</td> <td>100分の13</td> </tr> <tr> <td>G III</td> <td>100分の14</td> </tr> <tr> <td>F I・F II</td> <td>100分の16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 前項の金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて算出した金額 令和4年度年間 42,656 千円</p>	発売する競輪グレード	料率(消費税等抜)	GPシリーズ、G I、G II、全プロ	100分の13	G III	100分の14	F I・F II	100分の16
発売する競輪グレード	料率(消費税等抜)								
GPシリーズ、G I、G II、全プロ	100分の13								
G III	100分の14								
F I・F II	100分の16								
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日								
契約方法	随意契約								
上記契約方法の採用理由	—								
見積書徴求者数	1者								

(ラ・ピスタ新橋／株式会社サテライトジャパン)

委託業務の内容	<p>いわき市が開催する競輪の場外売場の開催業務</p> <p>(1) 車券の発売、払戻金及び返還金の交付及び精算に関する業務</p> <p>(2) 公金の保管、管理、精算に関する業務</p> <p>(3) 車券の印刷に関する業務</p> <p>(4) 出走表の作成・印刷に関する業務</p> <p>(5) 宣伝、広告・ファンサービスに関する業務</p> <p>(6) 警備等に関する業務</p> <p>(7) 場外売場の業務執行に必要な物品等の準備及び手配に関する業務</p> <p>(8) 場外売場の施設借上に関する業務</p> <p>(9) 場外売場の運営管理に関すること</p> <p>(10) その他前各号に関連する業務</p>
委託先	株式会社サテライトジャパン
契約金額	<p>場外売場で発売した車券売上総額の 100 分の 12.785 に相当する金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額</p> <p>令和 4 年度年間 36,056 千円</p>
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
上記契約方法の採用理由	—
見積書徴求者数	1 者

②監査の結果

随意契約の取扱いについて【指摘】

随意契約による場合、通常は随意契約の理由書、随意契約確認表を作成し、随意契約が適切であるかどうかを確認することとなっているが、当該契約については、一連の書類を作成していない。書類未作成について、質問した回答は以下の通りである。

臨時場外車券売場については、開催施行者が場外車券売場を選定するものではなく、あくまで各臨時場外車券売場に発売の選択肢があるため、年度において発売の意思を示した相手と契約を締結しております。随意契約に係る資料等については、通常の委託契約と背景及び趣旨等が大きく異なるため、慣例として省略しております。

当該契約は、通常の随意契約とは異なっていることから確認する資料を作成していないことについては、明確であるもののその取扱いは慣例として省略している。

不必要な書類の作成を求めるものではないが、その旨を契約に当たっての決裁文書等に何らかの記載を明確にしておくことが必要である。

## 5 資産管理

### (1) 資金管理

本場開催、場外開催において多額の現金を取り扱っている。現金の取扱いは受入から機器等への設置、返却時など複数回、あるべき残高と現金照合を行っている。特に本場開催ではあるべき残高との違算が発生することは想定していない。

運営資金については、現金の搬入から機器等へ装填、回収から搬出までが適切に行われていること、選手への賞金については、資金準備から選手への賞金受渡しまでが適切に行われていること、他場開催については、資金の流れが適切に行われていることなどについて内部の確認資料、トータリゼータシステム(2020 VIS)の金額との照合などの観点から検証した。

#### ① 運営資金

運営資金は、本場・場外開催に合わせていわき平競輪場、郡山場外で自動機、有人機に準備するための資金である。

##### 1) 事前準備

毎月の開催を想定して各投票所で必要なる資金合計を算定し、競輪事業特別会計から公営競技事務所の資金前渡職員口座へ資金を送金する。資金前渡職員口座から当日の資金管理を行っている警備会社口座へ振り込まれる。

##### 2) 開催当日

開催日に応じて警備会社から金種別に区分された資金が搬入され、当日終了後に全ての現金を警備会社へ搬出する。

- ・ 警備会社より資金センターに搬入された現金について、事前に作成された搬入金確認表(朝)により投票所ごと金種別に確認し、確認欄にチェックしていることを確認した。
- ・ 資金センターから各投票所へ資金を搬送する際に、いわき平競輪運営資金受領簿に引渡印(センター)、受領印(投票所)に捺印があることを確認した。

#### 運営資金受領簿の同一人による押印について【意見】

1F-1 投票所、6F 投票所、バック 1F 投票所については、運営資金受領簿の引渡印と受領印が同一の押印となっていた。現金の受渡しについては、センターと投票所では別の担当者により内部牽制を図ることを目的としていると思われる。そのため、引渡と受領については、異なる担当者によることが望ましい。

- ・ 投票所ごとにトータリゼータシステム(2020 VIS)から集計された「いわき平 納付金明細表」が出力され、集計結果と現金照合を行う。集計結果は USB メモリに書き込み、集計センターへ配付される。紙幣、硬貨ごとにチェックされていることを確認した。
- ・ 資金センターでは USB メモリから出力されたデータに基づいて「いわき平 納付金明細表」を再出力し、改めて現金との照合を実施し、資金センター職員が「いわき平 納付金明細表」の取扱者検収印に押印する。紙幣、硬貨ごとにチェックされていることを確認した。
- ・ 投票所ごとに現金が把握された「いわき平 納付金総括表」の一部について、現金の



総額が納付金明細表の合計と一致していることを確認した。

- ・ 投票所ごとに現金確認、連絡をしたこと、時間を記入し、集計センター(売上金)総額、確認時間、確認者、集計センターへの入庫バック数、出庫バック数の数値が一致していること、確認印が押印されていることを確認した。
- ・ 現金が資金センターから警備会社へ出庫される際に、警備会社指定の伝票を起票し、発送元控の警送品明細書(B)が存在していること、警備会社の受領印があることを確認した。

### 3) 月末処理

月初に準備し資金前渡職員口座に振り込まれた資金と同額を競輪事業特別会計へ返納される。

- ・ 令和5年4月分について、月初にいわき平競輪運営資金内訳書が作成され、支出負担行為兼支出命令書が作成され、令和5年4月1日付で決裁されていることを確認した。
- ・ 令和5年5月1日付で精算書が決裁され、令和5年4月1日に資金前渡職員口座に振り込まれた資金と同額が返納されていることを返納通知書兼領収証書(いわき市出納機関印)により確認した。

## ②選手への賞金

賞金は、グレード別に固定額、開催日数を入力し、金種表を作成する。金種表に基づいて3平日前までに資金前渡決裁手続を行う。

### 1) 資金準備

- ・ 必要資金が競輪事業特別会計から資金前渡職員口座へ振込が実行されるように、支出負担行為兼支出命令書が月初に決裁されていることを確認した。
- ・ 開催日に合わせて警備会社へ通知した金種別の必要金額と同額の振込受付書を確認した。
- ・ なお、開催期間中は賞金支払後の残金全てを警備会社が持ち帰ることとしており、競輪場内には現金は保管しない。

## ③場外開催

開設する投票所に違いはあるものの、運営資金の流れは本場開催と同様である。ただし、開催終了後に開催場の指定金融機関へ資金を送金するが、売上金から払戻、未払確定(※)を除いて主催者に送金する。その後、車券有効期限である60日を経過したのち、残金も開催場へ送金される。これら全て、トータリゼータシステム(2020 VIS)で管理されている。

※未払確定:開催終了の精算時に払戻未了となっており、有効期限60日までの払戻に対応する。

## (2)施設管理

いわき平競輪場の投票所及び観戦スタンドは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における特定建築物に該当し、法定点検を実施する必要がある。同法において地方自治体に定期点検の義務が課された平成 17 年以降、いわき平競輪場では各設備の点検期限毎に実施されている。

令和 4 年度の法定点検の実施状況について、市が作成する令和 4 年度施設設備保守点検計画(スケジュール)及び各種法定点検報告書を閲覧し、定期点検と簡易な巡視点検や遠隔点検などが適切に実施され、いわき市も点検結果に関して対応していることを確認した。以下に閲覧した法定点検報告書より実施した手続の結果について記載する。

### ①いわき平競輪場無停電電源装置(UPS)保守点検業務

UPS(無停電電源装置)とは、予期せぬ停電や入力電源異常が発生した際に、電源を供給する機器(負荷機器)に対し一定時間電力を供給し続けることで、機器やデータを保護することを目的とした装置である。いわき平競輪場はナイター開催が多く、不慮の停電でバンク等の照明が点かない事態は大変憂慮すべきことである。

令和 4 年度は 12 月 14 日に保守点検を行った結果、部品の経年劣化に伴い蓄電池の更新が望まれる状況にあった。本装置は納入から 17 年経過し期待寿命の 15 年を経過しており、装置全体の更新時期であった。いわき市では業者からの UPS 点検レポート兼作業完了届に基づき、令和 5 年 2 月 21 日に蓄電池の更新作業について、保守点検を行った業者に実施依頼した。更新作業後に動作確認も実施した結果、蓄電池は引き続き良好に稼働していることを作業報告書にて確認した。

### ②いわき平競輪場大型映像表示装置保守点検業務

いわき平競輪場には、レースの臨場感を伝える等の魅力アップを図るために、平成 5 年に大型映像装置が設置された。大型映像装置は年 1 回の定期点検を実施しており、令和 4 年度は令和 5 年 1 月に実施している。各機器・装置の機能確認を実施し、正常に動作することは確認できたが、映像表示部(LED 型)はスクリーン運転時間が輝度半減期である 30,000 時間を超えており、かつ、焼付が発生していることから更新の検討を定期点検報告書で指摘している。情報表示部(HB 型)もスクリーン運転時間が輝度半減期である 20,000 時間を超えており、かつ、焼付が発生していることから更新の検討を定期点検報告書で指摘している。なお、スクリーン稼働時間については令和 5 年 1 月 23 日時点で以下の通りである。

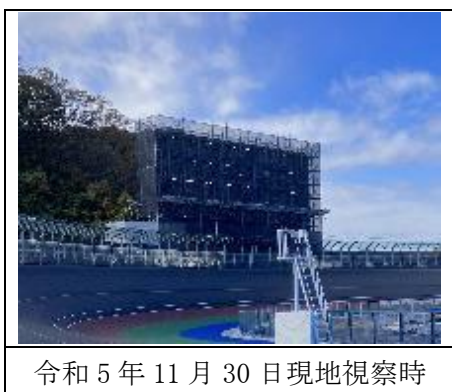
(スクリーン累計稼働時間)

映像表示部 LED 型(平成 18 年 10 月納入)	36,523 時間
情報表示部 HB 型(平成 11 年 10 月納入)	51,023 時間



いわき平競輪場大型映像装置(定期点検報告書より抜粋)

上記を踏まえていわき平競輪場は、近年の経年劣化によりチラつきや表示不能となったユニットが複数個所生じており、部品の調達が困難となっていることから、安定的な競輪事業の運営を図るため、令和5年度に装置更新を行うこととし、令和5年6月にいわき平競輪場大型映像表示装置更新業務委託として公募型プロポーザル方式で入札を実施し更新作業を委託している。



令和5年11月30日現地視察時

### ③いわき平競輪場防火設備法定点検業務

防火シャッターなどの設備については令和4年11月15日に、建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査が実施され報告書を受領している。法定点検による指摘の概要で「要是正の指摘あり」とされた点は以下の通りである。

- |   |
|---|
| <p><b>【防火シャッター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感知座版が変形しているため、座板可動部がスムーズに摺動しない。</li> <li>・天井内ケースが外れている。</li> <li>・点検口の位置不良により駆動部等の確認不可。</li> </ul> <p><b>【耐火クロススクリーン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉機・ローラーチェーンが壁に埋まっているため、駆動部等の確認不可。</li> </ul> |
|---|

報告書において、防火設備の不具合の発生状況は無かったと報告されており、緊急性が高いものではないと判断した。

### (3)備品管理

備品の管理体制を検証するため、市より入手した備品台帳に登録されている備品(計 12,560 件、取得価格計 223,989 千円)から、以下の 16 件、取得価格計 26,580 千円について、現物の実査を行った結果は、以下の通りである。

連番	備品番号	物品番号	品名	規格	取得日	取得価格	重要物品区分	結果		
								現物有無	シール有無	確認場所
1	73052	10914010	電気機械及び器具類	26V型液晶テレビ	H18.9.29	131,250		※	※	選手宿舍部屋
2	79258	10903010	戸だな・書庫類	貴重品ロッカー	H18.9.29	630,000		○	○	メインスタンド2階
3	79280	10904010	事務用機器類	紙幣整理機BA150	H18.9.29	2,415,000	重要物品	×	×	
4	81349	10902010	いす類	特別観覧席用椅子	H18.9.30	136,500		○	×	メインスタンド5階 特別観覧席
5	81496	10902010	いす類	選手食堂用イス	H18.10.6	26,450		○	○	選手宿舍3階 食堂
6	129765	10904010	事務用機器類	硬貨包装機LAC120P	H15.2.26	1,102,500	重要物品	×	×	
7	129768	10912010	車両舟艇類(自動車・特殊車)	公用自動車 三菱・パン	H10.12.15	1,365,000	重要物品	○	×	駐車場
8	169285	10904010	事務用機器類	硬貨包装機LAC131	H21.3.16	1,050,000	重要物品	○	×	バックスタンド3階 投票所
9	170320	10914010	電気機械及び器具類	NEC電話交換機 nuiverge apex3600i	H21.5.20	10,900,000	重要物品	○	×	メインスタンド1階 MDF室
10	195029	10912010	車両舟艇類(自動車・特殊車)	車両舟艇類(自動車・特殊車)マツダ ビアンテ	H24.7.13	1,687,350	重要物品	○	×	駐車場
11	195143	10912010	車両舟艇類(自動車・特殊車)	車両舟艇類(自動車・特殊車)トヨタ プリウスα	H24.8.2	2,430,750	重要物品	○	×	駐車場
12	206224	10904010	事務用機器類	硬貨包装機LAC131	H27.7.31	950,400		○	×	メインスタンド1階 投票所
13	206236	10904010	事務用機器類	硬貨包装機LAC131	H24.3.30	1,029,000	重要物品	○	×	メインスタンド1階 投票所
14	206240	10904010	事務用機器類	硬貨包装機LAC131	H25.2.28	997,500		○	×	メインスタンド1階 投票所
15	206273	10904010	事務用機器類	紙幣計算機PV240B	H26.4.25	864,000		○	×	メインスタンド1階 投票所
16	206284	10904010	事務用機器類	紙幣計算機PV240B	H26.5.28	864,000		○	×	バックスタンド3階 投票所

※連番 1 26V 型液晶テレビ・・・選手宿舍の部屋(全 34 室)に各 1 台設置されているテレビであり、該当備品(備品番号 73052)の設置されている部屋は視察できなかったが、視察した部屋のテレビは備品番号 73065、取得日 H18.9.29 の備品シールが貼付されており、備品台帳に当該内容で登録があることを確認した。

#### 備品管理体制の不備について【指摘】

いわき市財務規則(第 277 条第 1 項)では、備品の管理について以下のように規定されている。

物品管理者は、その所管に係る供用備品をは握するため、備品台帳(第9号様式)を整理し、備品整理票(第98号様式)をちよう付し、又はペイント書等をして管理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、帳簿に品質、形状等を明記し、現品との照合に便利なようにしておかなければならない。

しかし、備品の実査の結果、備品シールが貼付されていない備品が実査対象 16 件中 13

件存在していた。同一規格の備品が多数存在するものがあり、備品台帳には設置場所の記載もないため、備品台帳との関連性が不明確である(上記結果の現物有無で○としたものうち備品シールが貼付されていない備品は、備品現物に表示されている規格等で確認したものの、備品台帳に登録されている特定備品が該当しているのかは不明である)。その他にも施設内を視察した際に、外部委託業者と共用している場所に設置されている備品に備品シールが貼付されていないものが散見され、委託業者のものか否かが判別できず、管理上問題がある。適切に備品シールの貼付を行い、備品台帳との関連性を明確にする必要がある。

また、実査の結果、備品台帳に登録されているものの、既に実在していない備品 2 件存在しており、除却処理が適切に行われていない。さらに、施設内を視察した際に、長期間使用されていないと思われる備品も存在した。使用困難で除却が必要な備品は適時に除却等を行う必要がある。

(以下メインスタンド 4 階投票所に保管されていた紙幣計算機)



上記の結果を踏まえ、定期的に備品の実査・棚卸を行い、備品シールの貼付漏れや備品台帳の除却登録漏れ等の有無について検証する必要がある。備品が多数にのぼるため、一斉に実施することは実務上難しいと考えられるため、実施場所を数年間で一巡するように計画して実施することが考えられる。また、多数の者が使用することが想定され、備品シールが摩耗、剥離する可能性が高いなどの場合は、備品シールの貼付に代えて、現物と備品台帳との対応が明確になるように備品台帳その他の帳簿に必要な情報を整理することが考えられる。

以上